第63回社会保障審議会年金事業管理部会

資料1-2

## 日本年金機構の令和3年度 業務実績の評価(案)

## 令和3年度業務実績の評価(案)一覧

令和3年度計画の評価項目		3期中期目標期	間
7 付3 千及計画の計画項目	元年度	2年度	3年度(案)
I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
1. 国民年金の適用促進対策	В	В	В
2. 国民年金の保険料収納対策	Α	Α	Α
3. 厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策	Α	А	Α
4. 厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策	Α	А	Α
5. 年金給付	В	В	Α
6. 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止	В	В	В
7. 年金相談	В	В	В
8. 分かりやすい情報提供及びサービス改善の促進	В	В	В
9. 年金制度改正等への対応	Α	А	Α
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項			
1. 効率的効果的な業務運営(ビジネスプロセス改革)	В	В	В
2. 外部委託の活用と管理の適正化	В	В	В
3. 社会保険オンラインシステムの運用・改善・開発	В	В	В
4. ICT化の推進	Α	А	Α
Ⅲ 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項			
1. 内部統制システムの有効性確保	В	В	В
2. 個人情報の保護	В	В	В
3. 文書管理及び情報公開	В	В	В
4. 人事及び人材の育成	В	В	В
IV 予算、収支計画及び資金計画 V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 VI Vの財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	В	В	В

## 【判定基準】

S:年度計画を大幅に上回っている。

A:年度計画を上回っている。

B: 年度計画を概ね達成している。 C: 年度計画をやや下回っている。

D: 年度計画を下回っており、大幅な改善が必要。

	元年度	2年度	3年度(案)
S	0	0	0
Α	5	5	6
В	13	13	12
С	0	0	0
D	0	0	0
計	18	18	18

## 目 次

令和3年度計画	頁
I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
1. 国民年金の適用促進対策	1
2. 国民年金の保険料収納対策	4
3. 厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策	14
4. 厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策	23
5. 年金給付	29
6. 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止	38
7. 年金相談	42
8. 分かりやすい情報提供及びサービス改善の促進	47
9. 年金制度改正等への対応	56
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項	60
1. 効率的効果的な業務運営(ビジネスプロセス改革)	60
2. 外部委託の活用と管理の適正化	69
3. 社会保険オンラインシステムの運用・改善・開発	72
4. ICT化の推進	77
Ⅲ 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項	85
1. 内部統制システムの有効性確保	85
2. 個人情報の保護	102
3. 文書管理及び情報公開	107
4. 人事及び人材の育成	110
IV 予算、収支計画及び資金計画	122
V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	123
VI Vの財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	123

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
I 提供するサービスその他の業務の質 の向上に関する事項				
1. 国民年金の適用促進対策				評価:B
以下の取組により、国民年金の適正な適用を図る。	<ul> <li>○国民年金の適用促進対策については、主に以下の施策に取り組みました。</li> <li>・20歳到達者について、職権による適用を行うとともに、加入のお知らせと同時に納付書を送付することに加え、加入前に前納制度、口座振替及びクレジットカードによる納付を案内したお知らせを送付するなど、若年層の納付率向上に努めました。</li> <li>・地方公共団体情報システム機構(以下「JーLIS」という。)から提供される情報により把握した34歳、44歳及び54歳到達者に対する届出勧奨等を適切に実施しました。</li> <li>・無年金及び低年金防止への対応として、任意加入勧奨及び追納勧奨を実施しました。</li> </ul>			
知らせと同時に納付書を送付することにより、納付が促され、納付月数が増加傾向にあることから、納付に重	OJ-LISから提供される情報に基づき、機構で第1号被保険者となることが把握できた全ての20歳到達者について職権による適用を速やかに実施(99.2万人)しました。 O若年層の納付率向上に向け、20歳到達月の前月に前納制度、口座振替及びクレジットカードによる納付を案内した加入前のお知らせを送付するとともに、市区町村の協力により電話番号が収録できた方に対し、電話による納付、前納、口座	I Sから提供される情報により 把握した全ての対象者(99.2万 人)について、職権による資格 取得の手続を迅速かつ確実に実	報に基づき、20歳到達者につい て職権による適用を確実に実施 したか。また、34歳、44歳及び 54歳到達者に対する届出勧奨 等を確実に実施したか。また、 被保険者種別変更について、届 出がない場合の届出勧奨等を確	ISから提供される情報により 把握した全ての対象者について 職権による適用を実施した。また、34歳、44歳及び54歳到達 者の未加入者に対する届出勧 奨、届出がない場合の職権によ
54歳到達者に対する届出勧奨等を確実に実施するとともに、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)と	OJ-LISから提供される情報により把握した34歳、44歳及び54歳到達者(502万人)のうち、海外から転入された方で基礎年金番号が付番されていない方等に対して届出勧奨を行った上で、届出がない方については職権による適用等を実施(2.6万人)しました。	報により把握した 34 歳、44 歳 及び 54 歳到達者に対する適用 について、2.6 万人全員を適用		
の連携により、未加入者を早期に把 握するための対策を厚生労働省と連		しました。 また、海外から転入された方等		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
携して検討する。  ③ 被保険者種別変更について、届出 勧奨及び届出がない場合の資格取得 等の手続を確実に実施する。  (2) 関係機関との連携 オンラインビジネスモデルの実現に 向けた様々な施策(マイナポータルに よる免除申請の届書作成・申請を可能 とする機能の構築等)の検討状況を踏 まえながら、市区町村との連携を強化 し、国民年金の加入手続の改善を図り、 適正な届出を促進する。	③ 種別変更者の適用  ○退職者及びその被扶養配偶者に対しては、被保険者種別変更の届出を要する事由 が発生したときから2か月後に届出勧奨を行い、自主的な届出を促しました。届 出勧奨を行ってもなお届出がなされない場合には、第1号被保険者として職権に よる適用を実施(97.6万人)しました。  (2) 関係機関との連携	を早期に把握するための仕組みについて検討を進めました。  〇被保険者種別変更について、届出がない方 97.6 万人に資格をでしました。  〇市区町村との連携・協力について、「かけはし」等による情報に対しました。  〇市区町村はし」等による情報に対しまでで、「かけは、市区町村担当者に紹うでは、市区での具体を記録をできるともに、資格・納付記録の確認手順の説明を行い、住民	〇市区町村やハローワークと連	〇市区町村には、情報誌の提供等 に加え、新たに市町村担当者を
	い、住民への適切な案内を依頼しました。  ③ ハローワークとの連携強化  ○離職者に対し失業特例免除や臨時特例免除について周知するため、雇用保険説明会における従来のリーフレット等の書類一式の配布に加え、特例免除を含む国民年金の手続に関して分かりやすく説明した動画を作成し、令和3年7月に全国のハローワークにその上映について協力を依頼しました。	りやすく説明した動画を作成		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
(3) 無年金者及び低年金者への対応	(3) 無年金者及び低年金者への対応			
① 任意加入制度の勧奨について、令		│ │○無年金及び低年金への対応と	│ │ 〇任意加入勧奨等、無年金及び低	  ○65 歳まで任意加入することで
和 2 年度に実施した 60 歳から 65 歳				受給要件を満たす方に対して勧
到達までに任意加入し納付すること	加入することで受給資格要件を満たす方に勧奨を実施(9千人)しました。	要件を満たす9千人に勧奨を		奨を実施した。また、追納勧奨
で受給要件を満たす方への勧奨に対		   実施しました。		については、引き続き2年目、
する効果を検証し、より効率的・効果		また、令和3年度中に追納した		9年目の期間を有する方への勧
的な対策について検討を行う。		人は23.4万人となりました。		奨を実施した。
② 未納が続いており、このままでは	   ※取組状況については、I — 2 (4)に記載。			
無年金、低年金となることが見込ま				
れる方に対し、特別催告状の効果を				
高めるため、納付結果に応じた年金				
見込額を記載し納付意欲を喚起す				
<b>ప</b> 。				
③ 追納勧奨について、令和2年度に	〇追納勧奨について、下記の対象者に追納勧奨を実施(797万人)し、令和3年度			
実施した2年目、9年目の期間を有	中に追納をした人は 23.4 万人となりました。			
する方への勧奨を継続して実施する	①保険料に加算額が上乗せされる前である免除等承認後2年目の期間を有する			
とともに、勧奨に対する効果を検証				
し、新たな対象者の選定について検	②免除等承認後、追納可能な期限(10年)の直前となる9年目の期間を有する   .			
討する。	方 			
(4) 外国人の適用対策	(4) 外国人の適用対策			
① 法務省出入国在留管理庁から提供		〇出入国在留管理庁から提供さ	〇外国人の適用対策を行ったか。	〇出入国在留管理庁から提供さ
される外国人情報と機構が保有する	情報を基に、機構において社会保険の適用の有無を確認し、第1号被保険者とし	れた外国人情報と機構が保有		れる特定技能外国人等に係る情
記録の突合せを行い、未加入者への	て適用すべき方 167 人(自主的に届出された方を除く)について、職権による適	する記録の突合せを行い、未加		報により把握した未加入者につ
届出勧奨及び届出がない場合の資格	用を行いました。	入者(167人)について職権に		いて、職権による適用を行った。
取得手続を確実に実施する。		よる適用を行いました。		また、令和3年度も新たな外国 語版パンフレットを作成し日本
② 分かりやすい制度説明を行うため	   ○外国人に対して分かりやすい制度説明を行うため、次の取組を実施しました。	O外国人に対して、分かりやすい		年金機構ホームページに掲載す
引き続き多言語による制度説明のパ	また、これらのパンフレットについて、機構ホームページに掲載していることを	制度説明を行うため、多言語の		るとともに、市区町村に活用を
ンフレットを拡充し、作成したパン	日本年金機構 Twitter 及び LINE アプリ「わたしとみんなの年金ポータル」にお	パンフレットを作成するとと		依頼した。
フレットは市区町村に提供する。	いて周知するとともに、市区町村にも活用していただくよう周知しました。	もに、作成したパンフレットを		
また、SNS等のお知らせ配信機	・令和2年度に作成した「学生納付特例申請書の説明用パンフレット(英語版)」	市区町村にも提供し、活用して		
能を活用した制度周知について検討	について 14 か国語版に拡大	いただくよう周知しました。		
する。	・日本に住む外国人、技能実習生等向けに、公的年金制度を分かりやすく説明し			
	たひらがなを付した日本語及び英語版のパンフレットを作成			

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況			自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由	
2. 国民年金の保険料収納対策							評価:A
以下の取組により、国民年金保険料 の納付率の更なる向上を図る。							
の納付率の更なる。  (1) 行動計画の策定 未報子の年金の名。 (1) 行動計画の策定 全路権を確保にに対した 地域 年金の納付金事務 しるに対するため、構全体の前ご収と付別事でを変して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対		∓度計画目標を達成す ∤の現年度納付率につ 分保険料の過年度1年 %、令和元年度分保険	るための行動計画を いては前年度納付達 目における納付率は 料の最終納付率についまで上昇し、いずれ 令和2年度 71.5% (+2.2ポイント) 75.6% [+6.4ポイント] 前年度からの伸び幅	策定しました。 率 + 2.4 ポイントの 令和 2 年度末から + かいては令和元年度の も目標を上回りまし 令和元年度	したが、臨時特例免除や失業特	度納付率:前年度実績を上回る とともに、令和元年度実績 (69.3%)から2.0ポイント程 度の伸び幅を確保することで、 70%台前半を確保。	た取組の結果、各年度の納付率は以下のとおり目標を上回った。 ・令和3年度分保険料の現年度納付率は、対前年度比で+2.4ポイントの73.9%と目標を上回り、現年度保険料について被保険者数が減少する中、納付月数が増加に転じた。 ・令和2年度分保険料の令和3年度末から+6.3ポイントの77.8%と目標を上回った。 ・令和元年度分保険料の最終納付率は、令和元年度の現年度納
納付率から8.0ポイント程度以上の 伸び幅を確保する。 ④ 口座振替及びクレジットカード	〇口座振替及びクレジン	ットカード納付を推進	するため、次の取組	を実施しました。	〇口座振替とクレジットカード	〇口座振替及びクレジットカー	○新たに50歳台の方に対して勧
納付の実施率について、更なる納付		る口座振替納付申出書			による納付の実施率の合計に	ド納付率の実施率について、前	奨を行うなどにより、口座振替

令和3年度計画	令和3	年度計画に対する	5取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語
月数の獲得のため利用促進を図り、	・学生納付特例期間終了後、資 ・学生納付特例期間終了後、資			に用名納付されたち	1 1 11 11	年度を上回る水準を確保した	<b>評価の理由</b> 及びクレジットカード納付の
前年度を上回る水準を確保する。	に口座振替納付申出書及び				なり、前年度を上回る水準を確	か。	実施率は前年度を上回った。ま
別十及と工画の八十と唯体する。	送付(令和3年7月)		州门中山自己)	プレクトを凹封し	保しました。	13.0	た、コンビニエンスストア、イ
	・新規3か月未納者に口座振替	<sup>表</sup> 納付由出書を送	付(今和3年9)	∃~)	また、コンビニエンスストア、		ンターネットバンキング及び
	・直近24か月引き続いて現金組				インターネットバンキング及		クレジットカードによる納付
	ジットカード納付申出書にり				びクレジットカードによる納		件数の合計数についても、前年
	・外部委託事業者による口座扱		2,0,21,1	. 1 . 717	付件数の合計数については、前		度を上回った。
	<ul><li>文書による勧奨後にも申出の</li></ul>		務所から電話勧約	奨(後追い勧奨)	年度比+1.0%で、前年度を上		20
	〇また、これらの取組に加え、今				回る水準を確保しました。		
	50 歳台の方に対して、令和3:						
	勧奨を実施しました。						
	〇その結果、口座振替による実施	西率は34.3%、ク	レジットカード	納付による実施率は			
	6.5%、合計は、40.8%となり	ました。					
	【口座振替及びクレジットカート	ぶ納付実施率(利)	用者数の割合)】				
		令和3年度	令和2年度	対前年度比			
	口座振替実施率	34. 3%	33. 9%	+0.4%			
	クレジットカード納付実施率	6.5%	5.5%	+1.0%			
	合計	40.8%	39. 4%	+1.4%			
	ットバンキング等による電子組 の裏面及び納付書に同封するラ 利用促進に努めました。 【コンビニエンスストア、インタ	チラシに説明を記	載することによ	り周知を図り、その			
	状況 (納付件数)】						
		令和3年度	令和2年月	対前年度比			
	コンビニエンスストア	1, 517 万代	4 1, 542 7	5件 ▲1.6%			
	インターネットバンキング	303 万代					
	クレジットカード	301 万仟	<del>+</del> 261.7	5件 +15.6%			
	合計	2, 121 万仟	4 2, 099 7	5件 +1.0%			
	(参考)令和3年度末の被保険者		 対前年度比▲1.3	1%			
(2) 目標達成に向けた進捗管理の徹底	(2) 目標達成に向けた進捗管理の	D徹底等					
等							
目標達成に向け、厚生労働省と連携	〇目標達成に向け、年金事務所に	こおいては、策定	した行動計画に	基づき計画的に取組			
を密にするとともに、本部、年金事務	事務を行い、また、週次での進捗管理及び毎月の収納対策会議において、進捗状況の確				年金事務所は週次での進捗管		
所のそれぞれの役割に応じて、未納者	認を行い、確実に計画を実施す	けるため、PDC	A サイクルに基 <sup>・</sup>	づいた取組を実施し	理を行うとともに、本部におい		
の属性ごとにきめ細かな対策を講じ	ました。				ては事業推進本部会議などを		
るなど更なる収納対策の強化を図る	〇本部においては事業推進本部会	会議などを通じた	進捗状況の把握	、年金事務所への指	通じた進捗状況の把握、年金事		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
ため、取組の効果測定結果に基づく計	導・支援を着実に実施しました。	務所への指導・支援を着実に実		川岡公子口
画を策定し、確実に実施するための進	〇目標を確実に達成するために下記の新たな取組を行うとともに、本部から未納者の	施しました。		
捗管理を徹底する。	分析データや、優先的に取り組むべき対象者のリストを年金事務所に提供し、収納	また、年度途中には年金事務所		
具体的なPDCAサイクルについ	対策が効果的・効率的なものとなるよう努めました。	の課題等を把握し、下期に取組		
ては、計画に基づき、以下のとおり行	・令和2年度に臨時特例免除又は失業特例免除を承認した方で、令和3年7月分以	方針や新たな対策を示し、より		
う。	降に未納がある方に対する納付督励	成果を挙げるよう取り組みま		
① 本部においては、機構全体の年度	・20 歳適用後の新規 1 か月未納者へはがき形式の催告文書に代えて、納付書とリー	した。		
目標を設定し、目標を確実に達成す	フレットを送付			
るために年金事務所でそれぞれの	・50 歳台納付書納付者への口座振替・クレジットカード納付による前納勧奨			
目標を設定するとともに、行動計画				
を策定する。				
② 年金事務所は、行動計画に基づき				
実行するとともに進捗状況を週次				
で管理する。				
③ 本部は、納付状況、督励効果等に				
ついて、早期に詳細な情報を把握				
し、年金事務所の進捗状況、課題等				
を分析の上、対応策を早期に立案				
し、年金事務所とともに実行する。				
また、事業推進方法について、未納				
者の属性に応じた各主体の役割を				
明確にする。				
(3) 収納対策の具体的な取組				
年齢や所得、未納月数等、未納者の	(3) 収納対策の具体的な取組			
属性に応じた収納対策を推進すると	│ │○本部は、行動計画において年金事務所へ統計資料等を提供し、年齢や所得、未納月	〇所得情報を活用した納付督励	   ○年齢、所得、未納月数等の未納	   ○20 歳到達者について、SNS
ともに、納付の重要性を訴求し、納付	│ │ 数等、未納者の属性に応じ、効果が高い未納者層や取組を強化すべき未納者層を見	及び免除等申請勧奨を実施し	   者属性に応じた収納対策、受給	   を活用した手続の周知、大学へ
月数を確保するための徹底した納付	   極めて効果的・効率的に納付書、催告状等の送付を行いました。	ました。また、未納状況に応じ	│ │ 権を確保するための対策を実	│ │ の周知の協力依頼等を行った。
督励を行うこととする。		た催告文書の送付など短期未	   施したか。	- - - 未納者には、20 歳到達による
① 本部は、年齢や所得、未納月数等、		納者への納付督励を実施しま		   資格取得後、学生納付特例終了
未納者の属性に応じ定期的に納付		した。		   後に、世帯主にも内容を確認い
書、催告状等の送付を行う。				ただけるよう工夫した送付用
				│ │ 封筒を使用し納付督励等を行
				   い、20 歳到達者の納付率は前
				年度を上回った。
ア 若年者に対する納付勧奨	   ①-ア 若年者に対する納付勧奨			
	○20 歳到達者に対して、下記の取組を実施しました。	○20 歳到達者については、国民		
金制度を理解していただくた				
めに、様々な機会を通じて、制		ために、SNSを活用した周知		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
度や納付方法の手続きを説明	・大学等に対して、学生向けポータルサイトや各種SNS等のインターネットを活	広報及びオンライン説明会を		
する。	用した個々の学生に向けた周知の協力依頼を実施	実施するとともに、新規未納者		
説明にあたっては、年金事務	・11 月 30 日の「ねんきんの日」に沖縄県においてWeb会議サービス	への納付督励や現金納付者へ		
所における説明会、動画、SN	(MicrosoftTeams) を利用したオンライン形式による年金制度説明会を実施	の口座振替勧奨など、20歳到達		
Sを活用する等工夫した周知	〇未納者には、20歳到達による資格取得後、学生納付特例終了後の時期の納付状況に	者に焦点をあてた施策を実施		
を行う。	応じた専用の催告文書の送付や連帯納付義務者である世帯主にも内容を確認いただ	した結果、20歳到達者の納付率		
・ より効果的な内容に見直した	けるよう工夫した送付用封筒を使用した納付督励を実施しました。	は 66.1% (対前年比+3.1 ポイ		
専用の催告文書を送付すると	○20 歳到達者に焦点をあてた施策を実施した結果、20 歳到達者の納付率は 66.1% (対	ント)と前年を上回りました。		
ともに、統一化したフローによ	前年比+3.1ポイント)と前年を上回りました。			
り納付督励を行う。また、連帯				
納付義務者である世帯主に対				
しても訴求する納付督励を行				
う。				
・ 20歳の資格取得後、学生納付				
特例期間終了後の現金納付者				
を対象とした口座振替・前納等				
の届出勧奨を実施するととも				
に、勧奨後の未提出者に対しフ				
ォローアップを実施し、口座振				
替等を早くから利用いただく				
よう効果的な口座振替等の届				
出勧奨を実施する。				
イ 一部免除承認者への納付勧奨	①-イ 一部免除承認者への納付勧奨			
一部免除が承認されながら未	〇一部免除に該当することが見込まれ、免除申請を行っていないために未納となって	〇一部免除に該当することが見		〇一部免除に該当することが
納となっている方については、専	いる方に対して、本部から令和3年10月に簡易な申請書(はがき型)による免除勧	込まれ免除申請を行っていな		込まれる未納者に対する免
用の催告文書を活用する等より	奨を 54 万件送付しました。また、一部免除が承認されながら未納となっている方に	い未納となっている方には免		勧奨及び一部免除が承認さ
効果的に勧奨を行う。	対して、専用の催告文書による納付督励を実施しました。	除勧奨、一部免除が承認されな		ている未納者に対する納付
	その結果、一部免除承認者全体の納付率は、61.1%と前年度実績を+2.0ポイント上	がら未納となっている方には		励を行い、一部免除承認者全
	回りました。	納付督励を実施することによ		の納付率は前年度を上回った
	(※)現年度及び過年度保険料のうち、一部免除承認月数に対する一部免除が納付	り、一部免除承認者全体の納付		
	された月数の割合	率は前年実績を上回りました。		
ウ 新規未納者への納付勧奨	  ①-ウ 新規未納者への納付勧奨			
新たに未納となった方につい	○納付勧奨の効果が高い新規未納者(※)については、令和2年度は1か月未納者及	〇新規未納者については、新規1		○督励の効果が高い新規未納
て、引き続き催告文書及び納付書	び4か月未納者を対象に実施していましたが、令和3年度においては、早期に未納	月及び新規3月未納者を対象		のうち、令和3年度におい
を早期に送付し、納付につなげ	の解消を図るため対象を4か月未納者から3か月未納者に改め、催告文書を本部か	に催告文書の送付を早期に実		は、対象を4月未納者から3
る。	ら一律に送付しました。	施しました		未納者に改め、早期に催告文
	(※)今年度から未納となった者			を送付した。
	新規1か月未納者催告文書 221 万件			

令和3年度計画	令和3年度	計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
奨 文書による納付勧奨について	はがき形式による催告文書に代えて付しました。 ①一エ 属性に応じた文書による納付	82 万件 こ未納となった方(新規1か月未納者)について、 て、令和4年1月から納付書とリーフレットを送 計勧奨 目未納者)について、下記の状況に応じた催告文	に応じた文書による納付勧奨		
は、被保険者の状況(学卒者、退職者、一部免除承認者)等に応じた専用の催告文書や、このままでは無年金、低年金となることが見込まれる方に対する納付結果に応じた年金見込額を記載した催告文書を送付する。	・学生納付特例期間終了後又は 20 ・2号被保険者から1号被保険者/ ・1号加入中の方でこれまで未納が		を実施することにより、新規未 納者における納付率の向上に 寄与しました。		
オ 免除等対象者への勧奨 所得が低い等の事情により、本 来は保険料免除や納付猶予、学生 納付特例の対象となり得る方で あるにもかかわらず、申請手続を 行っていないために未納状態と なっている方に、申請勧奨を行 う。	を開始し、令和3年度は未納期間 年度に臨時特例免除が承認された。 可能性がある方16.2万人に対してい勧奨を実施しました(令和2年9万件承認)。 〇失業特例免除については、令和3年被保険者へ種別変更した方で未納期の勧奨を実施し、令和4年3月末時、1(2)③に記載 〇免除等の対象となり得る方で免除いる方への取組として、本部から、	寺例免除や失業特例免除の周知については、I一等の申請手続を行っていないために未納となって全額免除又は納付猶予の承認が見込まれる方へ、簡易な申請書(はがき型)による免除勧奨を144	来は保険料免除や猶予等の対象となり得る方であるにも関わらず未納となっている方に対し、免除制度について案内し、免除等の勧奨を実施した結果、令和4年3月末時点で臨時		〇所得が低い等の事情により、 本来は保険料免除、猶予等の対象となり得る方であるにも関わらず未納となっている方に対し、年金給付確保のため、免除、特例免除等の勧奨を実施した。
② 年金事務所は、本部による督励に よっても納付がない方に対して、特 別催告状等を送付する。 また、本部による免除等申請勧奨 によっても提出されていない方に 対して、免除等申請再勧奨を行う。	〇年金事務所は、本部による督励に。 月数別の属性別に未納者を分類し、	よっても納付がない方を対象に年齢、所得、未納 効果が高い未納者層や取組を強化すべき未納者 を効果的、効率的に実施しました。(特別催告状実			

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	〇また、特別催告状に臨時特例免除制度の案内文の記載や免除制度のチラシを同封するなど納付督励と同時に免除制度について案内し、納付の意思がありながら経済的に納付が困難な方には、免除等の勧奨を実施しました。 【別表1:国民年金保険料の納付率等の状況】 【別表2:収納対策のスキーム(概念図)】			
(4) 長期未納者への対応 24 か月未納者が全体の未納月数の 約50%を占めることを踏まえ、これま での取組結果を詳細に分析・検証し、 この層に対する対策に引き続き徹底 して取り組む。 ① 一定の納付月を有する方に対し、 受給資格を得るまでの期間を明示 した納付勧奨を実施する。(受給が 間近な50歳代から段階的に実施) ② 厚生年金保険の適用の可能性が	(4) 長期未納者への対応 〇令和3年度は、受給要件満了間近(50歳台かつ受給資格期間60月以上120月未満)の24か月未納者2.6万人(※)に対し、受給要件を満たすまでの期間を明示したお知らせの送付、架電・戸別訪問を行い、1.6万人の対象者と連絡を取ることができました。 当該対象者に納付督励・免除勧奨を実施した結果、令和4年3月末までに9千人が納付又は免除申請に至っており、うち2千人については老齢年金の受給要件を満たしました。 (※)令和3年3月末時点で平成31年3月分から令和3年2月分までの24か月分の保険料が未納である者 【参考】令和2年度の取組対象者のその後の納付状況	取組を開始して以降、令和4年 3月末までに計5.2万人の24 か月未納者に対し勧奨を実施 し、計2.0万人(39.2%)が24 か月未納を解消、8千人 (15.8%)が受給要件を満たす		〇長期未納者について、受給要件満了間近の方に、受給要件を満了するまでの期間を明示したお知らせの送付等を行い、2 千人が老齢基礎年金の受給要件を満たすなど成果を上げた。
ある第一号被保険者の解消を図る ため、一定の所得のある長期未納者 に対し、就労状況調査を実施する。 (5) 外部委託事業者の効果的な活用	令和2年度の取組対象者 2.6 万人について、納付勧奨実施後の納付状況を確認したところ、令和4年3月末までに 1.1 万人が納付又は免除申請に至っており、うち6千人については老齢年金の受給要件を満たしています。 ※長期未納者に対する就労状況調査の取組状況については、 I - 3(1) 才に記載  (5) 外部委託事業者の効果的な活用		〇外部委託事業者の効果的な活	
① 外部委託事業者と本部及び年金事務所が連携を強化し、納付督励業務について設定した目標の実現に向けた取組を実施する。 また、外部委託事業者の取組が不十分な場合には、督励件数増や接触件数及び納付約束件数増のため夜間及び土・日・祝日の督励強化等の必要請・指導を行うとともに、現状の分析を十分に行い、委託事業の実績向上に効果的な督励方法、進捗管理等の検討を行う。	<ul> <li>○納付督励業務については、市場化テスト(※)法に基づき外部委託事業者に委託し、強制徴収対象者を除き、納付期限までに納付されない全ての方を対象に、民間のノウハウを活用した効果的・効率的な納付督励等の取組を実施しました。</li> <li>(※)「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年法律第 51号)に基づき実施しており、従来、官が行ってきた事業に民間事業者の参入機会を広げ、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指す仕組みです。機構では、この仕組みを利用して国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収を除く納付督励業務等を包括的に民間委託しています。</li> <li>○外部委託事業者においては、電話番号が判明している方に対しては電話による納付督励を中心に実施し、それ以外の納付がない方に対しては文書及び訪問による納付督励を実施しました。</li> <li>○外部委託事業者の実績については、未納者に対し文書、電話及び訪問により接触で</li> </ul>	による納付督励を 3,139 万件 実施した結果、現年度及び過年 度保険料の収納実績は 559 万 月となり、前年度実績を 119 万 月上回りました。	用を行ったか。	〇令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、上期は訪問による納付督励は原則停止したが、引き続き、年金事務所と外部委託事業者の個別の打合せ、本部における進捗管理を徹底し、機構から納付督励文書を送らいて、外部委託事業方ない。外部委託事業者の効率的な活用を行い、収納実績は前年度を上回った。

令和3年度計画		令和3年度計画に対	対する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	督励を実施するととも	に、年金事務所との	の連携を強化するこ	とにより納付督励を			
	3, 139 万件実施しまし	た。この結果、外部委	会託事業者の督励対象	象月数 8, 199 万月 (※			
	1) に対する現年度及	び過年度保険料の収	納実績(※2)は5	59 万月となり、前年			
	度実績を 119 万月上回	りました。					
	(※1)納付対象月数	から納期内及び強制	徴収により納付され	た月数を除いた月			
	(※2)外部委託事業	者が実施した電話、	戸別訪問により未納	<b>内者と接触した日(文</b>			
	書督励は送付	した日)から、翌月	末日までの間に納付	された月数			
	【外部委託事業者によ	る納付督励】					
		令和3年度	令和2年度	令和元年度			
	文書	848 万件	617 万件	582 万件			
	電話	2,068万件	2, 052 万件	2, 348 万件			
	戸別訪問	223 万件	0 万件	412 万件			
	合計	3, 139 万件	2,669万件	3, 342 万件			
	○また 怒落めた理由に	上月保除料の納付が	困難かちに対し    主	こに訪問に上り名除笙	│ │ │ ○未納が続くことで低年金・無年│		
	しょた、柱が内が埋出に   申請手続の勧奨を行い		四葉のブラン	ここの同じより元除す	金となることが見込まれる方		
	なお、新型コロナウイ		大防止の組占から	今和り年度け外部委			
	なる、新宝コロアライ   託事業者による戸別訪						
	が発出されている地域			かり糸心事心旦日寺	ました。		
				かけない文書の効果を	こん。   ○機構から納付督励文書を送付		
	高めるため、当該文書						
	問による後追い督励の			- ル穴し、电品人は引	事業者による後追い督励を行		
	○地域の特性や滞納者の			カが行われるよう 毎			
	月、年金事務所と外部				られるよう取り組みました。		
					O市場化テスト法による外部委		
	進捗打合せを実施し、			с, отсот, филері	武事業者との連携を強化する		
	○競争性の確保及び個人			- ろ納付督励のあり方			
	について検討を進めま				託事業者と毎月定例進捗打合		
	について採用を延める	072.			せを実施するととともに、四半		
					期ごとに、地域部と連携してヒ		
					アリングを実施し外部委託事		
					業の進捗管理や外部委託事業		
					者への提案、指導等を行いまし		
					た。また、年金事務所は外部委		
					に。よた、中亜事務がは7rm安   ・ 託事業者と月例での打合せ会		
					議等を実施し、実績向上に向け		
					競等を実施し、実積向工に向け た提案等を行いました。		
					/こ)を本寸で110.00/10		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
(6) 収納対策重点支援年金事務所の指	(6) 収納対策重点支援年金事務所の指定			** i.e.
定				
納付率及び強制徴収の実施状況等	○令和3年度は、未納者の多い年金事務所の体制強化を図りました。			
を踏まえ、保険料収納対策の強化が必	(詳細はI-2(7)②)			
要な年金事務所を指定し、本部の指				
導・支援の下、納付率の向上に取り組				
む。				
  (7)  地域の実情を踏まえた対策	   (7)   地域の実情を踏まえた対策			
① 沖縄県については、無年金者及び	   ○沖縄県については、令和元年度に発足させた沖縄プロジェクトにおいて、引き続き	○沖縄県の納付率については、前	│ │○未納者数及び地域の実情を踏	〇新型コロナウイルス感染症の
低年金者の増加を防止するため、こ	沖縄県内6年金事務所が各市町村と連携を図りながら、電話や戸別訪問による納付	│ │ 年度納付率 + 5.7 ポイントと	まえた保険料収納対策並びに	影響を踏まえ滞納処分を一部
れまで必要な体制整備及び支援策	制奨を実施するとともに、新たに 11 月 30 日の「年金の日」にオンライン形式によ	大きく向上しました。	強制徴収の着実な実施を行っ	停止していたが、未納者の多い
を講じ、効果的な取組を実施したこ	る年金制度説明会を実施するなど、納付率向上に向けた取組を行いました。		たか。	年金事務所として指定した 20
とにより納付率は着実に向上して	その結果、沖縄県における令和3年度分保険料の現年度納付率は、66.8%(対前年			か所の年金事務所、他の都道府
きているものの、依然として他の都	度納付率+5.7ポイント)となり大きく向上しました。(この結果、全国の現年度納			県と比較して納付率が低い状
道府県に比べ納付率が低い状況と	付率との差も前年度の 10.4 ポイントから 7.0 ポイントに縮小しました。)			況にある沖縄県について、対策
なっていることから、更なる納付率				の結果、納付率が向上し成果を
向上を目指す。				上げた。
② 未納者数の多い年金事務所の納	〇未納者の多い年金事務所 (20 か所) について、納付率向上を図るため体制整備につ	〇未納者数の多い年金事務所に		
付率向上を図るため、必要な体制整	いて検討し、令和3年10月から次の取組を実施することとしました。	ついて、体制整備を行うととも		
備、支援策を講じ、効果的な取組を	・1課制の年金事務所(9拠点)を2課制に改編	に、本部が取組の進捗管理等を		
実施する。	・2課制の全年金事務所の所掌事務を国民年金第1課は事務処理、国民年金第2課	実施した結果、20 か所の年金		
	は収納対策に特化した体制に見直し	事務所における現年度納付率		
	・体制強化として正規職員の増員	は前年度より上昇し 71.7%と		
	その結果、20 か所の年金事務所における現年度納付率は前年度の 68.7%から 71.7%	なりました。		
	と上昇しました。			
(8) 強制徴収の着実な実施	(8) 強制徴収の着実な実施			
① 控除後所得が300万円以上かつ7	〇強制徴収については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度は停	〇強制徴収については、新型コロ		
月以上保険料を滞納している場合	止しましたが、令和3年4月以降、令和元年所得が1,000万円以上の方に限定する	ナウイルス感染症の影響を踏		
は、全員を強制徴収対象者と位置付	など、慎重な配慮を行いつつ、緊急事態宣言等が発出されている地域を除いて再開	まえ、令和2年度は停止しまし		
けた上で、納付の状況などを踏まえ	しました。	たが、緊急事態宣言等が発出さ		
つつ、最終催告状を確実に送付し、	また、令和4年2月から緊急事態宣言等が発出されている地域を除いて、令和2年	れている地域を除き、令和3年		
督促しても自主的に納付しない方	所得が 700 万円以上かつ7月以上の保険料を滞納している方に対象者を拡大し、令	4月から強制徴収を一部の対		
について、滞納処分を行う。	和4年3月末時点で2千人に強制徴収を実施しました。	象者について再開しました。		
また、悪質な滞納者に係る保険料	〇なお、例年に比べて強制徴収対象者が限定的であることを踏まえ、納付率への影響	○強制徴収の限定的な再開によ		
の徴収が困難な事案については、新	を最小限に留めるため、新規未納者への催告文書の送付、納付に応じない者への特	る納付率の影響を最小限に留		
型コロナウイルス感染症の影響を	別催告状の送付及び外部委託事業者による後追い勧奨を徹底することにより、長期	めるため、新規未納者への取組		
踏まえつつ、国税庁へ滞納処分等の	未納者の発生防止に努めました。	及び特別催告状の送付等を徹		

令和3年度計画		令和3年度計画に対す	る取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
権限を委任する仕組みを活用する。	○滞納処分における金融	機関への預貯金調査業務	<b>新について、事務の</b> 変		底し、未納の長期化を防止しま		いるない
なお、強制徴収の実施について	令和4年3月から預貯:	金調査業務の電子化サー	-ビスの利用を開始し	しました。	した。		
は、新型コロナウイルス感染症の影	〇新型コロナウイルス感:	染症の影響により実施を	見合わせていた国	税庁への滞納処分	〇国税庁への滞納処分等の権限		
響を踏まえ、適切に判断する。また、	等の権限委任について	は、令和3年4月から国	国税局との定例打合 <sup>.</sup>	せを再開し、既に	委任については、国税局との定		
手続きを進める上では、国民年金保	委任を行っている事案	について、委任後に発生	<b>とした保険料等の追</b> え	加委任を行いまし	例打合せを再開し、既に委任を		
険料の免除について案内する等、滞	た。(令和3年度追加委	<b>全任実績 10 件</b> )			行っている事案に係る追加委		
納者の置かれた状況に配慮しつつ、					任を行いました。		
丁寧に対応する。							
② 対象者に対する着実な徴収と債							
権管理及び本部における進捗管理							
等の徹底を図る。							
③ 今後、効率的かつ着実に滞納処分							
を実施するため、徴収ルール(滞納							
処分等の実施時期等事務処理手順)							
に基づく事務処理を的確に実施す							
るとともに、強制徴収事務の定型業							
務を事務センターへ集約する等の							
徴収体制の整備を進める。							
(9) 徴収職員の育成	  (9)  徴収職員の育成						
より高い専門性を有する職員を育	〇専門性の高い職員を育	成するための「徴収分野	『専門研修』につい <sup>・</sup>	ては、強制徴収業	○事務研修を行い、業務を担う職		
成するため、職務に合わせた事務研修	務に必要な知識の習得	及びスキルの向上を目的	りとした事務研修を <sup>・</sup>	テレビ研修により	員のスキル向上に努めました。		
に取り組む。	実施し、制度と実務の	双方に精通した徴収職員	負の育成に取り組みる	ました。			
(10) 納めやすい環境の整備	  (10) 納めやすい環境の整	<b>整備</b>					
① 口座振替について、早くから利用	※口座振替及びクレジッ	トカード納付、コンビニ	ニエンスストアやイ	ンターネットバン	〇口座振替等による納付を推進		
いただけるよう従来の年次での勧奨	キングによる納付方法	の周知・勧奨については	t、I-2(1)④に記	載。	するため、資格取得時における		
に加え、20歳の資格取得後、被保険	〇2年前納を含む前納制	度について、納付書に同	司封するリーフレッ	トや、市区町村向	口座振替勧奨、ダイレクトメー		
者種別変更後、学生納付特例期間終	け情報誌「かけはし」、	ホームページによる制度	度周知及び勧奨を行	いました。	ルによる勧奨等を実施しまし		
了後の現金納付者を対象とした勧奨	【2年前納の申込み状況	況】			た。また、納付しやすい環境づ		
を実施するとともに、勧奨後の未提	令和3年度	令和2年度	令和元年度		くりとしてコンビニエンスス		
出者に対しフォローアップを実施す	44 万件	38 万件	38 万件		トア、インターネットバンキン		
る。	(参考)令和3年度末(		 E度末から 1.5%減少	>	グ、クレジットカードによる納		
② 口座振替及びクレジットカード					付方法について、納付書の裏面		
による納付の実施率向上に向けた					及び納付書に同封するリーフ		
取組に加え、コンビニエンスストア					レットにより周知を図り利用		
及びインターネットバンキングに					促進に努めました。		
よる納付方法についても周知を行							
い納めやすい環境の整備に努める。							

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
また、前納制度について、広報の				
充実を図り、利用促進に努める。				
③ 納めやすい環境の整備に向け、次				
のような納付方法の導入や申出手続				
の検討を厚生労働省と連携して進め				
る。				
<ul><li>納付書のバーコード情報をスマ</li></ul>	〇バーコード決済の導入に向け、厚生労働省と連携し、導入に当たっての課題を整理			
ートフォンで読み取り、決済を行	するとともに、厚生労働省において電子決済等事業者に対するヒアリング調査を行			
う手法等を活用したキャッシュ	いました。			
レスによる新たな納付方法				
・ クレジットカード納付や口座振	○クレジットカード納付や口座振替に係るインターネットを利用した申出を可能にす			
替について、インターネットを利	る仕組みについて、厚生労働省と連携して検討を進めました。			
用した申出を可能にする仕組み				

令和3年度計画	令和3年度計画に	対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
3. 厚生年金保険・健康保険等の適用 促進対策					評価:A
(1) 未適用事業所の適用促進対策 国税源泉徴収義務者情報を活用し た取組を進め、適用調査対象事業所 は着実に減少してきたところである が、未適用事業所の更なる解消でま けて、令和2年度からの4年間で 中的に取り組む方針に沿って、年 中的に取り組む方針に沿ってナウイ ルス感染症の影響を踏まえつつ、継 続的に取り組む。	〇未適用事業所の適用促進対策については、新ため、緊急事態宣言等が発出されている地域所要請による加入指導を中止しましたが、国加入指導を9月までは文書・電話を中心に、早期の適用に向け取り組みました。また、事も、感染防止対策を徹底しながら優先度を踏等の手法を組み合わせ、調査を実施しました  (1) 未適用事業所の適用促進対策 〇未適用事業所の適用促進対策については、平活用した適用促進対策に取り組み、適用調査ろであり、未適用事業所の更なる解消に向け(※) 国税庁から情報提供を受けた、従業員を当機構が保有する情報において厚生年金という。)が適用されていない事業所。	においては、年度当初から9月まで訪問・来国税源泉徴収義務者情報の活用を基本とした10月以降は訪問指導も組み合わせて実施し、事業所調査による適用の適正化対策についてまえた事業所選定を行い、臨場、呼出、郵送。  成27年度から、国税源泉徴収義務者情報を対象事業所(※)は着実に減少してきたとこて、以下の取組を進めました。			
① 行動計画の策定 数値目標や具体的なスケジュールを定めた令和3年度行動計画を 策定する。 行動計画の策定に当たっては、 国税源泉徴収義務者情報を活用した適用調査対象事業所の着実な適用を基本とする。	① 行動計画の策定  ○厚生年金保険等の適用の適正化は、事業主の受給権を確保する観点から、機構が取り組む指導による新規適用事業所数を目標に掲げ取  ○取組に当たって、機構全体目標を次のとおりした。  項目  職員の加入指導による新規適用事業所数	べき重要課題であると位置付け、職員の加入  組を進めました。	進については、職員の加入指 導による新規適用事業所数	標を含めた具体的な行動計画を機構全体及び年金事務所ごとに策定し、当該行動計画に基づき、国税源泉徴収義務者情報に加え、雇用保険被保険者情報、法人登記簿情報を有効に活用して適用調査対象事業所を把握し、適用に	令和3年度行動計画を策定 し、当該計画に基づき適用対策を実施した。新型コロか、9 月まで対策のためようでではでいる。 がら取り組んだ結果、所数は では、1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

		<b>^</b>			4 7 ST /F		標語
令和3年度計画	-	令和3年度計画に対する取約 	且灰况		自己評価	評価に当たっての視点	評価の理由
② 適用促進に向けた施策	② 適用促進に向けた施策						調査事業所(平成27年3月末
ア 適用促進に当たっては、国税	〇機構全体における加入指導	算による新規適用事業所数の目	目標を 8.8 万事業所とし、年	金事	〇職員の加入指導による新規		時点で約97万事業所(その後
源泉徴収義務者情報に加え、雇	務所ごとの目標と、それを	を達成するための計画を作成し	し取り組みました。		適用事業所数については、目		に新たに判明した事業所を合
用保険被保険者情報、法人登記	緊急事態宣言等が発出され	っている地域においては、新	型コロナウイルス感染症の感	染拡	標の8.8万事業所を上回り、		わせると約 148 万事業所)) に
簿情報等を活用する。	大防止のため、年度当初か	、ら9月まで訪問・来所要請に	よる加入指導を中止し、文書	・電	約 10.4 万事業所を適用する		ついて、令和4年3月末時点
	話を中心とした加入指導を	を行った影響もありましたが	、国税源泉徴収義務者情報を	活用	など、未適用事業所の更なる		で約 18.5 万事業所まで減少
	した加入指導により約 5.0	6 万事業所を適用し、法人登	記簿情報その他の情報を活用	した	解消を図りました。また、被		し未適用事業所への適用促進
	加入指導とあわせて、合計	十で約 10.4 万事業所、約 21.8	3万人を適用に結び付けました		保険者については、約21.8万		が着実に実施された。
	また、適用業務を効率化す	るため、雇用保険被保険者情	報を活用して厚生年金保険等	の適	人を適用に結び付けました。		
	用の可能性がある事業所を	を本部において特定し、その	情報をもとに優先的に加入指	導す			
	るよう年金事務所へ指示し	しました。					
	【加入指導による取組状況	₹】					
		令和3年度	令和2年度				
	新規適用事業所数	133, 305 事業所	120, 898 事業所				
	加入指導による	104, 225 事業所	99, 682 事業所				
	適用事業所数	(目標) 88,000 事業所	(目標) 82,000 事業所				
	新規適用被保険者数	312, 545 人	343, 298 人				
	加入指導による 適用被保険者数	217, 762 人	232, 406 人				
		 こついては、設立後3か月経過 、勧奨を実施しています。	過しても自主的に届出がされ;	ない			
		末に比べ、適用事業所数は約 7.3万人増加し、約4,065万 食者数】		〇令和2年度末に比べ、適用事 業所数は約8.9万事業所増加 し、約260万事業所に、被保			
		令和3年度	令和2年度		険者数は約17.3万人増加し、		
	適用事業所数	2, 598, 341 事業所	2, 509, 333 事業所		約 4,065 万人となりました。		
	適用被保険者数	40, 645, 172 人	40, 472, 127 人				
		つせ、令和3年度末時点で約18	3.5万事業所まで減少しました	〇国税源泉徴収義務者情報の 活用により把握した適用調 査対象事業所数は、平成27年			
	【国税源泉徴収義務者情報	Bにより把握した適用調査対象	象事業所への取組状況】				
			令和3年度		3月末時点で約 97 万事業所		
	前年度末適用調査対象事	業所数(①)	207, 060 事業所		(その後に新たに判明した		
	当該年度に把握した適用	調査対象事業所数(②)	81, 433 事業所		事業所を合わせると約 148 万 事業所) でしたが、加入指導		
	1+2		288, 493 事業所		事業所) でしたが、加入指導 による取組などにより令和		
	加入指導による適用事業	所数(③)	56, 244 事業所		4年3月末時点で約 18.5 万		
	適用済又は適用対象外の	事業所数(※)(④)	46, 864 事業所		事業所まで減少しました。		
	年度末の適用調査対象事	業所数 (①+②-③-④)	185, 385 事業所		<b>予不川の (                                   </b>		

令和3年度計画			令和	3年度計画に	対する取	<b>D組状況</b>				自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
イ 各種の情報により5人以上又								D推移】 平成 27 年度 97.3 万 事業所	〇令和 2 年度行動計画策定時	○国税源泉徴収義務者情報に		
は家族以外の従業員を雇用している蓋然性が高い適用調査対象事業所(以下「5人以上等事業所」という。)については、引き続き、適用に向けて重点的に取										に5人以上等事業所であった9,640事業所は、令和2年度末に、5,019事業所に減少しました。令和3年度は、令和2年度中に新たに把握し	より把握した5人以上等事業 所について、集中的に加入指 導等を実施し、適用に結び付 けることが出来たか。 また、加入指導によっても適	果、令和3年当初に6,066事業所あった5人以上事業所が年度末時点で1,933事業所と
り組むこととし、特に、令和2 年度行動計画策定時に、すでに 判明している5人以上等事業所 については、徹底した対応を行 い、令和3年度末までの適用を	: :			月 加入指導 事 る適用 数	事業所	適用済又 用対象外 た事業所数	は適   とし   数	令和 4 年 3 医時点の対 事業所数 (※ 2)		た5人以上等事業所を加え た6,066 事業所を個別管理 し、令和4年3月末までに 3,789事業所を適用し、1,933 事業所まで減少しました。	は立入検査を効果的に活用し て対応することが出来たか。	事業所への適用促進が着実に 実施された。 また、適用の困難性が高い事 業所について、特別法人対策 部と管轄年金事務所が連携し
目指す。 なお、これらの事業所への対	以上の	法人事 ※1)	2, 829 事業	所 1,807事	業所	151 事業	所	871 事業所	;	○令和3年4月に把握していた被保険者5人以上の2,829事業所については871事業所まで減少しました。 ○令和4年3月時点で把握している5人以上事業所については、引き続き最優先で加入指導し、令和4年度末まで		て立入検査を効果的に活用した結果、加入指導を行った77事業所のうち69事業所を適用に結び付けた。
応に当たっては、適用すべき事業所である蓋然性が高い適用調査対象事業所であって、加入指導によっても適用に応じない事業所に対する立入検査の効果的な活用を図る。	未満で 外の従 雇用し	ている 事業 所	3, 237 事業所	析 1,982事	業所	193 事業	所 1	1, 062 事業i	Fi			
	合計 6,066事業所 3,789事業所 344事業所 1,933事業所 (※1)令和3年3月末時点の国税源泉徴収義務者情報に基づく推定や、調査票による確認、加入指導における聴取等により区分している。 (※2)令和3年4月以降に判明した事業所は含んでいない。								に適用を目指してまいります。 す。			
ウ 上記イ以外の法人事業所についても、引き続き、丁寧に加入指導を進め、適用につなげる。なお、取組の強化を図るため、関係団体等と連携し、制度周知・適用勧奨に重点的に取り組む。	〇上記以外( ています)		業所について	も、制度周知	]や文書勧	が奨等によ	り、丁寧	に適用勧奨	を進め			

<b>企和 2 左连</b> 社兩	<b>今和2年中共両に対する防知性</b> に	ウコ部体	評価に当たっての視点	標語
令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価		評価の理由
	〇令和2年度中に新たに把握した事業所を含めた加入勧奨等によっても事業主から応答が ない第8度は確認が必要な事業によっても事業主から応答が	〇実態確認が必要な事業所に		〇実態調査を着実に進めたこ
態確認に至っていない法人事業		ついては、文書照会・事業所	ついて実態調査により雇用実	とにより年度末時点で
所の実態解明を促進し、適用を		等への訪問、関係機関への照	態を把握し、解消を進めるこ	83,079 事業所まで解消した。
図る。	機関への照会等による実態確認を行い令和4年3月の時点で、83,079事業所まで解消し	会等により、適用に結び付け	とが出来たか。	
特に、令和2年度行動計画策	ました。これらの事業所については、引き続き実態解明を目指してまいります。 	るための実態確認を行って		
定時点で実態確認に至っていな		まいりました。これらの事業		
い法人事業所については、令和		所については、引き続き実態		
3年度末までに実態解明するこ		解明をし、適用を目指してま		
とを目指し、5人以上等事業所		いります。		
と判明した法人事業所について				
は、早期に適用を進め、遅くと				
も令和5年度末までの適用を目				
指す。				
オー被保険者へのアプローチとし				
て、一定以上の所得があり未納				
が継続する国民年金被保険者等				
への就労状況調査を進め、厚生	引き続き対応を進め、9事業所を新規適用に結びつけ、11 名を厚生年金の被保険者とし			
年金保険の適用の可能性がある	て適用しました。 			
事業所の適用を進める。				
③ 体制の強化	③ 体制の強化			
ア 年金事務所における適用促進		〇本部に新設した特別法人対	〇困難性の高い事案に対応す	  ○適用の困難性が高い事業所
強化のための体制確保や手順の	月に新たに特別法人対策部特別適用対策グループを新設し、組織強化した上で効果的に	策部特別適用対策グループ		に対して、令和3年4月より
見直しを行う。	加入指導を実施する体制を構築しました。令和3年度は、77事業所を所管事業所とし、	において、困難性の高い77事	設し、組織強化した体制を有	本部に特別法人対策部を新設
イ 立入検査権限の実効ある活用	立入検査通知の送付件数は 13 件で立入検査は 11 回実施しました。令和4年3月末時点	業所を所管事業所とし令和	効に機能させ、加入指導によ	して組織強化を図り、管轄年
を図るため、本部専門組織を強	で 69 事業所を適用に結びつけ、210 人を適用に結び付けるとともに効果的な取組を事務	4年3月末時点で 69 事業所	っても適用に応じない事業	
化し、全国の困難性の高い事案		を適用に結びつけ210人を適	所に対して立入検査を効果	を効果的に活用した結果、加
に対応する。	また、立入検査によっても適用に至らない事業所について、告発も視野に入れ年金局と連	用しました。	的に活用して対応すること	入指導を行った 77 事業所の
   ウ 立入検査の結果に応じて職権			が出来たか。	うち 69 事業所を適用に結び
適用を実施する。				付けた。
エ 加入指導、更に立入検査によ				
っても適用に至らない悪質な				
事業所については、告発も視野				
に入れた対応を検討する。				
④ 目標達成に向けた進捗管理の徹底	④ 目標達成に向けた進捗管理の徹底			
目標達成に向け、本部において	〇目標達成に向け、年金事務所においては、策定した行動計画に基づき計画的に取組を行	〇年金事務所においては、目標		
各年金事務所の進捗を管理・指導	い、また、毎月の適用対策会議において、進捗状況の確認を行い、確実に計画を実施する	達成に向けた行動計画を策		
するとともに、定期的に本部・年	ため、PDCAサイクルに基づいた取組を実施しました。	定し、進捗管理と適用対策会		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
金事務所合同の会議を開催し、行動計画の確実な達成を図る。	<ul><li>○本部においては、適用調査対象事業所への取組状況を把握し、対策の上乗せが必要な年金事務所の適用対策会議に参加し必要な助言・指導を行いました。</li></ul>	議によるPDCAサイクル に基づいた取組を実施しま した。 本部においては、年金事務所 に対する進捗管理の徹底と 必要な助言・指導を行いまし た。		
(2) 事業所調査による適用の適正化対策 適用事業所の従業員に係る適用漏 れの防止及び届出の適正化を推進す るため、新型コロナウイルス感染症	(2) 事業所調査による適用の適正化対策 〇事業所調査による適用の適正化対策については、適用事業所の従業員に係る適用漏れの 防止及び届出の適正化を推進するため、以下の取組を進めました。			
ルを定めた令和3年度行動計画を		調査については、行動計画に		
策定する。 行動計画の策定に当たっては、 優先度等を踏まえ、効果的・効率 的な事業所調査を実施する。	る事業所調査を実施することを目標として計画を策定し取り組みました。	おいて被保険者824万人に対する事業所調査を実施することを目標として取り組みました。		
② 調査対象の選定 ア 中期計画期間中に全ての適用 事業所に対する事業所調査を実 施することを原則として、優先 度等を踏まえ対象事業所を選定 する。	<ul> <li>② 調査対象の選定</li> <li>○事業所調査の実施状況は以下のとおりであり、調査目標の 824 万人を上回る事業所調査を実施しました。</li> <li>【事業所調査実施状況】</li> <li>目標被保険者数 調査被保険者数 調査事業所数</li> <li>8,240,000 人 9,983,365 人 242,793 事業所</li> </ul>	〇事業所調査実施目標について、目標を超える調査被保険 者数に相当する事業所への 調査を実施し目標を達成しました。	に関し、数値目標を含めた具体的な行動計画を機構全体及び年金事務所ごとに策定し、当該行動計画に基づき、	令和3年度行動計画を策定 し、当該計画に基づき適用対 策を実施した。新型コロナウ イルス感染症対策を徹底し
イ 次の事業所は最優先の対象として、必ず実施する。 ・ 一定期間以上の遡及又は大幅な報酬変更等の届出があり特に確認が必要な事業所・ 被保険者等から通報が行われた事業所	〇令和4年10月に施行される短時間労働者適用拡大を見据え、被保険者101人から500人の事業所に対し、令和3年度から2年間で制度周知を兼ねた事業所調査を実施することとしており、対象事業所約5万件のうち、令和3年度は21,281件実施しました。 【最優先の調査対象事業所の実施状況】 調査のきっかけ 調査事業所数 一定期間以上の遡及又は大幅な報酬等の届出があり特に確 3,056事業所認が必要な事業所		優先度等を踏まえて事業所 の選定を行い、臨場、呼出、 郵送等の手段を組み合わせ て事業所調査を実施し適用 の適正化を図るとともに、目 標達成に向けた進捗管理を 徹底したか。 <行動計画上の目標>	事業所の選定を行い、臨場、 呼出、郵送等の手段を組み合 わせて進捗管理を徹底しな がら計画的・網羅的に調査を
・ 一定以上の所得があり未納 が継続している国民年金被保 険者等への就労状況調査によ	被保険者から通報が行われた事業所 1,264 事業所 1,264 事業所 1,264 事業所 1,264 事業所 13 事業所 1,264 事業所 13 事業所 1,264 事業		被保険者 824 万人に相当する 事業所に対して事業所調査を 実施	った。 また、適用拡大の対象となる 101 人以上 500 以下の事業所

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
り、適用の可能性がある従業	法務省出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人情	36 事業所	〇令和4年 10 月施行の短時間		に対して、令和3年度からの
員がいると考えられる事業所	報により判明した未適用の外国人就労者を使用する事業所		労働者適用拡大の対象とな		2年間で優先的に対象事業
・ 法務省出入国在留管理庁か			る 21,281 事業所に対し、制		所(約5万事業所)に対して
ら提供される特定技能外国人	【優先調査対象事業所の実施状況】		度周知を兼ねた事業所調査		制度周知を兼ねた事業所調
情報により判明した未適用の	調査のきっかけ	調査事業所数	を実施し、円滑な制度施行に		査を実施する計画に対し、令
外国人就労者を使用する事業	雇用保険被保険者情報により未加入者がいると見込まれる	19,930 事業所	向けて取り組みました。		和3年度は新型コロナウイ
所	事業所		〇優先度等を踏まえた事業所		ルスの感染拡大防止のため、
ウ 調査対象を次の対象事業所か	算定基礎届の長期未提出事業所	21, 682 事業所	の選定を行い最優先として		9月まで多くの地域で訪問
ら優先して選定する。	賞与支払届未提出の可能性がある事業所	13, 250 事業所	選定した 4,369 事業所に対し		による調査を中止していた
・ 雇用保険被保険者情報によ	短時間労働者を多く使用している事業所	28, 194 事業所	調査を実施し、優先して選定		状況であったが、令和3年度
り未加入者がいると見込まれ	一定時間以上の遡及又は大幅な報酬変更等の届出があった	6, 550 事業所	した 176, 503 事業所に対し調		末実績では 21,281 事業所の
る事業所	事業所		査を実施しました。		調査を実施しており、着実に
・ 算定基礎届の長期未提出事	これまでの事業所調査において指摘の多い事業所	86,897事業所			進捗した。
業所					
・ 賞与支払届未提出の可能性					
がある事業所					
・ 短時間労働者を多く使用し					
ている事業所					
	〇令和元年6月より毎月、法務省出入国在留管理庁から提供さ				
幅な報酬変更等の届出があっ	の帯同家族に係る情報を活用し、令和3年12月末現在までに				
た事業所(上記イを除く)	格を有した約 4.9 万人のうち、適用事業所での勤務実態があ				
・ これまでの事業所調査にお	険に未加入の 83 人が勤務する事業所に対して加入勧奨を実施 した。	,し、宝(週用に結び付けま	:  適用に結び付けました。   		
いて指摘の多い事業所	した。				
③ 効果的な事業所調査の実施	③ 効果的な事業所調査の実施				
	〇優先度等を踏まえた対象事業所の選定を行い、臨場、呼出、郵	送等の手法を組み合わせた	: 〇資格得喪関係の指摘事業所		
	調査により、事業所調査指摘状況は以下のとおりとなりました	50	数は 16,241 事業所、報酬関		
	【事業所調査指摘状況】		係の指摘事業所数は 79,681		
	指摘事業所数調査により適用		事業所となりました。		
	資格得喪関係 報酬関係 した被保険者数		調査により適用した被保険		
	16, 241 事業所 79, 681 事業所 27, 252 人		者数は 27,252 人となり、従		
	なお、調査に当たっては効果的な事業所調査とすべく、以下の	ような取組を実施していま			
	す。		届出の適正化を図りました。		
			〇雇用保険被保険者情報によ		
ア 雇用保険被保険者情報を有効	つたれば以ばれば日本代のためとス・ハイチェーエが以びたれる。.				
に活用する。	の情報を年金事務所へ提供することにより、効果的・効率的	な事業所調査を実施しまし			
	<i>t</i> =。		査に活用することにより、効		
			果的・効率的な調査に取り組		
			みました。		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する	取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
イ 大規模事業所については、本 部に設置した専門組織と年金事 務所等の協働により、システム を活用した調査等効率的・効果 的な調査を実施する。		<ul> <li>         努所の連携により実施しました。調査活用することにより、全従業員についのデータによる確認を行う等、訪問や」による調査手法により効率的かつ効         <ul> <li>うち指摘事業所数(※)</li> <li>適用もれ:10事業所報酬誤り:16事業所</li> </ul> </li> </ul>	らず、電子データを活用し、 事業所との接触を控えた「非 対面型」による調査手法によ り、効率的・効果的な調査を 22 事業所に実施し、適用漏れ 10 事業所、報酬誤りについて 16 事業所に対し指摘しまし	〇大規模事業所に対する調査 について、本部に専門組織を 設置し、年金事務所と協働し て、効率的かつ効果的に事業 所調査を実施できたか。	〇令和3年4月に本部に設置 した特別法人対策部法人調査 グループと管轄年金事務所が 連携して、電子データを活用 して効率的・効果的な調査を 実施し、10,000人以上の大規 模事業所 22 事業所に対する 調査において、適用漏れ10事 業所、報酬誤り16事業所の指 摘を行うなど適用の適正化が 図られている。
ウ 新規適用事業所については、 制度周知を兼ねた呼出調査を検 討する。 エ 事業所調査時に提出を求めて いる賃金台帳や出勤簿等の資料 等について、事業所の利便性向 上及び調査業務効率化のため、 オンラインによる提出等を検討	〇行動計画において、優先して実施する事業所として 調査を実施しました。	等について、印刷や郵送等を負担に感 調査の対象としている事業所 (被保険			
する。 オ 臨場、呼出、郵送等の手法により計画的・網羅的に実施する。 カ 調査結果のデータ管理と調査 対象事業所の抽出のシステム化 について検討する。	求めることで適用漏れの可能性を把握することとし 〇現在、適用に関するデータ管理は、適用業務支援シ	「源泉所得税領収証書(写)」の提出を 、ています。 ステムで行っていますが、統計分析サ 効率的に行うための要件定義を行いま	的な手法による調査の試行 実施をしました。 〇調査結果の収録情報の追加		
④ 目標達成に向けた進捗管理の徹底 目標達成に向け、本部において各 年金事務所の進捗を管理・指導する とともに、定期的に本部・年金事務 所合同の会議を開催し、行動計画の 確実な達成を図る。	〇目標達成に向け、年金事務所においては、策定してい、また、毎月の適用対策会議において、進捗状況 ため、PDCAサイクルに基づいた取組を実施しま	の確認を行い、確実に計画を実施する こした。 施状況を把握し、対策の上乗せが必要	て、調査対象事業所及び調査状況を把握・共有した上で、		

令和3年度計画				令和3年	<b>F度計画</b>	に対する	取組状況	,			自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
(3) その他 ① 届出に係る事務処理の迅速化 健康保険被保険者証の早期交付 に向けて、健康保険被保険者証の 交付に関係する届出(資格取得届、資格喪失届及び被扶養者異動届) について、標準的な処理期間の目標を設定し、月次で進捗管理を行うとともに、他の届出に優先して 処理を行うことにより、届出に係る事務処理の迅速化を図る。	① 繁届 て特きま格ま届忙、、にまた証しまりで、し、明た	(3) その他 ① 届出に係る事務処理の迅速化 ②繁忙期である令和3年4月において、健康保険被保険者証の交付に関する届出(資格取得届、資格喪失届及び被扶養者異動届)の処理に最優先で取り組み、令和2年4月と比較して、平均処理日数(※)を減少させることができました。特に、電子申請については、平均処理日数2営業日以内の目標を大幅に短縮することができました。また、健康保険被保険者証発行までの期間が短縮されたことに伴い、健康保険被保険者資格証明書交付申請書の申請件数は、令和元年度の約36万件から約21万件と42%減少しました。 (※)機構における届書の受付日の翌日から資格確認までの期間(土日祝日を除く営業日)で								と比較し うことがで な保険者資 2%減少し	〇健康保険被保険者証の早期 交付については、電子申請に よる届出の平均処理日数を 3営業日以下に短縮する中 期計画の目標を、令和2年度 で達成しましたが、繁忙期で ある令和3年4月において も、令和2年4月と比較し て、平均処理日数を減少させ		一の改善により、特に電子申 請に係る健康保険被保険者
特に、電子申請による資格取得届等の健康保険被保険者関係届に	ä		健康保険	協会におり						みません。	電子申請については、平均処理日数2営業日以内の目標		被保険者資格証明書交付申請書の申請件数は、令和2年
ついては原則2営業日以内に全国	届書					資格取得属	<b>B</b>				を大幅に短縮することがで		度の約 26 万件から約 21 万件
健康保険協会へ資格情報を提供す	種別		電子申請			電子媒体			紙媒体		きました。		(令和3年4月から令和4
ることを目指す。	年度	R3.4	R 2. 4	H31. 4	R 3. 4	R 2. 4	H31. 4	R 3. 4	R 2. 4	H31. 4			年3末の累計)と着実に減少
	平均処 理日数	0.5日		3.3日		1.6日	2.3日	2.9日	5.1日	4.2日			している。
	l <del></del>	5処理状況 	. (	白 共 期 油		 扶養者異重							
	届書 種別		電子申請		אמר	電子媒体		T	紙媒体				
	年度	R3.4	甩丁中胡 R 2 . 4	H31. 4	R3.4	电丁烁冲 R 2. 4	H31. 4	R3.4	和朱冲 R 2. 4	H31. 4			
	平均処理日数		1.9日					2.8日					
	〇厚生年金保険等の標準報酬月額の特例改定(※)に係る届出に関しては、令和2年6月26日から申請書の受付開始となりましたが、処理体制を確保し迅速な処理を進めました。 (※)令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、報酬が著しく下がった方のうち、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、特例により翌月からの改定が可能となり約3.1万事業所、約53.8万人の標準報酬月額の改定をおこないました。								理を進め 業した方で 保険・厚生 らず、特例	ました。 で、報酬が E年金保険 リにより翌	月額の特例改定に係る届出に関しては、処理体制を確保し迅速な処理を進めました。 その結果、約3.1万事業所、		
<ul><li>② 「厚生年金保険の保険給付及び 保険料の納付の特例等に関する法 律(以下「厚生年金特例法」とい</li></ul>		生年金保という。)			保険料の	納付の特	例等に関	する法律	(以下「厚	生年金特			

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
う。)」への対応				
ア 年金事務所は、厚生年金特例	〇厚生年金特例法への対応(※)に関しては、地方年金記録訂正審議会が年金記録の訂正の	〇厚生年金特例法への対応に		
法の事務処理マニュアルに従っ	答申を行ったもの及び年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断した 5,188 件に	ついては、5,188 件に係る特		
て、特例納付保険料の納付勧奨	係る特例納付保険料 6.0 億円について納付勧奨を行い、3,572 件、3.8 億円の納付実績と	例納付保険料6.0億円につい		
等を確実に実施し、進捗管理の	なりました。	て納付勧奨を行い、3,572件、		
徹底を図る。 更に、確実に	(※)厚生年金特例法により申立期間について厚生年金保険料が報酬より控除されてい	3.8 億円の納付実績となりま		
納付申出に結びつけるための手	たことが認定されたときは、年金記録が訂正され、年金額に反映されます。事業主	した。		
順の見直しを引き続き検討す	には特例納付保険料を納付するように勧奨を行いますが、納付に応じない場合は			
る。	事業主名等が公表されます。			
イ また、厚生年金特例法の納付				
申出があった事案については、				
事務処理マニュアルに従って特				
例納付保険料の納入告知を行				
い、債権管理を徹底する。				
③ 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「健全化法」という。)」への対応健全化法の規定の趣旨を踏まえ、企業年金連合会とのデータの突き合わせ作業を行っており、企業年金連合会からの依頼に基づき必要な対応を行う。		〇企業年金連合会からの依頼 に基づきデータの突き合わ せ作業を進めました。		
<ul><li>④ 船員保険制度への対応 船員保険制度に関する事務処理 要領等の整備や人材育成を行うと ともに、事務処理体制の見直しを 検討する。</li></ul>	④ 船員保険制度への対応 〇船員保険制度に関する業務遂行時における参考テキストとして令和2年度末に作成した 「船員保険報酬月額算定の手引」により、36 拠点に対し臨場等による現状調査と人材育成 を行うとともに、事務処理要領の整備や事務処理体制の見直しの準備を進めました。			

令和3年度計画		令和3	年度計画に対す	「る取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
4. 厚生年金保険・健康保険等の保険料								計画の存出
<b>徽</b> 収対策								評価:A
機構設立以降、令和元年度までの厚	〇厚生年金保険	等の徴収対策に	ついては、公正	・公平で安定的な	は保険料収納を確保			
生年金保険等の収納率は、前年度実績	することを基	本とし、事業所	の置かれた状況	2や心情に十分配慮	慮して、厚生年金保			
を上回り順調に推移してきた。令和2	険料等の納付	・猶予特例の許可	可を受けた事業	所への対応に最優	先で取り組んでき			
年度においては、新型コロナウイルス	ました。							
感染症の影響により収納率の低下が見	令和2年2月	以降、新型コロ	ナウイルス感染	*症に対する政策的	的要請として対応し			
込まれるが、新型コロナウイルス感染	てきた厚生年	金保険料等の納	付猶予特例につ	いては、令和3年	F3月2日以降、令			
症の影響に対応するための納付猶予特	和4年2月1	日までの間で、	全ての猶予期間	引が満了したことを	と踏まえ、事業所の			
例の適用を積極的に進めてきた。	置かれた状況	に応じて適切に	:納付を促すとと	:もに、引き続き糾	内付が困難な事業所			
令和3年度においても、事業所の置	には丁寧に納	付協議を実施し	、既存の納付の	)猶予や換価の猶予	5(以下「法定猶予			
かれた状況に配慮し、公正・公平で安	制度」という	。) <b>への</b> 適用(t	切替え) を迅速	かつ柔軟に行いま	した。			
定的な保険料収納を確保するため、以	〇また、個々の	事業所との納付	協議の実施から	法定猶予制度の通	<b>適用までの対応を適</b>			
下の取組により徴収対策を推進する。	切に行うため	の体制を強化す	るとともに、徴	<b>対収対策を担う徴</b> 収	双職員に対して、法			
また、新型コロナウイルス感染症の	令等に則った	公正・公平な運	用を行うための	)研修を計画的に第	<b>毞施しました。</b>			
影響を受けた事業所に対して丁寧に対								
応するための体制の強化とともに、徴								
収職員の育成を進める。								
/1) /= 1-1-T-0/M-D	/1) <b>/</b> 513.T.o.	<i>5</i> 55						
(1) 行動計画の策定	(1) 行動計画の		ᇑᄼᆉᆌᇒᅜᅗ					○○和○左座/(科司(西北)/(中)
厚生年金保険・健康保険等の保険料						〇令和3年度における厚生年金		
徴収対策については、令和3年度行動					と状況に応じ、その			
計画を策定し、以下の取組を効果的・					ま定猶予制度の活用		し、目標達成に向け、確実に実	
効率的に推進する。					をけている保険料額		施するための進捗管理を徹底	
行動計画の策定に当たっては機構全					この水準を確保する		するとともに、行動計画の取組	
体として、厚生年金保険・健康保険等		済額及び滞納事	業所数を前年度	ほより削減すること	:を目標として策定		を効果的・効率的に推進した	
の収納率について、既存の納付の猶予	しました。			L A		が連携して組織的に管理し、事	か。また、新型コロナウイルス	
及び換価の猶予並びに納付猶予特例の					<b>もして組織的に管理</b>		感染症に十分配慮し、事業所の	
許可を受けている保険料額を除いた収					<b>枚収対策会議を通じ</b>			
納率で前年度と同等以上の水準を確保		言・指導を行う				対策会議を通じて効果的な助	納付を促すとともに、法定猶予	その結果、厚生年金保険料等の
することを目指すとともに、収納未済					下同じ。) は 98.3%		制度への適用(切替え)を進め	
額の圧縮に努めることを目標とする。				:。また、徴収決定	E額から猶予保険料	ました。	つつ、保険料収納の確保に取り	除いて計算した場合、厚生年金
また、目標達成に向け、取組の実績	額を除いた収	納率は 99.4%と	こなりました。				組んだか。	保険料の収納率は99.4%(前年
に基づく計画を策定し、確実に実施す						〇この結果、厚生年金保険料の収	厚生年金保険等について、猶予	度 99.3%)、全国健康保険協会管
るための進捗管理を徹底するととも	【厚生年金保険	料収納率】	T	1	<del>                                     </del>	納率は98.3%、全国健康保険協	保険料額を除いた収納率で前	
に、滞納整理関係事務処理要領に基づ				令和3年度	令和2年度	会管掌健康保険料の収納率は	年度と同等以上の水準を確保	
き個々の滞納事業所の適正な債権管理	厚生年金	令和3年度	令和2年度	【法定猶予制度の	【法定猶予制度の	97.2%となり、前年度末実績を	するとともに、収納未済額の圧	
を徹底し、行動計画の取組を推進する。	保険	1-18-0-1/2	1-18-17	適用を受けている	適用を受けている	それぞれ 0.8%、0.4%上回りま	縮に努めたか。	もに、収納未済額の圧縮が図ら
				金額を除く】	金額を除く】	した。		れたことにより、目標を達成し

度計画	令和 3	年度計画に対す	る取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
د ار مایان د مار مایان	33兆9, 149	32兆8, 717	33兆5, 620	32兆2, 875	また、猶予保険料額を除いた場		た。また、厚生年金保険料等
徴収決	定額   億円	億円	億円	億円	合の収納率は厚生年金保険料		保険料額に猶予保険料額を
収約	33兆3,535	32兆612	33兆3, 535	32兆612	99.4%、全国健康保険協会管掌		めて計算した場合についても
42#	億円	億円	億円	億円	健康保険料 98.9%となり、前年		厚生年金保険料及び全国健
収糸	98.3%	97. 5%	99. 4%	99.3%	度末実績をともに 0.1%上回り		保険協会管掌健康保険料の
					ました。		納率、収納未済額ともに、前
〇令和3	年度末の全国健康保障	<b>È協会管掌健康</b> 係	段) 段料の収納率は	7.2%となり、前年			度以上の水準を確保した。
度末実	漬を 0.4%上回りまし	た。また、徴収	は決定額から猶予例	保険料額を除いた収			
納率は	98.9%となりました						
【健康保	<b>)</b>						
			令和3年度	令和2年度			
協会	管掌	令和2年度	【法定猶予制度の	【法定猶予制度の適			
健康	保険 アポラチ及	7和2千皮	適用を受けている	用を受けている金額			
			金額を除く】	を除く】			
世	11兆1,806	10兆7, 665	10兆9, 910	10兆5, 527			
1致収分	定報   億円	億円	億円	億円			
収糸	10兆8, 700	10兆4, 235	10兆8, 700	10兆4, 235			
	億円	億円	億円	億円			
収糸	率 97.2%	96.8%	98. 9%	98.8%			
	年度末の収納未済額に	こついて、法定従					
果、厚 なり、 所には	責権管理を徹底し、 主年金保険料 5, 379 億 前年度末の収納未済額 丁寧に納付協議を実施 収納未済額について・	事業所の置かれた 意円、全国健康保 質より大幅に減り 返し、法定猶予制	状況に応じて適切 険協会管掌健康係 いしました。また、 l度を活用した結り	Jに納付を促した結 R険料 2,970 億円と 納付が困難な事業 P、猶予保険料額を	た結果、厚生年金保険料 5,379 億円、全国健康保険協会管掌健 康保険料 2,970 億円となり、前 年度末より大幅に減少しまし た。また、猶予保険料額を除い		
果、厚なり、所には、除いた	責権管理を徹底し、 主年金保険料 5,379 億 前年度末の収納未済額 丁寧に納付協議を実施 収納未済額について 斉額】	業所の置かれた 第円、全国健康保 員より大幅に減少 起し、法定猶予制 も、前年度末から	状況に応じて適ち 険協会管掌健康係 しました。また、 」度を活用した結果 の減少となりまし	のに納付を促した結 保険料 2,970 億円と 納付が困難な事業 見、猶予保険料額を した。	いる事業所の適正な債権管理 を徹底し、事業所の置かれた状 況に応じて適切に納付を促し た結果、厚生年金保険料 5,379 億円、全国健康保険協会管掌健 康保険料 2,970 億円となり、前 年度末より大幅に減少しまし		
果、厚なり、所には除いた	責権管理を徹底し、 主年金保険料 5,379 億 前年度末の収納未済額 丁寧に納付協議を実施 収納未済額についても 済額 令和3年度 年金 5,379億円	業所の置かれた 第円、全国健康保 員より大幅に減少 起し、法定猶予制 も、前年度末から	状況に応じて適ち 険協会管掌健康係 しました。また、 )度を活用したりましたの減少となりました。 令和3年度 「法定猶予制度の 適用を受けている	のに納付を促した結 保険料 2,970 億円と 納付が困難な事業 見、猶予保険料額を した。 令和 2 年度 【法定猶予制度の適 用を受けている金額	いる事業所の適正な債権管理 を徹底し、事業所の置かれた状 況に応じて適切に納付を促し た結果、厚生年金保険料 5,379 億円、全国健康保険協会管掌健 康保険料 2,970 億円となり、前 年度末より大幅に減少しまし た。また、猶予保険料額を除い た収納未済額についても、法定 猶予制度の活用により前年度		

令和3年度計画		令和3	年度計画に	対する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
(2) 滞納事業所等に対する納付指導、猶	(2) 滞納事業所	等に対する納	 寸指導、猶予	の適用及び滞納処分				
予の適用及び滞納処分								
滞納事業所等に対しては、既存の納	〇納付猶予特例(	の猶予期間が、	令和3年3	月2日以降、令和4年	年2月1日までの間	〇厚生年金保険等の納付猶予特	〇滞納事業所等に対して、法定猶	○滞納の初期段階から、迅速か
付の猶予及び換価の猶予(以下「法定	で全て期間満	了したことを	沓まえ、納付	猶予特例の適用を受け	ナた保険料の納付が	例の猶予期間が全て期間満了	予制度の案内を徹底するとと	確実な納付指導を実施する
猶予制度」という。)の案内を徹底し、	完了していない	い事業所に対	しては、電話	や文書による督励に。	より適切に保険料の	したことに伴う対応について	もに、滞納状況に応じた管理及	ともに、納付が困難な事業所
滞納状況に応じた管理及び滞納状況に	納付を促すと	ともに、保険	料の納付が困	難となっている事業	所に対しては法定猶	は、迅速かつ丁寧な納付協議を	び滞納状況に則した対策を行	は法定猶予制度を案内する
則した対策を行う等の適正な納付計画	予制度の活用	を積極的に案に	内するなど、	事業所の置かれた状況	兄に応じて丁寧な対	行い、適切な納付指導と法定猶	う等の適正な納付計画の策定	ど、個々の状況に応じて取
の策定とその履行管理により、迅速か	応を行いました	<b>:</b> 。				予制度への適用(切替え)に積	とその履行を管理したか。ま	んでおり、新型コロナウイル
つ計画的に保険料等の納付督励を行う	この結果、令種	□3年3月末	までに許可を	行った納付猶予特例の	の許可金額 9,737 億	極的に取り組みました。	た、納付計画の履行状況に応じ	感染症の影響を受けた事態
とともに、確実な徴収に取り組むこと	円の約 74%に	あたる 7,22	3 億円の収約	内を確保するとともに	、約 24%にあたる	この結果、納付猶予特例の許可	て、納付指導、法定猶予制度の	がある中、適用事業所に占る
により滞納の長期化防止策を以下のと	2,342 億円につ	2,342 億円については、法定猶予制度を適用しました。				金額の約 98%が納付済又は法	適用及び滞納処分を行うこと	滞納事業所の割合は5.7%と
おり行う。	また、事業所へ	また、事業所ベースでは約95%の事業所が納付済又は法定猶予制度の				定猶予制度の適用(切替え)と	で確実な徴収に取り組んだか。	り、前年度(6.4%)から減少
	え) となりま	え)となりました。				なりました。		新型コロナウイルス感染织
① 納付期限までに納付がなかった適						また、事業所ベースでは約 95%		感染拡大前の令和元年
用事業所に対しては、電話等による	【納付猶予特例的	保険料の推移	犬況】(令和	4年3月末)		の事業所が納付済又は法定猶		(5.8%) と同程度の水準の
納付督励を確実に実施するととも	※マショ みぬ	猶予		<b>香</b> 予期間満了金額		予制度の適用(切替え)となり		った。
に、効率的に実施するための体制を	│ 猶予許可金額 │	(	令和2年1月	分~令和2年12月分	保険料)	ました。今後も適切に管理を進		
検討する。また、督促指定期限まで	0.707/奈田	0 707 <i>/</i> <del>2</del> III	納付	法定猶予制度適	用 納付協議中等	めてまいります。		
に納付がない新規の滞納事業所に対	9,737億円	9,737億円	7, 223	億円 2,342億円	172億円			
しては、滞納整理関係事務処理要領	割合	100%	749	% 24%	2 %			
に基づいた納付指導、納付協議及び			<b>'</b>	<u> </u>				
滞納整理を確実に実施する。								
	【納付猶予特例	の期間満了に	:係る対応状	況】(令和4年3月5	₹)			
② 滞納事業所から納付が困難である	納付猶予特例の湯	i了 納	付済	法定猶予制度適用	Λ± /   1±5 = ± -± Λ5			
旨の申出があった場合は、事業所の	お知らせ事業所	i (5	<b>記納</b> )	(分割納付)	納付協議中等			
経営状況や将来の見通しなどを丁寧	81,016事業所	20, 98	4事業所	55,849事業所	4, 183事業所			
に聴き取った上で、法定猶予制度の	割合	25	. 9%	68.9%	5. 2%			
案内を徹底し、その活用を最大限図		·						
る。また、滞納整理関係事務処理要	【法定猶予制度の	の適用状況】						
領に基づいた分割納付のルールを適		,	令和3年度	令和2年度	令和元年度			
切に運用するなど、滞納事業所の	納付の猶予		336 事業所	f 39 事業所	15 事業所			
個々の実情に則しつつ、関係法令等	納付の猶予	特例)	0 事業所	f 97,877事業所	_			
に基づき適切に対応する。	換価	申請	2, 537 事業所	f 2,850事業所	732 事業所			
特に、納付猶予特例の適用を受け	の猶予	職権		析 4,919事業所	144 事業所			
た保険料の納付が完了していない事	合計		'2, 128 事業所					
業所など、新型コロナウイルス感染					1			

となり、令和2年度末より減少しました。

に配慮し、必要に応じて納付計画の

特例の許可を受けた事業所へ

							標語
令和3年度計画	•	令和3年度計画に対	対する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	評価の理由
見直しに応じるなど柔軟に対応す	【滞納事業所数】				の対応を最優先に取り組んだ		
る。		令和3年度末	令和2年度末	令和元年度	結果、令和3年度末の滞納事業		
	滞納事業所	147, 750事業所	160,308事業所	142, 139事業所	所の適用事業所に占める割合		
③ 納付協議に応じない事業所及び約	適用事業所に占める	5. 7%	6. 4%	5. 8%	は 5.7%となり、前年度から減		
東不履行となった事業所に対して	滞納事業所の割合	3. 770	0.470	3. 070	少し令和元年度の水準と同等		
は、関係法令に基づき厳正な滞納処					程度となりました。		
分を適正に執行し、滞納解消を図る。	〇法定納期限までに納付	ができなかった事	業所には、電話等に	よる納付督励など滞	〇法定納期限までに納付ができ		
なお、滞納処分の実施については、	納整理関係事務処理要	領に基づく初期対応	応手順を確実に実施	しました。その際、	なかった事業所には、滞納整理		
新型コロナウイルス感染症の影響を	事業所から一括の納付	が困難であるとのほ	申出があった場合は	、法定猶予制度の案	関係事務処理要領に基づく初		
踏まえ、適切に判断する。	内を行うとともに、個	々の事業所の事情に	こ配慮した納付計画	の策定と履行管理に	期対応手順を確実に実施しま		
	取り組みました。				した。		
	〇また、督促指定期限を	超える新規滞納事業	業所の発生の抑制及	び徴収職員が事業所	また、督促指定期限までの電話		
めに必要な体制を確保する。	との納付協議等に専念	できる体制を構築す	するため、法定納期	限から督促指定期限	による納付督励を集中的に実		
	までの電話による納付	付督励を集中的に実	<b>E施する集約コール</b> 1	センターを令和4年	施する集約コールセンターを		
	2月から設置し、一部	地域を対象とした	先行実施を開始しま	した。	設置し、一部地域を対象とした		
					先行実施を開始しました。		
	〇令和2年4月以降停止	Lしていた財産調査	でや財産の差押等の活	帯納処分業務を令和	〇令和2年4月以降実施を停止		
	3年4月に滞納金額1	千万以上の優先度の	の高い事業所に限定	し再開しました。	していた滞納処分業務につい		
	また、令和4年2月に	上記の滞納金額に何	系る基準を解除しま	した。なお、緊急事	ては、優先度の高い事業所に対		
	態宣言が発令された地	!域については引き	続停止しました。		して順次実施し、差押執行事業		
	今後は感染状況を踏ま	えつつ順次、滞納	処分の手続を進めて	まいります。	所は 6,781 事業所となりまし		
					た。		
	【滞納処分の実施状況】		Ţ	1			
		令和3年度	令和 2 年度	令和元年度			
	差押執行事業所	6, 781 事業所	3, 357 事業所	33, 142 事業所			
(3) 徴収が困難である事業所に対する徴 収対策の徹底	(3) 徴収が困難である事	業所に対する徴収え	対策の徹底				
広域に事業を行っている等、困難性	○困難性が高く滞納が長	期間又は高額とな	っている事業所につ	いては、令和3年4	  ○徴収が困難である事業所への	〇徴収が困難である事業所に対	〇徴収が困難な事業所に対して
が高く滞納が長期間又は高額となって	月に設置した本部の専					し、組織で連携協力することで	は、令和3年4月に設置した本
いる事業所については、本部・特別徴	済額 208 億円) とし、				部への移管を実施しました。	滞納解消に努めるとともに、新	部の専門部署である特別法人
収対策部及び管轄の年金事務所の役割	前より滞納保険料があ				特に、本年度においては新型コ	型コロナウイルス感染症の影	対策部の所管に移した上で、組
分担を踏まえ、連携協力することによ	きていない事業所に対				ロナウイルス感染症の影響前	響を踏まえつつ、法定猶予を活	織で連携協力しながら法定猶
り滞納解消を図る。	保険料を含めて資力に				より滞納保険料があり、納付猶	用することにより、徴収対策を	予制度の適用を進めるととも
なお、悪質な滞納事業所については、	した。			2.3.2.2.3.2.13.0	予特例から法定猶予制度の適	徹底したか。	に、事業所の収支状況等を確認
新型コロナウイルス感染症の影響を踏	その結果、収納未済額	iについて、納付猫 <sup>-</sup>	予特例対象以前分で	10 億円が削減され	用(切替え)ができていない事		し、納付計画の策定や資力に応
まえつつ、国税庁と連携協力し、滞納	収納未済額全体では 2				業所に対して法定猶予制度の		じた納付指導を適切に行うこ
処分等の権限を国税庁に委任する仕組	管事業所 328 件のうち				活用を積極的に案内し、資力に		とにより、収納未済額が削減さ
みを活用する。							│ │ れるなど効率的・効果的な保険

令和3年度計画		令	和3年度計	画に対する	る取組状況			自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	なお、令和4年3月末時点で114事業所については、分割納付により滞納解消の 見通しが立ったこと等に伴い、年金事務所の所管に戻しました。						滞納解消の	組みました。 その結果、収納未済額は 24 億 円削減され、所管事業所の約	料収納の確保を	料収納の確保を図った。
		令和	和3年度所領	<b></b>			令和	49%の161事業所に法定猶予制		
	特別法人対 策部の所管 事案	前年度からの繰越分	令和 3年度 移管分	合計	令和 3年度末	法定猶予制度適用	3年度末 【法定猶予 制度の適用 中の金額を 除く】	度が適用されました。		
	所管事業所	145	297	442	328	161	_			
	数	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所				
	収納未済額 (延滞金含 む)	68 億円	140 億円	208 億円	184 億円(※)	97 億円(※)	87 億円(※)			
	納付猶予特例対象	34	41	75	65	28	37			
	以前分【再掲】	億円	億円	億円	┃ 億円( <u>※)</u> アした事業所	億円(※)				
(4) 徴収職員の育成 より高い専門性を有する職員を育成 するため、職務に合わせた事務研修に 取り組む。 また、徴収職員による法定猶予制度 の運用に当たり、事業担当部による研 修や地域部による支援を強化するとと もに、監査時における指導を実施する。	〇 にま (4) 写則にま応年報がは委し 徴生っ精た手金共作り任た 収年た通、法事有の和行令 員保正た税研所まし	年度の13年では第一年では、年度の13年の13年の13年の13年の13年の13年の13年の13年の13年の13年	に に に で 見 に で に の の に の の に の が し 、 が に の が し ま の の の し し ま の の の し し ま の の の し し も の に に に に に 。 に に に に に に に に に に に に に	to t	国税局との気管生した保険る法定ででいる法では、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	E例打合せる と料等の追加 関度に、制度し、 を実施する を実施する	(大) 実 具体ともに 大) は に 方 は に 方 と と と と と と と と と と と と と と と と と と	既 委任については、国税局との定例打合せを再開し、既に委任を行っている事案に係る80件の追加委任を行いました。  〇制度と実務に精通し、より高い専門性を有する徴収職員を育成するため、国税局や特別法人対策部の専門性を有する職員を講師とした研修を年金事務		
(5) 徴収業務に係るシステム化と効率化 の推進	(5) 徴収業務に	⊆係るシステ	-ム化と効率	<b>工化の推進</b>						
徴収業務に使用している複数の支援		二統合した徴	如対策用σ	)支援ツー/	いについて、	令和3年5	月に預貯金			
ツールの統合に継続して取り組み、滞	調査業務の電	<b>『子化サーヒ</b>	これを利用開	別始し、令和	13年 12月	に初期対応	事業所の抽	策用の支援ツールの機能改善		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
納事業所の傾向や対策の効果などが分	出機能の追加を行い、調査業務の効率化を図りました。	を図ることにより、金融機関に		
析できるよう、徴収業務のシステム化	〇また、令和3年度において事務処理が増大した納付猶予特例から法定猶予制度へ	対する預貯金調査業務の電子		
を進める。	の適用(切替え)にあたり、猶予許可決議書等の通知書作成業務についてシステ	化サービスを利用開始し、調査		
また、法定猶予制度の適用を積極的	ム化を行い、猶予事務の効率化、負担軽減を図りました。	業務の効率化と調査回答まで		
に進めるため、事務の効率化や本部と		の期間短縮が図られました。		
年金事務所の役割分担について整理す				
る。				
6) 口座振替の利用促進	(6) 口座振替の利用促進			
口座振替を利用していない適用事業	〇口座振替を利用していない適用事業所の事業主向けに制度案内リーフレット等	〇令和3年度の口座振替実施率	 │〇口座振替による保険料納付の	│ │〇口座振替未実施の事業所に対
所については、口座振替による保険料	を送付し、口座振替の利用を案内するとともに、新規適用事業所に対する電話や	は、口座振替を利用していない	   利用促進に取り組んだか。	│ │ するチラシ送付による口座振
納付の利用促進を図るとともに、新規	文書による口座振替の申請勧奨を継続的に実施し、令和3年度の口座振替実施率	適用事業所への利用案内と新		替勧奨や、新規適用事業所への
適用事業所に対し、口座振替を利用す	は厚生年金保険が 81.4% (対前年度比 0.4%増)、全国健康保険協会管掌健康保	規適用事業所に対する申請勧		電話勧奨などの口座振替利用
るよう事業主に勧奨する。	険が80.8%(対前年度比0.1%増)となりました。	奨により、厚生年金保険料が		促進に取り組むことで、口座振
		81.4%、全国健康保険協会管掌		替実施率(厚生年金保険料:
		健康保険料が80.8%となり、前		81.4% (対前年度比 0.4%増)、
		年度の実績を上回りました。		全国健康保険協会管掌健康保
				<b>)</b>
				増)) について前年度の実績を
				上回った。

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
5. 年金給付				評価:A
年金給付の正確性の確保及びお客様	〇年金制度を実務として適正に運用し、年金給付の正確性の確保及びお客様サービ			
サービスの向上を促進するため、各種	スの向上を促進するため、年金事務所と中央年金センターで執行する体制への再			
施策を通じて正確な事務処理を徹底す	構築に向けた取組を進めるとともに、簡易な電子申請を可能とする環境整備など			
る取組を行う。	年金給付業務のデジタル化に向けた取組を進めました。また、年金制度改正を踏			
	まえ、新たに66歳以降に毎年繰下げ見込額等のお知らせを送付するなどお客様サ			
	ービスの向上を図りました。			
(1) 正確な給付の実現に向けた体制強化	(1) 正確な給付の実現に向けた体制強化		(1) 正確な給付の実現に向けた 体制強化	
① 執行体制の強化・整備	① 執行体制の強化・整備			
ア 事務センターで行っている年金	〇年金給付業務の執行体制について、新規裁定を年金事務所及び事務センターで行	〇年金事務所と中央年金センタ	○年金給付の正確性の確保、年金	〇年金給付業務の執行体制につ
給付業務の整備・集約	い、裁定後の諸変更業務等を中央年金センターで行う従来の体制を改め、年金事務	一で執行する体制に再構築す	制度改正の円滑かつ着実な実	て、再裁定の勧奨業務を中央年
年金給付業務を年金事務所と中	所と中央年金センターで執行する体制に再構築する取組を進めています。	るため、事務センターで行って	施のため、年金給付業務の執行	金センターと年金事務所で行
央年金センターで執行する体制に	〇令和3年度においては、事務センターで行ってきた年金給付業務について、以下の	いる再裁定の勧奨業務等につ	体制強化が図られたか。	うことなど、中央年金センター
再構築するため、事務センターで	取組を行いました。	いて、令和4年10月の集約化		を中心とした執行体制を確立
行っている年金給付業務(再裁定	・再裁定の勧奨業務を中央年金センターと年金事務所で行う方針を決定し、その実	に向けた検討・準備を進めまし		するため、業務端末等のシステ
の勧奨業務や特別障害給付金等に	現のためのシステム開発を実施	た。		ム基盤の統一化を図るなど、事
関する業務)の集約化に向け、事	・特別障害給付金等に関する業務について中央年金センター等に集約する方針を			務面・システム面の課題整理を
務面・システム面の整備や体制面	決定			進め、執行体制の強化・整備を
の検討を行う。	・年金請求書等の入力前の内容確認及び入力処理業務、年金証書等の作成・発送業			図った。
イ 中央年金センターの執行体制の	務に関する方向性とその実現に必要なシステム開発の要件を整理			また、共済組合との窓口・調整・
強化	〇年金給付業務で使用する業務端末等が中央年金センターと年金事務所で異なって	〇中央年金センターを中心とし		連携業務を一元的に担う部署
中央年金センターを中心とした	いたために、年金額の変更処理など中央年金センターでは可能な事務処理につい	た一貫した執行体制を確立す		を設置し、実務者協議を毎月開
一貫した執行体制を確立するた	て、年金事務所では実施が制限されていました。令和3年 10 月に業務端末等のシ	るため、現状の事務面・システ		催することにより、各共済組合
め、中央年金センターで行ってい	ステム基盤の統一化を実現し、中央年金センターと年金事務所で、同一環境によっ	ム面の課題整理を進めました。		との実務面の課題共有や解決
る未支給年金請求書等の諸変更届	て年金給付の事務処理を行う環境が整備されたことから、年金事務所の役割を見直			に向けた検討を効率的に行う
書に係る処理体制の効率化につい	し、今後の中央年金センターと年金事務所の役割 (業務範囲) の整理を進めました。			など、連携強化を図った。
て検討する。				
ウ 本部現業の執行体制の整備				
・ 中央年金センター及び障害年	〇中央年金センター及び障害年金センターの事業実績評価について、これまでの定性	〇客観的な評価指標を策定し、事		
金センターにおける事業実績評	的な評価方法を見直し、届書等の目標処理日数の達成率を評価する等、定量的な評	業実績評価結果に基づき事業		
価のあり方を見直し、評価基準	価方法を主とする評価指標を策定して、評価基準を明確化しました。この評価指標	実績表彰及び人事評価への反		
を明確化することにより組織の	に基づき、令和3年度上期に事業実績表彰に反映し、令和3年度下期からは人事評	映を行う仕組みを構築し、年金		
活性化を図る。	価にも反映することとしました。	センターの組織活性化を図り		
		ました。		
・ 共済組合との窓口・調整・連	〇令和3年4月に年金給付部に共済企画調整グループを設置し、共済組合(国家公務	〇共済組合との窓口・調整・連携		
携業務を一元的に担う部署を設	員共済組合・地方職員共済組合(7団体)・日本私立学校振興・共済事業団)との	業務を一元的に担う部署を設		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
置し、年金支給に係る情報連携	情報連携の強化を図るとともに、令和3年度においては以下の取組により共済関係	置し、共済組合と連携が必要な		
など共済組合と連携が必要な業	業務の一元的な把握・管理を行うこととしました。	業務を体系的に整理する仕組		
務を体系的に整理する。	・令和3年6月より共済組合との実務者協議会を毎月開催	みを構築しました。		
	・令和4年4月施行の年金制度改正事項に係る情報交換事務等に関する調整			
	・共済情報連携システム等に係る現状の課題の洗い出し			
	・各共済組合、年金事務所等からの共済関連の照会窓口の一本化			
エ お客様相談室の体制整備				
審査業務の移管により年金裁定	〇年金給付の審査業務の移管等に伴いお客様相談室の業務·役割が拡大している状況	〇お客様相談室の運営体制の課		
業務を一元化したことを踏まえ、	を踏まえ、現状の課題の把握・分析を行うため、お客様相談室の規模別に、人員体	題把握及び分析を行い、体制整		
引き続き、お客様相談室(相談窓	制や職種ごとの役割分担、運営方法・運営状況などのヒアリングを進め、この結果	備に向けた検討を進めました。		
ロ・バックヤード)の一体的な運	を踏まえ、窓口相談、バックヤード(内部事務)、年金審査の3業務のマネジメン			
営体制の整備を進める。	トの仕組みや管理体制のあり方について検討するための専任チームを設置しまし			
	<i>t</i> =。			
② 人員体制の強化・整備	② 人員体制の強化・整備			
ア 制度改正に向けた体制強化	〇令和4年4月に施行される年金制度改正(繰下げの上限年齢の引上げ、在職老齢年	〇年金制度改正を円滑かつ着実	〇年金制度改正の円滑かつ着実	〇令和4年4月に施行される年
令和4年4月に施行される年金	金の見直し等)を着実に実施するため、年金相談、年金請求書の審査等の要員とし	に実施するため、令和4年4月	な実施に向け執行体制強化が	金制度改正を着実に実施する
制度改正(繰下げの上限年齢の引	て、年金事務所及び中央年金センター等に 80 人を増員し、人員体制の拡充を図り	より年金事務所、年金センター	図られたか。	ため、年金事務所及び中央年金
上げ、在職老齢年金の見直し等)	ました。	等の人員体制を拡充し体制強		センター等に年金相談、年金請
を円滑かつ着実に実施するため、		化を図りました。		求書の審査等の要員の拡充を
中央年金センター及び年金事務所				図り、人員体制の強化を行っ
における人員体制の確保を図る。				<i>t</i> =。
イ 障害年金センターの体制強化	〇障害年金センターの体制強化については、I-5(3)①に記載。			
令和3年度における障害状態確				
認届(診断書)の受付件数増大に				
対応するとともに、認定業務の適				
正性の一層の向上を図るため、障				
害年金センターの人員体制の強化				
を図る。				
(2) 正確な給付の実現に向けた対応	(2) 正確な給付の実現に向けた対応		(2) 正確な給付の実現に向けた	
① 年金決定時チェックの着実な実施	① 年金決定時チェックの着実な実施		対応	
・ 年金給付の正確性を確保するた	〇年金事務所で実施した年金の決定内容の正確性を組織全体で担保するため、年金決	〇老齢年金・障害年金・遺族年金	〇正確な給付の実現のため、事務	〇システムチェックが困難な事
め、年金決定直後に中央年金セン	定直後に中央年金センターで決定内容をチェックする体制を構築し、令和2年度か	の決定直後に決定内容をチェ	処理誤りの未然防止・早期対応	例について、中央年金センター
ターで決定内容をチェックし、事	ら運用を開始しました。令和3年度は、決定した老齢・遺族・障害年金(約 144 万	ックし、387件について訂正を	等に取り組んだか。	で決定内容をチェックし、事務
務処理誤りの予防・早期対応を図	件) のうち、システムチェックが困難な事例(約23.4万件)を確認し、387件につ	行い、正確な給付に繋げまし		処理誤りの未然防止、早期対応
る。	いて事務処理誤りの未然防止・早期対応を図りました。	た。これを踏まえ、業務処理マ		を図った。また、業務処理マニ
・ 年金決定時チェックの結果を分	〇この結果を踏まえ、随時、業務処理マニュアルを整備するとともに、令和3年 10	ニュアルを整備するなど再発		ュアルの整備、事務処理誤りが
析し、業務処理マニュアルの整備	月に事務処理誤りが生じやすい事例及び審査時の留意事項を拠点に周知しました。	防止に取り組みました。		生じやすい事例や審査時の留

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
やシステムチェック機能の強化を				意事項を拠点に周知し、再発防
進める。				止に取り組んだ。
② 事務処理誤りの総点検等への対応				
・「年金給付に係る事務処理誤り	〇年金給付に係る事務処理誤り等の総点検において対象者の特定が可能な事象につ			○「年金給付に係る事務処理誤り
等の総点検」の対象者への事後対	いては、順次、必要な対応を実施し、その結果を毎月公表するとともに、令和2年	ついて着実に対応し、結果を毎		等の総点検」により把握した対
応を確実に実施する。	度の事務処理誤りの点検・分析を行い、令和3年9月に公表しました。	月公表しました。	象者への対応や再発防止等を	象者への対応を順次実施し、そ
・ 共済組合との情報連携の強化に		〇機構と共済組合間における給	着実に実施したか。	の結果を毎月公表した。
より、年金裁定時におけるシステ	テム化を進めており、令和3年度においては、以下の取組を実施しました。	付の適正化を図るため、機構と		更に、機構と共済組合間におけ
ムチェック機能を強化し、年金支	・共済組合が支給する年金との併給・選択に係るシステムチェック機能の強化	共済組合間に係るシステムチ		る給付の適正化を図るため、シ
給や併給選択の誤り等を防止す	・共済組合が支給する年金に係る加給年金・振替加算のシステムチェック機能の強	ェック機能を強化し、給付の正		ステムチェック機能を強化し、
る。	化及び届出勧奨の自動化	確性の向上を図りました。		給付の正確性の向上を図った。
	・旧三共済・農林共済期間を有する者の受給要件判定の自動化 ・共済組合期間との期間重複のシステムチェック機能の強化			
	- ・ 共済組合期间との期间里後のシステムテェック機能の強化			
③ その他	③ その他			
・ 事務処理誤りによる過払い年金		│ │ 〇進捗管理を適切に実施するこ	│ │ ○年金の返還請求に係る事務処	  ○過払い年金の返還請求に係る
の返還請求に係る事務処理につい	月に事務処理要領を改正し、機構本部における進捗管理の手続、具体的な方法等を	とで、過払い年金の返還請求に	理について、進捗管理を徹底	事務処理について、要領の改
て、受給者に対する丁寧な説明・	明記しました。要領に基づき、機構本部において進捗状況を把握し、年金事務所へ	係る事務処理の迅速化及び適	し、迅速化及び適正化を図った	正、機構本部における進捗状況
対応を行いつつ、進捗管理を適切	必要な指示を行うことで、事務処理の迅速化及び適正化を図りました。	正化を図りました。	か。	の把握等により、事務処理の迅
に実施し、迅速化及び適正化を図	  ○議員の在職老齢年金について、年2回の賞与時期における各議会事務局への届出勧	〇各議会事務局への届出勧奨事	また、年金不正受給対策(所在	速化、適正化を図った。また、
<b>a</b> .	   奨及び令和3年度に改選のあった議会事務局(499議会)への届出勧奨の進捗管理	ト 務について、適切な時期に確実	- 不明者調査等)により、給付の	所在不明の疑いのある年金受
<ul><li>議員の在職老齢年金に関する届</li></ul>	を徹底し、確実に勧奨を実施しました。	に勧奨を実施しました。	適正化を図ったか。	給者について、訪問調査を実施
出の事務処理を確実に実施する。	○年金不正受給対策として、所在不明の疑いのある年金受給者の現況(生存)を確認	〇所在不明者調査を行い、生存の		し、生存の事実が確認できなか
· 年金不正受給対策(所在不明者	するため、後期高齢者医療制度の医療給付を一定期間利用していない者の情報を活	事実が確認できなかった者の		った者について、年金を差止
調査等)及び年金返納金の債権の	用した訪問調査を実施しました。調査の結果、生存の事実が確認できなかった者に	年金を差止め、給付の適正化を		め、給付の適正化を図った。
適切な管理を行う。	ついては、令和4年4月定期支払分以降の年金を一時差止めました。	図りました。		
<ul><li>脱退一時金請求の早期支払いに</li></ul>	〇脱退一時金の支払処理を合理化するため、共済組合期間を有する場合の裁定や脱退	〇脱退一時金の支払事務の見直		
向けた事務処理のシステム化に着	一時金支給後に適用事業所からの資格記録届出があった場合の追加支給に関する	し及びシステム開発の検討を		
手する。	事務処理の見直し及びシステム開発の検討を進めました。	進めました。		
(3) 障害年金の事務処理体制の強化	(3) 障害年金の事務処理体制の強化		(3) 障害年金の事務処理体制の	
障害年金に係る審査・認定業務を着			強化	
実に実施するとともに、適正性の一層				
の向上を図るため、以下の事項につい				
て集中的に取り組む。				
① 事務処理体制の強化	① 事務処理体制の強化			
	○障害年金の審査・認定業務については、従来、本部と事務センターに分散されてい ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
響を踏まえた障害状態確認届(診	ましたが、障害認定の標準化等を図るため、平成29年4月に障害年金センターを	影響による受付件数の増大に	年金の制度と実務に精通した	影響を踏まえた障害状態確認

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
断書)の提出期限の延長に伴い、 断書)の提出期限の延長に伴い、	設置(約300名体制) し集約を行いました。その後、令和元年度から令和2年度に	備え、事務処理体制の強化を図	職員を育成するなど、事務処理	届(診断書)の提出期限延長に
当該届の受付件数が通常の約2倍	かけて不利益処分の理由付記等の要員として約50名を増員し、令和3年度におい	り、遅滞なく認定業務を進めま	体制の強化が図られたか。	伴う受付件数の増大に対応す
に増大することが見込まれるた	ては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた障害状態確認届(診断書)の提	した。	〇障害年金センターの事務処理	るため障害年金センターの要
め、障害年金センターの増員及び	出期限延長に伴う受付件数の増大に対応するため約 50 名を増員し、処理体制の強		フローを見直し、職種・職級別	員を増員するとともに年金支
実施場所の確保等の体制強化を図	化を図りました。		の役割の明確化を図るなど、事	払いの一時差止めを猶予する
る。	〇令和3年1月以降の緊急事態宣言等の実施を踏まえ、障害状態確認届(診断書)	〇年金支払いの一時差し止めを	務処理の円滑な実施が図られ	特例措置が終了したことを踏
・ 障害年金センターの事務処理フ	の提出期限が令和3年2月末から同年11月末の方については、令和3年12月末	猶予する特例措置が終了した	たか。	まえ、障害状態確認届未提出者
ローを見直すとともに、職種・職	(提出期限が令和3年2月末の方は同年11月末)まで年金支払いの一時差止めを	ことを踏まえ、必要な対象者に		に対し速やかに個別周知等を
能別の役割の明確化を図ることに	猶予する措置が講じられましたが、緊急事態宣言等が解除され、当該猶予する期	速やかに個別周知を行いまし		行った。また、職員が事前確認
より、事務処理の円滑な実施を図	限が到来することから以下の取組を実施しました。	た。		票を作成する仕組み等を導入
る。	・障害状態確認届を提出されていない方に対し令和3年11月に提出勧奨を実施			し、障害認定業務の標準化や職
	(22, 238件)			員の専門性・スキルの一層の向
	・障害状態確認届の提出時は症状が軽快していた方に対し、提出後に症状が悪化			上を図ること等により、事務処
	している場合には令和4年の障害状態を記載した診断書の提出が可能である旨			理体制の強化や事務処理の円
	のお知らせを令和3年12月から令和4年3月まで順次送付 (6,622件)			滑な実施を図った。
・ 障害年金業務を担う職員のキャ	〇障害認定業務の標準化や職員の専門性・スキルの一層の向上を図るため、障害年	〇障害年金センターにおける職		
リアパスや研修のあり方を検討	金センターの業務フロー等の見直しについて令和3年11月から試行的に実施し、	責に応じた役割の明確化、事前		
し、障害年金の制度と実務に精通	課題を整理した上で令和4年4月から以下の取組を実施しました。	確認の仕組み等を導入し、障害		
した職員を育成する。	・職責に応じた役割の明確化及び決裁権限の整理	認定業務の標準化や職員の専		
	・認定に必要な診断書等の障害状態に関する事項について職員が事前確認票を作	門性・スキルの一層の向上を図		
	成する仕組みの導入	りました。		
	・複数の認定医による認定や不利益処分の理由付記など認定結果に関するチェック機能の強化			
② 認定業務の適正性の向上	② 認定業務の適正性の向上			
・ 医学的な総合判断を特に要する	〇障害認定の公正性を一層確保するため、認定医の医学的な総合判断を特に要する	○複数の認定医が認定に関与す	〇お客様に対する不利益処分に	〇お客様に対し、障害年金の不利
事例について複数の認定医が関与	事例について、複数の認定医が認定に関与する仕組みを推進するとともに、障害	る仕組み及び不利益処分に係	係る理由付記の適切な実施や、	益処分に当たり、処分通知に理
する仕組みを着実に実施し、認定	年金の不利益処分に当たっては、処分通知に理由を記載した文書を同封し、お客	る理由付記の充実により、認定	複数の認定医が認定に関与す	由を記載した文書を同封する
業務の充実を図る。	様に対して丁寧に説明しました。	業務の適正性の向上を図りま	る仕組みの実施、非対面型の認	ことにより丁寧に説明したほ
・ 令和2年度から本格実施してい		した。	定業務の実施など、認定業務の	か、眼の認定基準改正に伴い、
る不利益処分に対する理由付記を	〇令和4年1月の眼の障害に係る障害認定基準の一部改正により、障害等級が上が	〇眼の障害認定基準改正につい	適正性の向上に努めたか。	個別案内等の実施により周知
適切に実施し、申請者等への説明	る可能性のある受給権者(約1.5万人)に対し、個別にリーフレットを送付し、	て、個別案内等の実施により、		を確実に実施した。
の充実を図る。	額改定請求の手続等について周知しました。	お客様への周知を確実に実施		また、複数の認定医による認定
<ul><li>認定医に対して認定事例や認定</li></ul>		しました。		について、必要に応じて複数の
基準の考え方などの情報を共有す	〇認定医に対し認定基準の考え方などの情報を共有するため、眼の障害認定基準の一	〇認定基準の考え方等に関する		認定医が認定に関与するよう
ることで認定業務の一層の標準化	部改正に伴う取扱いや認定困難な傷病に関する初診日の取扱い、及び認定困難な	資料を認定医に送付し、情報共		仕組みを見直し、認定医間での
を図る。	事例等に関する説明資料を取りまとめ、各認定医に周知しました。	有を図りました。		審査の標準化を進めるととも
<ul><li>新型コロナウイルスの感染拡大</li></ul>	〇障害年金における非対面型の認定業務を可能にするため、令和3年5月にリモート	〇リモート認定業務に係る運用		に、リモート認定業務に係る運
防止及び認定業務の効率化を図る	で認定業務を行う環境を構築し、試行実施を行いました。これを踏まえ、運用手順	手順等を整理し、非対面業務の		用手順等を整理し、非対面業務

令和3年度計画		令和3年度計画に対する取	双組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
観点から、リモートで認定業務を	や端末操作方法を	改善した上で、令和3年9月よ	り精神障害の再認定業務につい	運用を開始することで、認定業		の運用を開始することなどに
行う環境を構築し、認定医に既存	て、14 人の認定医	(対象者の約2割)がリモート	で認定業務を開始しました。	務の効率化を図りました。		より認定業務の適正性の向上
の可搬型端末を貸与することによ	〇診断書作成医に対	し診断書の記載要領を広く周知 <sup>-</sup>	するため、令和3年6月から診断	○診断書様式から機構ホームペ		や効率化を図った。
り、非対面型の認定業務の実施を	書様式に二次元コ	ードを付与し、機構ホームページ	ジに掲載している記載要領に誘導	ージに掲載している診断書記		
可能にする。	することにより、	診断書記載方法の理解の促進を	図りました。	載要領に誘導することにより、		
				診断書作成医の診断書の記載		
				方法の理解の促進を図りまし		
				た。		
(4) 年金給付業務を支える職員の育成	(4) 年金給付業務を	支える職員の育成			(4) 年金給付業務を支える職員	
					の育成	
・ 本部による年金給付の研修につい	〇年金給付分野の研	修についてクラス別(管理職、-	一般職、無期雇用職員、有期雇用	〇年金給付分野の研修について、	〇職員のスキル向上を図るため	〇年金給付分野の研修について、
て、職員のレベルに応じたきめ細か	職員)の業務別研修	多を行うとともに、上席年金給付	<b>†専門職及び年金給付専門職を対</b>	職員のレベルに応じた複数の	研修等の取組が積極的に行わ	クラス別(管理職、一般職等)
い研修を実施する。	象に外部講師によ	る講師養成研修や実務指導者と	してのスキル向上を目的とした	研修を実施しました。	れたか。	の実施や、上席年金給付専門職
・ 制度と実務に精通した職員の育成	専門別研修を行い	ました。また、新たに給付業務正	E規職員を対象とした専門別研修	また、上席年金給付専門職及び		及び年金給付専門職を対象に
のため、各拠点に対する上席年金給	や市区町村職員研	修の講師となる職員向けの講師	養成研修も実施しました。	年金給付専門職を対象に外部		した講師養成研修を実施し、上
付専門職による実践型研修及び巡回	【研修実績】			講師による講師養成研修や実		席年金給付専門職による巡回
指導の更なる充実を図る。	研修区分	対象者	延べ受講者数	務指導者としてのスキル向上		指導及び年金相談対応研修を
・ 中央年金センターの業務の安定し	業務別研修	拠点職員(クラス別)	18, 599 人	を図りました。		行い、審査業務を担当する職員
た実施を図るため、年金給付業務に	専門別研修	上席年金給付専門職(年3回	236 人			や年金相談窓口を担当する職
専ら従事する給付業務正規職員の育		年金給付専門職(年2回)	581 人			員のスキル向上を図った。
成を進める。		給付業務正規職員(年1回)	113 人			
・ 市区町村に対する研修内容の充実	講師養成研修	拠点職員(年2回)	552 人			
を図るとともに、市区町村のニーズ に応じた研修等を実施する。						
	〇拠点における年金	給付研修については、職員のスキ	-ル向上及び事務処理誤り防止を	〇上席年金給付専門職による巡		
	図るため、各地域に	こおいて、上席年金給付専門職 <i>0</i>	D巡回による実務研修・実務指導	回指導及び年金相談対応研修		
	(巡回指導)及び年	金相談窓口職員を対象とした口	1ールプレイングを取り入れた実	を行い、審査業務を担当する職		
	践型研修(年金相	談対応研修)を行いました。		員や年金相談窓口を担当する		
	【巡回指導及び実践	型研修(年金相談対応研修)】		職員のスキル向上を図りまし		
		研修内容	延べ受講者数	<i>t</i> :.		
	巡回指導(1拠点	原月1回以上)	22, 797 人			
	年金相談対応研修	(入門編)	388 人			
	年金相談対応研修	多(基礎編)	243 人			
	年金相談対応研修	多 (応用編)	1,077人			
(5) 年金給付業務のシステム化の推進	(5) 年金給付業務の	システム化の推進			(5) 年金給付業務のシステム化 の推進	
① デジタルワークフローの検討	① デジタルワーク	フローの検討				

令和3年度計画	令和	3年度計画に対する取組状	況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	 ○お客様手続の簡素化や利便 <sup>・</sup>	生向上、正確かつ効率的な事		○年金給付業務のシステム化の	○事務処理を正確かつ効率的に	〇「ねんきんネット」を活用した
を正確かつ効率的に行うため、	での届出を前提とした従来	の年金給付の事務処理を見直	[し、年金給付業務のデジ	実現に向けて、簡易な電子申請	行うため、電子申請の促進に向	簡易な電子申請を可能とする
電子申請の促進に向けた検討に	   タル化に向けて取組を進め	ているところです。		ー を可能とする環境整備の方針	けた検討を進めたか。	ための環境整備や扶養親族等
着手する。	   ○令和3年度においては、「:	ねんきんネット」を活用した	:簡易な電子申請を可能と	整理等の準備を進めました。		申告書について、基本方針の整
・ 紙での届出を前提とした事務	する環境整備など以下の取	組を進めました。				理に向け検討を進めた。
処理を見直し、電子データによ	<ul><li>扶養親族等申告書の簡易。</li></ul>	な電子申請に係る基本方針の	)整理			
る審査手法のあり方や課題整理	・老齢年金請求書の簡易な	電子申請に係る実施範囲の整	理			
を進めるなど、年金給付業務の	・申請情報(電子データ)(	のシステムチェックや職員の	)審査体制の整理			
デジタル化に向けた検討を引き						
続き進める。						
② 業務端末の統合	② 業務端末の統合					
令和3年 10 月に年金給付業務	〇従来、中央年金センターと名	F金事務所及び事務センター	では、システム構成が異	○中央年金センターと年金事務	〇年金給付業務で使用する業務	〇中央年金センターと年金事務
で使用する業務端末等のシステム	るために業務端末が異なっ	ていましたが、令和3年 10 /	月に端末統合を実現し、	所及び事務センターで同一環	端末等のシステム基盤の一元	所及び事務センターにおける
基盤が一元化されるため、年金事	ー環境によって年金給付の	事務処理を行 <b>う</b> 環境を整備し	ました。これを踏まえ、	境によって年金給付の事務処	化について、業務が円滑に移行	業務端末について、同一環境に
務所及び事務センターにおいて業	金事務所及び事務センター	の業務の再構築を円滑にする	ため、令和3年8月に座	理を行う環境を整備し、業務の	できるよう準備を進めたか。	よって年金給付の事務処理が
務が円滑に移行できるよう準備を	研修を、9月から実機研修	を行い、令和3年 10 月から	順次業務の移行を開始し	移行を円滑に行いました。		行えるよう環境整備を行い、業
進める。	令和4年3月に移行を完了	しました。				務の移行を円滑に行った。
(6) お客様サービスの向上	(6) お客様サービスの向上				(6) お客様サービスの向上	
① 年金制度改正に係る周知・広報	① 年金制度改正に係る周知	・広報				
令和4年4月に施行される年金制	〇年金制度改正の趣旨・内容	・手続等について、お客様へ	広く周知するために、機	員 ○年金制度改正の趣旨、内容、	〇年金制度改正の内容について	〇年金制度改正の趣旨、内容、手
度改正(繰下げ上限年齢の引上げ、	ホームページに、令和4年は	2月に改正概要を掲載すると	ともに、令和4年4月に	手続等について、機構ホーム	周知・広報が十分に行われた	続等について、機構ホームペー
在職老齢年金の見直し等)の趣旨、	け、改正を踏まえた制度内?	容や帳票の掲載準備を進め、	また、Twitter に改正概	₹ ページ、パンフレット、事業	か。	ジ、事業主向けチラシ、市区町
内容、手続等について、機構ホーム	を掲載し、機構ホームページ	ジに誘導することにより、制 <i>[</i>	度周知の促進を図ること	主 主向けチラシ、市区町村向け		村向け情報誌を活用するなど、
ページ、各種広報媒体等を活用した	しました。			情報誌を活用し、お客様への		周知広報を着実に実施した。
周知や年金事務所等へのリーフレッ	〇また、市区町村の事務担当	皆に対して、令和4年1月及7	び3月の市区町村向け情!	日知広報を着実に実施しましまし		
ト配布により、お客様への周知広報	誌に年金制度改正概要を掲	載し、厚生年金保険の適用事	業所に対して、令和4年	2   た。		
を着実に実施する。	月及び3月の納入告知書に	制度改正概要のチラシを同封	けしました。			
	更に、年金委員に対しては、	、令和3年11月の全国年金	委員研修において制度改	≣		
	内容を説明し、令和4年3月	月に制度改正資料を提供する	ことにより、制度周知の	₹		
	進を図りました。					
② 年金給付の請求勧奨の充実	② 年金給付の請求勧奨の充	実				
・ 60歳、65歳及び69歳到達時に	〇年金の受給資格を有する方	の請求漏れを防止するため、	年金の受給開始年齢到達	∮ ○年金請求の節目となる機会を	〇年金の請求漏れを防止するた	〇年金の受給資格を有する方の
老齢年金の請求案内を行い、多様	に年金加入記録等を記載し	た年金請求書(事前送付用)	を送付するなど以下の取得		め、請求勧奨を計画どおり実施	
な年金受給方法の周知を図るとと	を行いました。	1		請求書や年金請求のお知らせ	できたか。	となる機会を捉えて、年金請求
もに、請求忘れの防止を図る。	対象者	送付内容	送付件数	等の送付について、計画どお		のお知らせ等を送付するとと
	60 歳到達者(受給要件を満	お知らせ(はがき)	121, 567 件	り実施しました。		もに、70 歳を超える方で未請

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況				自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	たしている方)	※繰上げ請求の説	明など				求の老齢年金のある方に対し、
	60歳到達者(受給要件を満たしていない方)	お知らせ(はがき ※記録確認や国民任意加入の案内な	年金の 31,42	7 件			文書、電話、訪問による請求 奨を推進し、累計の請求 90%以上に引き上げた。(勧)
	63 歳到達者(男性、特別支 給の老齢厚生年金の受給 権を有する方)		595, 30	8件			施者数の 93.3%の方から (約4.8万人/約5.2万) 〇繰下げ可能年齢が75歳ま
	65 歳到達者(老齢基礎年金のみの方)	年金請求書一式	130, 31	3 件			き上げられたことに伴い 歳以降、毎年繰下げ見込額
	65 歳到達者(特別支給の老齢厚生年金が未請求の方)	年金請求書一式 	136, 28	5件			知らせするなど新たな取実施し、請求勧奨の充実を
	69 歳到達者(年金を請求し ていない方)	お知らせ(はがき ※繰下げ請求の上 (70歳)の事前案	限年齢 66,49	0 件			<i>t</i> =.
令和4年4月に老齢年金の繰下 げ可能年齢が75歳に引き上げら れることに伴い、66歳以降の未請 求の老齢年金のある方に対して繰 下げ見込み額を毎年お知らせする 仕組みを構築する。	〇新たな取組として、令和 4 げられたことに伴い、66歳 いない方に対し、毎年誕生 75歳到達時には改めて年金	俵以降に繰下げ受給を E月に合わせ繰下げ見	希望され、老齢  込額等をお知ら	年金を受給されて	〇繰下げ可能年齢が 75 歳まで引き上げられたことに伴い、66 歳以降、毎年繰下げ見込額をお知らせするなど新たな取り組みを実施し、お客様サービスの充実を図りました。		
70歳を超える方で未請求の老齢年金のある方に対しては、文書、電話、訪問等により個別の請求案内を行う。	〇受給権を有しながら年金が未請求となっている方に年金を確実にお支払いするため、繰下げ可能年齢の上限である 70 歳を超える方で未請求の老齢年金のある方に対し、文書、電話、訪問等による個別の請求勧奨を令和 2 年 1 月から開始しました。この結果、令和 4 年 3 月までに約 5. 2 万人の方に対し請求勧奨を行い、約 4. 8 万人の方から年金請求書を提出いただき、老齢年金を支給しました。				〇文書、電話、訪問等により個別 の請求勧奨を実施することで、 勧奨対象者の 90%以上を年金 受給に結び付けました。		
	 	<b>背求者数の推移</b>					
		令和3年度末 令	6和2年度末	令和元年度末			
	勧奨実施者数の累計 (前年度比)	51, 550 人 (+25, 278 人)	26, 272 人 (+23, 547 人)	2, 725 人			
	請求者数の累計 (前年度比)	48, 085 人 (+24, 869 人)	23, 216 人 (+21, 645 人)	1, 571 人			
	請求率	93. 3%	88. 4%	57. 7%			
請求手続きの郵送申請の周知等 を推進するとともに、老齢年金請	○老齢年金に係る年金請求	書の記入方法や手続等 方法を分かりやすく∂	等に係る留意点を	機構ホームページ	〇機構ホームページに老齢年金 の請求手続方法の動画や申請		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況			自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由	
拡大について検討を行う。  ③ 迅速な支給決定(サービススタン	した。 ③ 迅速な支給	決定(サービススタンダード)					
ダード) 「サービススタンダード」の達成 状況を適切に把握し、各サービスス		イルス感染症の影響がある中、老齢年金、3 4年3月末時点でいずれもサービススタン た。			〇老齢年金、遺族年金及び障害 年金について、令和4年3月 末時点でいずれもサービスス	〇老齢年金、遺族年金及び障害年 金について、迅速な支給決定 (サービススタンダードの達	
タンダードの達成率 90%以上を維持するよう取り組む。	年金種別	所要日数	達成率	平均処理 日数	タンダードの達成率90%以上 を維持しました。	成率 90%以上)が行われたか。	ービススタンダードの達成率 90%以上を維持した。
<サービススタンダード> ・ 老齢年金: 1ヶ月※		加入状況の再確認を要しない場合 (1か月以内)	98.6%	23.0日			
・ 遺族年金:1ヶ月※・ 障害年金:3ヶ月	老齢年金 -	加入状況の再確認を要する場合 (2か月以内)	97. 9%	29.7日			
※加入状況の再確認を要する方は2 ヶ月		加入状況の再確認を要しない場合 (1か月以内)	98.3%	23.2日			
	遺族年金┝	加入状況の再確認を要する場合 (2か月以内)	96. 7%	30.6日			
	障害年金	(3か月以内)	95. 7%	65.8日			
3年 10 月送付分から前回の振込 額等を記載することにより、年金 額や年金から差し引かれる保険 料・税の金額の変更を分かりやす くお伝えする。 ・ 多様な年金受給方法の案内に対 応した年金相談に関するマニュア ルの整備を順次実施し、年金相談 対応業務の標準化を図る。 ・ 年金受給者に送付する各種通知	〇 料様載 年相ア・・令を名称がまま 金談ル令離和受年を 事窓の和婚4給金がに備年に4れずのおを4お月で書	やすい通知・案内 する年金振込通知書について、年金額や年の変更を分かりやすくお伝えするため、令意 、前回の年金額や年金から差し引かれる保証 年金相談対応業務の標準化・適正化を図るが ける標準的な説明事項、説明手順を明記した。 進め、令和3年度においては以下の取組を 月の年金制度改正を踏まえた老齢年金の年ま ける厚生年金分割制度の年金相談マニュアの の老齢年金の繰下げ可能年齢の引上げに伴いない方に送付する「繰下げ額のお知らせたのリーフレット等について、お客様によりを 文書モニター会議を活用し作成しました。	和3年10月 会料・税の金 か、令相 会中い 会中い でもままで はない では では のでは では では では では では では では では では	から通知を新たに記 年度する アルの 齢 送 に と は ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま で か む ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	し、より分かりやすい通知・案内の拡充を図りました。  〇制度改正、年金分割に関する相談手順についてマニュアルの整備、追加を行い年金相談対応業務の標準化を図りました。  〇「繰下げ額のお知らせ」等について、お客様向け文書モニター		〇年金額や年金から差し引かれる保険料・税の金額の変更を分かりやすくお伝えするため、年金振込通知書の様式を見直し、内容の拡充を図った。また、制度改正、年金分割に関する相談手順についてマニュアルの整備、追加を行い年金相談対応業務の標準化を図った。

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語評価の理由
(7) 年金生活者支援給付金制度の着実な	(7) 年金生活者支援給付金制度の着実な実施		(7)年金生活者支援給付金制度の	
実施			着実な実施	
① 制度改正への対応	① 制度改正への対応			
年金生活者支援給付金(以下「支	〇年金生活者支援給付金(以下「支援給付金」という。)を受給されている方につい	〇支援給付金を受給されている	〇支援給付金を受給されている	〇支給サイクルの変更対応を行
援給付金」という。) の支給サイクル	て、市区町村から所得・世帯データの提供を受け、継続して支給要件に該当した約	方が、継続して支給要件に該当	方に対して継続支給を確実に	い、支援給付金を受給されてい
の見直し(令和3年8月施行。支給	728 万人に対して令和3年 12 月支払以降も支援給付金の支給を継続しました。ま	しているか適確に確認し、支援	行ったか。新たに支給要件に該	る方に対して市区町村から必
サイクルを8月~翌年7月から 10	た、令和3年8月から施行される支援給付金の支給サイクルの変更について、令和	給付金の支給を遅滞なく行い	当した方に対する請求勧奨や	要な所得・世帯情報を取得した
月~翌年9月に変更。)に向けて準備	3年6月に送付する支援給付金支給金額(改定)通知書などにより周知しました。	ました。	支援給付金の案内の充実を行	上で、適切に確認し、継続支給
を進めるとともに、支援給付金受給			ったか。	を確実に行った。
者等に対して、正確な支給を継続し				新たに支給要件に該当した方
て行う。				(約 53 万人)に対し、簡易な
				給付金請求書(はがき型)を送
② 新規決定見込者への請求勧奨の実	② 新規決定見込者への請求勧奨の実施			付するとともに、ホームページ
施				の内容の充実及び各種メディ
<ul><li>所得変更があった方などで新た</li></ul>	〇所得額が前年より低下したこと等により新たに支援給付金の支給要件に該当した	〇新たに支援給付金の支給要件		アを活用した積極的な周知・広
に支援給付金が支給される見込み	約53万人に対し、令和3年8月末から簡易な給付金請求書(はがき型)を順次送	に該当した方(約53万人)に		報や、未提出者に対する丁寧な
がある方(新規決定見込者)につ	付しました。また、未提出の方に対する勧奨について、令和2年度の実施結果を踏	対し、適切に請求勧奨を行いま		勧奨を行った結果、約 50 万人
いて、要件判定後、速やかに請求	まえ、令和3年10月、12月及び令和4年2月の3回にわたり勧奨を行いました。	した。また、請求書が未提出と		から請求があり、効果的な請求
勧奨を行い、初回の 12 月定期支払	この結果、令和4年3月末までに約50万人から簡易な給付金請求書(はがき型)	なっている方には3回にわた		勧奨や周知・広報が行われた。
いで支給できるようにする。	を提出いただき、支援給付金を新たに支給しました。	り勧奨を行いました。この結		
・ 令和2年度の再勧奨等の結果を		果、約 50 万人の方から請求書		
分析し、効率的な再勧奨を行う。		を提出いただきました。		
<ul><li>③ 支援給付金の案内の充実</li></ul>	③ 支援給付金の案内の充実			
・ ホームページの充実を図るとと	   ○機構ホームページに掲載している支援給付金の情報を分かりやすい内容に見直す	○機構ホームページの内容の充		
もに、各種広告媒体を活用した周	とともに、制度改正の内容やお客様からよくあるご質問などを掲載し内容の充実を	実を図るとともに、各種メディ		
知・広報を行う。	図りました。また、簡易な給付金請求書(はがき型)の手続を確実に行っていただ	アを活用した周知・広報も行い		
	くため、厚生労働省と連携し、各種広告媒体(ホームページ、政府広報、インター	ました。		
	ネット広告、Twitter など)を活用して周知・広報を行いました。			

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
6. 年金記録の正確な管理と年金記録問 題の再発防止				評価:B
	未統合記録の解明に向け引き続きあらゆる機会を通じ年金記録の確認等に努め			
	るとともに、基礎年金番号と個人番号(以下「マイナンバー」という。)との紐付			
	けの徹底に取り組みました。			
(1) 年金記録の確認等の対応 年金記録の正確な管理と年金記録の	(1) 年金記録の確認等の対応			
確認等のため、以下の取組を行う。				
① ねんきん定期便及び「ねんきんネ	① 未統合記録の解明に向けた対応			
ット」を活用した年金記録の確認の	○令和3年度も未統合記録の解明を図るため以下の取組を行いました。未統合記録	〇未統合記録の解明に向けた取	〇未統合記録の解明等のため、ね	○未統合記録の解明等のため、ね
呼びかけ	は、約21万件を解明し、約1,773万件(令和4年3月)となりました。引き続	組により約 21 万件の記録の解	んきん定期便、「ねんきんネッ	んきん定期便及び「ねんきんネ
	き、解明を進めてまいります。	明が進みました。	ト」等を活用して年金記録の確	ット」でお客様が加入状況を確
	【別表8:未統合記録(5,095 万件)の解明状況】		認の呼びかけを行ったか。	認できる環境を引き続き提供
<ul><li>ねんきん定期便及び「ねんきんネ</li></ul>	※取組状況については、 I - 8 (1) に記載。			したほか、「ねんきん特別便(名
ット」でお客様が加入状況を確認				寄せ特別便)」等の未回答の被
できる環境を引き続き提供する。				保険者に対する通知の再送付などに取り組んだ。
・ 「わんきん特別便(名字サ特別	○ねんきん特別便(名寄せ特別便)等に未回答者の対応	 	       ○年全請求手続等で来所される	○任会請求手続等で夹所される
便)」等に未回答の方に対し、最寄		便)」等の未回答の被保険者の	お客様の年金記録にもれや誤	
りの年金事務所等でご自身の年金				
記録を確認するよう促す旨を「ね	30 年から順次送付しており、令和3年度は被保険者約17万人に対して送付した	入記録の確認のお知らせ」を送		施した。
んきん定期便」に記載する。	結果、約3.4万人の方から回答があり、約2.7万人の方の記録が回復しました。	付した結果、約2.7万人の記録	"20 72.0 °	"LO 1.C"
		を回復することができました。		
・ 「ねんきん特別便(名寄せ特別	・ねんきん定期便による呼びかけ			
便)」等に未回答の被保険者等に対	「ねんきん特別便(名寄せ特別便)」等に未回答の方に対し、年金事務所で年金	〇「ねんきん特別便(名寄せ特別		   ○上記の取組により、未解明記録
し、未統合記録の確認を呼びかけ	記録の確認を促すメッセージを「ねんきん定期便」に記載し、呼びかけを行いま	便)」等に未回答の方に対し、		は約 21 万件減少したが、依然
る通知を再度送付する。	した。(約60万件)	「ねんきん定期便」に年金記録		として約 1,773 万件残ってお
		の確認を促すメッセージを記		り、今後も引き続き、解明に向
		載し直接呼びかけました。		けた取組を進められたい。
② お客様からの年金記録に関する申	② お客様からの年金記録に関する申出への対応			
出への対応				
お客様からの年金記録に関する申	〇年金請求時等、お客様が相談される際には、年金記録の確認に関する申出があっ	〇年金請求時や各種呼びかけの	〇責任体制の明確化及び業務効	〇令和4年度から開始する新た
出等について、チェックシートによ	た場合はもちろん、年金記録に空白期間があるお客様についても「業務処理要領	機会において、業務処理要領に	率化の観点から、年金事務所、	な年金記録確認体制を整備し
り「もれ」や「誤り」がないかどうか	(年金記録確認業務編)」に基づき記録の確認を徹底しました。	基づき記録の確認を徹底しま	事務センター及び本部の年金	た。
の確認を引き続き徹底するほか、責		した。	記録確認体制に係る事務分担	
任体制の明確化及び業務効率化の観	○責任体制の明確化及び業務効率化の観点から、年金事務所、事務センター及び本	〇令和4年度から開始する新た	の見直しを検討したか。	

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
点から、年金事務所、事務センター及	部の業務分担・役割を整理し、各事務センターで行っていた記録調査業務、訂正	な年金記録確認体制において、		
び本部の事務分担の見直しを検討す	請求業務を本部集約し、お客様対応は年金事務所で行う体制整備を行いました。	業務分担を整理し本部集約を		
る。		行うなど体制強化を行いまし		
また、以下の機会を通じて確認の呼		た。		
びかけを行う。				
		〇機構から送付する各種通知等		
書、年金請求書(事前送付用)を活		を活用して記録確認の呼びか		
用した注意喚起を行い、併せて年		けを行いました。 		
金記録の「もれ」や「誤り」が気に				
なる方に来所等による確認を呼び				
かける。	・年金請求書(事前送付用):約88万件送付			
	〇年金請求書(事前送付用)に同封するリーフレットを活用し、ご本人及びご家族			
人の記録確認に併せてご家族(亡				
くなられた方も含む)の記録確認	・年金請求書(事前送付用):約 88 万件送付 			
も促す文章を記載し、確認を呼び				
かける。				
③ 年金請求時における対応	③ 年金請求時における対応			
お客様が年金請求手続きに来所され	   ○年金請求手続で来所されるお客様に対して、年金加入期間に「もれ」や「誤り」	〇お客様が年金請求手続に来所		
る場合は、チェックシートにより年	がないかどうかの確認を徹底しました。	された場合、チェックシートに		
金加入記録に「もれ」や「誤り」がな	また、「ねんきん特別便(名寄せ特別便)」等の未回答者について、年金請求時に	より年金加入記録に「もれ」や		
いかどうかの確認を引き続き徹底す	記録の確認を行ったかどうかを事後的にチェックができるシステム開発に着手	「誤り」がないかどうかの確認		
るとともに、事後チェックができる	しました。	を引き続き徹底するとともに、		
システムを構築する。		事後的にチェックできるシス		
		テム開発に着手しました。		
(2) 年金記録の正確な管理等の実施	   (2) 年金記録の正確な管理等の実施			
年金記録の正確な管理とともに、業				
務の効率化や利便性の向上等のため、				
以下の取組を行う。				
	   ① マイナンバーを利用した適正な記録管理			
録管理	マイナンバーの紐付けの完全化を目指し、下記の対策を実施した結果、約2.7万	│ │ ○年金記録の適正な管理を行う	○年金記録の適正な管理等のた	○新規資格取得時に基礎年金番 ○新規資格取得時に基礎年金番
基礎年金番号とマイナンバーの紐			め、基礎年金番号とマイナンバ	
付けを行い、年金記録の適正な管理		ンバーとの紐付けを徹底しま	一の紐付けの完全化に向けて	徹底した。
を行うため、次のとおり取り組む。		した。	取り組んだか。	<u>-</u>
<ul><li>新規の資格取得届が提出された</li></ul>	│ │ ・資格取得時において、住民票等の提出を求めるなどマイナンバーと基礎年金番		<del>-</del>	〇マイナンバーが紐付いていな
際にマイナンバーの届出がない場		い被保険者の方への対応策と		い被保険者には、その種別に応
合は、住民票の住所の届出を受け	- 1 号被保険者	して、市区町村、事業主及びご		じた市区町村若しくは事業主
てマイナンバーを確実に確認す	機構から市区町村にマイナンバー未収録者リストを送付し、市区町村におい	本人に対し協力依頼や個人番		又は本人に対する協力依頼又

				in St
令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
る。	て、当該未収録者の住民基本台帳情報を関係報告書にて提出していただくこと	号等登録届の提出勧奨を行い、		は個人番号等登録届の提出勧
・ 被保険者については、引き続き、	を依頼しました。市区町村から提出された関係報告書を処理する際に、対象者	基礎年金番号とマイナンバー		奨などに取り組んだ。
被保険者種別に応じて、市区町村、	約 0. 4 万件に対し、約 0. 3 万件のマイナンバーとの紐付けを行いました。	の紐付けの完全化に向けた取		
事業主又は被保険者に対して照会	また、ご本人には機構から個人番号等登録届の勧奨を行い、個人番号等登録届	組の強化を行った結果、紐付け		
する取組を進めるなど、基礎年金	を提出していただくことで、対象者約0.7万件に対し、約0.2万件のマイナン	率は99.71%(令和3年3月)		
番号とマイナンバーの紐付けの完	バーとの紐付けを行いました。	から 99.76% (令和4年3月)		
全化を目指す。	• 2号被保険者	となりました。		
<ul><li>年金受給者については、基礎年金</li></ul>	機構から事業主にマイナンバー未収録者一覧を送付し、個人番号等登録届の提	〇マイナンバーが紐付いていな		〇マイナンバーが紐付いていな
番号とマイナンバーが紐付いてい	出を依頼しました。個人番号等登録届を提出していただくことで、対象者約	い年金受給者には現況届への		い年金受給者には、現況届への
ない場合は現況届によりマイナン	2.3万件に対し、約0.6万件のマイナンバーとの紐付けを行いました。	マイナンバーの記入の取扱い		マイナンバーの記入を求める
バー又は住民票の住所の提出を求	• 3 号被保険者	を徹底し、完全化に向けた取組		取扱いを徹底した。
めているところであり、基礎年金	新たに機構から事業主にマイナンバー未収録者一覧(協会管掌健康保険の被扶	を強化しました。		
番号とマイナンバーの紐付けの完	養配偶者であることが確認できた者)を送付し、個人番号等登録届の提出を依	〇マイナンバーが紐付いていな		〇マイナンバーが紐付いていな
全化を目指す。	頼しました。個人番号等登録届を提出していただくことで、対象者約1.7万件	い受給待機者には、年金請求時		い受給待機者には、年金請求時
・ 受給待機者については、基礎年金	に対し、約1.1万件のマイナンバーとの紐付けを行いました。	の紐付けを徹底するとともに、		の紐付けを徹底したほか、令和
番号とマイナンバーを紐付けるた	また、ご本人には機構から個人番号等登録届の勧奨を行い、個人番号等登録届	ご本人に対し個人番号等登録		3年度から新たに、本人に対す
めの効果的な対策を引き続き検討	を提出していただくことで、対象者約1.6万件に対し、約0.3万件のマイナン	届の提出勧奨を行い、基礎年金		る個人番号等登録届の提出勧
し、必要な取組を進めていくとと	バーとの紐付けを行いました。	番号とマイナンバーの紐付け		奨を実施した。
もに、年金請求時の届出により、紐	・年金受給者	の完全化に向けた取組を強化		
付けの完全化を目指す。	現況届へのマイナンバーの記入の取扱いを徹底することにより約 0.3 万件の	しました。		〇今後も引き続き、基礎年金番号
	マイナンバーとの紐付けを行いました。			とマイナンバーの紐付けの完
	・受給待機者			全化のための取組を進められ
	年金請求時の紐付けを徹底するとともに新たに機構からご本人に個人番号等			たい。
	登録届の勧奨を行い、個人番号等登録届を提出していただくことで、対象者約			
	0.3万件に対し、約0.1万件のマイナンバーとの紐付けを行いました。			
② 情報提供とお客様による確認	② 情報提供とお客様による確認			
加入者に対してねんきん定期便を	※取組状況については、I-8(1)に記載。			
送付し、ご自身による年金記録の確				
認を促進する。				
また、年金額改定通知(年金振込通				
知)書やねんきん定期便等の個人向				
け文書に「ねんきんネット」の案内を				
掲載するなど、「ねんきんネット」の				
利用を促進するための施策を実施す				
る。				
③ 届書の電子化	③ 届書の電子化			
(Ⅱ-4. (1) ①ア(i)参照。)	○事業所に対する電子申請による届出の利用促進の取組状況については、Ⅱ-4			

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	(1)に記載。			
④ 厚生年金基金への情報提供 厚生年金基金(以下「基金」という。)の記録と国の記録の不一致を防止するため、国が保有する基金加入 員の記録に係る情報を、定期的に基金に提供する。	分けて情報提供しました。	〇基金加入員の記録に係る情報 を定期的に基金に提供しました。		〇事業主から機構に提出された 届書等の処理により変更され た標準報酬月額等の被保険者 記録の変動情報を定期的に基 金に提供した。

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
7. 年金相談				評価 : B
	<ul> <li>○令和3年度においては、主に以下の施策に取り組みました。</li> <li>・年金相談体制の充実を図るため、人口動態等を踏まえた年金事務所等の配置見直し・常設ブース数の適正化の検討等</li> <li>・予約制定着に伴う更なるお客様サービスの充実のため、令和3年5月より老齢年金TA請求者のインターネットによる来訪相談予約の受付開始、令和4年3月に老齢年金請求者全体へインターネット予約の対象者を拡大し、相談待ち日数の短縮に向けた取組を実施・コールセンターにおいて各種対策を実施することによる応答率70%以上の確保</li> </ul>			
な年金相談サービスを安定的に提供するため、以下の取組を行う。 ① 年金相談窓口体制の整備	<ul> <li>(1) 年金事務所での相談</li> <li>○お客様の立場に立ち、効率的で正確な年金相談サービスを安定的に提供するため、以下の取組を行いました。</li> <li>① 年金相談窓口体制の整備</li> <li>○全国ベースで拠点網の見直しの一環として成田、加須、相模原に順次分室を設置してきましたが、令和3年度については、新たに青葉台に分室を設置しました。(Ⅱ-1(1)③ア参照)</li> </ul>	〇拠点網の見直しを行い、青葉台 に分室を設置しました。	〇年金事務所での相談について、 お客様の立場に立った効率的 で正確な年金相談サービスの 安定的な提供に取り組んだか。	
	年金相談ブース (1,586 ブース) における正規職員等(正規職員、年金相談職員 (無期雇用職員)及び社会保険労務士)の配置割合は95.9%(令和4年4月時点)	り組んだ結果、令和4年4月現 在の正規職員等の配置割合は		〇年金相談職員の確保に取り組 んだ結果、全国の年金相談ブー スにおける正規雇用職員等の 配置割合は 95.9% (令和4年 4月時点) となった。
② 常設ブース数の適正化 以下の点等を踏まえて、今後の相談需要の分析を進め、分析結果に基づき、各拠点の常設ブースの適正化を図る。 ア 人口動態を踏まえた相談件数の変化 イ 拠点での平均待ち時間の状況ウ 予約相談における平均待ち日数の状況 エ 年金請求書の郵送申請受付の動		引上げによる来訪相談件数の		

				標語
令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況 	自己評価	評価に当たっての視点	評価の理由
向				
③ 年金給付業務の品質の向上	③ 年金給付業務の品質の向上			
以下の施策の実施により、拠点に おける相談品質の向上を図る。	│ │○予約相談が定着した結果、確実に事前準備を行うことができるようになり、相談	○担談の質の向上のため 東前淮		〇相談の質の向上のため、事前準
ア 予約相談における事前準備の徹	○丁利伯談が足屑した和来、唯美に事前準備を打りことができるようになり、伯談   の質の向上を図りました。また、RPA技術の活用などの、システムによる効率	○相談の員の向工のため、事前学     備の徹底を図るとともに、RP		備の徹底を図るとともに、RP
底	・ 化を図りました。	A技術等を活用し、システムに		A技術等を活用し、システムに
,	10 C E 7 G O 7 C 6	よる効率化を図りました。		よる効率化を図った。
イ 各拠点職員に対する上席年金給	│ │○上席年金給付専門職が講師となり、年金相談窓口を担当する職員を対象に、入門			〇上席年金給付専門職による実
付専門職による実践型研修及び巡	編及び基礎編においては少人数制によるロールプレイングを取り入れた実践型研	践型研修及び巡回指導を行い、		践型研修及び巡回指導を行っ
回指導の実施	修で行い、応用についてはテレビ会議システムを用いて演習問題を取り入れた研	スキルの向上を図りました。		<i>t</i> =。
	修を行いました。また、各拠点を定期的に巡回し、実務研修・実務指導(巡回指			
	導) を延べ 7,688 回行いました。(Ⅲ-4(1)参照)			
ᆠᇸᇦᅩᇰᄼᄼᄊᄺᆂᄜᅖᇰᆩᄝ				
	〇年金給付専門職の配置を図り、審査体制の中核に位置付け、役割を明確化しまし 			
による体制整備	<i>t</i> =。	を明確化しました。		
   ④ 予約制の拡充と待ち時間対策	  ④ 予約制の拡充と待ち時間対策			
ア 高い水準となった予約相談につ	〇予約率は、98.0%(令和4年3月末時点)と、引き続き高水準を維持しました。	〇継続して予約相談の周知・広報		〇予約率は、高水準を維持した。
いて、引き続き定着を図る。	また、予約相談までの待ち日数の短縮に努めた結果、平均待ち日数が 13.6 日(令	に取り組んだことにより、令和		また、予約待ち日数は、13.6日
	和3年3月時点)から7.0日(令和4年3月時点)に短縮しました。	4年3月末の全国平均予約率		(令和3年3月時点)から7.0
		は 98.0%、予約の待ち日数は		日(令和4年3月時点)へ短縮
		7.0日となりました。		した。
イ インターネットから年金相談予	○インターネットからの年金相談予約を受け付けるサービスについて令和3年5月	│ │ ○インターネットからの年金相 │		〇インターネットからの年金相
約を受け付けるサービスを円滑に	に導入し、受給開始年齢到達時に送付する老齢年金請求書(事前送付用)に関する	談予約の対象を拡大し、定着を		談予約を受け付けるサービス
   運用する。また、利用促進を図る	   来訪相談予約を対象として運用を開始し、機構ホームページ等で周知・広報を実施	図っています。		について、令和3年5月に導入
ため、予約枠の適切な設定等を検	した結果、令和4年3月までに約4.9万件の利用があり、更に定着化が見込まれる			するとともに、令和4年3月か
討し、受入体制を整備する。	ことから、令和4年3月から繰上げや繰下げ等に関する老齢年金請求書に対象を			ら対象を拡充した。
	拡充しました。			
ウ 各種証明書の再交付などの簡易	〇各種証明書の再交付などの簡易な相談等について、予約を要しないこととしまし			
な相談等、必ずしも予約を要しな	<i>t</i> =。			
い相談の窓口体制の整備を図る。				
エ 内部事務手続の改善として、年	〇予約相談における事前準備業務の効率化を図るため、RPA技術を活用した年金	〇RPA技術の印字項目を見直		
金相談に必要な記録の自動印字化		し相談対応の充実を図りまし		
	※RPA技術を活用した業務の拡大については、Ⅱ-4(1)②に記載。	<i>t</i> :。		
し、年金相談業務の効率化を図る。 				
⑤ その他のチャネル	⑤ その他のチャネル			

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
ア 遠隔地等の相談対応について、	Oオンラインによる年金相談等について、これまで遠隔地の相談対応として実施し	Oオンラインによる年金相談等		〇今後も引き続き、非対面型の相
テレビ電話相談の設置市町村の拡	ているテレビ電話相談に加え、テキスト形式やWeb会議形式といった手法も含	について、実現手法等の検討を		談チャネルの拡充に向けた検
大や出張相談のあり方を検討する	め、取り扱う情報に応じた情報セキュリティ確保やコスト等を勘案した非対面環	進めました。		討を着実に進められたい。
など、更なる充実に引き続き取り 組む。	境での年金相談に関する実現手法の検討を進めました。			
イ 新型コロナウイルス感染症の影				
響を踏まえ、非対面による相談環				
境整備の一環として、オンライン				
による年金相談等の実現手法につ				
いて検討を行う。				
(2) 年金相談センターでの相談	(2) 年金相談センターでの相談			
① お客様の利便性の向上及び相談員	〇年金相談センター(オフィス)での相談について、全国社会保険労務士会連合会	〇全国社会保険労務士会連合会と	〇年金相談センターでの相談に	〇年金相談センターでの相談に
の品質向上による質の高い相談サー	と連携し、相談員に対して年金制度改正の内容や、事務処理等に係る研修を行い、	協力連携し、研修の充実を図る	ついて、お客様の利便性の向上	ついて、全国社会保険労務士会
ビスの提供のため、全国社会保険労	年金相談の質の向上を図りました。【令和3年度の相談件数:659,120件】	ことで年金相談の質の向上に努	及び相談員の品質向上による	と連携した相談員に対する研
務士会連合会との連携強化を図る。		めました。	質の高い相談サービスの提供 に取り組んだか。	修、分室の設置に伴う年金相談 センターの移転等を実施した。
   ② お客様の利便性や年金事務所等の	│ │○川口年金相談センターについては、お客様ニーズが高いことから分室とすること	│ │〇川口年金相談センターを分室	1 = 1,000	
適正配置による影響等を踏まえ、年	とし、代替として、相談件数が多い草加市に年金相談センターを設置しました。	に変更し、草加市に年金相談セ		
金相談センター(オフィス)の適正		ンターを設置しました。		
配置等の見直しを進める。				
③ 全国社会保険労務士会連合会等と	│ │○契約形態について、運営の安定化のため複数年契約に変更しました。また、契約│	〇複数年契約に変更し、運営の安		
の委託契約について、必要な見直し	内容について、契約新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底等について見直し	定化を図り、質の向上に努めて		
の検討を行う。	を行いました。	います。		
(3) コールセンターでの相談	(3) コールセンターでの相談			
令和2年度の実績を踏まえ、次の施	〇令和3年度については、年金支給開始年齢の引上げの影響や各種入電抑制策		〇コールセンターでの相談につ	
策を実施し、応答率 70%以上を目指す	等の効果により、入電件数が昨年度より減少しました。一方、コールセンター内		いて、応答率 70%以上を目指す	
とともに、更なるサービスの質の向上	での新型コロナウイルス感染者の発生や感染防止対策により席数を減少すること		とともに、更なるサービスの質	
を図る。	となるも、他のコールセンターの席数増加等を行い応答呼数の減少を防ぎ、令和		の向上を図ったか。	
特に音声認識ツール等を活用し、相				
談事跡データの収集、分析、利用のサ	を超える水準を確保しました。   また CRの体入済知書 (左会際水中済知書 左会振り済知書) ゆ CRの仕業報			
イクルを確立することで、効率的かつ	また、6月の統合通知書(年金額改定通知書・年金振込通知書)や9月の扶養親			
安定的な応答体制を構築する。 	族等申告書等の各種通知書の発送が集中した期間については、オペレーターの配   置席数を増席するとともに、各種通知書に特化した研修を適宜実施する等により、			
	直席数を増席するとともに、合種通知書に特化した研修を適且美施する寺により、   お客様へのサービスの質の向上を図りました。			
	USEIA W/ CAVRVITLEBIA OLO			

令和3年度計画		令和3年度計画に	二対する取組状況	!	自己評価	評価に当たっての視点	標語評価の理由
	(コールセンター全	体(※)の応答状況	【令和4年3月末日	<del></del>			计图公子用
	年 度	令和3年度	令和2年度	7			
	入電総呼数	9, 721, 769件	10, 469, 409件				
	応答呼数	6, 957, 405件	7, 395, 303件	対前年度比			
	応答率	71.6%	70. 6%	+1.0%			
	(※)「ねんきん	 んダイヤル」、「老齢	⊥ 年金請求者専用フ	┴──── ワリーダイヤル↓、「オ	المد		
		<b>便・ねんきんネット専</b>					
	「扶養親	族等申告書お問い合材	つせダイヤル」、	「ねんきん加入者ダイ	· ヤ		
	ル」等						
① コールセンター業務の効率化施策	  ① コールセンター	業務の効率化施策					
			相談目的別・内?	容別にコールセンタ <i>-</i>	 -を ○目的別専用ダイヤルの維持・整		〇コールセンターでの相談につ
談目的別・内容別のコールセンタ		設の「ねんきんダイヤ					いて、目的別専用ダイヤルの維
一体制を維持・整備し、機動的な		ヤル(国民年金・厚生					持・整備、コールセンター間の
運営に取り組む。	振込通知書印刷誤	り事案への対応として	て専用のフリーダ	イヤルを設置する等、			協力連携体制の強化、インター
また、簡易な年金生活者支援給	動的なコールセン	ター運営に取り組みま	<b>ミした。</b>		コールセンター間の協力連携		ネット予約の開始等により、
付金請求書(はがき型)を始めと	また、特に入電が	増加する扶養親族等甲	申告書や源泉徴収	票等の各種通知書の	養送 体制の強化等により、応答率の		70%を超える水準の応答率を
した各種通知書等の発送が集中す	時期については、	コールセンター間の協	協力連携体制や受	電体制を強化する等に	ニよ 年度目標である 70%を超える		確保した。
る期間においても、コールセンタ	り、高い応答率の	維持に努めました。			水準を確保することができま		
一体制の整備等を通じて、お客様	〇コールセンターの	地方分散やコスト削洞	域の観点から、「予	約受付専用ダイヤル	にした。		
への十分な説明を図る。	ついて、令和4年	4月に東京都渋谷区か	いら広島県広島市へ	へ移転しました。			
イ 音声認識ツールを活用して、相	〇令和2年10月より	導入した音声認識ツー	-ルを活用して、	引き続き相談事跡の作	F成 │○音声認識ツールの導入による │		
談内容の作成を省力化し、電話相	省力化を図るとと	もに、オペレーターの	)相談事跡の作成	に当たっては、必要な	は助 相談事跡の省略化により、後処		
談に係る処理時間短縮の徹底を図	言等を行うことで	、応答品質の維持向」	こと後処理時間の第	短縮を図りました。	理時間の短縮を図りました。		
る。	〇インターネットか	ら年金相談予約を受け	け付けるサービスの	の開始に伴い、老齢年	■金 │ 〇インターネット予約の開始等 │		
ウ インターネットから年金相談予		ダイヤルの音声ガイタ		ネット予約の開始を原	知  により、予約受付専用ダイヤル		
約を受け付けるサービスの利用を		用促進を図りました。			の入電件数が大幅に減少し、年		
促進するとともに、予約受付専用		開始年齢の引上げの影			I AND E I WILL SKILL FOR S		
ダイヤルの応答率向上、業務効率		少した結果、令和3年		%と、前年度(64.89	6)   1=.		
化を図る。	と比較して、2.27	ポイント上昇しました	0				
② 入電数の平準化等	  ② 入電数の平準化	等					
		-	単化を図るため、:	ホームページ上で、オ	」 □ん │ ○入電抑制等のため、ホームペー │		〇コールセンターでの相談につ
掲載内容等ホームページの改善・		雑予測やお客様向けの					いて、入電数の平準化等を図る
充実を図る。(I-8(1)①参照。)		、入電抑制策や円滑な	は相談に繋がるよ	う、チャットボットの			ため、ホームページの改善・充
	充やお客様向けQ	&A、入電時の留意点	等の掲載内容の	充実を図りました。	しやすくする等の掲載方法の		実、統合通知書等の発送の分散
					改善や掲載内容の充実を図り		化等を図った。
					ました。		
イ 引き続き、各種送付物の発送時	〇統合通知書や社会	保険料控除証明書、源	原泉徴収票等の発	送の分散化により、)	電 ○統合通知書等の発送の分散化		

令和3年度計画	令和3年度計画(	こ対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
期の見直しや発送の分散化によ	数の平準化を行いました。		により、入電数の平準化が図ら		
り、入電数の平準化を図る。			れました。		
③ 応答品質の向上施策	③ 応答品質の向上施策				
ア 相談内容の分析を行い、共有す	〇応答品質向上のため相談内容の分析を行	<sup>テ</sup> い、共有すべき事例について、オペレー	〇オペレーター向けQ&Aの充		〇コールセンターでの相談につ
べき事例について、オペレーター	ターに迅速に周知徹底を図るとともに、	照会の多い事項についてオペレーター向	実や効果的なモニタリングの		いて、オペレーター向けQ&A
向けQ&A等の充実を図るとと	けQ&Aの充実を図りました。		実施、研修の強化等により、応		の充実、お客様満足度調査等を
もに、オペレーターの応答スキル	また、オペレーターへのモニタリングの	の実施や、新人やスキルの低いオペレータ	答品質の向上を図りました。		実施した。
向上に効果的なモニタリング手	一への研修を強化する等の取組を行いる	ました。			
法を導入する。	〇コールセンターにおける応答品質向上の	Dため、お客様満足度調査を行いました。	〇応答品質向上のため、お客様満		
イ お客様満足度調査を実施し、結	実施結果については、オペレーターご。	との評価結果を分析、委託事業者に情報提	足度調査を実施いたしました。		
果のフィードバックを行い、評価	供し、個別指導や研修に役立てること	で、更なる応答率の向上を図ることとして			
が低い項目について改善を図る。	います。				
④ マルチランゲージサービス	④ マルチランゲージサービス				
引き続き、年金事務所、コールセ	〇年金事務所及びコールセンター、市区	町村において、外国語による対応が必要な	〇マルチランゲージサービスに		〇年金事務所、コールセンター及
ンター及び市区町村等において、10	お客様から相談を受けた場合に、10か	国語(※)に対応した「マルチランゲージ	ついて、10か国語による通訳サ		び市区町村での相談において、
か国語による通訳サービスの提供	サービス」により、電話を利用した通詞	尺サービスを提供しました。	ービスの利用時間等の見直し		10 か国語に対応した「マルチ
を行う。また、利用状況を踏まえ、	また、令和3年10月からは、利用するす	市区町村が109か所増加(550市区町村)し	を行うことにより、日本に居住		ランゲージサービス」により、
必要に応じ、応答体制、対応言語数	たほか、通話対応時間を年金事務所の	開所時間に合わせる等利用者のニーズに応	する外国語の通訳サービスが		電話を利用した通訳サービス
等の見直しについて検討を行う。	じた見直しを行いました。		必要なお客様が、安心して年金		を提供した。これについて、令
	(※) 英語、中国語、韓国語、スペイ	ン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガロ	手続等を行うことができる環		和3年10月からは、通話対応
	グ語、タイ語、インドネシア語	、ネパール語	境を整備することができまし		時間を年金事務所の開所時間
	【マルチランゲージサービス利用状況	兄】(令和4年3月末時点)	<i>t</i> =.		に合わせる等の見直しを行っ
	年 度 令和3年度	令和2年度	利用件数は 4,866 件となり、令		た。
	利用件数 4,866件	5, 680件	和2年度より減少しましたが、		
	<u> </u>		通訳サービスが必要な多くの		
			お客様にご利用いただきまし		
			<i>t</i> =.		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
8. 分かりやすい情報提供及びサービス				評価:B
改善の促進	○令和3年度においては、主に以下の施策に取り組みました。			
	・お客様からのご意見・ご要望等に基づくホームページ掲載情報の整理や改善			
	・問い合わせの多い事項を対象としたチャットボットの開設や動画の掲載			
	・マイナポータル経由での「ねんきんネット」の利用促進			
	・ねんきん定期便による制度改正等の情報提供の充実			
	・非対面型年金セミナー等の実施環境の充実及び相手先機関のニーズに応じた年			
	金セミナー等の実施			
	・お客様向け文書モニターの充実(アンケートモニターの設置)			
(1) 分かりやすい情報提供の推進	(1) 分かりやすい情報提供の推進			
① ホームページの活用	① ホームページの活用		   ○分かりやすい情報提供の推進	
お客様に必要な情報をより分かり	○   ○   ○   ○   ○     ○		に取り組んだか。	
やすく利用しやすいホームページと	とするため、次のような改善・充実に取り組みました。			
するため、引き続き次のような改善・				
充実に取り組む。				
ア 情報提供機能	ア 情報提供機能			
・ お客様等からのご意見・ご要	・お客様からのご意見・ご要望に基づく掲載情報の整理に順次取り組んだほか職員	○様々なホームページ利用者か		
望やアクセス状況等について分	を対象としたアンケートを実施し、申請・届出手続に関する情報を充実する等、	らのご意見・ご要望の収集、ア		
析し、利用されるお客様のニー	実施結果に基づく改善を行いました。	クセス状況の分析を通じ、継続		
ズに合わせて掲載情報を整理す	また、年金Q&Aなどアクセス数の多いコンテンツの改善に優先して取り組	的にホームページの改善を行		
る。	み、リンクを設け関連性が高い他のページに辿り着きやすくする等、利用しやす	いました。		
	さの向上を図りました。			
・ 障害のある方や高齢者にも利	・障害のある方、高齢者をはじめ年金事務所等に来訪されるお客様に向け、令	〇掲載情報の拡充等を通じて障		〇全国の年金事務所等における
用しやすく分かりやすいホーム	和3年6月、全国の年金事務所等におけるバリアフリー情報を掲載して提供す	害のある方や高齢者にも分か		バリアフリー情報の掲載など、
ページとなるよう、掲載内容の	る情報の拡充を図ったほか、音声読み上げや文字の大きさ調整等ウェブアクセ	りやすく利用しやすいホーム		ホームページの改善・充実に取
改善・充実を図る。	シビリティ基準(※)に準拠し、引き続き障害のある方や高齢者にも利用しやす	ページとなるよう取り組みま		り組んだ。
	いホームページとなるよう配慮しました。	した。		
	(※) 日本工業規格JISX8341-3:2016 の達成等級 AA			
<ul><li>SNSを活用し時宜を捉えた</li></ul>	・時宜を捉えた必要な情報の発信に向け、これまで発信してきた公的年金の制	〇計画的な発信や発信テーマの		
必要な各種情報を発信するとと	度・手続に関する情報に加え、「ねんきんネット」のメンテナンスに関するお知	拡充に取り組み、214件のツイ		
もに、詳細情報を掲載したホー	らせや特殊詐欺の注意喚起等、発信テーマの拡充に取り組み、214件のツイート	ートを発信したほか、並行して		
ムページにご案内する。	を発信しお客様をホームページに誘導しました。並行してフォローの呼びかけ	フォローの呼びかけを行い、令		
	を行い、令和3年度末までにフォロワー数約62,800人(前年同期比+9,000人)	和3年度末までにフォロワー		
	に到達しました。	数 62,800 人(前年同期比十		
		9,000人) に到達しました。		
イ 情報照会機能	イ 情報照会機能			
・ お客様から年金事務所等に問	・既設のチャットボットに加え、新たに年金相談のインターネット予約、年金振込	〇チャットボットの年間利用者 		〇新たに年金相談のインターネ

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状	況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
い合わせの多い事項や、制度改 正等積極的に周知する必要があ		開設しました。年間利用者	約 33.7 万件、各種動画の年間 再生回数約 56.7 万回と、多く		ット予約、年金振込/改定通知 書及び算定基礎届に関するチ
る事項について、チャットボッ	【チャットボットの種類及び利用状況】		のお客様に利用いただきまし		ャットボットを開設した。
トの拡充、Q&Aの改善や充実	種類	令和3年度利用者数	<i>t</i> =.		
及び動画の掲載など、掲載方法	控除証明書相談チャット	78, 233 件			
を工夫し、適時・適切に情報提	扶養親族等申告書相談チャット	73, 227 件			
供する。	ねんきんネット相談チャット	58,940件			
	電子申請相談チャット	44,043 件			
	年金相談のインターネット予約相談チャット(※)	33,597件			
	源泉徴収票相談チャット	28, 448 件			
	年金振込/改定通知書相談チャット(※)	12, 954 件			
	算定基礎届(定時決定)相談チャット(※)	4, 716 件			
	新型コロナウイルス社会保険料相談チャット	2, 997 件			
	計	337, 155 件			
	(※)令和3年度新規開設				
	・既掲載の動画(「ねんきんネット」利用方法、電子申たに新規適用事業所向け事務説明、換価の猶予申請け は一退職者向け動画を掲載しました。各種動画の年間 到達しました。	書等記載方法及び外国人向 引再生回数は約 56.7 万回に			
	・今年度は新たにコールセンター等におけるお客様かを分析し、年金Q&Aに掲載する情報の追加や改善を要に、制度改正や各種通知等の発送時期に合わせたを継続し、お客様が求める情報に辿り着きやすいよう	を行いました。 トップページへの画像設置	問が解決するよう年金Q&A の充実に取り組んだほか、お客 様が求める情報に辿り着きや すいようトップページへの画		
<ul><li>機構から送付する各種の通知等に2次元コードを掲載し、詳細情報を掲載したホームページにご案内する。</li></ul>	・2次元コートを掲載するお各様向け又書について、利 用)に同封するリーフレットや障害年金の診断書等を	追加し、お客様への詳細な	ードの掲載を進め(令和3年度		〇お客様向け文書への2次元コ ードの掲載を進めた。
	〇これらの取組もあり、令和3年度のホームページの総ア件となり、令和2年度に比べて4.1%の増となりました		〇令和3年度のホームページの 総アクセス数は約2億1,710 万件(前年度比+4.1%)に達し ました。		〇令和3年度のホームページの 総アクセス数は約2億1,710万 件(前年度比+4.1%)に達し た。
<ul><li>② 「ねんきんネット」による情報提供</li><li>供 オンラインビジネスモデルの推進のため、お客様サービスの重要なチ</li></ul>	個人のお客様に対するオンラインサービスについては え、情報セキュリティの確保が必要不可欠であることか	ら、マイナポータル経由で			

令和3年度計画	令和	3年度計画に対	する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
ャネルとして「ねんきんネット」と	より多くのお客様にマイフ	ナポータル経由で	「ねんきんネット	」を利用いただくた			
マイナポータルを利用した情報提供	め、利便性向上を目的とした	と機能改善を行う と	とともに、「ねんき	んネット」の利用促			
等のサービスの拡充に取り組む。	進を図るための周知・広報に	<b>二関する以下の取</b> 線	狙を進めました。				
ア お客様へより分かりやすい情報	〇「ねんきんネット」とマイ	イナポータルとの選	重携機能の改善等		〇お客様の利便性向上を図るた		〇「ねんきんネット」とマイナポ
を提供し、利用促進を図るため、	<ul><li>マイナポータル経由で初</li></ul>	<b>刃めて「ねんきん</b> ネ	ペット」へ連携する	際は、パソコンと I	め、「ねんきんネット」とマイナ		ータルとの連携機能等の改善
以下の取組を行う。	Cカードリーダが必要で	でしたが、マイナ	バーカードの読み	込み機能が備わった	ポータルの連携機能等の改善		を図った。
<ul><li>マイナンバーカードを利用し</li></ul>	スマートフォンで連携で	できるよ <b>う</b> 機能改善	<b>善を実施しました。</b>	(令和3年7月)	を図りました。		
たマイナポータル経由での「ね	・連携機能の活用を促進す	トるため、令和3年	F8月に「ねんきん	ネット」のログイン			
んきんネット」の新規利用及び	画面等にマイナポータノ	レヘ誘導する仕組	みを構築するとと	もに、令和4年2月			
利用頻度の増加につながるよ	には、スマートフォン月	用に最適化されたi	画面が表示される	よう改善を実施しま			
う、積極的に周知・広報を行う。	した。						
・ ねんきん定期便や 20 歳到達	〇「ねんきんネット」利用者	番拡大に向けた周知	日・広報の実施		〇「ねんきんネット」利用者数の		〇今後も引き続き、「ねんきんネ
者等へのお知らせ等にユーザ [	・ねんきん定期便へのアク	フセスキー及びス	マートフォン等で	ユーザID申請画面	拡大に向け、様々な機会を捉え		ット」とマイナポータルの連携
Dを即時で取得できるアクセス	に直接遷移できるリング	7先の二次元コー	ドを表示		た利用勧奨を適切に実施しま		機能の活用を促進されたい。
キーを印刷して送付し、「ねんき	・インターネット広告や ]	witter を活用した	こ 情報発信		した。		
んネット」の利用拡大を図る。	<ul><li>年金事務所及び街角の年</li></ul>	金相談センターで	でポスターを掲示す	るとともに、市区町			
・ 年金事務所から、市町村のマ	村や年金委員(職域型・	地域型)へ配布					
イナンバーカード発行窓口や事	・窓口対応時や事業所調査	を ほ時においてリーフ	フレットを配布				
業主等に対して、マイナポータ	〇これら取組の結果、「ねん	きんネット」利用	者は、令和3年度	末時点で約 770 万人	〇年金事務所を通じた幅広い利		〇「ねんきんネット」利用者数及
ル経由やアクセスキーによる	となり、令和2年度末時点	原約 666 万人と比輔	対すると約 104 万ノ	<b>人増加しました。</b>	用促進の取組に加え、「ねんき		びマイナポータル経由での「ね
「ねんきんネット」の利用につ	また、マイナポータル経由	での「ねんきんネ	ット」利用者は、今	合和3年度末時点で、	んネット」とマイナポータルの		んきんネット」利用者数が増加
いての周知広報に関する協力要	約 69.5 万人となり、令和	12年度末時点約7	′万人と比較すると	:約 10 倍になりまし	連携機能の改善等を進めた結		した。
請を行うなど「ねんきんネット」	た。				果、令和3年度末時点での「ね		
の利用拡大を図る。	(「ねんきんネット」利用者	数等)			んきんネット」利用者数は、約		
		令和3年度	令和2年度	令和元年度	770万人となりました。また、		
	利用者数全体	約 770 万人	約 666 万人	約 578 万人	マイナポータル経由での「ねん		
	マイナポータル経由での				きんネット」利用者数は、令和		
	利用者数(※)	約 69.5 万人	約7万人 	_	2年度と比較すると約 10 倍に		
	(※)過年度に「ねんきん	・ ネット」ユーザと	_ なった方がマイナオ	 ペータル経由での「ね	なりました。		
	んきんネット」の利用を開始した場合を含む。						
	○ 「ねんきんネット」のサ <b>ー</b>	-ビスとして提供し	<sub>し</sub> ている電子版ねん	しきん定期便の利用	〇紙のねんきん定期便から電子		〇紙のねんきん定期便から電子
	を推進するため、ねんきん	ん定期便に郵送よ	り1か月程度早く	内容を確認できる等	版ねんきん定期便への切替え		版ねんきん定期便へ移行した
	のメリットを記載するなと	ご周知・広報を実施	をしました。		を促した結果、約 51 万人の方		「ねんきんネット」利用者は、
	この結果、令和3年度中に	こ新たに電子版ねん	んきん定期便に切	り替えていただいた	が新たに電子版ねんきん定期		令和3年度中に約51万人とな
	方は、約51万人となり令	和3年度末の累計	は約 201 万人とな	りました。	便に切り替えていただき、「ね		り、令和3年度末の累計で約
	<参考:「紙」から電子版	ねんきん定期便に	移行した人数>		んきんネット」の利用促進につ		201 万人となった。
	4	6和3年度末	令和2年度末	令和元年度末	ながりました。		〇今後も引き続き、紙のねんきん
	移行登録人数	約201万人	約150万人	約97万人			定期便から電子版ねんきん定

令和3年度計画	令和3	3年度計画に対	対する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
イ 年金制度改正に対応した正確な 年金見込額等を分かりやすく情報 提供できるよう「ねんきんネット」 の機能改善に向けて必要な準備に 取り組む。	※「ねんきんネット」で、 〇令和4年4月に施行される、 給の減額率の見直し、在職者	、老齢年金の糸 だ齢年金制度の	操下げ受給の上限 <sup>9</sup> 見直し等に対応す	年齢引上げや繰上げ受 るため 「ねんきんネッ	〇制度改正に係る対応について、		期便へ移行を促進されたい。
③ ねんきん定期便による情報提供 ねんきん定期便の紙面を活用し、 図やグラフを用いた分かりやすい情 報提供を行う。特に年金の繰下げ制 度に係る制度改正に対応した年金見 込額等を分かりやすく情報提供でき るよう必要な準備を行う。	記録に関する情報提供を、それに関する情報提供を行い、各件送付しました。 ○ねんきん定期便の紙面を活動いました。 ・50歳以上の方に送付した相見込額(65歳時点の年金見することにより、年金受給・50歳未満の方に送付したおじた年金額を比較することがりやすく周知しましたの繰下げ制度に係る制んきん定期便に令和4年4	35歳、45歳、45歳、45歳、45歳、45歳、45歳、45歳、45歳、45歳、4	は、はがき形式でいら令和4年3月末ラフを用いた分かりには、70歳まではした額)についてと年金が増加するには、送付年とその料納付が年金額のまするため、令和3年	直近1年間の年金記録 までに、約6,373万 りやすい情報提供を いいではないでは はないでは はないでは はないでは はないでは はないでは はないでは はないでは はいでは は	た場合の年金額を個別に記載するなど、図やグラフを用いた分かりやすい情報提供を実施しました。  〇令和4年4月の年金の繰下げ制度に係る制度改正について、		〇ねんきん定期便において、年金の繰下げ制度を利用した場合の年金額を個別に記載するなど、図やグラフを用いた情報提供を実施した。  〇ねんきん定期便において、令和4年4月の年金の繰下げ制度
④ 年金関係の各種情報提供 ねんきん定期便の「お客様へのお 知らせ」欄を利用し、未解明記録の 解明に向けた呼びかけ等、お客様の 状況に応じたお知らせや勧奨等を行	た。 ・未統合記録の解明に向けた	る 50 歳以上の 表時点の年金見 。 へのお知らせ」 対応として、	込額を 84%増した 欄を利用して以 <sup>-</sup> 「ねんきん特別便	:額)を表示するための 下の勧奨等を行いまし	〇ねんきん定期便の「お客様への お知らせ」欄を利用してお客様		に係る制度改正を事前に周知した。  ○ねんきん定期便の「お客様へのお知らせ」欄を利用してお客様の状況に応じた勧奨等を行った。
う。 年金額改定通知(振込通知)書等 の個人向け文書送付の機会を活用 し、お客様に応じた、また、時宜を 捉えた必要な年金関係の各種情報を	・「ねんきんネット」 I D保存・「ねんきんネット」とマイラントの年金請求書(事前送付用) に	有者に電子版れ ナポータルの選	aんきん定期便へ <i>0</i> 連携に関する周知		〇年金関係の各種情報提供について、お客様に応じ、機会や時節をとらえて実施しまし		

令和3年度計画			令和3年度計	画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
限られた紙面で提供できるよう検討 する。					<i>t</i> =.		
(2) 公的年金制度に対する理解の促進	(2) 公的年	金制度に対	する理解の促進				
年金制度に対する正しい知識と理解	〇教育関係	機関におけ	る年金セミナー	及び企業や地域における年金制度説明会につ	〇大学や高校等の学生・生徒を対	〇公的年金制度に対する理解の	〇年金セミナー及び年金制度説
を深め、制度加入や保険料納付に結び	いては、	令和3年2	月より順次導入	しているWeb会議ツールを全ての年金事務	象とした年金セミナーを 3,077	促進に取り組んだか。	明会について、対面形式に加
付けるため、地域、企業、教育等の様々	所に配備	するととも	に、従来からのタ	<b>才面形式に加え、各相手先機関のニーズや環境</b>	回開催し、また、企業や自治会		え、非対面形式やDVD提供形
な場において、年金制度の普及・啓発	に応じた	以下の方法	により、年金セミ	ミナーや制度説明会を開催しました。	等を対象とした年金制度説明		式により、開催した。
活動を行う「地域年金展開事業」を推	• 非対面	形式 : We b	o 会議ツールを利	川用して講師と受講者をオンラインで結び、モ	会を 4,417 回開催する等、新型		
進する。また、広報については、機構	ニター	·を通じてセ	ミナー等を実施		コロナウイルス感染症の影響		
ホームページ等を活用した情報提供を	• D V D	提供形式::	年金制度を紹介す	する年金セミナー用動画 (DVD)を配付し、	下においても、新たにWeb会		
積極的に行う。	受講者	が適宜視聴	(感想や要望につ	Oいてアンケート回答を依頼)	議ツールを利用した非対面型		
① 年金セミナー、年金制度説明会等	【年金セミ		金制度説明会実版	1	による実施やDVDによる動		
の充実	取組	対象機関		開催回数	画の提供なども取り入れ、可能		
ア オンラインによる年金セミナー	年金セ		学生・生徒・	3,077回(前年2,125回)	な限りの開催に努め、制度周知		
等の実施	ミナー	(大学・	教員	うち、	や手続などの情報提供を行い		
教育関係機関における年金セミナ		高校等)		• 対面型回数1,599回(前年1,129回)	ました。		
一及び企業や地域における年金				- 非対面型回数412回(前年148回)(※1)			
制度説明会については、Web会				[相手先機関数1,494機関](※2)			
議ツールを活用した非対面形式				- D V D提供形式回数1,066回(前年848			
の拡大を図るとともに、対面によ				回)			
る方法や動画の提供による方法	""		従業員・	4,417回(前年同期1,083回)			
も含め、各機関等のニーズや環境	明会	自治会等	地域住民等	うち、			
に応じた方法により実施する。 				- 対面型回数3,418回(前年918回)			
				· 非対面型回数918回(前年165回)(※ 1)			
				[相手先機関数18,128機関](※2)			
	(※1)う	ち、機構の	)保有するW e b	会議ツールを利用した開催は、年金セミナ			
	_	-が246回、:	年金制度説明会	が640回			
	(※2)非	■対面型は、	同時に複数の材	目手先機関を対象に実施することを基本			
イの質の向上							
・ Web会議ツールを活用した	OW e b 会	:議ツールの	活用により、新	たな教育機関や事業所などセミナー等の対象	OWeb会議ツールの活用によ		
非対面形式のセミナー等の実				務手続説明会や電子申請の説明会など内容を			
施結果やニーズを踏まえ、必要	多様化す	るなど、セ	ミナー等の内容の	の充実を行いました。	もに、説明会の内容を多様化す		
な見直しを行い、セミナー等の					るなど、セミナー等の内容の充		
質の更なる向上を目指す。					実を行いました。		
・ 若手職員を中心に、非対面形	〇若手職員	を中心とし	たセミナー講師	育成のため、オンラインによる年金セミナー	〇年金セミナーの質の向上に向		〇年金セミナーの質の向上に向
式でのセミナー等を前提とし	等の推進	に向け、リ	モート研修に必	要なスキルや留意点をテーマとした講師養成	けて、講師育成のための様々な		けて、若手職員を中心とした講
た講師育成のための研修やコ	研修を実	施するとと	もに、年金セミナ	ーーコンテストを実施し、講師スキルや説明資	研修やコンテストを実施し、若		師育成のため、講師養成研修及

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
ンテストを充実させるととも	料を競い合うことで、職員相互のレベルアップと質の向上を図りました。また、セ	手職員を中心としたセミナー		び年金セミナーコンテストを
に、受講者に応じた教材の見直	ミナー等内容の多様化に対応するため、セミナー等資料の見直し及び追加を行う	講師の育成に努めました。ま		実施した。
しや、各種制度に特化した説明	とともに、退職者向けや外国人向けの制度説明動画を新たに作成しました。	た、セミナー等資料の見直し及		
動画の作成を進める。		び追加を行うとともに、退職者		
		向けや外国人向け制度説明動		
		画を新たに作成しました。		
② 年金委員に対する活動支援の強化	② 年金委員に対する活動支援の強化			
ア 年金委員活動の活性化の取組	   ○全国の年金事務所において、年金委員研修会や地域型年金委員連絡会を実施する	〇全国の年金事務所において、年		〇全国年金委員研修について、テ
年金委員活動に必要な法改正内	とともに、制度や手続案内を記載した情報誌等の配布を行いました。	金委員研修会や地域型年金委		レビ会議システムによる配信
容等の研修・制度説明会について、	   また、本部から全国の年金委員に対し、以下の情報発信を行いました。	員連絡会を実施するとともに、		型に加え、新たにWeb会議ツ
対面形式の研修に加え、新たにW	・「年金委員活動の手引き」	年金委員の活動に必要な情報		ールによる配信型を導入し、よ
e b 会議ツールを活用した非対面	   ・「年金制度改正等に関する資料(リーフレット集)」	提供に努めました。		り多くの受講者が参加した。
形式の研修の拡大を図る。また、	・「社会保険適用拡大に係る冊子」	また、年金事務所の実施状況等		
地域型年金委員については、拠点	   ○令和3年 11 月に実施した全国年金委員研修については、テレビ会議システムによ	を把握し、本部においても、直		
毎に設置している定期連絡会の拡	│ │ る配信型に加え、新たにWeb会議ツールによる配信型も導入し、より多くの受講	接全国の年金委員に対し、必要		
充により組織的活動の活性化を図	者 (2,334人(前年:857人)) に参加いただきました。	な情報発信を行うとともに、全		
る。	   ○令和4年1月より、従来、年金事務所単位で行っていた「地域型年金委員連絡会」	国年金委員研修の開催方式を		
	トリップ をテレビ会議システムを活用した都道府県単位の「都道府県地域型年金委員連絡	テレビ会議システムによる配		
	   会」と年金事務所ごとの「地区連絡会」に再構築することで参加者の拡大を図り、	信型に加え、Web会議ツール		
	ー 年金委員と年金事務所間の情報共有、活動依頼、支援事業の伝達及び年金委員相互	による配信型も活用すること		
	   間の情報共有を図る取組を強化しました。(全国で 186 回実施)	で多くの受講者に参加いただ		
		きました。		
イ 委嘱拡大の取組				
企業、市区町村、年金受給者協	〇年金委員の委嘱拡大については、新型コロナウイルス感染防止の観点から、電話や	〇年金委員の委嘱拡大は、対面に		〇職域型年金委員及び地域型年
会等への働きかけを強化するとと	文書による委嘱勧奨を中心に実施した結果、職域型年金委員及び地域型年金委員	よる取組は原則取り止め、電話		金委員ともに委嘱数を拡大し
もに、年金委員活動に必要な情報	ともに委嘱数を拡大することができました。	や文書による委嘱勧奨を実施		<i>t</i> =。
を本部から直接発信する仕組みな	<ul><li>・職域型年金委員数:119,411人(令和4年3月末)(令和3年3月末:112,161人)</li></ul>	しましたが、委嘱数は 8,521 人		
どを充実させ、年金委員の委嘱数	<ul><li>地域型年金委員数:6,570人(令和4年3月末)(令和3年3月末:5,299人)</li></ul>	増加し、全体として 125, 981 人		
拡大を図る。		となり、新型コロナウイルス感		
		染拡大の影響下においても委		
		嘱数を拡大することができま		
		した。		
	〇年金委員活動において顕著な功績が認められた年金委員の中から、厚生労働大臣	〇特に顕著な功績が認められた		
	表彰、日本年金機構理事長表彰、理事表彰の対象者を選定し、ねんきん月間に表彰	年金委員に対し、厚生労働大臣		
	を行いました。(令和3年11月)	表彰等を実施しました。		
③ 「ねんきん月間」と「年金の日」に	③「ねんきん月間」と「年金の日」における取組の充実			
③ 「ねんきん月間」と「年金の日」における取組の充実	③「ねんきん月間」と「年金の日」における取組の充実			

~ 令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語
「ねんきん月間   及び「年金の日	○「ねんきん月間」及び「年金の日」の実施に合わせ、全国の年金事務所において、	〇「ねんきん月間」及び「年金の		評価の理由 〇「ねんきん月間」及び「年金の
における取組の実施に当たっては、	Web会議ツールを活用するとともに、可能な場合には、自治体や地域の教育機関	日」の実施に合わせ、年金セミ		日」の実施に合わせ、全国の年
令和2年度の新たな取組も踏まえ、	   (大学、高校、専門学校等)に出向き、公的年金制度の周知活動(年金セミナー (193	ナーや年金制度説明会、出張相		金事務所において、年金セミナ
公的年金制度の周知・啓発につなが	   回)、年金制度説明会 (129 回)、出張相談会 (329 回)等) を行いました。	談会等を実施し、公的年金制度		一、年金制度説明会、出張相談
る、より効果的な活動内容を検討し	   また、本部においては、退職者や外国人向けに年金制度を全体的に紹介する制度説	の周知・啓発を行いました。		会等を実施したほか、本部にお
実施する。	明用動画を作成して機構ホームページに掲載するとともに、11 月の「ねんきん月	また、制度説明用動画を作成し		いて、退職者向けや外国人向け
	間」中は、Twitter 積極的に活用し、年金制度の基本事項について配信しました。	て機構ホームページに掲載す		の制度説明用動画をホームペ
		るとともに、Twitterを活用し、		ージに掲載するとともに、
		年金制度の基本事項について		Twitter を活用し、年金制度の
		積極的な配信を行いました。		基本事項を配信した。
	〇厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会の	〇「わたしと年金」エッセイを募		〇「わたしと年金」エッセイを募
	4組織の後援のもと、「わたしと年金」エッセイ募集の取組を行いました。	集し、厚生労働大臣表彰等を行		集し、厚生労働大臣表彰等を行
	令和3年度においては、1,596人(令和2年度:942人)から応募があり、厚生労	い、公的年金制度の周知・啓発		った。
	働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞の優秀作品を選定し、表彰を行いました。	を行いました。		
④ 関係団体との連携	④ 関係団体との連携			
市区町村、官公庁、教育関連団体、	〇地域に根付いた形での年金制度の周知・広報を推進するため、例年、各自治体や関	〇地域年金事業運営調整会議の		
社会保険労務士会、年金受給者協会	係団体(社会保険労務士会、教育委員会、年金受給者協会、ハローワーク等)と連	対面での開催を一部の県を除		
等の各団体や地域の特性に応じた効	携し、地域年金事業運営調整会議を各都道府県で開催しました。なお、令和3年度	き取り止め、書面にて委員の皆		
果的な連携方法を検討するととも	は、一部の県を除き、対面での開催を取り止め、書面にて、委員の皆様へ事業の取	様へ事業の取組状況等の報告		
に、その実現に向けた働きかけを強	組状況等の報告を行った上で、教育機関への年金セミナーの開催アプローチなど	及び意見聴取を行いました。		
化する。	効果的な連携方法等について意見聴取を行いました。			
(3) お客様サービスの向上	   (3) お客様サービスの向上			
	① 「お客様へのお約束 10 か条」の実現			
現な安様へのサービスの具体的日標	│ │〇拠点長が、自拠点内のサービス実施状況を毎月チェックし改善に努めるとともに、	○如占巨による東茲所内チェッ	○公安様サービスの向上に取り	
	○拠点長が、日拠点内のケーと人类心状がを毎月ケェックと改善に男の名とともに、   必要に応じて本部から改善指導を行いました。	ク及び本部職員による改善指		
	必要に応じて本品がら以音指導を行いなした。   〇また、年次報告書(アニュアルレポート)(以下「アニュアルレポート」という。)		<b>小丘/ひ/こ/3・。</b>	
進め、その達成状況等について、毎		東 10 か条」の実現に努めまし		
年度、年次報告書(アニュアルレポ	に「35台派(40735)以上の大人の中で同戦しよした。	た。		
ート)において分かりやすく周知・	│ │〇令和4年2月、国際社会保障協会(ISSA)のアジア・太平洋地域社会保障フォ			│ │○令和4年2月、「お客様へのお
広報する。	○〒和4年2月、国际社会保障協会(133名)のナンナース十年地域社会保障ショーーラムにおいて、同地域の社会保障機関が取り組む優れた事業を表彰するグッド			約束 10 か条」に基づくこれま
<b>мти / О</b> 0	プラクティス賞コンテストの結果が発表され、「お客様へのお約束 10 か条」に基			での取組と成果が、国際社会保
	ブラブディス員コンデストの相来が完設された「ある音楽へのあが来」で が来」に参   づくこれまでの取組と成果が特別優秀賞を受賞し、表彰されました。	障協会(ISSA)から、グッ		障協会(ISSA)から、グッ
	- 、一100 CV 701担に700円 円が10月 日 2月 0、 気形に100 0 1に0	ドプラクティス賞コンテスト		ドプラクティス賞コンテスト
		の特別優秀賞に選ばれました。		の特別優秀賞に選ばれた。
<ul><li>② CS(お客様満足)意識向上の取</li></ul>	   ② CS(お客様満足)推進の取組			

<b>△和○左</b> 章司玉	<b>△和○左连司帝后共士</b> 7四组织	<b>∸</b> ¬≅/#	部体に ツナ・・ アの祖上	標語
令和3年度計画 —————	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点 	評価の理由
組				
・ 引き続き「サービス推進の手引	〇職員にCS意識を醸成するため、新入構員研修において、お客様への対応の留意点	○新入構員向けのCS研修や全		
き」を基本とした研修を実施し、	などに関する研修を実施しました。また、全職員を対象に「サービス推進の手引き」	職員向けの職場内研修等を実		
役職員のCS意識の向上を図る。	を活用した職場内CS研修を実施するとともに、TV会議システムを活用して、外	施し、職員のCSに対する意識		
	部講師によるCS向上研修を実施しました。	醸成を図りました。		
<ul><li>全ての年金事務所を対象にサー</li></ul>	〇本部職員による無予告での「サービス巡回指導」を半期ごと、全ての年金事務所に	〇本部職員によるサービス巡回		〇本部職員によるサービス巡回
ビス巡回指導を実施し、個別の課	対して実施し、サービス実施状況の確認と必要な改善指導を行うとともに、「お客	指導を全ての年金事務所に実		指導を全ての年金事務所に実
題の把握に努めるとともに、実地	様満足度アンケート調査」結果等により把握した各拠点の個別課題に基づく個別	施するとともに、特に改善が必		施するとともに、特に改善が必
による改善指導やフォロー研修を	指導や研修等の事後フォローを実施しました。	要な年金事務所に対して個別		要な年金事務所に対し個別指
実施する。		指導や研修等の事後フォロー		導や研修等の事後フォローを
		を実施しました。		実施した。
<ul><li>役職員のモチベーション向上の</li></ul>	〇各年金事務所におけるCS向上に向けた個別の取組を促進し、その取組を取りま	〇各年金事務所におけるCS向		
ため、CS向上に向けた取組状況	とめました。その中から好取組を全国の年金事務所に提供し、全体のCS向上につ	上に向けた個別の取組を促進		
の評価を実施するとともに、窓口	なげてまいります。なお、窓口コンテストは、新型コロナウイルス感染症の影響を	し、その取組を取りまとめまし		
対応における職員のスキルや対応	受け、実施を見合わせました。	<i>t</i> =。		
力を競うコンテスト等を行うこと				
により、サービスレベルの更なる				
向上を図る。				
③ 分かりやすいお家様向け文聿の作	③ 分かりやすいお客様向け文書の作成			
成				
	  ○機構が提供するお客様向け文書については、より分かりやすい文書とするため、以	│ ○お家様向け文書の作成におい		○分かりやすいお客様文書の作
は、お客様目線で見てより分かりや	下の対応を行いました。	ては、機構本部に設置した「お		成について、若い世代を含めた
すい文書とするため、職員で構成す	- 機構本部に設置した、職員で構成する「お客様向け文書審査チーム」において、			幅広いお客様目線でのご意見
る「文書審査チーム」、一般のモニタ	37 件のお客様向け文書の審査を行い、より分かりやすい文書となるよう改善を	たに若い世代を中心として設		をいただく「アンケートモニタ
ーと文書デザイナーが参画する「お	図りました。	置した「アンケートモニター」		一」を新たに設置した上で、特
客様向け文書モニター会議」に加え、	- さっぱった。 ・若い世代を含めた幅広いお客様目線でのご意見をいただくアンケートモニター。	や「お客様向け文書モニター会		に多くのお客様にお送りする
新たに若い世代を中心とした「アン				文書に関しては、「アンケート
ケートモニター」を設置し、お客様		え、お客様目線で見てより分か		モニター」の意見等を踏まえて
向け文書の作成及び改善に幅広く意	・更に 16 件については、アンケートモニターの意見を踏まえた文書を「お客様向			「お客様向け文書モニター会
見や指摘を反映する仕組みを導入す	け文書モニター会議」に付議し、モニターである一般の方や文書デザイナーのご	供となるよう改善を図りまし		議」に付議した。
る。	意見、ご指摘を踏まえた上で、お客様目線で見てより分かりやすい文書、有意義	た。		131 1213 BX 0720
<b>∙o</b> ∘	な情報提供となるよう改善を図りました。	1-0		
④ お客様からの意見の収集や施策の	④ お客様からの意見の収集や施策の反映等			
反映等				
・ 各年金事務所の「ご意見箱」、ホ	〇各年金事務所に設置した「ご意見箱」や、ホームページ上の日本年金機構へのご意	〇お客様のご意見等を収集し、必		
ームページや手紙による「日本年	見・ご要望のコーナーなどから「お客様の声」の収集に努めました。	要な改善を行うことによりお		
金機構へのご意見・ご要望」など	〇「お客様の声」については、「お客様対応業務システム」を活用して管理・分析を	客様のサービス向上を図りま		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語
から「お客様の声」を日々収集し、	行うとともに必要な改善策について検討し、ホームページの掲載内容やお客様に 	した。		評価の理由
それらを「お客様対応業務システ	お送りする文書内容を分かりやすくするなどの改善を行いました。	3.20		
ム」を活用して管理・分析すると				
ともに、必要な改善策を検討し、				
実施する。				
・ 機構のサービスに対するお客様	   ○全国の年金事務所及び年金相談センター (オフィス) を対象に「お客様満足度アン	   ○お客様満足度アンケートを実		〇全国の年金事務所及び年金相
の評価や満足度を把握するため、	│ │ ケート調査」を令和4年2月から3月に実施しました。「来訪された際の全体の満	施し、お客様の回答結果から、		談センターを対象に「お客様満
「お客様満足度アンケート調査」	   足度」について、「満足」「ほぼ満足」「普通」「やや不満」「不満」の5段階で回答	一定のお客様満足度が得られ		足度アンケート調査」を実施し
等を実施し、その結果から課題を	をいただき、「満足」「ほぼ満足」の合計が 93.6% (前年度 91.2%)、「やや不満」	ていることを確認するととも		た。その結果、一定のお客様満
把握・分析した上で、必要な改善	「不満」の合計が 0.9% (前年度 1.2%) と、前年度とほぼ同水準の結果となり、	に、更なるお客様サービス向上		足度が得られていることを確
策を検討し、実施する。	約9割のお客様に満足いただいている結果となりました。また、前年度の調査結果	のための課題を把握・分析した		認するとともに、満足度の低い
	に基づき、更なるお客様サービスの向上のための課題を把握・分析した上で、満足	上で、必要な改善策を検討しま		年金事務所への接遇面に関す
	度の低い年金事務所への接遇面に関する個別指導や研修など必要な改善策を実施	した。		る個別指導や研修など、必要な
	しました。			改善策を実施した。
	調査方法:窓口に来訪されたお客様にアンケートを配布し、郵送にて回収			
	調査対象件数: 92, 961 件			
	回答件数 : 36,585 件 (回答率:39.4%)			
・ 運営評議会を、引き続き定期的	〇日本年金機構法等の規定に基づき、被保険者、事業主、年金給付の受給権者その他	〇運営評議会について、新型コロ		〇運営評議会が開催され、今後の
に開催し、そこで出された被保険	の関係者の意見を機構の業務運営に反映させるために設置された日本年金機構運	ナウイルス感染症の影響下に		業務運営に関する提言が取り
者等の意見を的確に業務運営に反	営評議会について、令和3年度は4回開催し、令和4年2月10日に、今後の機構	おいても、感染症対策やWeb		まとめられた。
映する。	の業務運営に関する提言が取りまとめられました。機構では、運営評議会で出され	e x を利用したオンライン併		
	た意見の内容を自らの業務運営に積極的に反映させ、取り組むべき課題への対応	用開催とする等の対策を講じ		
	を進めました。	ることで、予定した回数を開催		
	【別表 12:提言(運営評議会)】	することができました。また、		
		各回の運営評議会で出された		
		意見について、機構の業務運営		
		に積極的に反映させました。		
⑤ 改善状況の評価	⑤ 改善状況の評価			
サービス改善・業務改善の状況に	〇お客様の意見を反映し機構のサービスの質の向上を図ることを目的として設置し	〇お客様の声を反映した改善提		〇お客様の声を反映した改善提
ついては、「サービス・業務改善委員	た「サービス・業務改善委員会」において、お客様の声を反映した改善提案の検討	案及び職員からの改善提案の		案及び職員からの改善提案に
会」や「業務適正化部会」において	状況の進捗管理を行い、45 件の改善を行いました。また、日々の業務に携わる職	検討状況をサービス・業務改善		ついて、「サービス・業務改善委
評価及び進捗管理を行い、サービス	員からの改善提案の検討状況の進捗管理を行い、9件の改善を行いました。	委員会に報告し、それぞれ 45		員会」において、検討状況の進
水準の向上を図る。	お客様の声の分析体制の強化を目的として設置した「業務適正化部会」では、お客	件と9件の改善を行いました。		捗管理を行い、それぞれ 45 件
	様の声のうち、事務処理誤り疑いに関する案件を審議し、事務処理誤り疑いの早期	また、業務適正化部会で事務処		と9件の改善を行った。
	発見及び事務処理誤りの再発防止を行うことによりお客様のサービス向上に寄与	理誤り疑いの早期発見及び事		
	しました。	務処理誤りの再発防止を行う		
		ことによりお客様のサービス		
		向上を図りました。		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
9. 年金制度改正等への対応				評価:A
令和2年6月5日に公布された「年	「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年	【事務処理及びシステム開発】	【事務処理及びシステム開発】	【事務処理及びシステム開発】
金制度の機能強化のための国民年金法	法律第40号)等のうち、令和4年4月以降に施行される制度改正事項(※)につ	〇年金制度改正等の対応につい	〇年金制度改正等の円滑な施行	〇年金制度改正等の円滑な施行
等の一部を改正する法律」の改正項目	いて、以下の取組を行いました。	て、令和2年改正法の主要な制	に向け、必要な事務処理方法の	に向け、令和4年4月及び同年
について、正確かつ円滑に実務を実施	※≪令和4年4月施行事項≫	度改正事項が令和4年4月(本	検討やシステム開発等、適切に	10 月に施行される制度改正事
できるよう事務処理・システムを構築	①老齢基礎年金等の繰下げの上限年齢の引上げ	則施行日)に施行されることを	対応したか。	項に係る事務処理の検討、シス
するとともに、分かりやすい周知広報、	②在職定時改定の導入	踏まえ、事務処理方法の検討、		テム開発など必要な対応を適
必要な人員確保の取組を行う。	③在職老齢年金制度の見直し	システム開発、業務処理要領の		切に実施した。令和4年4月分
	④国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え	整備など、改正事項の円滑かつ		については、円滑な施行が図ら
	≪令和4年10月施行事項≫	着実な実施に向け、所要の対応		れた。
<令和3年度以降に施行される主な改正	⑤被用者保険の適用拡大	を行いました。		○特に、老齢基礎年金等の繰下げ
項目>	⑥育児休業中の保険料の免除要件の見直し			の上限年齢の引上げに関して
				は、制度改正に対応した年金額
① 老齢基礎年金等の繰下げの上限年	① 老齢基礎年金等の繰下げの上限年齢の引上げ			計算及び見込額試算を行うた
齢の引上げ	【事務処理及びシステム開発】			めのシステム開発を行い、年金
年金の受給開始時期の選択肢を	〇繰下げ可能年齢の上限が70歳から75歳に、また、繰下げ増額率の算出に用いる			事務所における相談対応にお
60 歳から 75 歳の間に拡大(令和4	待機月数の上限が5年(60月)から10年(120月)に引き上げられるため、生年			いて改正後の繰下げ請求時の
年4月施行)	月日及び受給権発生年月日から改正の対象者を判定し、繰下げ待機期間の上限を			年金見込額を提示することを
	10年(120月)として増額された年金額計算及び見込額試算を行うためのシステ			ー 可能とすることで、お客様サー
	ム開発を行いました。			ビスの向上にもつなげた。
	これにより、年金事務所において繰下げ請求に関する相談があった場合につい			
	て、改正後の繰下げ請求時の年金見込額を提示することを可能としました。	  【周知広報】	  【周知広報】	  【周知広報】
	【周知広報】	   ○また、各改正事項の内容等に応	   ○各改正事項の内容や対象者等	 │ 〇各改正事項の内容や対象者等
	〇老齢年金請求書(ターンアラウンド請求書)や老齢給付裁定請求書(65歳はがき)	   じて、受給者、被保険者及び事	   に応じ、適切な手法により効果	   に応じ、適切な手法により効果
	等に同封するチラシ等に改正内容を記載し、繰下げの上限年齢の引上げの対象と	   業主への送付物に改正内容を	   的な周知広報が行われたか。	│ │ 的な周知広報が着実に実施さ
	なる老齢年金の受給権者に周知しました。(令和3年4月以降)	   記載することなどにより、制度		れた。
	○66歳以降の未請求の老齢年金のある方に対して、繰下げ見込額を毎年お知らせす	│ │ 改正の影響を受けることが想		   ○特に、年金給付等に係る改正事
	る取組を令和4年3月から開始しました。	   定される者に対し、きめ細かな		   項については、制度改正の対象
	○企業にお勤めの方へお知らせすることを目的として、繰下げの上限年齢の引上げ	   周知を図りました。		   となる本人(受給者、受給権者、
	に係る改正内容を記載したリーフレットを令和4年3月に事業主に送付し、周知			被保険者等)に対して、老齢年
	を図りました。	て、制度改正専用ページを新設		金請求書に同封する等の直接
	〇ねんきん定期便について、受給開始時期を 75 歳まで選択できることを記載して	するなどの機構ホームページ		の周知や、在職老齢年金の見直
	令和3年4月から送付し、被保険者等への周知を図るとともに、令和4年度に送	の整備、市区町村向け広報誌へ		しに関して在職中の受給者に
	付する 50 歳以上のねんきん定期便には、75 歳まで繰下げした場合の見込み額(65	の記事掲載、全国年金委員研修		効果的にアプローチするため
	歳時点の見込み額の84%増)を表示します。	における改正概要の説明、年金		事業主等を経由した周知を行
		委員への資料提供などを通じ、		うほか、年金相談等の機会にリ
② 在職定時改定の導入	② 在職定時改定の導入	幅広く国民及び関係者に対し		一フレットを配布するなど、
在職中の老齢厚生年金受給者(65)		て、制度改正全般への理解を促		個々人に対してきめ細かな周

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語
歩い ト 70 歩土港) の左を短を中吐に	○左映中の老松原生在会系公老については、気圧 10 日に前年 0 日本で光年 0 日本			<b>評価の理由</b> 知広報を行った。
歳以上 70 歳未満) の年金額を定時に		進しました。		
改定(令和4年4月施行)	での被保険者期間を追加して計算し、老齢厚生年金の年金額を改定することか			〇また、被用者保険の適用拡大に るいでは、幅広い事業主に対し
	ら、これに対応するためのシステム開発を進めました。			ついては、幅広い事業主に対し
	○在職定時改定による年金額の改定はシステムにより自動で行い、改定の対象者に 対して、存在 11 日 5 年に、改定後の任命額も大公額本再通知書により通知する。			てリーフレットを送付するほか、新さい第四位は
	対して、毎年 11 月上旬に、改定後の年金額を支給額変更通知書により通知する 予定です。			か、新たに適用拡大の対象となる る可能性がある事業所に対し
	「周知広報】			て事業所調査の機会に制度周
	【河本広報】   ○年金事務所に設置し、年金相談等において使用するパンフレットについて、在職			知を行うととともに、従業員へ
	○中金事務所に設置し、中金相談等において使用するパフラレッドについて、任職     定時改定の導入に係る改正内容を記載し、令和4年3月に年金事務所に配布しま			の周知等や社内準備用にダイ
	と			レクト便を送付するなど、個々
	<i>U/</i> 2.°			の事業者に対してきめ細かな
   ③ 在職老齢年金制度の見直し	③ 在職老齢年金制度の見直し			周知広報を行った。周知に当た
特別支給の老齢厚生年金を対象と	【事務処理及びシステム開発】			つては、年金局とも連携し、改
した在職老齢年金制度について、支				正内容に加えて改正趣旨も記
給停止が開始される賃金と年金の合	○00 歳以上 05 歳不凋の仕職を断中並制度(固任を)の文相停止率年額(20 万円)    を引き上げ、高在老と同じ基準額(47 万円)を基に支給停止額計算を行うことか			載した資料を用いるなど制度
計額の基準を、現行の28万円から47	を引き上げ、同任名と同じ基準額(47カロ)を基に文相停止額計算を行うことが ら、これに対応するためのシステム開発を行いました。			改正に対する事業者の理解を
万円(令和2年度額)に引き上げる	○改正後の支給停止額の計算はシステムにより自動で行い、支給停止額が変更とな			促進するための取組を行った。
(令和4年4月施行)	○成正後の文相停正領の計算はラスケムにより自動で行び、文相停正領が変更とな   る対象者に対して、令和4年5月末に、変更後の支給停止額を支給額変更通知書			〇さらに、改正事項に共通した取
	により通知する予定です。			組として、制度改正専用ページ
	【周知広報】			を新設するなどの機構ホーム
	│ 【^──^─^───────────────────────────────			ページを整備するとともに、
	給停止の基準額の変更に係る改正内容を記載したリーフレットを令和4年2月に事			Twitter に改正概要を掲載し、
	業主に送付し、周知を図りました。			当該ホームページに誘導する
	○年金事務所に設置し、年金相談等において使用するパンフレット及びリーフレット			ことでより多くの方にアプロ
	について、在職老齢年金の支給停止の基準額の変更に係る改正内容を記載し、令和			ーチするための工夫を行った。
	4年3月に年金事務所に配布しました。			また、市区町村向け広報誌への
	1. 「ログバー「亜子切が、口口がひめている」			記事掲載、全国年金委員研修に
	   ④ 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え			おける改正概要の説明、年金委
	【事務処理及びシステム開発】			員への資料提供などを通じ、幅
	○令和4年4月以降に新たに年金制度に加入される方(20 歳到達、20 歳前の厚生			広く国民及び関係者に対して、
	年金加入者)に対して、年金手帳に替え、基礎年金番号通知書を交付することか			幅広い周知広報を行った。
	ら、これに対応するための通知書帳票の作成やシステム開発を実施しました。			
	〇20歳到達により国民年金に加入される方に対して、これまで年金手帳と国民年金	【人員体制の確保等】	  【人員体制の確保等】	【人員体制の確保等】
	保険料納付書を別々に送付してきましたが、今回の改正により年金手帳が廃止さ	〇年金事務所等の担当者に対し	○各改正事項の内容等に応じ、そ	
	れ通知書形式の基礎年金番号通知書が導入されることと合わせ、加入時の分かり	て、制度改正事項に係る具体的		
	やすい案内及び事務効率化の観点から、令和4年4月以降の対象者に対して、通	な業務処理内容に関する研修		
	知書と納付書を同封して送付します。	を実施するとともに、制度改正	か。	じて、年金事務所及び中央年金
	【周知広報】	に対応するため、年金事務所等		センター等に必要な人員(600
	○基礎年金番号通知書への切替えを周知するための掲示物・チラシについて、令和	に600人以上の人員を配置する		人以上)を適切に配置すること

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	4年2月に年金事務所に掲示するとともに、窓口等で配布し周知を図りました。	ことによって体制拡充を図り		で人員体制の強化を図った。
	│ │ また、チラシは、厚生労働省年金局を通じて市区町村にも提供し、周知の協力を│	ました。		〇あわせて、年金事務所、事務セ
	   依頼しました。			ンターの担当者に対して、令和
	│ │ 〇厚生年金保険に係る加入手続が円滑に行われることを目的として、基礎年金番号│			4年4月施行事項に係る業務
	   通知書への切替えや個人番号(マイナンバー)による届出であれば被保険者本人			処理内容に係る研修を実施し
	の年金手帳又は基礎年金番号通知書の確認は不要であることを記載したリーフ			た。
	レットを令和4年2月に事業主に送付し、周知しました。			
④ 被用者保険の適用拡大	⑤ 被用者保険の適用拡大			
短時間労働者への適用を被保険者	【事務処理及びシステム開発】			
数 100 人超規模の企業まで拡大、法	<短時間労働者への適用拡大>			
律・会計事務を取り扱う士業を法定	〇令和3年度行動計画に基づき、新たに短時間労働者への適用拡大の対象となる可			
適用業種に追加(令和4年 10 月施	能性がある事業所に対して、制度周知を兼ねた事業所調査を実施しました。			
行)	(令和3年度実績21,281件)			
※ 段階的に被保険者数50人超規模	なお、適用拡大に該当する事業主に対して、令和4年10月から該当となる旨の			
の企業まで拡大 (令和6年10月施	事前のお知らせを令和4年8月頃に送付することにより、短時間労働者がいる場			
行)	合には、法施行後、速やかに資格取得届の提出が必要な旨を案内する予定です。			
	また、施行後、適用拡大により被保険者となった対象者の届出が行われていない			
	可能性がある事業所に対して、届出の勧奨や事業所調査を実施する予定です。			
	<士業の法定適用業種への追加>			
	〇常時 5 人以上の従業員を使用する士業を営む個人事業所が強制適用となること			
	から、事業の種類を判別している業態区分に新たに士業を追加するシステム開発			
	を進めました。			
	【周知広報】			
	<短時間労働者への適用拡大>			
	〇短時間労働者への適用拡大が適切に行われることを目的として、事業主に対して			
	適用拡大の要件等を記載したリーフレットを送付し、周知しました。			
	〇新たに適用拡大の対象となる可能性がある事業所に対して、従業員への周知等の			
	社内準備用に、改正内容を周知するためのお知らせ(ダイレクト便)を令和4年			
	3月に送付しました。 (ダイレクト便送付実績:49,497件)			
	〇事業所における説明会に専門家(社会保険労務士等)を派遣する制度説明支援事			
	業を令和3年5月に開始しました。			
	<士業の法定適用業種への追加>			
	〇士業を営む個人事業所(常時5人以上の者を使用する事務所)が強制適用となる			
	ことから、社会保険の加入手続が適切に行われることを目的として、厚生労働省			
	年金局と連携し、士業関係団体を通じて、団体の会員に対してリーフレットによ			
	り周知を図りました。また、機構ホームページに改正概要や必要となる手続を令			
	和3年 11 月から掲載し、広く周知しました。			
_				

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	⑥ 育児休業中の保険料の免除要件の見直し			
	【事務処理及びシステム開発】			
	〇令和4年10月から、短期の育児休業の取得に対応して、月内に14日以上の育児			
	休業を取得した場合に当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料に			
	ついては1月を超える育児休業を取得している場合に免除することとなるため、			
	これに対応するための事務処理の検討やシステム開発を進めました。			
	【周知広報】			
	〇事業主による適切な育児休業取得届の提出を目的として、改正概要及び届出の記			
	入方法を記載したリーフレットを令和4年度の算定基礎届(ターンアラウンド届			
	書)に同封して(令和4年6月送付予定)、周知することとしており、このための			
	リーフレット作成を進めました。			
	〇これに合わせて、機構ホームページに改正概要や上記リーフレットを掲載する予			
	定としており、この準備を進めました。			
	<制度改正事項に共通した取組>			
	改正事項に共通して以下の取組を行いました。			
	【周知広報】			
	〇令和4年4月施行事項について、機構ホームページに制度改正専用ページを作成			
	し、改正概要を網羅的に掲載するとともに、トップページに当該専用ページにア			
	クセスするための画像(キービジュアル)を設置し、幅広い周知を図りました。			
	また、既存の制度説明ページや申請書様式等についても改正内容に基づき修正			
	し、手続が適切に行われるよう対応しました。			
	〇市区町村の国民年金担当者に向けた情報誌に、令和4年4月施行事項に係る改正			
	概要(令和4年1月号)や事務の内容(令和4年3月号)を掲載し、担当者の制			
	度理解の向上を図るとともに、市区町村における広報の促進を図りました。			
	〇年金委員に対して、令和3年 11 月の全国年金委員研修において改正内容を説明			
	するとともに、令和4年3月に改正概要に係る資料を提供することにより、周知			
	活動の促進を図りました。			
	【職員に対する研修及び人員体制の確保】			
	〇年金事務所、事務センターの担当者に対して、令和4年4月施行事項に係る業務			
	処理内容に係る研修を令和4年1月及び3月に実施しました。			
	〇令和4年4月施行事項及び10月施行事項に対応するため、年金事務所及び中央			
	年金センター等に必要な人員を配置することにより、体制拡充を図りました。			
	・老齢基礎年金等の繰下げの上限年齢の引上げ、在職定時改定の導入に係る受付			
	業務や事務処理への対応 (80人)			
	・被用者保険の適用拡大に向けた事業所調査等への対応(590人)			

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項				
1. 効率的効果的な業務運営(ビジネスプロセス改革)				評価 : B
(1) 組織・ビジネスプロセス改革 制度を実務にする組織として一体的 な業務を実現するため、本部・年金事	(1) 組織・ビジネスプロセス改革 地方分散型であった組織を全国一体型の組織とし、本部・拠点の一体化を一層促進するため、これまで本部・事務センター・年金事務所の組織・業務改革を進めてきており、令和3年度においては、本部・年金事務所等の業務分担・役割を再整理し、以下の取組を実施しました。 <本部>・事業推進部門の機能強化(拠点からの照会に専門的に対応するセクションの設置、15 地域部体制の再編等) ・リスク管理体制の更なる強化に向けた三線防御体制の確立・オンラインビジネスモデルの一層の推進に向けた体制整備・審査・認定業務について、障害認定の標準化等を図るための障害年金センターの業務・組織体制の見直し <事務センター> ・管轄に捉われない処理体制の確立を踏まえた業務分散の実施・職種ごとの役割整理等を踏まえた正規職員の人員シフト・事務センターの記録審査業務の本部集約 <年金事務所> ・人口動態の変化を踏まえた、年金事務所分室等の設置		(1) 組織・ビジネスプロセス改革 〇制度を実務にする組織として 一体的な業務を実現するため、 本部、年金事務所、事務センタ 一等の業務分担・役割分担の不断の見直しに引き続き取り組んだか。	
① 本部 ア 組織の一体化をより一層推進するため、地域部の機能強化策として拠点からの照会対応時の地域部間の連携強化や、拠点・地域部間の情報共有の更なる促進を図る。また、現場への事業推進・支援機能がより適切に発揮できるよう、引き続き現場と本部間の役割・権限の明確化に取り組む。	① 本部 ○平成 28 年4月に本部と現場の中間的・分散型組織として全国9か所に設置していたブロック本部を廃止し、本部に現場管理統括管理統括部署として 15 の地域部を設置しました。これにより、本部と現場を直接つなぐ体制を構築するとともに、地方人材の糾合により本部の現場力強化を図ることで、本部・現場一体となった組織体制の確立を進めてきたところです。今般、本部が現場からより信頼される組織となり、機構全体として更なる事業実績の向上を図る観点から、以下の取組を進めました。(令和4年4月)・更なる組織一体化、組織全体の事業実績向上、人員体制の効率化を図るため、地域部の 15 部体制を 11 部体制に見直すとともに、各地域の事業規模に応じて地域部定員の再配分を実施・現場からの照会対応への回答の迅速化・効率化や正確性の確保を図るため、事業推進統括部に照会対応専門セクションを設置・拠点と本部の情報共有のキーマンである事業推進役(地域マネージャー)の活動を一層活性化するため事業推進役の若手登用も図るとともに、基幹業務に係る拠点指導等の役割を徹底するなど活動強化を実施	〇照会対応専門セクションの設置により、情報が一元化され、現場からの照会対応に対し正確かつ迅速に回答を行うことができる体制を構築アでもより広いエリポートを追いた指導、サポートを図るため、地域部の15部体制や事業規模に応じた定員の再配分を行いました。	① 本部	〇更なる組織一体化、組織全体の事業実績向上、人員体制の効率化を図るため、地域部の15部体制を11部体制に見直すとといる。 一ともに、各地域の事業規模によりでは、 では、また、現場からの照本では、 が応への回答の迅速化・効率化 や正確性の確保を図るため、事業推進統括部に照会対応専門 セクションを設置した。

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
イ 本部現業の事務リスク管理につ	〇リスク管理体制については、年金振込通知書の印刷誤り事案等を踏まえ、順次見直	〇リスク管理体制の更なる強化		
いて、本部現業の実施状況等を日	し・強化を図ってきましたが、リスク管理の更なる強化を目的として、現業部門、	を目的として、三線防御体制の		
次で報告する仕組みや本部現業全	管理部門、監査部門のそれぞれの役割と責任を明確にしてリスク管理を行う「三線	確立に向けた体制整備を行い		
体を管理するためのツールを活用	防御体制(※)」の確立に向けた体制整備を行いました。(令和4年4月)	ました。		
した進捗管理の徹底等により、本	・本部・拠点事業の品質管理を一体的に行い、リスク管理体制の強化を図るため、			
部現業リスクの早期把握・対処に	本部事業管理部を廃止し、業務品質管理部、リスク統括部等にリスク管理業務等			
引き続き取り組むとともに、本部	を移管			
現業の事業実績評価のあり方等に	・セカンドラインの実行性を担保するため、サードラインとしての監査部の役割を			
ついて検討を進める。(Ⅲ-1.(1)	実効性、効率性の観点から見直し、体制強化を実施			
③参照。)	(※)三線防御体制			
	ファーストライン:リスクをコントロールしつつ事業を行う部署(拠点・本部			
	事業部門)			
	セカンドライン : ファーストラインの事業についてモニタリング等を実施			
	し、リスク管理を行う部署(リスク統括部、業務品質管理			
	部、情報管理対策室等)			
	サードライン:セカンドラインの実効性・有効性を担保する部署(監査部)			
	※本部現業の事務リスク管理については、Ⅲ-1(1)③参照			
	本部現業の実績評価のあり方等の検討状況については、I-5(1)①ウ参照			
ウ 中央年金センターの執行体制の 強化 (I-5 (1) ①イ参照。)	   ※取組状況については、I-5(1)①イ参照。 			
	※取組状況については、 I - 5 (3)①参照。			
オ 厚生年金保険の徴収・適用・調	〇厚生年金保険の徴収・適用・調査の分野において、新型コロナウイルス感染症の影	〇全国の困難性の高い事案に集		〇全国の困難性の高い事案に集
査体制の強化	響に伴い猶予制度を利用した適用事業所への対応を含めた全国の困難性の高い事	中的に対応する体制を整備す		中的に対応する体制を整備す
徴収・適用・調査体制について、	案に対応するため、事業推進部門に特別法人対策部を設置し、東日本特別徴収対策	ることで、事業推進における各		ることで、機構全体の事業実績
新型コロナウイルス感染症の影響	グループ、西日本特別徴収対策グループ、特別適用対策グループ、法人調査グルー	部の役割を明確化し、機構全体		向上のための組織体制を構築
に伴い猶予制度を利用した適用事	プの4グループ体制としました。(令和3年4月)	の事業実績向上のための組織		した。
業所への対応や、法改正による立	○徴収業務の効率化・一体化を図るため、大阪に設置していた西日本特別徴収対策グ	体制を構築しました。		
入検査対象の拡大等に適切に対応	ループを高井戸へ移管し、所管地域の見直しを行った上で、グループ名を改称しま			
するため、より一層の強化・拡充	した。その結果、特別法人対策部は、特別徴収対策第1グループ、特別徴収対策第			
を図る。	2 グループ、特別適用対策グループ、法人調査グループの 4 グループ体制となりま			
	した。(令和4年4月)			
	〇オンラインビジネスモデルの一層の推進に向けた体制整備を行うため、オンライン	〇オンラインビジネスモデル推		
	ビジネス全体の企画調整を行うオンラインビジネス統括グループを未来戦略室に	進のための体制整備を行いま		
	設置しました。(令和4年4月)	した。		
	〇オンラインビジネスモデルの進展により拡充したネットチャネル(電子申請・「ね			
	んきんネット」等)を一元的に企画・調整を行う体制を構築し、オンラインチャネ			
	ルを含めた総合的なチャネル戦略の検討を進めています。			

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
② 事務センター 経過管理・電子決裁システムの稼働及び電子申請の利用拡大を踏まえ、引き続き事務センターのビジネスモデルについて以下の取組を行う。  ア 管轄に捉われない処理体制が確立されたことを踏まえ、繁忙期における大規模事務センターの業務ともに、事務センターの規模及び業務量の平準化を図り、年間を通して安定的に検討する。	役割整理等を踏まえ、事務センター専任職員を中心とした事務処理体制の構築を進め、正規職員を年金事務所等へ順次シフトしてきました。また、事務センターについては、厚生年金保険及び国民年金の事務処理に特化した拠点とすることとし、これまで年金事務所で処理を行っている定型業務の集約の検討を進めてきました。  〇事務処理面においては、経過管理・電子決裁サブシステムの導入により、届書の画像化・データ化処理による紙媒体を移動させない処理が実現し、従来の地域単位で分掌する事務処理から、全事務センターで管轄に捉われない事務処理が可能となったことにより、大規模事務センターにおける繁忙期等の業務分散・平準化を図るとともに、不測の事態が生じた場合でも他拠点で事務処理が安定的に維持・継続できる環境整備を進めてきました。令和3年度の取組状況は以下のとおりです。	平準化が図られ、全事務センターで目標処理期間内に処理を完了することができました。  〇業務量の平準化を図るため、試		〇経過管理・電子決裁システム による届書の画像化・データ化 処理機能を活用し、令和3年度 夏季繁忙期から大規模事務センターの業務の一部を、他の事 務センターに分散する試行実 施を開始した。
イ 正規雇用職員、事務センター専任職員(無期雇用職員)及び有期雇用職員の役割の整理とシステムによる業務の自動化・効率化を進めるため、以下の取組を行う。 ・ 事務センター専任職員の配置を強化する。 ・ 正規雇用職員が管理業務を行い、事務センター専任職員が審査を中心的に行う体制を確立し、その体制の確立を踏まえ、		ター専任職員を 935 名配置(対 前年同月比+109 名配置) し、		○事務センター専任職員の配置 を拡大するとともに、事務セン ターから年金事務所等への正 規雇用職員のシフトを進めた。

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
年金事務所等への正規雇用職員				
のシフトを行う。				
ウ 事務センターにおいて、管理・	〇正規職員に対しては、業務マネジメント・人材マネジメント能力の各種スキルの習	〇正規職員は、業務・人材マネジ		〇正規雇用職員に対して「事務
運営を担う正規雇用職員の育成、	得及び向上を目的として「事務センター分野専門研修」を実施しました。	メントの中心的役割を担って		センター分野専門研修」を、事
事務センター専任職員及び有期雇	事務センター専任職員に対しては、制度全般の知識を習得するため、担当業務に応	いる主任を対象に専門研修を		務センター専任職員に対して
用職員の研修体制を強化する。	じた「業務別研修」を実施しました。	実施し、各種スキルの習得及び		「業務別研修」を、有期雇用職
	また、新たに登用された事務センター専任職員には、心構えや求められる役	向上に努めました。		員に対して「有期雇用職員業務
	割を理解させるとともに、業務スキルの高い指導職員を指名し、指導育成を行うこ	事務センター専任職員に対し		研修」をそれぞれ実施した。ま
	とを目的とした6か月間の育成プログラムに基づく研修(主に0JT)を行いまし	ては、担当業務に応じた「業務		た、新たに登用された事務セン
	<i>t</i> =。	別研修」を実施するとともに、		ター専任職員には、育成プログ
	有期雇用職員に対しては、担当業務及び関連業務における知識の向上を目的とし	新たに登用された事務センタ		ラムに基づく研修を行った。
	「有期雇用職員業務研修」を行いました。	一専任職員には、育成プログラ		
	なお、令和4年度からは事務センター専任職員の審査スキル向上を目的とした実践	ムに基づく研修を行いました。		
	的な研修を実施することとしています。	また、事務センター専任職員へ		
		実践的な研修を行うため、研修		
		資料や実施方法についての意		
		見照会を行い、具体的に準備を		
		進めました。		
エ 外部委託について、以下の取組				
を行う。				
・ 個人情報保護の観点から、委	〇各事務センターで委託業者を管理する監督職員補助者に対し、委託業者管理の習熟	〇委託業者管理研修について、監		
託業者の管理を徹底する取組を	度向上を目的として、毎月「委託業者管理研修」を実施しました。	督職員等の役割、委託納品に係		
継続、充実する。		るルール、媒体管理の徹底、定		
・ 電子申請の利用拡大等を踏ま	〇電子申請の利用拡大による届書の受付、データ化業務等の縮小を見据え、外部委託	例会議の確認事項等を研修テ		
え、外部委託業務の更なる効率	業務の更なる効率化を図るため、集約の検討を進めています。	ーマとして実施し、委託業者管		
化に向けた具体策を検討する。		理に必要な知識の向上を図り		
		ました。		
オ 国民年金強制徴収に係る定型業	〇国民年金強制徴収業務に係る定型業務の集約については、新型コロナウイルス感染			
務をはじめとした、定型業務の集	症の影響による強制徴収業務の一部が停止していることから、実施を見送っていま			
約をより一層進める。	<b>ब</b> ं.			
カ 年金給付業務、記録審査業務の	〇記録審査業務の効率化、品質の維持及びノウハウの蓄積・継承を目的として、記録	〇記録審査業務については、令和		〇記録審査業務(記録調査業務、
集約と移管に向けた準備を進め	調査業務、訂正請求業務及び記録補正業務について、令和4年4月に本部への集約	4年4月に記録調査業務は本		訂正請求業務及び記録補正業
<b>న</b> .	と年金事務所への移管を行いました。	部及び年金事務所、訂正請求業		務)について、令和4年4月に
	〇年金給付業務に関しても年金事務所と中央年金センターで執行する体制の再構築	務は本部、記録補正業務は事務		本部への集約又は年金事務所
	の検討を進めています。	センターの厚生年金適用グル		等への移管を行った。
		ープ及び国民年金グループへ		
		それぞれ集約又は移管しまし		
		た。		

令和3年度計画	令和	3年度計画に対する取組状況	ł	自己評価	評価に当たっての視点	標語評価の理由
③ 年金事務所等	③ 年金事務所等				③ 年金事務所等	日日間点を子口
お客様ニーズを捉えた、より質の		事務所等のチャネルについて、	お客様ニーズ等に応じた			
高いサービスを提供するため、業務						
環境整備、お客様チャネルの再構築						
について、以下の取組を進める。						
ア 年金事務所等の適正配置	   ア 年金事務所等の適正配置					
全国ベースでの拠点の適正配置	  ○都道府県ごとに決定してい	た年金事務所等の配置につい	て、全国単位でより効率	│ │ ○都市部における人口集中や高		〇全国単位でより効率的・効果
を図るため、都市部における高齢	   的・効果的な業務運営を行 <sup>・</sup>	うという観点から配置を見直す	ナこととし、以下の取組を	齢化等の人口動態の変化を踏		的な業務運営を行うという観
化等に対応した年金事務所分室の	   進めました。			まえ、相談ニーズが高い地域に		点から、都市部における人口集
設置や管轄する人口規模等を踏ま	│ │ ・都市部への人口集中や高	齢化等に対応するため、相談 <i>=</i>	ニーズが高い神奈川県横浜	新たな相談窓口を開設するこ		中や高齢化等の人口動態の変
えた管轄地域の見直しを行う。	   市青葉区及び埼玉県川口	市に新たな分室を設置すると	ともに、埼玉県川口市に設	とにより、お客様の利便性向上		化を踏まえ、相談ニーズが高い
	   置している年金相談セン	ターを同県草加市に移転する	計画を策定し、実施に向け	を図りました。		地域に新たな相談窓口を開設
	   て着実に取り組みました	0				した。また、管轄人口が少ない
	【分室の設置】					地域において、同一行政区域内
	地域	対外呼称	実施時期			の複数の拠点が現在の体制を
	神奈川県横浜市青葉区	ねんきんサテライト青葉台	令和4年2月			維持することにより発生する
	埼玉県川口市	ねんきんサテライト川口	令和4年5月			非効率を解消するため、年金事
		<u> </u>				務所の管轄区域を見直した。
	   【年金相談センターの移	运】				
	地域	対外呼称	実施時期			
	<u></u>   埼玉県草加市	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	令和4年4月			
	- 年金事務所分室の設置を	」 進める一方で、組織の合理化	・効率化を図る観点から、			
		おいて、同一行政区域内の複数				
		る非効率を解消するため、高気				
	   長野県長野市に所在する	年金事務所の管轄区域を見直	しました。(令和3年6月、			
	令和4年2月)					
イ 相談チャネルの充実	   イ 相談チャネルの充実					
・ 遠隔地等の相談対応の充実	  ※取組状況については、Ⅰ -	7(1)⑤アに記載。				
(I-7. (1)⑤ア参照。)						
<ul><li>新型コロナウイルス感染症の</li></ul>	  ※取組状況については、Ⅰ - <sup>*</sup>	7(1)⑤イに記載。				
影響を踏まえたオンラインによ						
る年金相談等の実現手法の検討						
(I-7. (1)⑤イ参照。)						
ウ その他チャネル	ウ その他チャネル					
<ul><li>年金相談センター・オフィス</li></ul>	  ※取組状況については、I -	7(2)②に記載。				
の効率的な設置 (I-7.(2)②						
参照。)						
<ul><li>電話チャネル(I-7.(3)①</li></ul>						

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
参照。)	※取組状況については、I-7(3)①に記載。			
・ マルチランゲージサービス				
(I-7. (3)④参照。)	※取組状況については、I-7(3)④に記載。			
<ul><li>サービスのオンライン化(II</li></ul>				
-4. (1)①参照。)	※取組状況については、Ⅱ-4(1)①に記載。			
(2) 業務の合理化・標準化	(2) 業務の合理化・標準化		  (2) 業務の合理化・標準化	
<ul><li>業務処理マニュアルについて、制</li></ul>	〇業務処理マニュアルについては、これまで、届書ごとの業務手順書、制度の趣旨・	〇業務処理マニュアルについて、	〇 業務を合理化・標準化に向	〇業務処理マニュアルについ
度の趣旨・目的に沿って的確に業務	目的に沿って的確に業務が行われるよう作成した制度説明(資料)、業務フローを	制度説明(資料)を追加する等、	けて取り組んだか。	て、制度説明(資料)を追加す
の処理が行われるよう、制度面の記	可視化した業務プロセス図等を、業務処理要領確認システム(MACS)に順次掲	制度面の記載の充実を図ると		るとともに、法律改正や業務手
載を充実させ、周知を図る。	載してきました。令和3年度においては、制度説明(資料)に年金記録問題の概要、	ともに、法律改正や業務手順の		順の見直しによる改正に対応
<ul><li>業務処理マニュアルについて、法</li></ul>	記録回復のための取組、再発防止の取組等を記載した年金記録問題編の追加等を実	見直しによる改正に適時・適切		するほか、現場からの意見を踏
律改正や現場意見、リスク分析等を	施しました。また、法律改正や業務手順の見直しによる改正に適時・適切に対応し	に対応しました。また、現場か		まえて必要な改正を実施する
踏まえ、適時・適切に見直しを行う。	ました。更に、現場からの意見を踏まえて必要な改正を実施する等、業務処理要領	らの意見を踏まえて必要な改		など、記載の充実を図った。
	確認システム(MACS)の記載の充実を図りました。	正を実施し、周知徹底を図りま		
		Ut.		
	〇業務処理要領確認システム (MACS) の利用者数は、令和3年3月の約20,000 人			
	から令和4年3月には約21,600人と増加しました。また、総アクセス件数は、令			
	和3年3月は約187万件、令和4年3月は約184万件と高い水準を維持しており、	おり、組織内での定着を進める		
	組織内での定着を進めることができました。	ことができました。		
	〇疑義照会の管理体制については、現場に対する回答体制の充実、回答の正確性の確			
	保を図るため、以下のとおり体制を整えました。	質管理部主体に見直し、現場に		
	・拠点からの疑義照会と業務処理マニュアルを一体的に管理するため、疑義照会の			
	管理主体を業務品質管理部へ移管しました。	容の正確性を確保する体制を		
	・拠点からの照会は事業推進統括部に新設した拠点照会統括グループが専門的に対	構築しました。		
	応することとしました。 - 地も昭介体はグリープが行った。同答中家の工物性を担保するため、業務日療管理			
	・拠点照会統括グループが行った回答内容の正確性を担保するため、業務品質管理 部が回答内容を事後確認する体制を構築しました。			
. DDMN(※)手注左汗田上佐成		○業務加理チ順張工味における		○業務処理マニュアル改正時に
した業務プロセス図について、業務	○業務プロセス図について、業務処理マニュアルの改正にあわせて修正する仕組みを 指示の審査工程に組み込み、直近化の管理を徹底しました。	一業務が壁子順改正時における    業務プロセス図の直近化を確		おける業務プロセス図の直近
処理マニュアルの改正に併せた直近	指示の番重工程に組み込み、直延化の管理を徹底しました。	実に進めました。		のける条例プロセス図の直近     化を進めた。
ルロ管理を徹底する。		天に進めました。		16を進めた。
※ BPMN 【Business Process Model				
and Notation】: 業務フローを可視				
化して分析等を行う手法				
	○業務支援ツールについては、「操作を記録して実行する機能」であるマクロを含む	   ○日次占給等を通じて業務支揮		
運用の適正化を図る。	ファイルが、本部で承認されたものを除き許可なく作成・使用されていないことを			
AE/11,47 AE AL 10 C EI 0 0	確認するため、業務支援ツール運用要領に基づく拠点長による月次点検を徹底させ			
	るとともに、訪問指導等を行った際に、業務支援ツールの運用状況の点検を 16 拠	3.3720		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
(3) 業務の効率化 機構のサービスや業務運営に関する お客様からの意見・要望や、年金事務所 等からのサービス及び業務運営改善の ための提案等について、その効果や実 現性などを検証のうえ、引き続き積極 的に取り入れ、業務改善に取り組むと	点で実施し、マクロを含むファイルが作成・使用されていないことを確認しました。 (3) 業務の効率化 〇「お客様の声」対応については、I-8(3)に記載。 〇職員提案制度実施要領(要領第24号)に基づく業務改善要望・提案については、年金事務所等の職員から65件が提出されました。また、「サービス・業務改善委員会」では、16件の業務改善要望・提案について組織的共有及び審議が行われ、お客様が	〇お客様の声や職員から提案された業務改善要望・提案が、機 構のサービス及び業務の改善 に繋がりました。	(3) 業務の効率化 〇お客様からの意見・要望や、年 金事務所等からのサービス及	〇お客様の声や職員から提案さ れた業務改善要望・提案につい
善コンテスト」を開催し、年金事務所等における自主性ある取組等を促進する。 (4) 適正な運営経費による効率的効果的	(4) 適正な運営経費による効率的効果的な業務運営			0720
な業務運営 ① 人員体制及び人件費 ・ 必要な人員を過不足なく配置することにより、適正な業務運営を行う。	① 人員体制及び人件費 〇全国の年金事務所等の拠点網を維持し、適正な業務運営を行うため、全国規模による人事異動を実施し必要な人員を配置しました。	〇全国拠点網維持のため全国規 模による人事異動を行い必要 な人員を配置することで、適正	<ul><li>(4) 適正な運営経費による効率 的効果的な業務運営</li><li>① 人員体制及び人件費</li></ul>	
・ 機構の人員体制について、「日本 年金機構の当面の業務運営に関す る基本計画」(平成20年7月29日 閣議決定。以下「基本計画」とい う。)に基づき、合理化・効率化を 進める。その際、併せて、年金制 度改正等の施行事務や年金保険料 の徴収体制強化等のための特別対 策などのうち、基本計画策定時に	保険料の臨時特例免除の対応に45人、繰下げ受給の上限年齢の引上げ等の制度改正	な業務運営に努めました。 〇基本計画に基づき、合理化・効 率化を進めました。また、新た な業務に対応するため、円滑な	画策定時には想定されていな	システム改修に伴う業務効率 化等を進め、人員体制の合理 化・効率化を図った。また、新

令和3年度計画		令和3年度	計画に対する取組状況	<del></del>	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
は想定されていなかった新たな業 務に対応するため、不断の合理化・							
効率化を図りつつ、円滑な業務遂							
行のための実施体制を確保する。							
・ 無期転換職員やエルダー職員の	○事務センター専	<b>専任職員として、</b> 令和	口3年10月に191人	登用し、その他無期転換職			
拡大・活用を図る。					○無期転換職員やエルダー職員		
・業務量調査の結果を踏まえ、人		業務等に従事するエル	レダー職員については	、新たに 314 人採用しまし	を拡大配置しました。		
員配置の適正化を進める。	た。	/- IL #### I I /					
・ 人件費について、国家公務員の				等の状況変化を踏まえ、届	○ 知序なての状にいが到 - 日本		
給与水準の動向や社会一般の情勢 も踏まえ、効率化を進める。			)美務重への影響を加	味しつつ、人貝配直の週止	○制度改正の施行や新型コロナ		
も始また、効率化を進める。	化に努めました	Ξ.			ウイルス感染症の感染拡大等 が業務に与える影響を踏まえ、		
					人員配置の適正化に努めまし		
	   ○令和3年度の賞	當与支給月数は、人事	事院勧告を踏まえた国 <b>?</b>	家公務員の取扱いに準じて			
	適切に対応を行					   〇人件費について、国家公務員	  ○賞与支給月数について、人事
					人事院勧告を踏まえた国家公	の給与水準の動向や社会一般	院勧告を踏まえた国家公務員
					務員の取扱いに準じて適切に	の情勢も踏まえ、効率化を進め	の取扱いに準じて適切に対応
					対応を行いました。	たか。	した。
② 一般管理費及び業務経費	② 一般管理費及	及び業務経費				② 一般管理費及び業務経費	
一般管理費及び業務経費につい	<中期目標期間に	こおける削減目標>					
て、執行状況を分析し、コストの可	〇削減目標の実現	見に向けて執行の効率	図化を進めた結果、一	般管理費においては、令和	〇中期目標期間における削減目	〇一般管理費及び業務経費につ	〇令和3年度は、一般管理費は
視化を進めるとともに、コスト意識	3年度は、平原	丈 30 年度比で 9. 7%に	こ相当する額(9.1億	円)の削減を行い、また、	標の実現に向けて、一般管理費	いて、効率的な予算執行を進め	平成 30 年度比で 9.7% (目標
の徹底に努め、一層効率的な予算執			、平成 30 年度比で 3.	. 1%に相当する額(29.0億	及び業務経費それぞれ削減し	たか。	は令和5年度までに 15%削
行を進める。	円)の削減を行	<b>テいました。</b>			ました。		減)、業務経費は平成30年度比
		平成 30 年度予算	令和3年度予算	削減額			3.1%(目標は令和5年度まで
	・一般管理費	93.7 億円	84.6億円	9.1億円			に5%削減)に相当する額の削
	〔令和5年度	までに 15%削減 〕		(▲9.7%)			減を行った。 
		平成 30 年度予算	令和3年度予算	削減額			
	・業務経費	941.5 億円	912.5億円	29.0億円			
		までに5%削減〕	ا بن القال 12.0	(▲3.1%)			
		式 30 年度比の削減割	<u> </u>	(=0.170)			
	- A ( ) I&干別	ӽ҇҇ѵѵӷӄҵѵҥ <i>ӎ</i> ѹ	н				
	<効率的な予算報	執行を進めるための取	双組>				
	〇効率的な予算報	<b>执行を進めるため、</b> 複	夏数年契約の実施、事	務処理機器等の本部での一			〇効率的な予算執行を進めるた
	括調達や入札に	こよるコストの削減と	いった取組を行いま	した。			め、複数年契約の実施、事務処
	〇職員にコスト意	意識を持たせる取組と	こして、年金事務所ご	との水道光熱費の使用量、			理機器等の本部での一括調達

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	使用料金及び複写機等の月別使用枚数、支払額を閲覧できるコスト可視化の取組を			や入札の実施によるコスト削
	実施するとともに、テレビ会議システムを活用した研修の実施やペーパーレス会議			減、テレビ会議システムを活
	を推進したことにより、事務の効率化を図りました。			用した研修の実施やペーパー
	〇一般管理費(人件費除く)の執行額は、予算額(112.3億円)に対して20.2億円を			レス会議の推進等に取り組ん
	削減しました。そのうち、テレビ会議システムを活用した研修の実施(5.3 億円)			た。
	等による効率的な予算執行を行ったことによるものは 7.8 億円でした。			
	〇業務経費の執行額は、予算額(2,187.1億円)に対して254.8億円を削減しました。			
	そのうち、各種通知書作成経費等の入札結果反映(110.4億円)、事務処理機器等の			
	台数精査 (3.3 億円) 等による効率的な予算執行を行ったことによるものは 118.3			
	億円でした。			

令和3年度計画		令和3年度	計画に対する取	<b>双組状況</b>		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
2. 外部委託の活用と管理の適正化								評価:B
外部委託における業務の適正な管理	〇年金個人情報を取	り扱う外部委託	については、業	務の適正な管理	と品質の維持・	〇令和3年 10 月に発生した年金	〇令和3年10月に発生した年金	〇令和3年10月に発生した年金
と品質の維持・向上を図るため、委託	向上を図るため、	令和3年度も引	き続き委託業者	の選定及び管理	の適正化の取組	振込通知書の印刷誤り事案を	振込通知書の印刷誤り事案を	振込通知書の印刷誤り事案で
業者の適切な選定及び管理に向け以下	を行いましたが、	令和3年10月に	年金振込通知書	の印刷誤り事案	ミが発生し、令和	踏まえ、納品成果物の品質確認	踏まえ、委託業者の適切な選定	は、直ちに、お客様に対応する
の取組を行う。	3年 12 月3日に	「年金振込通知	書の印刷誤り事	案検証状況報告	」を公表しまし	や各種検査の実効性を確保す	及び管理に取り組んだか。	ための専用のフリーダイヤル
	た。事故の発生原	因は、外部委託	先事業者の契約	違反行為による	ものでしたが、	るための取組を強化する等、外		を設置したほか、誤った年金振
	委託業務の最終責	任者である機構	<b>⋠が事故を未然</b> に	こ防ぐことがで	きなかったこと	部委託業務管理の改善・強化を		込通知書をお送りしたお客様
	を深く反省し、再	発防止策として	、納品成果物の	品質確認方法の	見直しや各種検	図りました。		に対し、正しい内容で再作成し
	査時の現認・証跡	確認の徹底によ	り検査の実効性	を確保する等、	取組を強化しま			た年金振込通知書を再送付す
	した。							るとともに、それらの費用を全
								て受託事業者の負担とした。
(1) 外部委託の活用	(1) 外部委託の活用							
・ 外部委託を活用し、業務の効率化	〇届書の処理、デー	タ入力、通知書	作成業務等につ	いて、引き続き	外部委託を活用	〇外部委託による業務の効率化		〇再発防止策として、納品成果物
を引き続き進めるとともに、環境の	し、業務の効率化	を進めました。				が認められる業務について、外		の品質確認や各種検査の実効
変化やデジタル化の推進、技術革新	〇機構内業務におけ	る外部委託の有	効活用を検討し	、制度改正に伴	う「繰り下げ見	部委託を実施しました。		性を確保するための取組を強
の動向を踏まえて、業務の内容に応	込み額のお知らせ	等の作成及び発	送準備業務」な	ど4案件につい	て、新たに外部			化するなど、委託業者の適切な
じた外部委託の有効活用の検討を引	委託を実施しまし	<i>t</i> =。						選定及び管理に取り組んだ。
き続き行う。 								
(0) FAMILED TELLET SHOREST O	/0\	医口切下以如子	チャダエャダ四					
(2) 年金個人情報を取り扱う外部委託の 適正な管理	(2) 年金個人情報を	取り扱う外部安	託の適正な官理					
□ ・ 履行開始前検査における履行体制	○○和っ年度に宝塩	した久廷は本の	宝体化油化下丰	のしむりです		│ │ 〇履行開始前検査や履行中検査		
及び履行方法等の検査、履行中にお	〇市和3年及に大心	した哲性快車の	大心仏がは「女	07283969.		等の各種検査を実施し、検出し		
ける業務管理・検品・検査、履行後		令和3	3年度	参考(令和	12年度)	た不適事項については即時改		
検査等を適切に実施し、組織的な管		実施件数	不適事項件	実施件数	不適事項件	善を指示し、改善を確認しまし		
理を行う。			数		数	た。各種検査の実施状況を本部		
			(※)		(※)	内で共有し、組織的な外部委託		
	履行開始前検査	229	0	286	1	業務管理を行いました。		
	履行中検査	327	3	330	28			
	納品時検査	2, 709	0	2, 653	0			
	履行後検査	249	0	257	0			
	(※)検査項目で不適事項があった件数							
	〇日本年金機構外部	規程等に基づき	、外部委託先事	業者の履行準備	状況、個人情報			
	保護及び情報セキ	ュリティ体制の	準備状況を確認	する履行開始前	検査、実際の履			
	行体制、履行方法	及び遵守状況を	確認する履行中	検査及び納品時	検査、履行終了			,
	後の個人情報等の	返却、完全消去	又は廃棄状況を	確認する履行後	検査を実施し、			

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
・ 定期的に事業担当部署の調達担当 者向けの研修を実施し、調達・外部 委託管理ルールの周知・徹底を図る。 ・ 外部委託業務において、年金個人 情報の一層の管理の徹底を図るた め、外部委託業務において改善を求 めた不適事項を検証し、規程・要領 改正等の必要な見直しを行う。	検出した不適事項については即時改善を指示し、改善を確認しました。 〇しかしながら、令和3年 10 月に発生した年金振込通知書の印刷誤り事案が発生しました。直ちに誤った年金振込通知書をお送りしたお客様に対し、正しい内容で再作成した年金振込通知書を再送付いたしました。また、再作成・再送付等の費用については、全て受託事業者の負担に寄りました。今回の事案では、外部委託先事業者の契約違反行為を見抜けなかった要因として、仕様書等のとおりに正しい工程で業務を履行していることの確認方法や成果物の検品方法等について課題があったことを踏まえ、再発防止策として以下の見直しを行いました。 ・検査で確認すべき事項の精査及び証跡の確実な取得の徹底・立入検査の省略(書面検査による代替実施)が可能な場合を厳格化・通知書作成業務等の成果物の現物確認の実施 〇各種検査の実施状況について、2か月に1回、リスク管理委員会に報告し、本部内の情報共有を図りました。また、契約不履行等があった場合における事件・事故・事務処理誤り報告のリスク統括部への提出についても徹底を図りました。〇上期、下期の2回、調達担当者向けの調達事務研修を実施したほか、新たな取組として外部講師による立入検査スキルアップ研修を実施し、調達・外部委託管理ルールの周知・徹底を図りました。	振込通知書の印刷誤り事案の 発生を踏まえ、再発防止策とし て検査方法等の見直しを行い ました。		THE STATE OF THE S
(3) 優良な受託事業者の確保 ・ 業界動向の把握に向けて、各種業界団体との情報交換や新規事業者及び受託事業者へのアンケート送付等による調査を実施し、より的確な情報・提案を収集する。 ・ 情報提供依頼(RFI)協力企業の拡充を図るために新規事業者へのダイレクトメール送付等の取組を継続することで、優良な受託業者の発掘に繋げていく。また、平成29年度に発生した扶養親族等申告書の業務委託に係る事案を踏まえ調達手続き見直しのために改正した「調達に係る情報収集・情報提供実施要領」に	に対し、情報セキュリティ対策調査の実施や印刷機器の保有状況・機能調査、その他の技術革新の状況の情報収集を目的としたアンケート送付を行いました。  〇年金個人情報を取扱う事業に係る情報提供依頼(以下「RFI」という。)協力企業の拡充を図るため、令和3年度において、新規事業者へ情報提供を求めるダイレクトメールを1,141社に送付し、RFI協力企業として新規に128社を追加し、合計284社となりました。この結果、新規に契約を締結した事業者は6社となりました。 また、「調達に係る情報収集・情報提供実施要領」に基づいて事業企画段階及び調達段階のRFI等を実施しました。令和3年度に実施したRFI結果の1,643件を新たにRFI等のデータベースに追加し、情報数は延べ3,447件に、企業の	〇事業者からの意見を参考に調達単位の見直し、RFI協力企業の拡充のためのダイレクトメール送付等を実施し、優新たに努め、新たに128社をRFI協力企業、6社の新規事業者と契約しました。また、受託事業者の業務ノウハウの蓄積による品質の確保・からも複数年契約を活用しました。		〇RFI協力企業の拡充のため のダイレクトメール送付、複数 年契約の活用など、優良な受託 事業者の確保を図った。

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
基づいて事業企画段階及び調達段階	データベース化した情報は事業担当部署へ提供し、各外部委託業務の企画段階			
のRFI等を実施し、データベース	では調達単位(委託規模)や調達スケジュール等による受注可否の比較検討、			
化した情報について、事業担当部署	調達段階では、類似案件との比較による費用積算の検証や仕様書案の精緻化に			
を越えて組織横断的に有効活用して	活用するなど、データベースの組織的な有効活用に取り組みました。			
いく。				
・ 優良な事業者が受託しやすい環境	OSLAの推進については、優良な事業者が受託しやすい環境の整備を図るため、			
を整備し、業務ノウハウの蓄積を図	令和3年度では、新たに、コールセンターにおける年金電話相談等業務(3契約)			
ることができるよう、包括的な委託、	の契約において、SLA達成による契約更新制度を明示して調達しました。			
S L A (サービス品質に関する合意)	また、事業者が受託しやすく、業務ノウハウの蓄積を図ることができるように、			
達成による契約更新や複数年契約を	複数年契約の活用を推進し、コールセンターにおける年金電話相談等業務、配送			
活用する。	業務 (拠点間及び本部拠点間)、基礎年金番号通知書・国民年金保険料納付書等 (20			
	歳到達者分)の作成業務など 28 契約を複数年契約として契約しました。			
	更に、受託事業者側の受注リスクを軽減し、入札における不調・不落のリスクを			
	回避するため、受託事業者の履行準備期間を十分に確保するなどの取組を進めま			
	した。			
(4) 調達に精通した人材の確保・育成	(4) 調達に精通した人材の確保・育成			
調達分野については、高い専門性が	〇調達分野を専門とする人材の育成を図るため、定期的な内部研修やOJTを通じ	〇実務の習熟度を高めるため、定		○専門的外部研修の受講など、調
求められることから、調達に関連する	て実務の習熟度を高めていくとともに、調達及び外部委託に関する環境の変化や	期的な内部研修やOJTを実		達に精通した人材の確保・育成
外部機関の研修や部内研修等を通じ	最新の動向を幅広く習得するため、令和3年度は、延べ36名の職員が計19回の	施しました。		を図った。
て、制度と実務に精通した職員の確保・	外部機関の研修を受講するなど、計画的に人材育成を図りました。	また、専門的外部研修を受講		
育成を図る。	加えて、新たに調達担当者となった場合は、外部委託先事業者の履行場所の実査	し、計画的に人材育成を図りま		
	による事業実態やリスク把握の取組を必須とし、各委託業務の実務に精通した職	した。		
	員の育成を行うこととしました。			

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
3. 社会保険オンラインシステムの運用・				  評価:B
改善·開発				
社会保険オンラインシステムにおけ				
るITガバナンス体制を確立し、社会				
保険オンラインシステムの計画的な見				
直し及び現行システムの適切かつ確実	(フェーズ 1)			
な運用、制度改正や業務改善に対応し	・令和4年10月以降の稼働に向けた経過管理・電子決裁システム及び個人番号			
た開発のため、年金業務システムのフ	管理システムの開発			
ェーズ1、フェーズ2及び現行システ	(フェーズ2)			
ムについて、以下の取組を行う。	・RFI及び技術的対話の実施や開発管理環境の充実等、フェーズ2の本格開発			
	の着手に向けた準備			
	(現行システム)			
	・制度改正に伴う着実なシステム開発			
(1) フェーズ 1 への対応	(1) フェーズ 1 への対応			
フェーズ 1 では、デジタルファース	公的年金業務における業務・システム刷新は、平成 26 年よりフェーズ 1 のシ			
ト原則等を踏まえ、経過管理・電子決裁	ステム開発に順次着手し、「経過管理・電子決裁システム(※1)」「個人番号管			
システム、電子申請システム、個人番号	理システム(※2)」「情報連携システム(※3)」「統計・業務分析システム(※			
管理システム、情報連携システムを開	4)」の4つのシステムが平成29年より順次稼働しました。			
   発し、記録の正確性の確保、事務処理の	これらのフェーズ1システムの稼働により、お客様からの届書のオンライン			
   電子化、効率化及び個人番号による情	<ul><li>化、内部処理のデジタルワークフロー化、マイナンバーの活用による記録管理の</li></ul>			
   報連携の推進に取り組み、所期の効果	   正確性確保、届出省略にお客様の利便性向上等、多様なBPR(業務改革)、大			
   を着実に実現してきた。	   きな効率化効果を実現しています。			
   さらなる効果の拡大、及びデジタル・	   令和3年度においては、これらの業務・システムの一層のレベルアップのため、			
│ │ ガバメント実行計画などに基づき政府	│ │ 以下の対応を実施しました。			
│ │ が進める施策に対応するため、引き続	   (※1) 届書等の画像化・電子決裁処理及び受付から結果通知までの処理の経			
き、事業部門とシステム部門が連携し	過を一元管理するシステム			
て次の事項に取り組む。	(※2)マイナンバーと基礎年金番号の紐付け情報を管理するシステム			
	(※3)情報提供ネットワークシステムを利用して外部機関と機構の間で、特			
	定個人情報の情報照会や情報提供を行うシステム			
	(※4)統計資料の作成及び業務分析に必要な情報作成等を行うシステム			
	(X 1) WELL SATISTICAL		   (1) フェーズ 1 への対応	
   ① デジタルワークフローの推進を図	│ │○令和4年 10 月稼働に向け、更なるデジタルワークフローの推進を図るため、経	○フェーズ1については 事務セ		│ │○職員の手作業の削減による事
るため、経過管理・電子決裁システム	過管理・電子決裁システム及び個人番号管理システムに追加する機能として、以	ンターの事務処理の効率化、電		務処理の効率化等に向けた対
において、以下の事項について、令和	下のシステム開発を開始しました。	子申請促進事業との相乗効果		応を進めるため、新規適用届書
4 年 10 月以降の実現に向けて順次		による届書の迅速な処理、添付	や電子決裁処理の自動化の範	などの 13 届書について画像化
システム開発に着手する。	経過管理・電子決裁システムにおける画像化・電子決裁処理の対象を 53 届書、	書類省略によるお客様サービ	囲の拡大等のシステム開発を	及び電子決裁対象に拡大し、ま
・ 適用・徴収関係の全ての紙届書		スの向上等、BPR・効率化効		た、返戻文書作成や再受付登録
を画像化	・返戻文書作成や再受付登録等の返戻業務の電子化	果に寄与しており、更なる効率		等の返戻業務の電子化等のシ

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語
・ 届書の受付進捗管理の一元化	・個人番号を記載している新規資格取得届における住民基本台帳照会を手作業		A I II - I - I - I - I - I - I - I - I -	<b>評価の理由</b> ステム開発を行った。
<ul><li>・ 電子決裁対象届書の追加(13 届</li></ul>	照会からシステムによる自動照会に見直し	動に向けた対応を予定どおり		なお、受付進捗管理システムの
書)	また、令和5年度以降に予定している現行システムの受付進捗管理システムの、			経過管理・電子決裁システムへ
・ 返戻業務の電子化	フェーズ1で構築した経過管理・電子決裁システムへの統合等に向け、以下の事			の統合等については、引き続き
<ul><li>・ 届書の審査・決裁における自動</li></ul>		経過管理・電子決裁システムへ		計画的な調達手続を進められ
化の範囲の拡大等	・適用・徴収関係の全ての紙届書を画像化し、原則として画像化・電子決裁処理	の統合等については、実施時期		たい。
15 00 +5121 00 1/20 0 1/20	に移行し、届書の受付進捗管理の一元化を推進	を令和6年1月として調達手		,200
		続を進めています。		
② マイナポータルによる簡易な国民	│ │ │○令和4年5月から開始されたマイナポータルを利用して申請された国民年金保	│ │ │○令和4年5月から開始された	│ │ │ ○マイナポータルによる簡易な	〇令和4年5月からマイナポー
年金保険料の免除申請等の届書作	   険料の免除申請等について、経過管理・電子決裁システムによる事務処理を可能	   マイナポータルによる簡易な	   国民年金保険料の免除申請等	タルによる簡易な国民年金保
成・申請を可能とする機能の構築に	とするようシステム開発を行いました。	国民年金保険料の免除申請等	の届書作成・申請を可能とする	険料の免除申請等を可能とす
おいて、経過管理・電子決裁システム		   を可能とするよう、経過管理・	よう、経過管理・電子決裁シス	るよう、経過管理・電子決裁シ
での事務処理が行えるようシステム		電子決裁システムの開発につ	テムの開発を行ったか。	ステムの開発を完了した。
開発を行う。		いては、予定どおり完了しまし		
		た。		
③ 個人番号による他機関との情報連	○情報提供ネットワークシステムを活用したマイナンバーによる他機関との情報	〇情報提供ネットワークシステ	〇マイナンバーによる他機関と	〇マイナンバーによる他機関と
携について、戸籍情報を活用した年	連携については、各事務処理において、J-LIS、市区町村等が保有する情報	ムを活用したマイナンバーに	の情報連携について、戸籍情報	の情報連携については、J-L
金請求時の添付書類省略等の実施	を取得、活用した添付書類省略等に取り組んでおり、令和3年度においては、戸	よる情報連携については、各事	を活用した添付書類省略等に	IS、市区町村等が保有する情
(令和5年度中予定)に向けて必要	籍情報を活用した年金請求時の添付書類省略等の実施(令和5年度中予定)に向	務処理において、J-LIS、	向けた準備を進めたか。	報を取得、活用した添付書類省
な準備を進める。	けて、情報提供依頼(RFI)を行いました。	市区町村等が保有する情報を		略等に取り組んでおり、戸籍情
		取得、活用することで、お客様		報の情報照会においては、年金
		の利便性の向上や職員の負荷		請求時の添付書類省略等の実
		軽減に寄与しています。		施に向けて、機構の事務におけ
		引き続き、戸籍情報を活用した		る利用範囲について、データ標
		年金請求時の添付書類省略等		準レイアウトの改版等の準備
		の実施(令和5年度中予定)に		を進め、令和6年3月稼働に向
		向けて、予定どおり検討を進め		けて調達手続を開始した。
		ています。		
	○公的給付支給等口座の利用について、裁定請求における口座番号等の添付書類省 ※ (会和 4 年 10 日 3 中)に立はて個別図会が可能したる。 これ これ 間 3 キ			
	略(令和4年10月予定)に向けて個別照会が可能となるよう、システム開発を			
	開始しました。	番号等の添付書類省略(令和4		
		年 10 月予定)の対応について は当初の予定どおり着実に進		
		はヨ例の下足とおり宿美に進   めています。		
		めたいみり。		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
(2) フェーズ 2 への対応	(2) フェーズ 2 への対応		(2) フェーズ2への対応	
フェーズ2では、BPMNの手法を	〇フェーズ 1 が順調に稼働し、BPR(業務改革)による効率化効果も表れている	〇新たなデータベースやシステ	〇本格開発に向けて必要な基本	〇令和3年度から、データベース
活用した業務プロセス点検(令和元年	ことから、記録管理システム・基礎年金番号管理システムのオープン化等による	ムの構成等について概ね方向	設計修正工程を着実に進めた	設計及びデータ移行設計に係
10月完了)、開発準備工程(令和2年9	公正な調達環境の確保、個人別・事業所単位別での新たなデータベースの構築及	性をまとめ、令和4年度の本格	か。	る基本設計修正工程を行った。
月完了)、累次の制度改正によるデータ	びそれに伴うBPR(業務改革)、更にそれらを前提に政府最大級(データ・機	開発着手に向け着実に作業を		
項目の追加等を反映させるために一部	能)のシステムである上記システムの新システムへの安全・確実な移行の実現を	進めました。	〇情報提供依頼(RFI)を通じ	〇システム構成や機能、開発方法
先行的に実施した基本設計修正工程	目指し、業務・システム刷新フェーズ2の本格開発の着手に向け、着実に取組を		て事業者から技術的な情報を	等について情報提供依頼(RF
(業務)(令和2年9月完了)、基本設計	進めています。		収集しつつ、本格開発の実施に	I)を実施し、複数の事業者と
修正工程(基盤)(令和3年3月完了予	〇令和3年度においては、下記の事項に取り組みました。		向けた準備を行ったか。	技術的な対話を繰り返すこと
定)に引き続き、次の事項を実施する。	・開発準備工程等の実施結果を踏まえ、情報提供依頼(RFI)を実施し、シス			により実施内容の実現性を高
<ul><li>本格開発に向けて必要な基本設計</li></ul>	テム構成や機能、開発方法等の本格開発の内容案について複数の事業者と技術			めつつ、着実に準備を進めてい
修正工程を着実に実施する。	的な対話を行いました。また、対話の結果を踏まえて、大規模開発に伴うリス			る。
<ul><li>本格開発について、情報提供依頼</li></ul>	クの回避策を開発方針へ反映し、必要な見直しを加えた案をRFIにおける追			また、発注者側の体制として、
(RFI)を通じて事業者から技術	加資料として事業者に提示しました。対話を繰り返すことにより実施内容の実			ITガバナンスの確立に向け
的な情報を収集しつつ、工程開始に	現性を高めつつ、着実に手続を進めました。			た体制強化に取り組んだ。
向けた準備を着実に進める。	・新たなデータベースの設計・移行について具体的な検討を進め、基本設計に必			
・ 本格開発が円滑に実施できるよう	要な修正を行ってきました。			
開発管理環境及びドキュメントの整	・本格開発において事業者と機構職員が共通の環境下で開発作業を行う開発管			
備を行う。	理環境について、限られた者のみが利用できるネットワークを整備し、場所の			
・ 本格開発の実施に向けた体制につ	制約を受けない作業及びコミュニケーション等の環境の充実を図ることとし、			
いて、支援業者を含めた準備を進め	その調達を行い、構築作業に着手しました。			
る。	・開発規模を踏まえた発注者側の体制(支援事業者による強化を含む)の検討を			
	進め、機構の職員体制として、約200名の体制確保を図るため、令和3年4月			
	には刷新プロジェクト推進室の職員を25人増員し、令和4年4月には162名			
	の職員体制としました。機構のシステム部門で中核を担ってきた職員や民間で			
	の開発経験のある職員に加え、年金事務所等で実務経験のある職員を業務要件			
	定義の担当として配置したほか、今後、機構のシステム部門を担っていく職員			
	も配置し、戦力化を図るための研修の実施などにより、ITガバナンスの確立			
	に向けた体制強化に取り組みました。			
	また、支援事業者の確保に向けたRFI及び技術的対話を実施し、調達手続の			
	準備を進めています。			
(3) 社会保険オンラインシステムの開	(3) 社会保険オンラインシステムの開発・運用		(3) 社会保険オンラインシステ	
発・運用			ムの開発・運用	
引き続き、刷新部門及び事業部門と				
の協働体制を維持し、業務の円滑な推				
進のため、制度改正や業務改善に対応				
したシステム開発、現行システムの適				
切かつ確実な運用、情報セキュリティ				

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由	
対策の強化について、以下の取組を行う。 ① 制度改正の対応 各種制度改正について円滑な業務 推進を図るため、必要となるシステ ム開発・運用について、適切かつ確実 に取り組む。	<ul><li>① 制度改正の対応</li><li>○制度改正に伴うシステム開発を以下のとおり実施しました。</li><li>主な開発事項</li><li>稼働時期</li></ul>		〇制度改正への対応に当たって は、適切かつ確実に取り組み、 実現すべき機能の開発を予定 どおり進めました。	〇現行の社会保険オンラインシステムの運用・開発において、安定的な稼働を維持し、システム事故及びシステム障害の極小化、再発防止等に取り組むとともに、制度改正や業務改善等に伴うシステム開発を適切かつ確実に行ったか。	社会保険オンラインシステム の安定的な稼働を維持しつつ、
<ul> <li>② 業務改善等の取組</li> <li>・ 現行システムを補完するために使用している業務支援ツールについては、業務の実態を踏まえ、現行システムにおいて、ツールの集約等を進め、事務処理の効率化を図る。</li> <li>・ 業務の正確かつ効率的な処理を図るための業務改善に資するシステム開発に取り組む。</li> </ul>	来所通知、財産調査、差押、執行停止、不納欠損)を集約し、及整理することによる作業の効率化、類似機能の統合、入力内容の業務標準化を図るためのツール開発を進めました。	<ul> <li>○業務支援ツールについては、現場の実情を踏まえつつ、ツールの見直し及び集約を行い、年金事務所の業務の効率化を図るための開発を進めました。</li> <li>○業務改善等の取組に当たっては、業務の正確かつ効率的な処理を図るためのシステム開発に取り組みました。</li> </ul>		〇厚生年金保険徴収業務について、機能ごとに用意されていたツールを集約することにより、入力作業の削減といった効率化や入力内容のコード化といった業務標準化を図った。	
③ システム開発・運用への取組 システム開発・運用に当たっては、 BPMNの手法を活用した要件定義、 運用手順等の点検を徹底しつつ、必要 に応じて見直しを行い、システム開発 に取り組むとともにシステム事故及 びシステム障害の極小化に取り組む。 また、情報セキュリティ対策強化のた	開発を進めました。  〇システム事故及びシステム障害の極小化の取組として、引き続き。  報共有を行うとともに、障害発生時の初動対応を迅速かつ正確	で可視化すること 適切かつ確実に き、関係部署と情 に実施しました。	〇現行システムの開発・運用を着 実に実施するとともに、システム事故及びシステム障害の極 小化のために障害発生時の早 期復旧の対応を行いました。		〇システム事故及びシステム障害の極小化のため、障害発生時の初動対応を迅速かつ正確に実施するといった早期復旧対応や、システム部門において原因や対応状況等を共有すると

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
め、脆弱性対策等の実施について外部	いて情報共有し、再発防止に努めました。	ム事故及びシステム障害の原		いった再発防止に向けた対応
専門家の知見を活用し、効率的かつ確		因、対応状況等について情報共		を着実に行っている。また、業
実な管理を行っていくとともに、日本	〇各事業担当部署からの依頼によるデータ抽出作業において出力される外部記録	有し、再発防止に努めました。		務効率化やヒューマンエラー
年金機構情報セキュリティポリシー	媒体(DVD)の回付データについて、媒体移送に伴うリスクを低減するため、	〇共有フォルダでのデータ授受		防止の観点から、回付データの
や各種規程・要領等で求められている	令和4年3月に共有フォルダでのデータ授受の仕組みを構築しました。	の仕組みを構築し、媒体移送に		自動化を実施した。
各種対策事項の円滑かつ確実な遵守	〇年金給付システムにおいて、職員が手作業で行っていた 103 種類の回付データの	伴うリスクを低減しました。		
を可能とするためのシステム開発・運	ファイル転送作業について、業務効率化及びリスク低減のため、令和4年3月か	〇回付データの自動転送化によ		
用に係る手順の見直し等の検討を進	ら自動転送化しました。	り、業務効率化、ヒューマンエ		
める。	〇日本年金機構情報セキュリティポリシーや各種規程・要領等で求められている情	ラーの防止を図りました。		
	報セキュリティ対策事項をより確実に遵守できるよう手順の見直しの方向性に	〇情報セキュリティ対策事項を		
	ついて検討を進めました。	より確実に遵守できるよう手		
		順の見直しの検討を進めまし		
		<i>t</i> =。		
(4) 年金給付システムの最適化への取組	(4) 年金給付システムの最適化への取組		(4) 年金給付システムの最適化	
年金給付における業務フロー及びシ			への取組	
ステムの更なる正確性の確保や効率化	〇現行の年金給付業務の更なる正確性の向上・効率化等のためのシステム改修に向	〇年金給付システムの最適化に	〇年金給付における業務フロー	〇年金給付システムの最適化へ
等を観点とした点検の結果を踏まえ、	けた検討を進めるとともに、現行システムの現状の把握、移行性、メンテナンス	向けた準備として、引き続き現	及びシステムの更なる正確性	の取組として、年金給付におけ
年金給付業務のデジタル化・自動化の	性の更なる向上等を目的に以下の取組を実施しました。	行システムの可視化及び課題	の確保や効率化等を観点とし	る業務フロー及びシステムの
実現に向けて引き続き次の事項に取り	・バッチ処理の可視化を行い、処理方式に起因する課題の調査・分析を進め、処	の分析を進め、処理方式の見直	た点検の結果を踏まえ、年金給	更なる正確性の確保や効率化
組む。	理方式の見直し(オンライン化等)を検討しました。	しを検討するとともに、現行シ	付業務のデジタル化・自動化の	等を観点とした点検の結果を
・ お客様の利便性の向上や年金給付	・システム処理の稼働状況(未稼働の処理及びインプット・アウトプットファイ	ステム運用の効率化等のため	実現に向けて取り組んだか。	踏まえ、年金給付業務のデジタ
業務の効率化等の業務改善を目的	ルの件数がゼロ件の処理)の調査・分析を実施し、不要資産の洗い出し等を行	のシステムの稼働状況の調査・		ル化・自動化の実現に向けて、
としたシステム改修に向けた検討	いました。	分析を着実に進めました。		バッチ処理の可視化を行い、処
を進める。				理方式に起因する課題の調査・
・ システム構成や処理方式の見直し				分析を進め、処理方式の見直し
を含めた最適化の方向性の検討に				を検討するとともに、システム
向け、システム処理の可視化作業や				処理の稼働状況の調査・分析を
現行システムにおける処理方式の				実施し、不要資産の洗い出し等
調査・分析を進める。				を行った。

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
4. ICT化の推進				評価:A
踏まえた「オンラインビジネスモデル」の実現に向け、従来の対面型サービスのニーズにも適切に対応しながら、業務の非対面化・デジタル化を推進するとともに、ICT(情報通信技術)を活用し、国民の手続負担の軽減、利便性の向上、				
するため、以下の取組を行う。  (1) オンラインビジネスモデルの推進 ① サービスのオンライン化 ア 事業所に対する取組 厚生年金保険の適用事業所における電子申請による届出を推進し、事業主の行政手続の負担を軽減するとともに、情報提供機能を構築するなど、以下の事項に取り組む。	(1) オンラインビジネスモデルの推進 ① サービスのオンライン化 ア 事業所に対する取組 「オンラインビジネスモデル」の推進に当たっては、届書の提出・処理・結果通知までの一連の流れをデジタル化することで、お客様の利便性向上と内部事務の効率化を実現することを目指しており、事務フローの入口となる届書の提出について、電子申請を利用いただけるよう取組を推進しています。		(1) オンラインビジネスモデルの 推進 ①サービスのオンライン化 ア事業所に対する取組	
i 電子申請の利用促進電子申請による届出が義務化された資本金1億円超の大法人等の事業所及び被保険者数5101人集中的に電子申請移行よる届出、促進の事業ではある。 ・ 事業所の状況やニーズ動場を被保が、以下の取組を進める。 ・ 事業所の状況やニーズ動きの機会を捉えた利用方法説明及でによる利用方法説明及でによる利用方法説明及でに所調査等の機会を捉えた利用勧奨	以下の事項に取り組みました。 i 電子申請の利用促進 〇電子申請による届出が義務化された資本金 1 億円超の法人等の事業所及び被保険 者数 101 人以上の事業所を重点利用勧奨事業所として電子申請への移行促進の個別勧奨の取組を進めてきましたが、令和 3 年度においては、被保険者数 51 人以上の事業所を新たに重点利用勧奨事業所に加え、以下の取組を実施しました。 ・訪問、電話、文書による利用勧奨の実施 ・電子申請利用開始予定が確認できている事業所、電子申請利用の準備が整っている事業所に対する利用状況の確認 ・電子申請の利用を予定していない事業所へ理由を聴取し、理由に応じた事業所へのサポート実施 ・利用勧奨を行う職員の育成の観点から年金事務所の電子申請担当者に向けて電子申請の利用促進に必要な知識を習得するための研修実施 ・全国社会保険労務士会連合会、職域型年金委員及び日本商工会議所等関係団体に対する電子申請利用促進の協力、周知依頼	の一連の流れをデジタル化する ことで、お客様の利便性向上とこ 内部事務の効率化を実現する入口 とを目指し、事務フローのよう 目指となる届書の提出だけるすり 申請を利用いただす要り を推進した結果、主要の 電子申請利用割合と大幅に増 となるまた、重点利用を はよりに また、重点利用を はました。また、重点 は とが、 また、 まが、 まが、 まが、 まが、 まが、 まが、 まが、 まが、 まが、 まが	事業所及び被保険者数 101 人以 上の事業所に対し、引き続き電 子申請への移行促進の取組を進 めるとともに、新たに被保険者	推進した結果、主要7届書の電 子申請利用割合は令和2年度の

及び蓄積されたノウハウの共 理、サポートを実施しました。 有 ○その結果、令和4年3月末時点において、義務化対象事業所の電子申請利用は	<i>t</i> =.	評価の理由
50%を目標とされた、資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支 払届の5届書に関して、前倒しで目標を達成しました。 【別表 11: 厚生年金保険手続の電子申請利用状況について】 〇紙や電子媒体による届出から電子申請へのシフトにより、電子データ処理等による 審査業務の効率化が図られ、健康保険被保険者証の早期発行が可能となりました。 また、事務センターパンチ委託(データ化作業)経費の縮減や郵送や来所に伴う事 業所の行政手続コスト削減にも寄与しています。 【電子申請の利用状況】		評価の埋田  ○厚生労働省が策定したオンライン利用率引き上げに係る基本計画において設定された目標の名面、資格喪失届、算に基礎は、月額変更届、賞与支払届の5届書について令和3年度末で58.3%となり、前倒しで目標を達成した。

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	(※)機構における届書の受付日の翌日から資格確認までの期間であり、全国健康保険			
	協会における健康保険被保険者証の作成に要する期間は含まない。			
ii 電子申請の機能追加	   ii 電子申請の機能追加		│ │ii 電子申請の機能追加	
	○電子申請の利便性向上を図るため、お客様から要望のあった機能を追加するなど以		〇電子申請の利便性向上を図るた	
	下の取組を実施しました。		め、申請データの写しを返却す	
・機構が受領した申請データ	・オンラインで申請された届書の真正性を担保する取組として、機構が受理した申	〇機構が受理した申請データの写		〇お客様から要望のあった、機構
の写しを返却し、申請者に確認	請データの写しをセンドバックする仕組みを構築することとし、サービス内容を	しをセンドバックする仕組みの	請可能な件数の上限を引き上げ	が受理した申請データの写しを
いただける仕組みの構築を検	決定した上でシステム開発を進めました。(令和4年9月サービス開始予定) 	構築に向け、サービスの内容を	る取組を行ったか。	センドバックする仕組みの構築
討する。		決定した上でシステム開発を進		に向け、システム開発を進めた。
・電子申請で一度に申請可能	・お客様からの要望を踏まえ、電子申請で一度に電子申請可能な件数(CSV添付	めるとともに、電子申請で一度		また、電子申請で一度に申請可
なCSVデータ件数の上限の	方式の件数)の上限を2万件から9.9万件に引き上げました。(令和4年3月)	に申請可能な件数の上限を引き		能な件数の上限を引き上げた。
引き上げ等の取組を進める。		上げました。		
iii 情報提供等のオンライン化	   iii 情報提供等のオンライン化		│ │iii 情報提供等のオンライン化	
	│ │ ○お客様(事業所)の利便性の向上を図るため、保険料情報等の確認・取得や事業所		○「オンライン事業所年金情報サ	
	調査時に必要な諸帳簿等の提出をオンラインで実施できる仕組みの構築に向け、以		ービス(仮称)」の構築に向け、	
	下の取組を実施しました。		必要な取組を行ったか。	
・ 事業所への新たな情報提供	・これまで紙(郵送)や電話等で情報提供していた保険料情報等について、お客様	○事業所からの要望が多い当月の		〇「オンライン事業所年金情報サ
及び通知手段として、これまで	からのオンラインでの要請に基づき、e - G o v の電子送達サービスを活用して	保険料情報や届書作成に活用で		ービス(仮称)」の構築に向け、
紙で送付していた各種帳票を	電子的に提供する「オンライン事業所年金情報サービス(仮称)」を構築するこ	きる被保険者情報等について、		システム開発を進めた。
e - G o v の電子送達サービ	ととし、具体的なサービス内容を決定した上で、デジタル庁等の関係機関と調整	電子的に提供できるサービスの		
スを活用して電子的に提供す	を行い、システム開発を進めました。(令和5年1月サービス開始予定)	実現に向け、着実にシステム開		
る「オンライン事業所年金情報		発を実施しました。		
サービス(仮称)」の構築を検				
討する。	- 保険料額増減内訳情報			
	・被保険者情報(算定基礎届・賞与支払届ターンアラウンド情報) ・各種決定通知書(経過管理・電子決裁システム再発行分)			
<ul><li>事業所調査において事業所</li></ul>	・事業所調査時に事業所に提出を求めている諸帳簿等について、印刷や郵送等を負	○事業所調査時に提出を求めてい		
から提出を求めている賃金台	担に感じるとの事業所からの声に対応するため、主に郵送調査の対象としている	る諸帳簿等について、オンライ		
帳や出勤簿等の資料等のオン	事業所(被保険者 10~19 人)に対して、オンラインによる提出を可能とするシ	ンで提出が可能となるようシス		
ラインによる提出等を検討す	ステム開発を行い、令和3年5月から運用を開始しました。なお、利用件数は令	テム開発を行い運用を開始しま		
る。(I-3(2)③工参照。)	和3年度末時点において、約3,900件となっています。	した。		
イ 個人に対するオンラインサービ	   イ 個人に対するオンラインサービスの拡充		   イ 個人に対するオンラインサー	
スの拡充	個人に対するオンラインサービスについては、お客様の利便性向上と情報セキュリ		ビスの拡充	
お客様個人の電子申請による届	│ │ ティの確保が必要不可欠なことを踏まえ、マイナンバーカード・マイナポータル・「ね		Oマイナンバーカード・マイナポ	
出を推進し、行政手続の負担軽減を	んきんネット」の活用を柱とした環境整備を進めており、令和3年度は以下の事項に		ータル・「ねんきんネット」を活	
図るとともに、情報提供機能を拡充	取り組みました。		用してお客様個人の電子申請に	

令和3年度計画		令和3年度記	十画に対する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
するなど、以下の事項に取り組む。	〇個人向けオ	·ンラインサービスは、マ	'イナポータル経由で「	ねんきんネット」を利用		よる届出を推進し、行政手続の	
	いただくことを前提として進めていることから、マイナポータル経由の「ねんきん					負担軽減を図るとともに、情報	
	ネット」利	用者数の拡大に向け、以	J下の取組を実施しまし	た。		提供機能を拡充する取組を行っ	
						たか。	
<ul><li>「ねんきんネット」のユーザ I</li></ul>	・マイナポ	ペータル経由で初めて「ね	はんきんネット」へ連携	する際は、パソコンと I	〇マイナポータルと「ねんきんネ		Oマイナポータルと「ねんきん:
Dを取得していなくてもマイナ	Cカード	ドリーダが必要でしたが、	マイナンバーカード	の読み込み機能が備わっ	ット」の連携機能の改善等によ		ット」の連携機能の改善等に
ポータルからログインできる連	たスマー	-トフォンで連携できる。	よう機能改善を行いま <sub>し</sub>	した。(令和3年7月)	り、マイナポータル経由の「ねん		り、マイナポータル経由の「ね
携機能の利便性向上	・連携機能	の活用を促進するため、	令和3年8月に「ねん	きんネット」のログイン	きんネット」利用者数は、令和2		きんネット」の利用者数が令
	画面にマ	イナポータルへ誘導する	る仕組みを構築すると	ともに、令和4年2月に	年度の約7万人から 10 倍の約		2年度の約7万人から10倍の
	は、スマ	'ートフォン用に最適化さ	れた画面が表示される	るよう改善を行いました。	69.5 万人に飛躍的に増加しまし		69.5万人に大幅に増加した。
	・取組の結	果、マイナポータル経由	の「ねんきんネット」	利用者数は、令和2年度	<i>t</i> =。		
	末の約7	万人から 10 倍の約 69.5	万人と飛躍的に増加し	しました。			
	【マイナポ	『一タル経由の「ねんきん					
		令和3年度※	平成30年度 ~令和2年度	累計			
	7,136,71	(R3. 4~R4. 3)	(H30. 11~R3. 3)	SICHT			
	利用者数	約62.5万人	約7万人	約69.5万人			
	※マイナポ	『一タルと「ねんきんネッ	ト」の認証連携の改善	は令和3年7月から開始			
	07/4	° ⊥ '° → / ⊥ ±° <i>E</i>	.u. [4./*/*	. ナズ田! + 畑 l のお宮			
<ul><li>マイナポータルによる簡易な</li></ul>				」を活用した個人のお客	○簡易に国民年金保険料免除申請		〇マイナポータルから簡易に国
国民年金保険料免除申請等の届	,,,,,	·ービスについて、以下の * かこコノナポ			等の届書作成・電子申請を可能		年金保険料免除申請等の届書
書作成・申請を可能とする機能の		_		本情報を提供することに	とする仕組みの実現に向け、着		成・電子申請を可能とする仕
構築の検討(I-1(2)参照)				申請が可能となる仕組み	実にシステム開発を進めまし		みの構築に向け、システム開
		テンタル庁寺関係機関と )ました。(令和4年5月		.内容を決定し、システム	た。		トーを進めた。 トー
<ul><li>扶養親族等申告書の電子申請</li></ul>				んネット」経由で簡易に	   ○扶養親族等申告書の簡易な電子		
の促進に向けた検討に着手(Iー				タル庁等関係機関と調整			
5 (5) ①参照。)		本方針の整理を行いまし			針の整理を行いました。		
• 社会保険料(国民年金保険料)				の通知書をマイナポータ	□ □ O 並 全 保 (国 民 年 金 保 険 料 ) 控 □		│ │○社会保険料(国民年金保険料)
控除証明書や源泉徴収票等の個				タル庁等関係機関と連携			除証明書や源泉徴収票等の通
た	,			た。(令和4年10月、令			書をマイナポータル経由で電
由で電子データとして提供する		サービス開始予定)	7 ( ) — ()() / C ( ) ( ) ( )	7.20 (13/14 ) 1 (3/14 )	音を電子が一歩として提供する    仕組みの実現に向け、着実にシ		データとして提供する仕組み(
環境の構築の検討	140 1 171	27 ()))), 17 (7)			ステム開発を進めました。		構築に向け、システム開発を
環境の博業の検討							
					各種通知がオンライン上で確認   が出来るようになり、e-TAX		めた。
					が出来るようになり、e-TAX     経由の確定申告手続に利用する		
					ことが可能となるなど、お客様		
					の利便性向上が図られると考えしています。		
	I				1 (1)+a		İ

				標語
令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	評価の理由
ウ 非対面の相談環境等の整備	ウ 非対面の相談環境等の整備			
新型コロナウイルスの感染拡大	インターネットを活用した非対面の相談環境等について、年金個人情報等の取扱い			
防止等の観点から非対面の相談環	の有無を考慮した環境整備を進めており、令和3年度においては以下の事項に取り組			
境等の整備として、以下の事項に取	みました。			
り組む。				
i 年金個人情報を扱わない分野	i 年金個人情報を扱わない分野			
・ Web会議ツールを活用し	〇機器の導入等、Web会議実施に必要な環境整備を進め、年金事務所において非対	OW e b 会議ツールを活用した各		
た非対面形式での年金セミナ	面形式での年金セミナー等の開催が行える環境を整えました。	種会議等の実施により、参加者		
一や年金制度説明会の実施拡	〇外部委員等が出席する要機密情報を扱う会議 (理事会、運営評議会等) については、	の要望に応じた開催や適切な感		
大 (I-8(2)①参照。)	政府が求めるセキュリティ要件を満たしたWeb会議ツールを使用し、オンライン	染症対策を講じました。		
	で開催しました。			
<ul><li>チャットボットの拡充(I-</li></ul>	※取組状況については、 I - 8 (1) イ参照。			
8 (1) ①イ参照。)				
ii 年金個人情報を扱う分野	   ii 年金個人情報を扱う分野			
	゜	   ○老齢年金請求に関する来訪相談		
談予約を受け付けるサービス		予約について、インターネット		
の円滑な運用(I-7(1)4)		から予約を受け付けるサービス		
イ参照。)	│ │ また、令和4年3月から全ての老齢年金請求に対象を拡充しました。	   を開始し、お客様の利便性の向		
		上を図りました。		
・ テレビ電話相談の設置拡大	Oオンラインによる年金相談等について、これまで遠隔地の相談対応として実施して	〇オンラインによる年金相談等に		
の検討(I-7(1)⑤ア参照。)	いるテレビ電話相談に加え、テキスト形式やWeb会議形式といった手法も含め、	ついて、実現手法等の検討を進		
・ オンラインによる年金相談	セキュリティ、コスト、利便性等を勘案した非対面環境での年金相談に関する実現	めました。		
等の実現手法の検討(I-7	手法の検討を進めました。			
(1) ⑤イ参照。)				
   ② デジタルワークフローの確立	② デジタルワークフローの確立			
前記①の取組のほか、ICT技術の				
活用等により、以下の取組の検討を進				
め、内部処理のデジタル化を推進す				
る。	〇届書処理に関しては、電子データによる審査·電子決裁を前提とした「紙をなくす·	  ○届書の処理について、経過管理・		
	紙を移動させない」事務処理の実現に向け、経過管理・電子決裁システムのデータ	電子決裁システムの対象届書の		
	処理対象届書の拡大、システムチェックを活用した審査工程の短縮、届書受付拠点			
	と処理拠点の分離を可能とする管轄にとらわれない仕組みの構築を行うなど、以下	モデルの確立に向けた取組等に		
	の取組を実施しました。	より、所期の効果を着実に実現		
・ 令和4年度に予定している経過	※取組状況については、Ⅱ-3(1)参照。	してきました。		
管理・電子決裁システムでの電子申				
請処理対象届書の拡充に向けた準				
備				

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語
			ET IMIC II /C O COO DUM	評価の理由
	※取組状況については、Ⅱ - 1 (1)②参照。			
の確立に向けた取組(Ⅱ-1(1)②				
参照。)				
	※取組状況については、I − 5 (5)①参照。 		②デジタルワークフローの確立	
フローの検討(I-5(5)①参照。)			○ⅠCT技術の活用等により内部	
	│ ○ I C T 技術等の活用による内部処理の効率化施策について、以下のとおり取組を実		処理のデジタル化、効率化を推 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	施しました。		進する取組を行ったか。	
・ 紙媒体で提出された届書のデー	・RPA(※)による自動化業務の対象について、すでに導入済みの予約相談の事			ORPA対象業務の拡大を行い、
タ化やRPA対象業務の拡大によ	前準備作業、厚生年金保険料等の納付猶予入力処理、国民年金保険料控除証明書	作業の省力化を図りました。 		職員の手作業の省力化を図っ
る手作業の省力化	の再発行処理等に「厚生年金保険料等の換価猶予入力処理」(令和3年9月)を			<i>t</i> :。
	追加しました。			
	(※) Robotic Process Automationの略。一般的には「人の代わりに作業をす			
· 사 ᄉ ᄱ ᆙᄼᆘᅅ ╎ 丗 メ ホ	るソフトウェア型のロボット」と言われている。			○召啦 <b>人类双</b> 页再之心。
<ul><li>社会保険料滞納処分に際して行った。</li></ul>				〇預貯金等照会業務の電子化によ
う金融機関への預貯金等照会業務	的に行う仕組みを導入し、文書作成、印刷、発送等に係る業務の効率化を図りました。(令和3年5月サービス開始)なお、照会件数については、令和4年3月	り、預貯金調査業務に係る作業 負担の軽減、時間の短縮が実現		り令和4年3月末時点で 9,127
を電子的に行う仕組みの令和3年 度の導入	た。(下和3年5月リーに入開始)なお、照去件数については、下和4年3月   末時点で 9,127 件となっています。	貝担の軽減、時間の短縮が美況   しました。		件の照会を行い、職員の作業負 担の軽減、時間の短縮を図った。
及の等人	未時点で 9, 127 件となり Cいまり。	しました。		担の軽減、時間の短袖を図った。
<ul><li>コールセンターにおける音声認</li></ul>	│ │※取組状況については、I-7(3)①イ参照			
識ツールを活用した事蹟管理の省				
力化 (I-7(3)①イ参照。)				
・ 紙で出力して利用・保管すること	○事務処理の効率化や媒体の紛失リスクを低減することを目的とした紙・電子媒体削	○配信帳票の電子管理に伴い、年		〇配信帳票の電子データによる管
を前提としている各種配信につい	減に向けた施策等について、以下のとおり取組を実施しました。	間約 1,100 万枚(全体の4割弱)		理を行い、約 3,000 万枚のうち
て、業務支援ツール等により電子的	・機構内部において紙で出力して利用・保管することを前提としている一覧表や処	の紙の削減を行いました。また、		年間約 1,100 万枚(全体の4割
に利用・保管することが可能となる	理結果・確認リスト等の帳票(以下「配信帳票」という。)約 800 種類・約 3,000	業務端末検索・確認が可能とな		弱) の紙の削減を行うとともに、
よう環境整備	万枚について紙出力を廃止し、年金個人情報等専用共有フォルダに電子データ	ったことからお客様からの照会		業務端末での検索、確認を可能
	を格納して利用・保存する方針とし、特に紙出力枚数が多い「保険料増減内訳書」	に効率的かつ迅速に対応するこ		とし、お客様からの照会対応を
	等の3種類について令和2年度から先行して実施し、令和3年度には、「賞与保	とができるようになりました。		効率的かつ迅速に行った。
	険料算出内訳書」の電子データによる管理を開始しました。これまでに、年間約			
	1,100万枚(全体の4割弱)の紙の削減をするとともに、業務端末での検索、確			
	認が可能となったことから、お客様からの照会に効率的かつ迅速に対応すること			
	ができるようにしました。			
	・引き続き、更なる紙の削減や事務処理の効率・適正化を図るため、約 600 種類、			
	約 1,600 万枚の配信帳票を電子データで利用・保存するシステム開発に着手し			
	ました。			
・ 主として電子媒体で情報授受を	・機構内部において電子媒体により行っていたサーバー間の情報授受について、令	〇機構内部の情報授受について、		〇機構内部の情報授受について、
行っている機構内外のデータ回付	和3年9月から安全に直接データの受け渡しを可能とする仕組みを導入し、年間	直接データの受け渡しができる		安全に直接データの受け渡しが
業務について、リスク低減等の観点	約 3, 000 枚の電子媒体を削減しました。	仕組みを導入し、年間約3,000枚		できる仕組みを導入し、年間約
から見直しを検討	<ul><li>・外部機関との間で電子媒体による情報授受を行っている業務について、それぞれ</li></ul>	の電子媒体を削減しました。ま		3,000 枚の電子媒体の削減を行

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
<ul><li>・ 文書の電子的管理のあり方の検 討(Ⅲ-3(1)①~③参照。)</li></ul>	の実態把握(授受量・頻度・業務フロ一等)と、電子媒体以外の情報授受の方法の検討を進めており、まずは、媒体授受の頻度が高い企業年金連合会とのデータ授受に関して、令和3年10月から電子媒体での授受から機構のネットワーク環境(閉域網)を介する等、安全面に配慮した環境によって授受を行う運用に変更し年間約450枚の電子媒体を削減しました。 ※取組状況については、Ⅲ-3(1)①~③参照	た、外部機関との情報授受について、媒体授受の頻度が高い外部機関との授受方法を見直すことで個人情報漏えいリスクの低減を図りました。		った。また、媒体授受の頻度が高い外部機関との授受方法を見直すことで年間約 450 枚の電子媒体を削減し、リスク低減を図った。
ス) お客様との非対面型チャネル(オン	③ チャネルの多様化(チャネルミクス) お客様との接点となる年金事務所等のチャネルについて、年金相談といった対面による対応を必要とされる方に対し、お客様ニーズ等に応じた適切なサービスが提供できるよう、年金事務所等の適正配置や相談チャネルの充実に関する取組を進めました。 また、従来の年金事務所等を中心とした対面型のサービスの提供に加え、オンラインや電話チャネル等の非対面型サービスの充実を図るとともに、多様化するチャネルを一元管理し、チャネル全体(対面・電話・ネット)としての最適化を図るための体制づくりを進めています。			
ア 年金事務所等の適正配置(Ⅱ - 1 (1) ③ア参照。)	※取組状況については、Ⅱ - 1 (1)③ア参照。			
イ 相談チャネルの充実(Ⅱ-1(1) ③イ参照。)	※取組状況については、Ⅱ - 1 (1)③イ参照。			
<ul><li>ウ その他チャネル</li><li>・ 年金相談センター・オフィスの 効率的な設置(I-7.(2)②参 照。)</li></ul>	※取組状況については、I-7(2)②参照。			
<ul><li>電話チャネル (I-7. (3)①</li><li>参照。)</li></ul>	※取組状況については、 I - 7 (3) ①参照。			
<ul><li>マルチランゲージサービス(I</li><li>-7. (3)④参照。)</li></ul>	※取組状況については、I-7(3)④参照。			
・ サービスのオンライン化(Ⅱ - 4.(1)①参照。)	※取組状況については、Ⅱ - 4 (1) ①参照。			

令和3年度計画		令和3年度計画に対す	「る取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
マイナンバーによる情報提供ネット ワークシステムを通じた情報連携を着実に実施するとともに、データ標準レイアウトの改版等に対応する。さらに、他の行政機関等への情報照会及び提供の範囲の拡大に向けて、以図る。① 年金受給者の利便性向上を図るため、情報提供ネットワークシステムを用いた戸籍情報の情報照会の実施(令和5年度実施予定)に向けて必要な準備を進める。② 市区町村等による年金関係情報の照会事務に関し、市区町村等の情報連携の利用を促進し、機構における文書による情報提供業務の効率化を図る。	つ 国各【 情 ま照 で 日本 情 ま 照 で 日本 情 ま 照 で 日本	「一の活用による情報連携の促進」による情報提供ネットワークシー 資料全額免除・納付猶予の継続免除 青報照会を行いました。 ・提供実績】  国民年金届書関係 国民年金保険料免除勧奨 年金給関係 その他(継続免除 等)  標準の他のは、一の大のため、以下の取られるの実施に対するの実施に対するとは、一の大のなが、のの実施がある。 を進めています。では、一の年のでは、では、日の年のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日のでは、日	ステス (本格) (大き)	運用を開始するなど 令和2年度 4,211万件 4,144万件 2,545万件 559万件 603万件 行政機関等への情報 がで、でいる。 がではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	を通じた情報照会については、 国民年金保険料全額免除・納付 猶予の継続免除業務の効率を開始し、 運用を開始し、 公的会開始した。 公的会開ですいては、 会のは、 会のは、 を進めですいては、 を進めですいては、 を関係を関係を関係を はて はて しました。	(2)マイナンバーの活用による情報連携の促進に取り組んだか。	

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
<ul><li>工業務運営における公正性及び透明</li><li>性の確保その他業務運営に関する重要事項</li></ul>				
1. 内部統制システムの有効性確保				評価:B
機構の内部統制については、理事会の統括の下、「内部統制システム構築の基本方針」(業務方法書第16条)に基づき、業務の適正性確保に向け、以下の取組を行いつつ、それらの取組の改善を図る。	〇機構の内部統制について、令和3年10月に発生した「年金振込通知書の印刷誤り事案」を踏まえ、リスク管理の更なる強化を目的として、現業部門、管理部門、監査部門のそれぞれの役割と責任を明確にしてリスク管理を行う「三線防御体制」の確立に向けた体制整備を行いました。(令和4年4月)・本部・拠点事業の品質管理を一体的に行い、リスク管理体制の強化を図るため、本部事業管理部を廃止し、業務品質管理部、リスク統括部等にリスク管理業務等を移管。また、システムリスク管理機能をリスク統括部からシステム企画部に移管。・セカンドラインの有効性を担保するため、サードラインとしての監査部の役割を明確化し、体制強化を実施			
(1) 事務処理の正確性の確保 事務処理誤りの発生は、年金権の侵害につながるため、事務処理の正確性を確保する必要がある。事務処理誤りの未然防止、早期対処及び再発防止を図るため、以下の取組を行う。	取組を進めた結果、下表のとおりとなりました。 【事務処理誤りの発生状況】 (令和4年3月末時点)	〇事務処理誤りの根絶に向け、その早期対処及び再発防止の取組を強化する等、発生防止に向けた取組を組織一丸となって進めた結果、事務処理誤りは令和2年度の813件から、令和3年度481件と減少しました。事務処理誤り根絶に向け、引き続き取組を進めてまいります。	(1) 事務処理の正確性の確保	
<ul> <li>事務処理誤りの早期発見・発生時の対応及び発生防止等に向けた取組ア事務処理誤りの早期発見・日報や事務処理誤り報告等の日々のモニタリングにより事務処理誤りを早期に発見し、対処する。また、役員等への報告、個別対応を速やかに行う。</li> </ul>	役員等へ報告するとともに、関係部署が連携して速やかに対処しました。また、事	〇事務処理誤り報告・日報等の 日々のモニタリングを通じて、 事務処理誤りを早期に把握、対 処しました。	○事務処理誤りの早期発見·発生 時の対応及び発生防止等に取 り組んだか。	
・ 事務処理誤りの月次公表、年	〇前年度1年間に月次公表を行った事務処理誤りについて、点検・分析を行い、令和	〇年次公表に合わせ、事務処理誤		〇年次公表に合わせ、事務処理

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
次公表を適切に行うとともに、	3年9月10日に公表しました。この結果、同種の事務処理誤りが3件以上発生し	りの点検・分析及び結果公表を		りの点検・分析及び結果公表を
年次公表に合わせ、当該1年分	ている事象が、年金給付関係について1事象判明しました(※)。	実施し、その発生原因を踏まえ		実施し、その発生原因を踏まえ
の事務処理誤りについて点検・	これと同様の事象の新たな発生を防ぐため、システム改修を実施し再発防止を図	て、システム改修を行い、再発		て、システム改修を行い、再発
分析を行い、同種の事案につい	るとともに、同種の対象者を特定して必要な対応を行いました。	防止を図りました。		防止を図った。
て対象者を抽出することで早期	※旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認を要する場合の遺			
発見を図る。また、その結果を	族年金の寡婦加算の加算漏れ			
個別事案への対応及び発生防止				
に向けた取組に反映させる。				
・ 「お客様の声」の分析や業務	〇機構に寄せられた「お客様の声」11,177 件について、業務適正化部会においてお	〇「お客様の声」の確認を行うこ		〇「お客様の声」について、業務
適正化部会の活用により、事務	客様のご意見が潜在している事務処理誤りに起因するものかという観点で確認を	とで潜在的な事務処理誤りを		適正化部会において、潜在して
処理誤りの疑いのある事案を早	行い、マニュアルの整備、印刷物の記載内容の見直し等、必要な対処を実施しまし	発見、対処しました。		いる事務処理誤りに起因する
期に発見するとともに、必要な	<i>t</i> =.			ものかという観点で確認し、必
対処及び発生防止に向けた取組				要な対処を実施した。
を行う。				
イ 事務処理誤り発生時の対応	イ 事務処理誤り発生時の対応			
・ 事務処理誤りを発生させた部	   ○事務処理誤りを発見した部署は、リスク統括部へ翌営業日以内に報告しました。	○事務処理誤り発生時には、発生		○事務処理誤り発生時には、事務
署は、リスク部門等関係部署に	リスク統括部は、関係部署に直ちに情報提供を行い、提供を受けた関係部署は発生	部署からの報告をもとに、今後		処理誤りの発生原因の調査・分
直ちに報告する。	│ │ 部署に対して必要な対応を指示する等速やかに実施しました。	の必要な対応の指示や本部も		析の結果を踏まえて、マニュア
また、進捗管理を徹底して早	│ │ 進捗確認を確実に行うため、発生拠点のみではなく、本部も進捗確認を徹底しまし	含めた進捗管理等、組織として		ルの改正等の再発防止策の策
期完了を図るとともに、リスク	<i>t</i> =。	対応を進めました。		定や徹底を図った。
部門と共同して発生原因の調		本部各部門と共同して、事務処		
査・分析を行った上で再発防止		理誤りの発生原因の調査・分析		
策を策定・実施する。		の結果を踏まえて、マニュアル		
<ul><li>リスク部門は、必要に応じて、</li></ul>	   ○事務処理誤りの発生状況等を、必要に応じて適時に役員等に報告を行い、監査部門	の改正等の再発防止策の策定		
役員等へ報告し、監査部門と連	│ │ と連携して調査を行うとともに、再発防止に向けた本部各部門への指示を行いま	や徹底を図りました。		
携した原因の追加調査及び再発	した。			
防止に向けた対応についての本				
部各部門への指示を行う。				
・ 本部各部門は、進捗の確認と	○本部各部門において、事務処理誤りの発生原因の調査・分析の結果を踏まえて、マ			
事案の管理を行うとともに、事	ニュアルの改正等の必要な再発防止策を策定するとともに、その後の有効性の確			
務処理誤りの原因の調査・分析	   認や継続実施の状況を確認して、徹底を図りました。			
の結果を踏まえ、業務処理マニ				
ュアルの改正等の発生防止に向				
けた必要な対応を行う。				
② 事務処理遅延、書類の紛失、誤送	② 重点三事案の根絶に向けた取組			
付・誤送信・誤交付(以下「重点三	○重点三事案について、下記の取組を実施したことにより、令和2年度と比較して、	O重点三事案については、ルール	○重点三事案の根絶に向けて取	○重点三事案を含め、発生した事
事案」という。)の根絶に向けた取組	発生件数は減少しました。引き続き事務処理ルールの徹底を図るとともに、委託業	の徹底に向けた従前からの取	り組んだか。	務処理誤りについて、原因分析
お客様に重大な影響を与え、機構	者の指導等の取組を徹底します。	組を進めるとともに、委託業者		を進め、ルールの見直しやマニ

<b>∆</b> to o to to ∃ ==		A 1-1	0 5 <del>5 5</del> 1 <del>5</del> 1 <del>5</del> 1	- <del>-   -   -   -   -   -   -   -   -   -</del>	<b>70</b>	± ¬==/m	シャ マッカー	標語
令和3年度計画		令和	3年度計画に	対する取組状	<b>况</b>	自己評価	評価に当たっての視点	評価の理由
の信頼を著しく損ねる重点三事案の	【重点三事案の発生	生状況(令	和4年3月末		をで発生状況)】 「一一一つ	への指導等を行った結果、令和		ュアルの改善を行うなど、再発
発生を防止するため、以下の取組を	誤り区分	事務処		誤送付▪		3年度末時点での発生件数は		防止を図った。
行う。		理遅延	書類紛失	誤交付•	計	令和2年度147件から、令和3		
ア 重点三事案の発生原因を分析	22-22-			誤送信		年度87件と減少しました。		
	1 1111 2 1 122	36	29	76	141	重点三事案の根絶に向け、引き		
の研修や指導など再発防止の取組	機構職員	20	14	55	89	続き取組を進めてまいります。  		
を徹底する。	委託業者等	1	4	21	26			
イ 法令改正による新たな業務の発	市区町村	15	11	0	26			
生時など事務の実施体制を変更し	令和2年度	27	18	102	147			
たことに伴う重点三事案の発生を	機構職員	11	12	73	96			
防止するため、想定されるリスク	委託業者等	2	0	29	31			
について分析し、必要な対策を事	市区町村	14	6	0	20			
前に実施する。	令和3年度	12	8	67	87			
	機構職員	9	7	44	60			
	委託業者等	0	0	23	23			
	市区町村	3	1	0	4			
	(※) 今後事象が	判明するこ	とで件数が増	加することがあ	5ります。			
	(※)「委託業者等	<b>┊」とは、</b> タ	<b>卜部委託業者</b> 》	及び委託社会保	険労務士です。			
	【具体的な取組】							
	○重点三事案を含む	む事務処理	誤り発生防止	に向けて、以下	の取組を実施しました。	○発生した事務処理誤りについ		
	・事務処理誤りの	の発生原因	の分析			て原因分析を進め、ルールの見		
	発生した個別の	の事務処理	誤りについて	原因分析を進め	、現行ルールの見直し、マ	直しやマニュアルの改善を行		
	ニュアル記載に	内容の改善	等を行いまし	た。		い、再発防止につなげました。		
	・情報提供等に。	よるルール	の徹底			〇月次公表や年次公表の結果周		
	事務処理誤りの	の月次公表	や年次公表の	結果の周知、機	構内報における実際に起き	知、機構内報による事務処理誤		
	た事務処理誤り	りの事例や	再発防止策の	周知、実際に起	きた事務処理誤りに関して	りの周知、機構LANシステム		
	「業務手順に	関する一問	一答」を出題	しての周知、並	びに全職員向けの「事務処	のアンケート機能を活用した		
	理誤り再発防」	止取組チェ	ック」を毎月イ	ううことでのル <sup>.</sup>	一ルの理解及び徹底を図り	業務手順の一問一答の出題、毎		
	ました。					月の事務処理誤り防止のチェ		
						ック等を行い、ルールの理解及		
						びマニュアルに基づくルール		
						の徹底を推進し、再発防止を図		
						りました。		
	・研修等の実施							
	新入構員や副振	処点長向け	といった役職	に応じた研修で	ぎ、事務処理誤りの発生防止	〇役職に応じた研修を行い、各階		
	に向けた各階層	層の役割に	ついて周知徹	底を図るととも	った、事務処理誤りの事例集	層の役割について周知徹底を		
	を講義内容に	取り込み、	事例の周知及	なび注意喚起を行	行い、未然防止を図りまし	行いました。		
	た。							

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	・「未完結リスト」の点検の実施	〇定期的な「未完結リスト」の点		
	事務処理遅延の発生防止のため、受付進捗管理システムで管理している届書	検を行い、処理が滞留している		
	等について、各拠点において定期的に「未完結リスト」の点検を行い、未完結の	可能性がある拠点に対して、地		
	件数が多い拠点に対しては、地域部による確認及び指導を行いました。	域部による確認及び指導を行		
		うことで、事務処理遅延の発生		
	③ 本部現業部門のリスク把握及び対応	を防止しました。		
③ 本部現業部門のリスク把握及び対				
応	〇本部事業管理部において、以下の取組を実施しました。			
本部現業リスクを統合管理する部				
署において、以下の取組を行う。	アー本部現業の進捗管理の実施			
ア 本部現業の進捗管理の実施	〇業務スケジュールを作成した上で、業務工程や本部事業管理部が進捗状況を確認	〇業務スケジュールの作成や業	〇本部現業の進捗管理及び事務	〇本部現業について、業務スケジ
<ul><li>本部現業のスケジュールを作</li></ul>	する観測点の業務予定日等を業務進捗管理ツールに予め登録し、ツールを活用し	務進捗管理ツールによる進捗	リスク管理・品質管理を実施し	ュールの作成、業務進捗管理ツ
成し、その中から業務の進捗状	た本部現業部署に対する業務予定日お知らせメール等の送信や本部現業部署から	状況の可視化、未完結届書リス	たか。	ールの活用等による進捗管理
況を確認するための節目となる	の進捗状況報告により、進捗状況を可視化して一貫した進捗管理を実施し、処理遅	トの点検等により、本部現業の		を実施し、処理遅延等を発生さ
時点を定め、ツールを活用して	延等を発生させませんでした。	進捗管理の取組を行い、処理遅		せなかった。
各節目となる時点の業務が終了	また、令和3年度から新たに開始された208業務を、業務進捗管理ツールによる進	延等を発生させませんでした。		
したことを報告させることによ	捗管理対象業務として追加しました。			
り進捗管理を実施する。	〇毎月、受付進捗管理システムから未完結届書等リストを作成し、届書等の処理を担			
・ 受付進捗管理システムから未	当する本部現業部署に配付して処理状況の点検を求めるとともに、本部現業部署			
完結届書リストを作成し、届書	から報告された点検結果を確認することにより、未完結届書等の処理状況の点検			
及びリストの処理状況の点検を	を確実に実施しました。			
確実に実施する。	イ 本部現業の事務リスク管理・品質管理の実施			
イ 本部現業の事務リスク管理・品	〇本部現業の実施状況等に関する日次報告や事務処理誤り報告を分析し、本部現業	〇把握した本部現業の事務リス		〇把握した本部現業の事務リス
質管理の実施	の品質を阻害する事務リスクの早期把握に努めました。	クに対して、企画部署等との協		クに対して、企画部署等との協
以下の取組により、本部現業の	〇令和3年10月に発生した年金振込通知書の印刷誤り事案に際しては、本部現業部	働により対策を検討・実施する		働により対策を検討・実施する
品質を阻害する事務リスクを早	署が実施する外部委託事業者への立入検査に同行し、外部委託事業者の業務実態	など、本部現業の事務リスク管		など、本部現業の事務リスク管
期に把握し、企画部署と協働して	を把握しました。また、企画部署等と協働し、当該事案の再発防止策として、外部	理・品質管理の取組を行いまし		理・品質管理に取り組んだ。
リスク対応を実施する。	委託事業者へ貸与する本番印刷用データへのダミーデータの付加及び発送前の引	た。		
・ 本部現業の実施状況などにつ	き抜き確認の手法を策定しました。当該手法については、公的年金等の源泉徴収票			
いて日次で報告を求める。	の作成及び発送準備業務においてダミーデータを付加した現物の引き抜き確認を			
・ 本部現業部署を巡回し、マニ	実施しました。			
ュアルの整備や遵守状況の実態	〇本部現業部署の巡回等により把握した業務実態や意見を踏まえて、企画部署との			
調査を実施する。	協働により本部現業に関するマニュアル等 88 本を策定又は改定し、業務処理要領			
	確認システム(MACS)に掲載する等により周知を行いました。			
④ 外部委託における事務処理誤りの	④ 外部委託における事務処理誤りの防止			
防止				
外部委託に関するルールに従い、	※取組状況は、Ⅱ-2(2)に記載。			
特に業務履行中の委託先の管理を強				

令和3年度計画	令	和3年度計画に対す	する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
化することにより、事務処理誤りの 発生防止を図る。(Ⅱ-2(2)参照。)							
⑤ ルールの徹底 ルールを現場に定着させ、ルール の徹底を確実なものとするため、以 下の取組を行う。	⑤ ルールの徹底						
ア 指示・事務連絡の発出件数の削	○指示・事務連絡の事前審	査において、内容の	確認や発出部署との	調整を徹底するこ	〇指示・事務連絡の発出件数につ	〇ルールを現場に定着させ、ルー	○指示・事務連絡の発出件数を令
減及び発出時期の平準化に努め、	とにより、発出件数につ	いて令和2年度より	りも削減しました。		いては、令和2年度よりも削減	ルの徹底を確実なものとする	和2年度よりも削減した。
関連部署との事前調整を徹底し、	【指示・事務連絡発出状	況:月平均件数】			し、拠点が指示・事務連絡を確	よう、取り組んだか。	
現場にとって「分かりやすい」指	年 度	指示	事務連絡		認しやすい環境の整備を進め		
示・事務連絡とすることにより、	平成 26 年度	350 件	224 件		ました。		
指示等やルールについての理解を	令和2年度	62 件	57 件				
促進し、遵守すべきルールの浸透・ 定着を図る。	令和3年度	51 件	56 件				
	び 12 月の月末 3 営業日1 用で対処していましたが 年度に引き続き、毎月、1 めるなど、一度に指示の 【令和 3 年 12 月、令和 年度 令和 2 年度 令和 3 年度	こ設けている指示・ 、指示等実施要領に 旨示の発出予定件数 発出が集中しないよ	事務連絡の発出制限 定め、厳格化を図り を把握し、1 日の発 う努めました。	期間は、従来、運 りました。また、昨	か、一度に指示の発出が集中し		〇指示·事務連絡の発出制限期間 を指示等実施要領に定めたほか、一度に指示の発出が集中しないよう努めた。
	〇指示等の質の向上を図る	ため、「分かりやす	さ・周知しやすさ」	を観点にした現場			○指示等の質の向上を図るため、
	の職員による指示等の内		指示等の質の向上を	を図りました。			「分かりやすさ・周知しやす さ」を観点にした現場の職員に
	【指示等の内容に対する	1	$\neg$				よる指示等の内容の評価を実
	年度	平均評価点					施した。
	令和2年度	2.70 点					ne ore
	令和3年度	2.90 点					
	(※) 1点~4点(4	点満点)で評価					
	○重要な指示・事務連絡の 場向け解説を日々実施し 維持し、指示・事務連絡 【テレビ会議システムに 年度	、理解度チェックの の理解度の向上を図	平均正答率は、99.4 3りました。				

令和3年度計画		令和3年度計画に	対する取組状況	元		自己評価	評価に当たっての視点	標語評価の理由
	令和2年度	194 件	748 件	26%				
	令和3年度	181 件	614 件	29%	1			
	〇定期異動時期に合わせ かりやすい指示・事務 た。 【指示等文書作成研修 年度 令和2年度	連絡となるよう、発	出部署の職員の			〇研修の実施により、分かりやす い指示・事務連絡となるよう努 めました。		
	令和3年度	3回(86名		] (103 名出席)				
イ 指示・事務連絡の理解度を向上 させるため、テレビ会議システム 等を活用して、指示・事務連絡の 内容に関する研修等を継続的に実 施する。	ルアップのためのアナ	ウンス研修を実施 その振り返りを中	しました。従来心としたより実	の座学中心の	勿級編に加	〇アナウンス研修については、従来から実施していた初級編に加え、より実践的な応用編を実施し、解説者のスキルを向上することで、拠点にとって分かりすいテレビ解説を行うことが		〇テレビ会議システムによる 示・事務連絡の解説を担当す 職員に対し、そのスキルアッ のためのアナウンス研修を! 施した。
	令和2年度 令和3年度 ※初級編4回(94名	2回(50名 6回(136名 出席)、応用編2回	出席)※			できました。		
	Oテレビ会議システムに 点にした現場及び業務 向上を図りました。【テレビ会議システム 年度 令和2年度 令和3年度(※) 1点~4点	品質管理部の職員 による解説に対す。 平均評価点 2.63点 2.90点 4点満点)で評価	による評価を実る現場の評価】	を施し、テレビが	解説の質の			〇テレビ会議システムによる 説の質の向上を図るため、「 かりやすい解説」を観点にし 現場等の職員による評価を 施した。
ウ 重要な指示及び業務処理マニュ	〇発出された指示に関す	る理解度の事後的	な確認及び業務	5処理マニュア	レの再徹底	〇理解度チェックを毎月実施す		
アルの理解度を確認するため定期	を行う仕組みとして、							
的に理解度チェックを実施すると								
ともに、各拠点職員が主体的にル	った拠点の課室・グル	ープに対しては再原	<b>まの理解度チェ</b> ン	ックを実施し、	ルールの徹			
一ル徹底に取り組むため、令和2	底を図りました。	<b>_</b> ,				の平均正答率は 99.4%と高い		
年8月から新たに導入した業務手						正答率を維持できました。		
順に関する小テストである一問一	年度 厚年		国民年金	年金給付	合計			
答を着実に実施する。また、業務	令和2年度 99.1	% 99.3%	99.3%	99. 2%	99. 2%			
処理マニュアルに則して業務が行	令和3年度 99.7	% 99.7%	99.5%	99. 2%	99.4%			

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
われていることを確認するため、	OMACSの利用状況をモニタリングし、1人当たりの閲覧数等に特色が見られた			
業務処理要領確認システム(MA	拠点に対してヒアリングを実施し、拠点からの意見等を踏まえMACSの利用促			
CS)の利用状況のモニタリング	進に係る実地研修を企画しました。			
を行う。	○業務処理マニュアルに定められた業務手順の再徹底を図るため、業務手順に関す	○事務処理誤り事例や監査での		
	る小テストである一問一答を着実に実施しました。実施に当たっては、各制度の事	指摘事項等、拠点に対して特に		
	業実施時期を考慮した問題を検討するとともに、関係部署と連携して、事務処理誤	周知が必要な事項を一問一答		
	り事例や監査での指摘事項等、拠点に対して特に周知が必要な事項に関する問題	で効果的に周知することによ		
	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	り、ルール徹底を図りました。		
エ 理解度チェックの結果を地域部		〇理解度チェックの実施結果を		
はじめ本部関係部署間で情報共		地域部と共有し、連携して現場		
有・連携して、必要な対策を実施		指導を実施することにより、ル		
するとともに、理解度チェックの		一ル徹底を図りました。		
結果及び業務処理要領確認システ	し、指導を実施しました。ヒアリング及び指導の結果は拠点長にフィードバックす			
ム(MACS)の利用状況のモニ				
タリングを踏まえ、ルール徹底が				
不十分と認められる拠点に対して				
は、訪問等により個別指導を行う。	を図りました。			
また、現場から意見や好取組事				
例を収集して横展開するなど、現				
場目線で、業務処理マニュアルの				
利便性向上を図るとともに、理解				
度を高めるために有効な取組を実				
施する。				
(2) リスク管理とコンプライアンス確保	(2) リスク管理とコンプライアンス確保の取組		(2) リスク管理とコンプライア	
の取組			ンス確保の取組	
① リスク管理	① リスク管理			
「情報セキュリティリスク」、「シ	〇「情報セキュリティリスク」、「システムリスク」及び「事務リスク」に関するリス		〇各種リスクについて、各セグメ	〇機構全体のリスク管理体制に
ステムリスク」、「事務リスク」及び	ク管理の取組を着実に実施しました。		ントに応じリスクアセスメン	ついて、セカンドラインの実効
「災害その他リスク」について、各	〇「災害その他リスク」については令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症		ト等を活用したリスクの把握	性を担保するため、サードライ
セグメントに応じリスクアセスメ	の感染拡大への対応が大きな課題でしたが、「日本年金機構における新型コロナウ		及び発現の防止に取り組んだ	ンである監査部の役割を明確
ント等を活用したリスクの把握及	イルス感染症対策ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づく対策を		か。	化して、体制強化を実施するな
び発現の防止を図るため、以下の取	徹底するとともに、感染者が発生した際には、拠点閉鎖に伴うお客様対応や消毒等			ど、組織再編及び体制の見直し
組を実施する。	を適切に対応しました。			を行った。
	また、首都直下型地震に備えるための年金給付のBCPに関するシステム対応等			
	については、予定どおり実施しました。			
	〇機構全体のリスク管理体制について、より実効性・効率性を高めるため、以下のと			
	おり組織再編及び体制の見直しを行いました。(令和4年4月~)			
	・本部事業管理部が所掌する本部現業の事務リスク管理機能をリスク統括部及び			

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	業務品質管理部へ移管			MI IEW SEE
	・リスク統括部が所掌するシステムリスク管理機能をシステム企画部へ移管			
	・セカンドラインの実効性を担保するため、サードラインである監査部の役割を明			
	確化して、体制強化を実施			
ア 情報セキュリティリスクへの対	  ア 情報セキュリティリスクへの対応			
応				
外部専門家による情報セキュ	〇年金給付システム、日本年金機構ホームページ等に対し、外部の専門家による情報	〇情報セキュリティリスクにつ		〇情報セキュリティリスクへの
リティリスク分析評価及び脆弱	セキュリティリスク評価・分析及び脆弱性診断を実施しました。また、情報セキュ	いて、外部の専門家による分		対応について、外部の専門家に
性診断等の結果等について、定期	リティリスク管理要領に基づき改善が必要な事案について、改善計画を策定し、改	析・評価及び脆弱性診断を実施		よる分析評価及び脆弱性診断
的にリスク管理委員会へ報告す	善状況の進捗状況についてリスク管理員会へ報告を行い、適切な進捗管理を図り	しました。また、情報セキュリ		を実施した。また、改善が必要
るとともに、把握したリスクに対	ました。	ティリスク管理要領に基づき		な事案について、リスク管理委
する対応方針、対応状況について		改善が必要な事案について、適		員会に報告し、進捗管理を図っ
確認し、必要な対応を行う。		切な進捗管理を図りました。		<i>t</i> =.
イ システムリスクへの対応	イ システムリスクへの対応			
各種システムに関する運用状	〇各システムの障害発生状況について確認するとともに、発生した障害について必	〇システム障害発生状況の確認		〇システムリスクへの対応につ
況、セキュリティポリシーや規程・	要な対応を行いました。引き続き、それらの原因を分析し、同様の障害が発生しな	及び必要な対応を行うととも		いて、リスク管理委員会に報告
要領の遵守状況等について、定期	いよう必要な対策を講じるとともに、障害発生状況や対応状況等について、リスク	に、同様の障害が発生しないよ		し、情報の共有を図った。
的にリスク管理委員会へ報告する	管理委員会に報告を行いました。	う必要な対策を講じ、リスクの		
とともに、外部専門家も活用して、	また発生したシステム障害について、システム部門と開発受託者等で真因分析等	低減を図りました。また、その		
システム障害の分析等により把握	を行い、より効果的な再発防止策の検討を行いました。	状況についてリスク管理員会		
したリスクに対する対応方針、対		に報告を行い情報の共有を図		
応状況について確認し、必要な対		りました。		
応を行う。				
ウ 事務リスク・信頼リスクへの対	ウ 事務リスク・信頼リスクへの対応			
応				
主管部において、定期的にリス				
クを把握し、適切に対応を行うた				
め、以下の取組を行う。				
・ 拠点長からの日次の業務報	〇拠点長からの日次の業務報告書等に係るモニタリング等を確実に行うことで、顕	〇拠点長からの日次の業務報告		○事務リスク・信頼リスクへの対
告、事務処理誤り報告、お客様	在化したリスク、潜在的なリスクを早期に発見して、本部内で情報共有を図るとと	書等のモニタリング等により、		応について、年次公表に合わ
の声及び届書処理状況の点検を	もに、個別に対応を行いました。また、事務処理手順の確認を行い、手順に不明確	リスクの早期把握及び早期対		せ、事務処理誤りの点検・分析
行う。	な点等があった際には見直しを図る等の対応を行いました。	応を行いました。		及びその結果の周知を実施し
・ 事務処理誤り報告の年次点検	○事務処理誤りの年次公表に合わせて、事務処理誤りの点検・分析を行い、その結果	〇年次公表に合わせ、事務処理誤		た。
を行い、事務処理誤りの原因等	について、リスク管理委員会へ報告するとともに、拠点に向けては事務連絡での周	りの点検・分析及びその結果の		
の分析を行う。	知を行うことで、事務処理ルールを徹底し、再発防止を図りました。	周知を実施し、事務処理ルール		
		を徹底し、リスクの低減を図り		
		ました。		
・ 本部現業部門で発生するリス	〇本部現業部門で発生するリスクを早期に把握するため、本部現業の実施状況など	〇本部現業の実施状況や進捗状		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
クを早期に把握するため、本部	を日次で報告する仕組みや管理ツールを活用した進捗管理の仕組みを通じて、経	況を把握する新たな仕組みを		ALIE W. ZEE
現業の実施状況などを日次	常的にモニタリングを行いました。	構築し、機構幹部や関係部署へ		
で報告する仕組みや管理ツール		の情報伝達を速やかに行い、リ		
を活用した進捗管理の仕組みを		スクの把握に努めました。		
通じて、経常的にモニタリング				
を行う。((1)③再掲。)				
・お客様対応業務システム、監	○事務処理誤りの発生状況、監査結果などの各種指標を用いたモニタリングを実施	┃○拠点に対するモニタリングを┃		
査結果などの各種指標を用いた	のうえ、リスクが高い拠点を把握し、関係部署への情報提供のうえ、拠点長に対す	強化してリスクの高い拠点を		
モニタリングにより、リスクが	る事務処理誤り事例等の周知・注意喚起を行い、リスクの未然把握及び発現防止に	早期把握し、リスクの未然把握		
高いと考えられる拠点を把握	取り組みました。	を行うとともに、そのリスクの		
し、リスク発生の未然防止を図		発現を防止するための対応を		
る。		行いました。		
エ 業務継続計画(BCP)の見直	エ 業務継続計画(BCP)の見直し(災害その他リスクへの対応)			
し(災害その他リスクへの対応)	【非常時の年金給付体制の見直し等】			
【業務継続計画(BCP)の見直し】	〇首都直下型地震等により機構本部が被災した場合に備えて遠隔地に設置している	〇非常時の年金支払環境につい		〇非常時の年金支払環境につい
災害等の非常時における年金給	年金支払システム及び被災後の高井戸の年金支払システムの機能改善に向けて、	ては、システム面・運用面とも		て、システム面・運用面の改善
付継続のためのシステムについ	計画どおりにシステム改修を進めました。	に改善を着実に進めました。		を進めた。
て、外国居住者への支払や年金か	システム改修により、遠隔地において、直近のバックアップデータに基づく年金支			
らの各種特別徴収の実施等の機能	払の実施、外国居住者への支払や年金からの各種特別徴収の実施等の機能を追加			
強化を行うとともに、訓練の実施	しました。また、被災後の高井戸本部において、遠隔地での支払との差額計算が可			
等、運用面の強化を図る。	能な機能を追加しました。			
また、記録管理システム、刷新	併せて、遠隔地における人員面等を含めた実施体制の見直しを行い、遠隔地での支			
システムのバックアップ体制、年	払に必要な人員配置を行うなど運用面の改善を図りました。			
金事務所の電源確保等、大規模災	この結果、年金支払に関しては全般的にバックアップ機能を強化することとなり			
害時の対応について、引き続き検	ました。			
討を進め、方針を策定する。				
	〇非常時における拠点の電源確保について、拠点の社用車を活用した電源確保の実	〇拠点における非常時の電源確		〇拠点における非常時の電源確
	施に向けた準備を行い、検証を開始しました。	保等の非常時の業務継続の対		保等の非常時の業務継続の対
		応については、引き続き検討を		応について、一部施行実施し
		進め、一部試行実施しました。		<i>t</i> =.
	○津波浸水による被害が想定される拠点において、避難における最低限の行動等に	○津波リスクのある拠点につい		○津波リスクのある拠点につい
	ついて整理した避難手順書の作成を行いました。	ては、避難手順書を作成し、お		て、避難手順書を作成した。
		客様・職員の人命を守るための		
		対応を行いました。		
【新型コロナウイルス感染症への対	【新型コロナウイルス感染症への対応】			
応】				
・ 新型コロナウイルス感染症対	〇お客様及び職員の安全のため、マスクや消毒液の確保、アクリルパーテーションの	〇「ガイドライン」の改善、本部		〇新型コロナウイルス感染症へ
策の基本的事項を定めた「日本	設置等を行いました。	及び各拠点において「感染予防		の対応について、お客様及び職

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
イルス感染症対策ガイドライン」という。)に基づく対策について、各拠点に設置した新型コロナウイルス感染予防対策委員会で遵守状況を確認する。 ・ 機構本部に設置した日本感染予防対策委員会において、各機構新型コロナルス感染を確認するに設置した日本感染が対策委員会において、各とインの対応状況を確認するに、必要にでガイドラムの改正を行う。 ・ 役職員等に新型コロナウイル、お客様の安全を最優先に考え、保健所等の関係機関と連携の	イルス感染予防対策委員会」を中心に実施し、同委員会で遵守状況を確認しました。  〇機構本部に設置した「日本年金機構新型コロナウイルス感染予防対策委員会」において、各拠点の対応状況を確認するとともに、必要に応じてガイドラインの改正を行いました。  ○感染者が発生した場合は、お客様及び職員の安全確保を最優先として、拠点の閉鎖、消毒の実施等を行いました。  ○政府から新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令された地域等において、感染拡大防止に資する観点から、在宅勤務、時差出勤、超過勤務の縮減及び戸別訪問の停止等の対応を行いました。  ○新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を推奨する観点から新型コロナワクチン接種に要する時間について勤務時間の特例を設け、副反応等により体調不良が生じ療養する必要がある場合に特別休暇を取得できるよう対応しました。また、機構職員の感染拡大防止対策のため、日本年金機構健康保険組合と連携して職域接種を実施しました。(令和3年9月~10月(1回目、2回目):1,168名接	対策委員会」の設置等を行うと ともに、マスクや消毒液の確保 など行いお客様及び職員の安 全確保に努めました。また、感 染者の発生に当たっては、お客 様及び職員の安全確保を最優 先として、拠点の閉鎖、消毒の 実施等を行いました。		員の安全確保に努めた。
	ました。 【各種研修の実施】 ア 役員及び本部グループ長以上を対象とした研修 本部管理職としてのリスク管理やコンプライアンス確保に向けたマネジメントの向上を目的として外部講師による研修を実施・テーマ「企業不祥事例から考えるコンプライアンス・リスク管理の実務」 イ 各拠点のコンプライアンス責任者や推進者等を対象とした研修 新任所長研修、新任副所長研修及び新任管理職研修の機会を活用して、コンプ	員の意識を高めるための各種 研修の実施や、グループウェア 等を活用し、効果的で多様な情 報発信を行いました。	② コンプライアンス確保 〇不祥事の防止・コンプライアン ス確保に取り組んだか。また、 役職員の不祥事に対しては、厳 正に対処し、役職員に対し、綱 紀粛正の徹底を図ったか。	〇リスク管理意識やコンプライアンス意識を職場内に浸透・定着させるため、各種研修の実施、グループウェアを活用した情報発信等に取り組んだ。

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	【グループウェアを活用した情報発信】 ア コンプライアンス・ミニ講座 全役職員に対し、コンプライアンス意識の向上につながる情報を発信(毎月) イ リスク・コンプライアンス講座 全役職員に対し、コンプライアンス意識を維持向上させるための情報を発信 (機構内報掲載:年4回) ウ リスコン通信 各拠点のコンプライアンス責任者等に対し、管理者としてのマネジメントの向上のための情報を発信(年4回) 〇コンプライアンス意識の通の実施 役職員のコンプライアンス意識の現状等を把握し、今後のコンプライアンス確保への取組の推進に役立てることを目的として、10月に全役職員を対象にコンプライアンス意識の現状等を把握し、今後のコンプライアンス確保への取組の推進に役立てることを目的として、50月に全役職員に付報提供しました。また、調査結果を取りまとめ、コンプライアンス委員会に報告するとともに、全役職員に情報提供しました。  ○コンプライアンスに関する自己点検 役職員のコンプライアンス意識の自己確認を促し、総続的な意識喚起を効果的かつ効率的に図ることを目的として、「コンプライアンスに関する自己点検」を、コンプライアンスと密接に関係する「個人情報保護に関する自己点検」を、コンプライアンスと密接に関係する「個人情報保護に関する自己点検」をいては、拠点長が確認することで問題点を把握し、必要な指導の実施や意識改善を行う契機とするとともに、自己点検が形骸化しないよう、適宜、点検項目の見直しやスト項目を設ける等の取組を行いました。 ○制裁処分の状況 ・コンプライアンス上、問題の疑いがある事案について事実確認の調査を行い、令和3年度は19件について制裁処分を行いました。 ・制裁処分を行った場合、職員制裁規程に基づき、減給以上は即時公表(論)首解雇1件及び停職1件)、戒告は半期ごとに公表(1件)するとともに、年2回、全拠点に対し、制裁処分の情報提供及び同様事案発生防止に係る注意喚起を発信しました。 ・また、これまで発生した問題事案を踏まえ、諸規程の改正や研修資料に反映させるなど、再発防止に努めました。	〇役職員のコンプライアンスにに関する意識調査を実によれており、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは		〇コンプライアンス上、問題の疑いがある事案について、事実確認の調査を行い、制裁処分を行った。また、年2回、全拠点に対し、制裁処分の情報提供及び同様事案発生防止に係る注意喚起を発信するなど、再発防止に努めた。
③ 情報共有の促進 組織一体化のため、本部内や本部 と現場間の情報共有を促進する。ま	③ 情報共有の促進		③ 情報共有の促進 ○組織一体化のため、本部内及び 本部と現場の間の情報共有を	
た、厚生労働省との情報共有体制を			促進したか。また、厚生労働省	

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
引き続き確保し、連携・相互理解を 促進する。			との情報共有体制を引き続き 確保し、連携・相互理解を促進 したか。	
ア 本部と現場の情報共有 ・ 拠点情報を的確に把握し現場	   ア 本部と現場の情報共有   ○地域部の部長、グループ長、事業推進役(地域マネージャー)がそれぞれの役割に	○地域部の部長、グループ長、事		〇地域部の部長、グループ長、事
と本部との情報共有を行うた				* 業推進役による拠点訪問及び
め、地域部の部長、グループ長、	※ ひて打りた拠点が向及び アレビ玄巌 アステムによる 意見を戻っ 過じて、 墨軒来 務への取組、ルールの徹底、今後の方針等を現場に浸透させるとともに、課題や問			テレビ会議システムによる意
地域マネージャーそれぞれの役	題点を十分に把握し、本部と現場の間の情報共有を進めました。	ステムを通じて、本部と現場間		見交換を通じて、本部と現場の
割に応じて拠点訪問又はテレビ	(令和3年度は拠点訪問を2,046回、テレビ会議を活用した拠点確認を422回実			間の情報共有を進めた。
会議システムを積極的に活用	施しました。)	部が把握した現場の情報を、幹		HIV HTK/ H C/EV//Co
し、現場意見の吸収に努め、本		部役職員、関係部署へ報告する		
部施策に反映させる。		ことで、引き続き迅速な現場へ		
<ul><li>・ テレビ会議システムの活用に</li></ul>		の助言・指導、ルールの徹底が		
より、指示等の更なるルール徹		図られました。(令和3年度は		
底を図るとともに、現場からの		拠点訪問を 2,046 回、テレビ会		
意見を迅速に把握するなど、本		   議を活用した拠点確認を 422		
部と現場の情報共有をより一層		回実施しました。)		
促進する。				
・ お客様対応の状況など現場で	│ │○本部が現場で発生した事象を迅速に把握するため、拠点長による日次報告を実施	〇拠点長からの日次報告は定着		
起きている主要な事柄を本部が	しました。	しており、本部における現場の		
迅速に把握するため、引き続き、	○特記すべき事象が報告された場合は、地域部や拠点長に当該事象の詳細(原因、規	状況把握・事案対応の迅速化が		
拠点長からの日次での業務報告	模、影響度等)を確認して、関係部署と協議の上、未然防止策及び再発防止策を策	図られ、課題解消並びに再発防		
を実施する。	定しました。	止に向け本部と現場が一体と		
		なった取組を行いました。		
イ 本部内の情報共有	イ 本部内の情報共有			
・ 本部経営企画部が本部内の情	〇経営企画部を事務局とする常勤役員会を、令和3年度も継続して原則毎週1回開	〇新型コロナウイルス感染症の		○原則毎週の常勤役員会の開催
報共有の責任部として責務を果	催し3月末までに46回開催(協議案件:152件、報告案件:154件)しました。	影響下にあっても、感染防止対		により、本部内の情報共有を図
たすとともに、本部各部室は主	これにより、経営上重要な案件について役員が合議する体制を継続するとともに、	策を徹底しつつ原則週1回開		った。
要課題についての対処状況を常	役員間の組織横断的な議論により、本部内の情報共有を図りました。	催し、組織内の情報共有・合議		
勤役員会に報告し、情報共有を		体制として有効に機能させ、引		
図る。		き続き経営上重要な案件等の		
・ 外部委託に係る本部内情報共	※取組状況は、Ⅱ-2(2)に記載。	共有が図られました。		
有を図るため、事業担当部署が				
行った委託業者の検査等の内容				
を調達企画部が審査し、問題を				
把握した場合は、リスク統括部				
を通じてリスク管理委員会へ報				
告する取組を徹底する。				

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語
・ 本部内情報共有を図るため、本部現業部門のグループ長が日次で業務の実施状況等を報告する取組を実施する。 (II-1.(1)①イ及びII-1.(2)①ウ参照。) ウ 厚生労働省との情報共有の推進・ 組織的に継続して取り組むべき課題の進捗管理表を引き続き作成し、年金局と機構の定例連絡会議で報告する。 ・ 年金局と機構との連携、相互理解を促進するため、年金局間員と機構職員の相互の人事交流を推進する。 (3)適正な監査の実施のため、内部監査部門として以下の取組を行う。	※取組状況については、II-1(1)①イ及びII-1(2)①ウに記載。  ウ 厚生労働省との情報共有の推進 〇厚生労働省年金局と機構の双方の幹部による定期連絡会議を、令和3年度も継続して原則隔週で開催し、組織的に継続的に取り組むべき課題の進捗状況や問題点について情報と認識の共有を図りました。  〇厚生労働省年金局と機構との連携・相互理解を促進するため、厚生労働省(年金局)職員と機構職員の相互の人事交流を実施するとともに、引き続き厚生労働省職員の常駐を受け入れました。  (3) 適正な監査の実施 〇機構全体のリスク管理体制の見直しを踏まえ、監査部内の所掌業務の見直しを行い、令和4年4月より、リスク管理機能の有効性や実効性を確認する体制としました。		(3) 適正な監査の実施 〇適正な監査の実施のため、監査 体制の充実並びに実効性ある 監査の実施及び監査手法の確	評価の理由  ○原則隔週の定期連絡会議の開催等により、厚生労働省との情報共有を推進した。
けた検証などの現行チェック体 制の更なる整備を進め、品質管理	<ul> <li>・監査第1Gが担っていた会計監査、個別テーマに関する監査は、監査第2Gへ移管しました。</li> <li>・監査第3Gの所掌(外部委託監査)を監査第2Gへ移管しました。</li> <li>・監査第2Gの所掌(情報セキュリティ、システム監査)を監査第3Gへ移管しました。</li> <li>① 監査体制の充実</li> <li>〇システム及び情報セキュリティ監査等の高度な専門的知識を必要とする分野において、外部専門家や部内の知見を有する職員を講師とした、専門的知識の習得を目的とした研修を実施しました(全5回)。</li> <li>〇その他、新任者研修、高度専門職(監査アドバイザー)及び監査部長による参画型集合研修(内部監査ケーススタディ/全4回)を実施するとともに、監査部内にお</li> </ul>	〇システム及び情報セキュリティ監査等の高度な専門的知識 を必要とする分野において、外 部専門家や部内の知見を有す る職員を講師とした研修を実	立に取り組んだか。 ① 監査体制の充実	○外部専門家や部内の知見を有する職員を講師とした研修を実施するなど、監査を担う人材の育成に取り組んだ。 ○業務検査調書の複層的なチェ
	けるOJTを実施するなど、監査を担う人材の育成に努めました。	施し、知識の習得を図りました。 〇新型コロナウイルス感染拡大により外部機関研修の活用が		ックや品質管理担当者による 品質確認を行うなど体制の整 備を図った。

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
		困難となる中、より実践的な研		
		修の実施を通じ、監査を担う人		
		材の育成を行いました。		
	〇昨年度見直しを行った業務検査調書の品質確認体制(各業務検査グループと企画	〇業務検査調書の複層的なチェ		
	調整グループによる複層的なチェック体制)の定着を図るとともに、各監査グルー	ックや品質確認を着実に実施		
	プにおいても品質管理担当者による品質確認を行いました。	することで、当該調書の均質性		
		を確保しました。		
② 実効性ある監査の実施及び監査手	② 実効性ある監査の実施及び監査手法の確立		  ② 実効性ある監査の実施及び	
法の確立			監査手法の確立	
<ul><li>リスクの高い業務プロセスに焦</li></ul>	○新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえた往査日程の機動的な変更や往査時	〇感染拡大状況を踏まえた往査		○事務処理誤りの発生状況を踏
点を当てた検査項目の設定や検査	の感染防止対策の徹底により、全拠点(312年金事務所、15事務センター、2年金	日程の前倒しや拠点の感染状		まえた検査項目を設定するな
手法の見直しにより、実効性ある	センター) 及び本部全部署(46 部署) に対して業務検査を実施しました。拠点の規	況を踏まえた機動的な往査日		ど、実効性ある業務検査を実施
業務検査を実施する。	<b>律保持や事務処理の適正性を確認している業務検査の評価結果は、年々向上して</b>	程の変更、また、被監査部署の		した。
	おります。	理解を得るための往査時の感		
		染防止対策の徹底により、全拠		
		点・全部署の往査を実施しまし		
		た。		
	○実効性ある業務検査に向け、令和2年度の検出結果や事務処理誤り発生状況を踏	〇効果的な業務検査実施のため		
	まえた検査項目の選定に加え、ルール策定部署とのリスク認識に関する意見調整	に、ルール策定部署との意見調		
	を踏まえた項目の設定を行いました。	整を踏まえた検査項目の設定		
	○年金センターの業務検査については、事務処理誤り発生状況を踏まえ、現場確認を	や、現場確認を含めた予備調査		
	含めた事前の予備調査を実施、業務の実態把握をした上で、検査手続の設定を行い ました。	を行いました。		
・ 業務検査の評価結果が低い拠点	ました。   ○業務検査結果が低評価であった9拠点・5部署に対し、改善取組の有効性を評価	│ │○業務検査結果が低評価であった		○業務検査結果が低評価であっ
に対し、改善取組の有効性を確認	し、改善促進を図るよう、フォローアップ監査を実施しました。なお、令和2年度	拠点・部署に対してフォローア		た拠点・部署に対してフォロー
するとともに、各種報告データの	にフォローアップ監査を実施した全 15 拠点において、今年度の業務検査の評価結	ップ監査を実施し、改善を図り		アップ監査を実施し、改善を図
分析結果等を踏まえた指導型のフ	果が向上しており、効果が出ていると考えています。	ました。なお、令和2年度にフ		った。
ォローアップ監査を実施する。	○また、各種報告データの分析結果等よりリスクの高い拠点を選定し、主体的な業務	ォローアップ監査を実施した全		
	改善を促すことに重点をおいた指導型のフォローアップ監査を3拠点で実施、一	15 拠点において、今年度の業務		
	定期間後の効果測定において、モニタリングデータの改善や拠点全体での課題の	検査の評価結果が向上してお		
	共有化及び改善対応の実施等を確認しました。	り、効果が出ていると考えてい		
		ます。		
・ 監査の結果に基づき、本部関係	〇月例の監査報告会において、役員・本部関係部署の長に対し監査結果報告を行い、	〇監査報告会における改善提言		
部署に対して必要なルールの見直	拠点及び本部における問題点を共有するとともに、業務検査については、継続して	を受け、本部関係部署より指示		
し等について、情報提供や改善提	検出率が高い検査項目(労務の管理状況、個人番号利用事務の実施状況)について	が発出されるなど、規律性保持		
言を行い、その改善対応の状況等	原因分析及びリスク評価を実施、改善策について本部関係部署に連携しました。	の働きかけを行うことが出来		
を確認する。 ・ 以下の項目について、重点的に		ました。		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
取り組む。				
i 内部統制システムの有効性等	〇内部統制システムの有効性等に関し、「ITへの適切な対応」「調達業務」「会計業	〇拠点と本部関係部署を一体的		
に関して、拠点及び本部関係部	務」「徴収業務」「可搬型窓口装置の利用及び管理」をテーマとして監査を実施しま	に監査することにより、業務の		
署に対する横断的な監査を行う	した。「可搬型窓口装置の利用及び管理」に関する監査においては、各種管理簿類	効率化に繋がりました。		
とともに、必要に応じて監査項	の整備・運用状況について、拠点と本部関係部署を一体的に監査することにより、			
目及び監査手法を見直し、より	管理簿の電子申請化等業務の効率化に繋がりました。			
効果的な監査を実施する。				
ii システム及び情報セキュリテ	〇システム監査や外部委託監査において、システム関係の外部専門家を調達し、技術	〇外部専門家の知見を取り入れ		
ィ対策、調達プロセス及び外部	的支援を受けることにより、専門的な知見を取り入れた、監査の着眼点や監査対象	た監査の着眼点や監査対象範		
委託業務に関して、外部専門家	範囲の設定、情報セキュリティ対策に関する改善提言を実施しました。	囲の設定、改善提言を行うとと		
の知見を活用した監査項目の設	〇また、厚生労働省年金局事業企画課監査室による機構の外部委託監査の結果に対	もに、外部委託業務に関しては		
定や監査手法の検証・見直しを	する監査意見を、機構の監査に適切に反映しました。	共同で監査を実施することに		
行い、より効果的な監査を実施		より、ノウハウの習得に努めま		
する。		した。		
		Oまた、検出事項に基づく本部関		
		係部署に対する改善提言を実		
		施しました。		
iii 継続的・自律的なセキュリテ	〇情報セキュリティリスクのマネジメントサイクルにおける課題管理の適正性につ	〇継続的な監査を実施すること		
ィマネジメントサイクル(PD	いて四半期ごとに監査を実施しました。	で、個々の案件の課題管理に加		
CAサイクル)における課題管		え、PDCAサイクル全体の機		
理が適正に実行されているか通		能発揮状況の確認を行いまし		
年で定期的に監査を実施する。		<i>t</i> =。		
(4) 契約の競争性・透明性の確保等	(4) 契約の競争性・透明性の確保等		(4)契約の競争性・透明性の確保	
			等	
契約の性質に応じた適正かつ合理的	〇契約の性質に応じた適正かつ合理的な契約方法の活用を図るため、継続的に研修		○契約の競争性・透明性の確保及	
な契約方法の活用、各業界の動向や見	を実施するとともに、各業界の動向や見積額の妥当性の分析による調達案件の厳		びコストの削減に努めつつ、業	
積額の妥当性の分析による調達案件の	正な審査・点検の実施等により、契約の競争性・透明性の確保及びコストの削減に		務の正確性及びサービスの質	
厳正な審査・点検の実施等により、契	努めつつ、業務の正確性とサービスの質の向上に取り組みました。		の向上を図ったか。	
約の競争性・透明性の確保及びコスト				
の削減に努めつつ、業務の正確性及び				
サービスの質の向上を図る。				
① 調達手続の適正化	① 調達手続の適正化			
調達関係諸規程等の適正な取扱い	〇令和4年3月に公正取引委員会が、平成28年5月~令和元年10月に機構が発注	〇談合が行われていたことは極		〇公正取引委員会から談合情報
の徹底のため、「本部調達手続ガイド	したねんきん定期便等の作成・発送業務の入札について、談合が行われていたとし	めて遺憾であるとともに、公正		に接した場合の対応等が適切
ブック」を随時改定するとともに、	て、違反事業者(26社)に対して、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納	取引委員会から談合情報に接		でなかったと改善要請があっ
その内容について事業担当部署に対	付命令を行いました。また、これらの命令と同時に、機構に対して、	した場合の対応等が適切でな		たことについて、電子入札の早
し研修を定期的に実施する。また、	・今後、談合情報に接した場合には、公正取引委員会に適切に通報し得るよう所要	かったと改善要請があったこ		期導入や機構内のルールの見
調達の実務に精通した人材を育成す	の改善を図ること	とについては、重く受け止め、		直し等に関し同委員会の指導

				標語
令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	評価の理由
るため、外部機関が実施する調達分	・入札前に他の入札参加者を把握することができないよう、入札方法の見直しな	電子入札の早期導入や機構内		を仰ぎながら検討を進めた。
野の専門研修を受講し、知識の向上	ど、適切な措置を講じること	のルールの見直し等について、		
を図る。	が要請されました。	公正取引委員会の指導も仰ぎ		
調達手続きの透明性の確保、品質・	当機構は、当該事案を踏まえ、当該事業者に対して競争参加資格停止措置を実施す	ながら検討を進めてまいりま		
競争性の向上及び事務の効率化の観	るとともに、違約金・損害賠償請求に向けた準備を進めました。	す。		
点から、電子入札システムの導入に	また、当該要請を踏まえ、			
向けた検討を行う。	・談合情報に接した場合、公正取引委員会に適切に通報すべく、機構内のルールの 見直し			
	・入札方法について入札参加者同士の接触を避ける観点から、電子入札の早期導入			
	について、公正取引委員会の指導も仰ぎながら検討を進めてまいります。			
	令和3年度については、計画に基づき以下の取組を行いました。			
	○調達関係諸規程等の適正な取扱いの徹底のため、「本部調達手続ガイドブック」を	〇調達関係諸規程等の適正な取		〇事業担当部署への研修を定期
	随時改定するとともに、その内容について事業担当部署の延べ 555 名の職員に対	扱いの徹底のため、事業担当部		的に実施し、調達関係諸規程等
	し、定期的(5月、11月)に研修を実施しました。	署への研修を定期的に実施し		の適切な取扱いの徹底を図る
	○また、調達の実務に精通した人材を育成するため、外部機関が実施する調達分野の	ました。併せて、調達実務に関		とともに、外部機関が実施する
	専門研修について、延べ36名の職員が計19回受講し知識の向上を図りました。	する人材育成の観点から外部		専門研修により人材育成を図
	○調達手続の透明性の確保、品質・競争性の向上及び事務の効率化の観点から、関係	機関が実施する調達分野の専		った。また、調達手続の透明性
	部署と電子入札システムの導入に向けた検討を開始し、情報提供依頼に向けて調	門研修にも積極的に参加しま		の確保等を図るため、電子入札
	達手続を進めました。	した。また、電子入札システム		システムの導入に着手した。
		について具体的な調達手続を		
		開始しました。		
② 適切な調達方法の選択	② 適切な調達方法の選択			
契約について、契約の競争性・透	〇調達における競争性・透明性の確保を図るため、競争入札に付すことを徹底し、契	○競争性のある契約について、競		○競争性のある契約について、競
明性の確保を図ることを徹底し、契	約予定価格が少額のもの、複数年継続しての契約を前提とした更新契約、事務室等	争入札に付すことを徹底しま		争入札に付すことを徹底し、競
約予定価格が少額のもの、複数年継	の賃貸借、ビルの指定清掃業者等との契約を除いた競争性のある契約について、	した。また、年金個人情報を取		争性・透明性の確保を図った。
続しての契約を前提とした更新契	641 件を一般競争入札(不落随契となったものを含む。)に付しました。	り扱う外部委託については、全		また、年金個人情報を取り扱う
約、SLA随契、事務室等の賃貸借、	〇年金個人情報を取り扱う外部委託については、181 契約全件に全省庁統一資格の本	省庁統一資格の本来等級の適		外部委託については、本来等級
ビルの指定清掃業者等との契約を除	来等級以上の等級を適用するとともに、調達委員会において業務品質を確保する	用の原則化、業務品質を確保す		を適用することとし、事業者の
き、競争性のある契約については、	ために事業者の履行能力を見極める必要があると判断された 11 契約全てについて	るために事業者の履行能力を		履行能力を見極める必要があ
一般競争入札による競争入札に付す	総合評価落札方式を適用しました。	見極める必要があるものは、総		るものについては、総合評価落
ことを徹底する。		合評価落札方式を適用し業務		札方式を適用し、業務品質の向
また、年金個人情報を取り扱う外		品質の向上に努めました。		上等に努めた。
部委託について、全省庁統一資格(A				
~D等級)の本来等級の適用を原則				
とするとともに、業務品質を確保す				
るために事業者の履行能力を見極め				
る必要があるものは、総合評価落札				
方式の適用を原則とする。				

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
③ 調達委員会による事前審査等	③ 調達委員会による事前審査等			
<ul><li>調達委員会において、公正性及</li></ul>	〇年度当初に年間調達計画額を定めて調達実績の状況を定期的に把握し、調達委員			
び効率化の観点から、年度を通じ	会において報告・審査するなど進捗管理を行うとともに、一定額以上の調達案件の			
た調達の進行管理を行うととも	事前審査として、調達委員会等を 24 回開催し、178 案件について、入札方式、参			
に、業務の正確性とサービスの質	加資格、調達単位、コンティンジェンシープラン等の審査を行いました。			
の重視及び事業リスクの観点も踏				
まえ、入札方式、参加資格、調達				
単位、コンティンジェンシープラ				
ン等について、一定額以上の調達				
案件の事前審査等を行う。				
・調達委員会の審査を経た調達計	〇調達委員会の審査を経た調達計画に基づき年間の調達計画額を定めるとともに、	〇調達委員会等において、入札方		〇調達委員会の審査を経た調達
画に基づき年間の調達計画額を定	少額の随意契約の場合も入札に準じてホームページに見積公告を掲載するなど、	式の妥当性などの調達の適正		計画額について、競争性のある
めるとともに、総合評価落札方式	調達業務における競争性・透明性の確保及び業務の正確性とサービスの質の向上	化、透明性の確保及び業務の正		契約に係る年間調達計画額を
を適用するものを除く競争性のあ	を図りつつコスト削減に努め、総合評価落札方式を適用するものを除く競争性の	確性とサービスの質の向上を		10%以上削減した。
る契約について、当該計画額の	ある契約について年間調達計画額(31,058百万円)からの削減額は10,261百万円、	図りつつコスト削減に努め、削		
10%以上を削減することを目指	削減率は33.0%となりました。	減率は目標の 10%を上回りま		
す。		した。		
④ 複数年契約等合理的な契約形態の活	   ④ 複数年契約等合理的な契約形態の活用			
用				
業務の効率化及び業務品質の維	│ ○複数年契約を積極的に活用し、建物賃貸借、業務委託及びシステム関係の保守業務	〇複数年契約等合理的な契約形		〇複数年契約を積極的に活用す
持・向上を図る観点から、年度毎に	等、令和3年度は839件の複数年契約を締結しました。また、事前の情報提供依頼	態を活用するなど業者が受託		るとともに、事前の情報提供依
仕様内容を変更することが無いと判	(RFI)も参考に、調達単位を適切に分割するなど、業者が受託しやすい契約と	しやすい環境の整備に努めま		頼(RFI) などを参考に、
断される長期契約が可能な調達案件	なるよう努めました。	した。		調達単位を分割するなど業者
などについて、複数年契約等合理的				が受託しやすい環境の整備に
な契約形態を活用し、業者が受託し				努めた。
やすい環境の整備に努める。				
また、業者の履行能力に問題が生				
じることがないよう、必要に応じて				
調達単位を適切に分割する。				

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
2. 個人情報の保護				評価: B
お客様の大切な個人情報(年金個人	○情報セキュリティ対策の強化に当たっては、厚生労働大臣の業務改善命令(平成	〇情報セキュリティ対策の強化	〇情報セキュリティ対策の強化	〇情報セキュリティ対策の強化
情報及び特定個人情報(マイナンバ	27 年 9 月)を踏まえて策定した「業務改善計画」(同年 12 月) に沿って、組織	に当たっては、「業務改善計画」	を図る観点から、「業務改善計	について「業務改善計画」に基
一))を確実に保護し適切に管理するた	面、技術面及び業務運営面の取組を進め、再発防止のために必要な対処を行って	に沿って進めてきた、組織面、	画」に基づき進めてきた「組織	づく取組が以下のとおり維持・
め、以下の取組を行う。	きました。	技術面及び業務運営面のそれ	面」、「技術面」及び「業務運営	継続して実行されており、これ
		ぞれの取組を維持・継続し、再	面」の取組を維持・継続したう	らの取組に対してNISCより
		発防止のために必要な対処を	えで、継続的・自律的なマネジ	勧告を踏まえた評価は終了する
		行ってきました。	メントサイクル(PDCAサイ	旨の通知を受けた。
	〇平成27年5月に発生した不正アクセス事案について、同年9月にサイバーセキ	〇これまでの継続的な取組に対	クル)が運用されていたか。	また、これらの取組を機構自ら
	ュリティ戦略本部長である内閣官房長官から厚生労働大臣に対してサイバーセ	してNISCより勧告を踏ま		自律的に維持・継続するため、
	キュリティ基本法に基づく勧告が行われ、この間、内閣サイバーセキュリティセ	えた評価は終了する旨の通知		PDCAサイクルの運用を確実
	ンター(以下「NISC」という。)が実施する「サイバーセキュリティ対策を	を受けました。		に行うなど、再発防止に向けた
	強化するための監査」によって勧告への対応状況に係る施策について継続的に評			一定の努力が認められる。
	価を受けてきましたが、令和3年6月に開催されたNISCによる監査報告会に			
	おいて、平成27年9月の勧告を踏まえた評価は終了する旨の通知を受けました。			
   (1) 組織面の対策	   (1) 組織面の対策			  (1) 組織面の対策
・ 情報セキュリティ対策を一元的に	〇情報管理対策本部を毎月2回開催し、機構の情報セキュリティの方針決定や進捗	〇情報管理対策本部、情報管理対		〇情報管理対策本部を定期的に
管理するための「日本年金機構情報	確認を行ってきたほか、外部の機関による監査等で明らかになった課題への対応	策室及び機構CSIRTの体		開催し、情報セキュリティに関
管理対策本部」、その下で情報セキュ	策をまとめるなど、情報セキュリティ対策の継続・強化を推進してきました。ま	制を維持し、情報セキュリティ		する方針決定や各種対策に係る
リティ対策等を実施するための情報	た、機構と厚生労働省の役職員を構成メンバーとする「情報セキュリティ対策連	対策を徹底しました。		進捗管理等が行われた。また、
管理対策室及び情報セキュリティイ	絡会議」及び「情報セキュリティ対策連絡会議ワーキンググループ」において、	〇厚生労働省と緊密な連携体制		厚生労働省と緊密な連携体制を
ンシデントへ即応するための機構C	機構の情報セキュリティに関する課題を共有しました。	をとって課題を共有しました。		とって課題を共有した。
SIRTを十分に機能させることに	〇情報管理対策室は、情報セキュリティ強化に関する関係部署への指示及び総合調			〇情報管理対策室を中心に、情報
より、情報セキュリティ対策に必要	整を行うとともに、業務改善計画に基づいて設置した年金個人情報等専用共有フ			セキュリティ対策に必要な体制
な体制を引き続き確保する。	ォルダ、インターネット環境等の適正な運用を確保するための取組を推進してき			が維持された。
	ました。			〇インシデント対処スキルの向
・ 情報セキュリティ対策を確実に実	〇機構CSIRTは、担当職員のインシデント対処スキルの向上を目的として、厚			上を目的とした厚生労働省との
施するとともに新たな脅威に対応す	生労働省との連携訓練を実施したほか、NISC及び情報通信研究機構(NIC			連携訓練を実施したほか、より
るため、助言等を行う高度な専門的	T)が主催する各種研修への参加や機構内研修を実施しました。また、情報セキ			迅速で正確な報告となるよう情
知見を有する者(又は機関)による業	ュリティインシデント対処手順書について、より迅速で正確な報告となるよう報			報セキュリティインシデント対
務支援体制を引き続き確保する。	告手順の見直しを行いました。			処手順書を見直した。
	〇最高情報セキュリティアドバイザー及び情報セキュリティ対策支援業者から専	〇最高情報セキュリティアドバ		〇最高情報セキュリティアドバ
	門的・技術的な知見に基づく助言を受けることにより、情報セキュリティ対策の	イザー及び情報セキュリティ		イザー及び情報セキュリティ対
	強化を図りました。(情報セキュリティ要件確認実施要領に基づく要件確認件数:	対策支援業者の体制を維持し、		策支援業者を引き続き設置し、
	令和3年度58件)	専門的・技術的な知見に基づく		専門的・技術的な知見に基づく
		助言を受けることにより、情報		助言を受けることにより、情報
		セキュリティ対策の強化を図		セキュリティ対策の強化を図っ

				標語
令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	評価の理由
		りました。		た。
・ 大規模拠点における情報セキュリ	〇大規模拠点における情報セキュリティ体制強化のため、情報セキュリティ点検業	〇大規模拠点における情報セキ		〇管理業務専任役の配置を拡大
ティ体制強化のため、情報セキュリ	務等に従事する職員(管理業務専任役)を平成30年4月以降配置し、逐次拡充	ュリティ点検業務等に従事す		し、大規模拠点における自己点
ティ点検業務等に従事する管理業務	を図っており、委託業者管理専任チームの配置は、個人情報保護委員会の検査に	る職員の配置を拡大し、情報セ		検機能の強化を図った。
専任役の拡充を図る。	おいても良い取組である旨の評価を受けました。	キュリティ体制の強化を図り		
	• 平成 30 年度: 27 拠点配置	ました。		
	・令和元年度:38 拠点配置			
	・令和2年度:45 拠点配置			
	・令和3年度:54 拠点配置			
	なお、令和4年度から管理業務専任役未配置拠点・県について、管理業務専任役			
	等による巡回点検を実施することとしています。			
  (2) 技術面の対策	   (2) 技術面の対策			  (2) 技術面の対策
<ul><li>年金個人情報等専用共有フォルダ</li></ul>	 ○年金個人情報等専用共有フォルダについて、引き続きインターネット環境及び共	   ○情報システムの独立性及び完		〇年金個人情報等専用共有フォ
について、引き続きインターネット	通事務システム領域からの遮断を徹底しています。また、年金個人情報等専用共	全性を確保するため、引き続き		ルダについてインターネット環
環境及び共通事務システム領域から	有フォルダ及び事務共有フォルダの運用に当たっては、不要なファイルの削除を	基幹システム及び共通事務シ		境及び共通事務システム領域か
の遮断を徹底し、窓口装置からのア	徹底するため、最終更新日から2年を経過したファイルの自動削除を令和3年6	ステムの領域についてインタ		らの遮断、および共有フォルダ
クセスのみに限定した上で、保存す	月、9月及び12月並びに令和4年3月に実施しました。	ーネット環境からの分離を徹		内の古いファイルの自動削除の
るファイルを自動で暗号化する。		底しました。また、共有フォル		運用を徹底した。
<ul><li>年金個人情報等専用共有フォルダ</li></ul>		ダについて、検疫 P C による入		〇テレワークの推進に当たって、
及び事務共有フォルダについて、ア		口対策を徹底の上、点検を効率		テレワーク特有の情報セキュリ
クセス権限の設定状況等、定期的に		化し、ファイルの自動削除な		ティリスク対策を実施し、必要
運用状況を点検・確認するとともに、		ど、要領に基づく運用を徹底し		な安全管理措置を講じた。
長期間使用していない不要なファイ		ました。		〇情報セキュリティリスク分析
ルを自動削除する運用を引き続き実				評価及び脆弱性診断等を計画的
施する。				に実施し、有効性評価で適切で
	〇政府基本方針に基づくテレワークの推進に当たって、令和2年度に機構本部にテ	〇政府基本方針等を踏まえ、テレ		あると認められた。
	レワークの環境を構築しましたが、必要な安全管理措置を講じて、適切に運用し	ワークの実施に係る安全管理		〇ねんきんネット及び来訪相談
	ました。	措置に留意しつつ、適切に運用		予約について、セキュリティイ
		しました。		ベントの発生をより早期に検知
・ 外部専門家が行うリスク分析評価	〇情報セキュリティリスク分析評価については、外部の専門家を活用して、年金給	〇情報セキュリティリスク分析		する仕組みを用いた常時監視体
及び脆弱性診断等について、外部か	付システム及び日本年金機構ホームページ等を対象として実施しましたが、対処	評価・脆弱性診断について、計		制を確立し、適切に対処した。
らの脅威に加え、内部の脅威に対応	すべき検出事項はありませんでした。	画どおりに実施し、外部専門家		Oオンラインビジネスモデルの
する視点でも実施し、その結果を踏	○脆弱性診断及びペネトレーションテストについても、外部の専門家を活用して、	による有効性評価で適切であ		推進に係る新たな企画の検討に
まえて、有効な対策を講じる。	インターネットに接続しているシステム等を対象に実施しましたが、対処すべき	ると認められました。		ついては、セキュリティ要件の
	検出事項はありませんでした。			確認を、情報セキュリティ要件
・ インターネットサービスである「ね	○「ねんきんネット」の改善に伴う検知ルールの見直しやインターネットからの来	〇「ねんきんネット」及び来訪相		確認実施要領に基づいて実施し
んきんネット」について、セキュリテ	訪相談予約の本番稼働に合わせて監視ルールの追加を行うことでセキュリティ	談予約について、セキュリティ		た。
ィレベルをより高度化するために、	イベントの早期検知体制を強化しました。セキュリティイベントの検知事例とし	イベントの発生をより早期に		

令和3年度計画		自己評価	評価に当たっての視点	標語
			一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	評価の理由
継続的にログ監視ルールの改善を実		検知する体制を確立し、様々な		
施する。 	○多発するセキュリティ侵害の動向を踏まえて、特に「ねんきんネット」について			
	適宜監視強化及び通信遮断策等を行うことで、安全性を確保しました。	かつ適切に対処を行いました。  		
	│ ○機構を騙るフィッシングサイトを認知した際には、お客様への注意喚起と並行し			
1 (. (*)* 1 *)	て、サイト閉鎖に向けた対処を実施しました。			
	〇オンラインビジネスモデルの推進に係る新たな企画の検討については、必要に応			
に当たっては、情報セキュリティ面				
での対策を十分に講じる。	いました。	明した課題及び対応状況につ		
		いて、情報管理対策本部に毎月		
		報告することにより、機構内に		
		おけるオンラインビジネスモ		
		デルの推進に伴う新たな取組		
		に関して、必要なセキュリティ		
		要件の確認を行いました。		
  (3) 業務運営面の対策	(3) 業務運営面の対策			  (3) 業務運営面の対策
<ul><li>情報セキュリティに係るマネジメ</li></ul>		│ │ 〇情報セキュリティに関する課│		〇情報セキュリティに関する課
ントサイクル (PDCAサイクル) を				題を一元的に管理し、横展開す
継続的・自律的に機能させるため、外	収集を通じて情報セキュリティに関する課題を検出し、一元的な管理、横展開す	管理、横展開する運用を確実に		る運用を確実に実施した。
部監査の結果や自ら発見した課題等	る運用を確実に行いました。	行いました。		〇政府統一基準に準拠するよう
を主体的に管理し、能動的に横展開				に日本年金機構情報セキュリテ
する運用を確実に行う。				ィポリシーを改正した。
	│ │〇政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準が令和3年7月に改	   ○各種手順書等は、情報セキュリ		〇全役職員に対し、情報セキュリ
情報セキュリティに係る諸規程等に	正され、日本年金機構情報セキュリティポリシーについて令和4年3月に改正を	ティ対策の明確化等の観点か		ティ研修や個人情報保護・マイ
ついては、政府機関等の情報セキュ	   行いました。また、関係する手順書等についても順次改正を行いました。	   ら、機構の運用実態に則するよ		ナンバーに係る研修の実施、研
リティ対策のための統一基準等の動		う、必要な改正を実施しまし		修後の理解度テスト、自己点検
ー 向や情報セキュリティリスクの評価		た。		等の実施により、情報セキュリ
結果を踏まえ、速やかに実効性のあ				ティ対策の重要性の周知を図っ
る改正を行う。				<i>t</i> =。
・ 役職員が情報セキュリティ対策及	│ │ 〇情報セキュリティ関係諸規程及び情報セキュリティの重要性を理解させるとと	   ○全役職員及び派遣職員に対し		〇メール利用頻度が高い職員に
び個人情報保護の重要性を認識し、	もに、適切な情報セキュリティ水準の維持を図るため、各拠点において、全職員	て、情報セキュリティ研修や個		対し標的型メール攻撃対処訓練
それぞれの役割に応じた責務を果た	及び派遣職員を対象とした研修を実施しました。	人情報保護・マイナンバーに係		を実施したほか、見直した対処
すことができるよう、情報セキュリ	・情報セキュリティ研修(令和3年4月~10月、令和3年11月~12月)	る研修、研修後の理解度テスト		手順に基づくエスカレーション
ティ研修及び個人情報保護・マイナ	・個人情報保護・マイナンバーに関する研修(令和3年4月~8月)	(2回)、重点自己点検を含む		訓練を実施した。
ンバーに関する研修を定期的・継続	〇情報セキュリティ研修の成果を検証するため理解度テスト(2回)及び重点自己	自己点検(12回)を確実に実施		〇個人情報の不適正管理事案の
的に実施する。また、情報セキュリテ	点検を含む自己点検(12回)を実施しました。なお、研修教材については、「情	することで、情報セキュリティ		発生原因の分析結果を全拠点に
ィ研修の成果については、理解度テ	報セキュリティ管理職ハンドブック」及び「情報セキュリティ対策の手引き」を	対策の重要性及びその役割に		周知する等、再発防止を図った。
ストや自己点検、模擬訓練により検	改正しました。	応じた責務の周知徹底を図り		
証する。		ました。併せて、自己点検にお		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
		ける設問の工夫や研修教材の		
		見直しを実施しました。		
	〇役職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図るため模擬訓練を実施しま	〇標的型メール攻撃対処訓練に		
	した。	おいて、職員が不審メールを受		
	・標的型メール攻撃対処訓練(令和3年11月29日、令和4年2月7日)	信した際の適切な対応が図ら		
	1回目(令和3年11月29日)	れていることを確認しました。		
	対象者 一般職員: 2,600 名 情報セキュリティ責任者: 58 名			
	実施者 一般職員:2,008 名 情報セキュリティ責任者:58 名			
	不適者(延べ数)一般職員:330名 情報セキュリティ責任者:6名			
	2回目(令和4年2月7日)			
	対象者 一般職員:694名 情報セキュリティ責任者:6名			
	実施者 一般職員:549名 情報セキュリティ責任者:6名			
	不適者(延べ数)一般職員:64名 情報セキュリティ責任者:0名			
	1回目、2回目ともに不適者に対しては拠点長から個別に指導を行い、訓練結			
	果を事務連絡にて発出し、組織として共有し、危機管理の重要性を周知しまし			
	<i>t</i> =.			
・ インシデント発生時に、各自が情報		〇エスカレーション訓練実施に		
セキュリティインシデント対処手順	確認するため、7月27日にエスカレーション訓練を実施しました。	おいて、各自が情報セキュリテ		
書等に定められた役割、責任、権限に		ィインシデント対処手順書に		
基づき、迅速かつ適切な対応がとれ		基づく対応が適切にできてい		
るよう、関係機関・システム運用委託		ることを確認しました。		
先との連携体制、内部の指揮命令・連				
絡体制等を確立するとともに、実践				
的な訓練や研修等を行う。				
	〇各拠点で発生した個人情報の漏えい、滅失、き損、誤廃棄等の不適正管理事案に			
る事案の背景や原因を分析した情報		関しては、その発生原因の分析		
を研修資料に反映し、その教訓を活				
トレートルートルード かした再発防止策を徹底する。	の順守状況の確認など再発防止策を徹底しました。また、誤送付については、関			
	係機関に対して改善協議依頼を行いました。	策を徹底しました。		
(4) 年金個人情報を取り扱う外部委託の	(4) 年金個人情報を取り扱う外部委託の適正な管理			
適正な管理				
業務の効率化を追求しつつ、個人情	※取組状況は、Ⅱ-2(2)に記載。			
報の保護、業務の正確性及びサービス				
の質の向上を重視するという視点に立				
って、調達・外部委託管理ルールの徹底				
を図る。(Ⅱ-2-(2)参照。)				
(5) 監査によるチェック	(5) 監査によるチェック			(5) 監査によるチェック

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語
			一一一一一一一	評価の理由
① 内部監査	① 内部監査			〇各拠点及び本部各部署におけ
・ 個人情報保護に関する取組につ		│ 〇情報セキュリティ対策及び個 │ │		る情報セキュリティ対策及び個
いて、適切性を確認する監査を行	11.11.	人情報保護の取組に関して、各		人情報保護の取組状況を確認す
う。	情報セキュリティに関する監査を実施しました。	拠点及び本部各部署における		る監査を実施し、必要な改善を
・外部委託先における情報セキュ	・「情報セキュリティ研修・情報セキュリティインシデント対応訓練の実施状況」	情報を確認する監査を実施し、		求めた。
リティ対策の有効性等について確		発見した検出事項については		〇外部委託先における個人情報
認する監査を行う。	- 「情報システム(システム部門以外)に関する機器等の管理状況」	改善対応を求めました。		の保護・管理状況及び事業担当
	│ ○個人情報等を取り扱う以下の外部委託業務について、受託事業者に対する情報セ │	〇外部委託先及び事業担当部署		部署による管理状況を確認する
者の管理状況等について確認する	キュリティ対策の実施状況、個人情報の保護・管理状況の適切性に関する監査、 	に対して一体的な監査を実施		監査を実施し、必要な改善を求
監査を行う。	及び事業担当部署に対する諸規程等に基づく管理·指導状況の適切性に関する監 	し、検出事項については改善対		めた。
	<u> </u>	応を求めました。		〇情報セキュリティ対策の技術
	(令和3年度に監査対象とした外部委託業務)			面の対応について妥当性を確
	・年金振込通知書の作成及び発送準備業務(年間分)			認・評価する独立した外部専門
	・年金に関するお知らせ等の作成及び発送準備業務(令和3年度用)			家による監査を実施し、当該対
	・名寄せ特別便等の未回答者に対する記録確認通知の作成等業務			策推進計画に照らして適切であ
	・納入告知書等の作成及び発送準備業務(口座振替用・厚生年金基金特例解散用)			ることを確認した。
	・事務センターにおけるパンチ委託			
	・事務センターにおける入力業務・共同処理委託			
② 外部専門家による監査	② 外部専門家による監査			
・ 外部専門家による監査を実施し、	〇「情報セキュリティ管理基準」(平成 28 年経済産業省告示第 37 号) を基準とし	〇対策推進計画に基づく情報セ		
個人情報保護に関する取組に対す	て、「日本年金機構情報セキュリティ対策推進計画」(以下「対策推進計画」とい	キュリティ対策の技術面の対		
る技術面の対応について、妥当性等	う。)に基づく必要な情報セキュリティ対策(技術面)の強化及び改善が適切に	応について、外部専門家による		
の確認・評価を行う。	行われていることを確認・評価するため、独立した外部専門家による以下の監査	監査を実施し、当該対策推進計		
	を実施しました。	画に照らし適切であることを		
	・機構ホームページに関する情報セキュリティ対策の有効性評価	確認しました。		
	・情報管理対策室が行う「リスク評価・分析」に関する情報セキュリティ対策の			
	有効性評価			
	・インターネットに関する情報セキュリティ対策の有効性評価			
	・共通基盤システムに関する情報セキュリティ対策の有効性評価			

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
3. 文書管理及び情報公開				評価:B
(1) 文書の適正管理 政府における検討状況も踏まえながら、文書の電子的管理のあり方について、引き続き総合的な検討を進める。 ① 画像データの原本としての管理に向けた対応 ア 経過管理・電子決裁システムで画像に一タを原本として適正に管理するため、運用面、ルールででででででででででででででででででででででででででででででででででで		〇経過管理・電子決裁システムで 画像化された届書、電子媒体及 び電子申請の電子データについて、ガイドライン等の基準を 充足していることを確認した。なお、引き続き解決すべき課題が残っているため、更に 検討を進めてまいります。	(1) 文書の適正管理 〇お客様によって提出される届書等の電子的管理のあり方について、政府における検討状況も踏まえながら、検討を進めるとともに、年金記録や年金額に直接関係する法人文書について、適切な廃棄を推進したか。	〇経過管理・電子決裁システムで 画像化された届書等の電子的 管理のあり方について、政府が 示したガイドライン等の基準 を充足していることを確認す るとともに、年金記録や年金額 に直接関係する法人文書以外 の法人文書について、適切な廃 棄を推進した。
② 電子申請等への対応 電子申請や電子媒体で提出された 届書等の電子データ(CSVデータ 等)を原本として適正に管理するた め、運用面、ルール面を含めた方法等 について、電子申請の普及により電 子媒体申請が減少していく状況も踏 まえ、検討する。 ③ 保存期間の見直し等	<ul> <li>② 電子申請等への対応</li> <li>○電子申請や電子媒体で提出された届書等の電子データについても、機構の管理・保存方法に関して、当該ガイドライン等で示された、データが複数の業務システムの保存場所に保存されている場合の取扱い及び業務システム内で決裁を行う場合等の留意点を充足していることを確認しました。また、画像データと同様に、政府の検討状況を注視しながら、引き続き文書の適切な管理の方法について検討を進めることとしました。</li> <li>③ 保存期間の見直し等</li> </ul>			
お客様からの申請書類など年金記録や年金額に関係する文書の保存期間について、制度上必要となる期間を改めて検討し、その結果を踏まえ、	〇実質的に永年保存となっているお客様からの申請書類など年金記録や年金額に 直接関係する文書について、長期保存による実務上の課題やコスト等を整理しつ つ、制度上保存が必要となる期間等を引き続き検討するとともに、処理済みの紙 届書や電子媒体の適正かつ効率的な保存に係る方策の調査や対応方針の整理を	〇文書の保存期間について引き 続き検討するとともに、年金記 録や年金額に直接関係する文 書以外の文書については、引き		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
必要な規程改正等を行う。	進めています。	続き適切な廃棄を推進してい		
また、保存する文書をより適正に管理	また、年金記録や年金額に直接関係する文書以外の文書については、日本年金機	きます。		
するため、既存文書の整理・廃棄を推進	構文書管理細則を改正し既存文書の整理・廃棄の推進を進めました。			
する。				
(2) 情報公開の推進	(2) 情報公開の推進		(2) 情報公開の推進	
法令等に基づく情報公開に適切に対応			〇法令や諸規程に基づき、お客さ	〇法令や諸規程に基づき、事務処
するとともに、お客様の視点に立った情			まの視点に立ったわかりやす	理誤りの公表、業務運営に関す
報公開を行うため、業務運営の状況や目			い形で、必要な情報公開を適切	る情報の公表、年次報告書(ア
標の達成状況、組織や役員に関する情報			に推進したか。	ニュアルレポート)の作成・公
などを分かりやすい形で広く適切に公開				表など、必要な情報公開を適切
する。				に推進した。
① 事務処理誤り等の公表	① 事務処理誤り等の公表			
お客様の権利に影響するような事	〇日本年金機構情報開示規程に基づき、事務処理誤りの月次・年次(9月)の公表	〇日本年金機構情報開示規程に		
件・事故、事務処理誤り等に関し、「日	を行いました。(Ⅲ-1(1)イ参照)	基づき、毎月事務処理誤りの公		
本年金機構情報開示規程」等に基づ		表を行うとともに、年次で前年		
き、事務処理誤りの月次・年次の公表		度に公表した事務処理誤りの		
等を適切に実施する。		集計、点検・分析結果等につい		
		て公表を行いました。		
② 業務運営に関する情報の公表	② 業務運営に関する情報の公表			
日本年金機構法に基づき公表が義	〇日本年金機構法に基づき公表が義務付けられている事業計画等の情報及び個別	〇公表に当たっては、必要な情報		
務付けられている業務方法書、役員	規程にて公表することとしているお客様の声の主な内容等の情報について、適時	が適時適切に公表されている		
制裁規程、職員制裁規程、事業計画等	適切に公表を行いました。また、それらの必要な情報が適時適切に公表されてい	か確認を行い、その確認結果を		
や日本年金機構の個別規程にて公表	るか確認を行い、確認結果を常勤役員会に報告しました。	常勤役員会に報告しました。		
することとしているお客様の声の主				
な内容及び反映状況、役職員の制裁				
の状況、契約に関する情報などが適				
切に公表されているか確認を行うと				
ともに、確認結果を常勤役員会に報				
告する。				
③ 年次報告書(アニュアルレポート)	③ 年次報告書(アニュアルレポート)の作成・公表			
の作成・公表				
日本年金機構がこれまで取り組ん	〇アニュアルレポートについては、単年度(令和2年度)の業務実績だけでなく、	〇単年度の業務実績だけでなく、		
できた課題への対応状況や業務運	令和3年度の重点取組施策や新型コロナウイルス感染症への対応状況等につい	令和3年度に機構が取り組ん		
営、組織及び報酬等の役員に関する	て掲載するとともに、図や表をできるだけ多く用いることで、分かりやすく見や	できた取組等について掲載し、		
情報等について、お客様目線で、より	すくなるよう取りまとめ、令和3年 12 月に公表しました。	お客様目線で分かりやすく見		
分かりやすく見やすく取りまとめた	また、昨年度と同様に、ホームページに掲載するほか、本部から事務連絡を発出	やすく取りまとめ、公表しまし		
年次報告書(アニュアルレポート)を	し、各拠点(年金事務所・年金相談センター(オフィス)等)や市区町村、ハロ	た。		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
作成し、お客様が容易に閲覧できる	ーワーク等へ配布しました。	Oアニュアルレポートは、ホーム		
よう、機構ホームページへの掲載、年	更に年金事務所から年金委員へ冊子を配布し、年金委員の委嘱活動や年金セミナ	ページに掲載するほか、年金事		
金事務所等の窓口への設置及び市区	一、年金委員研修等の地域年金展開事業における活用を図りました。	務所等、また、市区町村や年金		
町村等の関係機関への配布を行うと		委員、ハローワーク等に配付す		
ともに、地域年金展開事業等におい		るとともに、年金委員の委嘱活		
て活用を図る。		動や年金セミナー等、地域年金		
		展開事業においても積極的に		
		活用を図りました。		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
4. 人事及び人材の育成				評価:B
制度を実務にすることをミッショ	   ○制度を実務にすることをミッションとした実務機関としての業務の安定性・確実性の確			
ンとした実務機関としての業務の安	│ │ 保、組織力強化に重点を置く人事を実現し、組織一体となって基幹業務を推進するため			
定性・確実性の確保に重点を置く人	の取組を実施しています。			
事を実現するとともに、機構全体や				
お客様に貢献する職員を高く評価す				
る評価体系を構築することで、国民				
の年金を確実に守り信頼に応える人				
材を育成する。				
(1) 人事方針、人材登用	(1)人事方針、人材登用			
安定的かつ確実な組織運営体制を				
確保する人事制度の確立に向けて、				
以下の取組を行う。				
① 安定的かつ確実な組織運営に向	① 安定的かつ確実な組織運営に向けた人事			
けた人事				
・ 組織活性化のため引き続き適	○組織活性化のため、個々の職員のヒアリング等を実施して情報収集を行い、職員の意向、	○組織活性化を図るため適材適	〇安定的かつ確実な組織運営体	〇全国異動、本部・拠点間の人
材適所の人事配置を行う。	経験業務、適性等を踏まえた人事配置を行いました。	所の人事配置を行いました。	制を確保する人事制度の確立	事異動、事務センターから年
	【ヒアリング実施状況】		に向けて取り組んだか。	金事務所等への正規職員のシ
	ヒアリング実施人数			フト等のほか、本部と拠点と
	令和3年度下期 令和3年度上期			の間でポストの資格の配分の
	6, 335 人 6, 176 人			見直しを実施した。
	※同一年度中に複数回ヒアリングを実施する者も含まれる。			
・ 基幹業務の取組強化等に伴う	○事業推進部門の機能強化等の組織の改編等に伴い、現場力重視の観点から、本部と拠点	○組織の見直しに伴い、本部と		
組織の見直しを踏まえて、資格	とのG級ポスト及びM3級ポストの資格の配分について見直しを実施しました。	拠点との資格関係について見		
と職責のあり方について見直し	また、拠点のG級ポスト(地域代表年金事務所長、広域事務センター長)に本部部長級	直しを実施しました。		
を行う。 	の職員を配置することとし、引き続き地方出身者を登用しました。			
	【機構の資格】G:ゼネラルマネージャー職群、M:マネージャー職群、			
	C・S:一般職群			
	〇全国拠点網維持・運営のための人事異動はすでに、約8割の職員が全国異動を経験し、	○全国拠点網を安定的に維持・		
営するための全国異動を行うと	一定の成果が得られています。	運営するための全国異動を行		
	〇本部と拠点の人事異動については、組織経営を担う人材を育成し、制度と実務に精通し	うとともに、本部と拠点の人		
域部、事業推進役との連携を強	た職員を育てる観点から促進をしました。	事異動については、組織経営		
化し、組織の一体化を進めるた		を担う人材を育成し、制度と		
めの本部・拠点間の人事異動を	【人事異動状況】	実務に精通した職員を育てる		
引き続き実施する。	区分     全国異動経験者	観点から促進をしました。		

令和3年度計画		令和3年度計画に	対する取組状況			自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
		令和3	年 10 月 (参	考:令和2年10月)				
	全国異動	8, 794 人	(79. 5%)	3,705人(78.9%)				
	本部・拠点間異動(	内数) 3,256 人	(29. 5%)	2,959人 (26.8%)				
	※()は正規職員総額	数に対する割合	,		_			
	〇令和4年4月1日現在 人)が本部業務を経験 職の51.1%を新卒採用	しました。また、本部						
・ 事務センターの正規雇用職員 を年金事務所等へシフトし適正 に配置する。(Ⅱ-1(1)②イ参 照。)	ビジネスモデルの確立	により、平成 29 年度 員のシフトを行いまし	から合計 775 人( た。今後も事務セ	うち令和3年4月2日 ンター専任職員の定義	ョ以 セ fo を	組織力強化の観点から、事務 センター改革による効率化等 を踏まえ、正規職員のシフト を行い適切に配置しました。		
	【正規職員のシフト状	況】						
		シフト人数 令和3年4月2日 令和2年4月2日~ 令和4年4年1日 令和3年4月1日						
		3人 121		1人 775人				
	【事務センター専任職	:昌配署北辺】						
		. 民化巨伙儿	配置人数		1			
	区分	令和4年4月1日現在	令和3年4月1日現在 令和2年4月1日現在					
	事務センター専任職員	935 人	826 人	764 人				
談及び地域部との連携強化により、多面的な視点で意欲と伸び しろのある職員を発掘し、本部	申び るとともに、職員に求められる役割への意識の醸成を図り、意欲と伸びしろのある職員					人事部による人事ヒアリング みび地域部との連携強化によ り、多面的な視点から意欲と 申びしろのある職員を発掘 し、人を育てる人事配置に反 快しました。		
<ul><li>② 専門人材・基盤的な人材の人事 体系の構築</li></ul>								

令和3年度計画		令和3年度計	画に対する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語
・ 特に高い専門性が求められる 分野の業務を担う職員を安定的 に確保・育成するため、キャリア と評価をリンクさせたデータベ ースを活用し、早期に得意分野 を伸ばすことが可能となるよう なキャリアパスの仕組みについ て方向性を整理する。	計 418 人を配置し 理職登用等により したが、管理職登別	られる年金給付分野及ました。年金給付専門24 人減少しています用等により8人減少していますについて検討を進めて	なびシステム分野には、 門職については、新た! で、また、システム専門 でおり、全体数が減少 でいきます。 配置人数	専門職制度を導入し、合これででは、17 人配置しましたが管別職についても、5 人配置かしたことを踏まえ、専門	〇高い専門性が求められる年金 給付分野及びシステム分野に は、引き続き年金給付専門職	計画に当たりでの抗烈	評価の理由 O引き続き年金給付専門職及び システム専門職を配置した。
<b>C</b> 刀间圧を <del>定</del> 座する。	年金給付専門職 システム専門職 合計 ※専門職の配置人	令和4年4月1日現在 366 人 52 人 418 人 数には、上席年金給付	令和3年4月1日現在 373 人 55 人 428 人 す専門職、上席システム	令和2年4月1日現在 356 人 53 人 409 人 本専門職を含む。			
	野に適性のある者が	が早期に専門性の向よ クさせたデータベース	を図ることが可能とな	たキャリアパスから、各分 なるよう、S級職員のキャ かなキャリアパスの策定に	評価の傾向や業務経験などの		
・ 令和元年度に導入した給付業 務正規職員について、実務経験 やスキルに応じたキャリア開発 の仕組みを検討する。	る)について、導力	入から3年が経過し定		の正規職員と処遇は異な 皆まえ、今後のあり方につ	// a + 11 + a 14 = 14 = 14 = 1		
<ul> <li>③ 無期転換職員の拡大・活性化及び有期雇用職員の活性化・無期転換職員の活性化の観点を担いる。</li> <li>・ 無期転換職員の活性化の観点が長期となるが、無期を必要を適かで、無期にでは、また、無期にでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またでは、またのでは、</li></ul>	○雇用の安定がもた。 旨をより一層を表過する者を、 一年を経過するも、無期転置のありまた。引き続きのありまた。引き続きるのが、 一般期転換ををいる。 一般がありまた。の事務をもしまた。 の事務をもしまた。の事務をもしまた。 の事務をもしまた。の事務をもしまた。 の事務をもしまた。の事務をもしまた。 の事務をもしまた。の事務をもしまた。の事務をもしまた。の事務をもしまた。 の事務をもしまた。の事務をもしまた。の事務をもしまた。の事務をもしまた。	おす職員の意欲・能力 きせる観点から、無期 を対しても ののでは、無期を が、無期を が、無期を が、無期を が、無期を が、無期を が、無期を が、無期を が、無期を が、無期を が、無期を が、無期を が、無期を が、無期を が、無期を が、とと観いる では が、は、が 運 が、これ。 は、は、が に、は、が に、は、が に、は、が に、は、が に、は、が に、は、が に、は、が に、は、が に、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	の向上や必要な人材確 転換するための試験は がは がら、配属が長期となる 大の拠点間異動、11 人 ます。 ます。 は、引き続き事務センタ した。 いては、前述Ⅲ-4(1)	る職員等について、担当 、の拠点内異動を実施しま 対象に無期転換ルールに係 と。(合計3,810人) ・一専任職員への登用を進 ①に記載。 及び無期転換職員を対象	能な体制を構築しました。 〇配属が長期となる職員等について、無期転換職員の担当業務及び配置のあり方を検討するにあたり、実態把握を行い、課題整理を進めました。 〇無期転換職員の配置を進めました。 〇事務センターの安定的な体制確保のため、事務センター専任職員の登用を進めました。		○試験制度によらずに無期転換可能な体制を構築した。また、配属が長期となる等の無期転換職員の拠点間・拠点内異動、事務センター専任職員の登用、無期転換職員及び有期雇用職員から正規職員への登用等を実施した。

令和3年度計画		令和3年度計画	に対する取組状況			自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
職員及び有期雇用職員から正規 職員への登用を進める。								2000
④ 高年齢者層の活用	<ul><li>④ 高年齢者層の活用</li></ul>							
・ 高年齢者層(60歳以上層)の	〇令和4年4月1日に	おいて、エルダー職員	員を 1, 208 人配置しま	こした。また、知識・総	経験	○知識・経験を踏まえて配置を		   ○エルダー職員について、知識・
人材について、経験・実績を踏ま	を活かし活躍できる	業務分野の拡大を進む	め、情報セキュリティ	の点検業務等専門的な	知	行いました。特に専門的な知		   経験を活かし活躍できる業務
えた有効な活用のあり方を検討	識・経験が求められ	る業務には134人配置	置しました。引き続き	、活躍できる分野につ	い	識・経験が求められる業務に		分野の拡大を進めた。
する。	て検討を進めていき	ます。				は、管理業務専任役等を配置		
	【エルダー職員配置	状況】				しました。		
	区分		配置人数					
	<u>E</u> 73	令和4年4月1日現在	令和3年4月1日現在	令和2年4月1日現在				
	管理業務専任役	58 人	60 人	49 人				
	人材育成指導員	13 人	14 人	9人				
	公権力行使業務	28 人	25 人	20 人				
	返納金債権業務	35 人	42 人	40 人				
	合計	134 人	141 人	118 人				
・ 60歳を超える職員の能力・経験を活用するため、定年の65歳への段階的な引き上げや関連する役職定年制度等のあり方を検討する。		用等詳細な内容を引き		ける定年の段階的な引 での雇用のあり方につ		〇国家公務員における定年の段 階的な引上げ後の処遇や制度 運用等詳細な内容を注視し、 65歳までの雇用のあり方につ いて検討を行っています。		
⑤ 女性の活躍推進	⑤ 女性の活躍推進							
・ 女性活躍推進法に基づく一般	<u> </u>	が女性であり、今後の	の機構事業の安定的運	  営のためには女性の-	-層	〇女性職員を対象とした研修・ 		│ │○女性の活躍を推進する一環と
事業主行動計画により、引き続				ー 設置したサポートチー		面談等の実施や、適材適所の		して、女性管理職の育成及び
き女性管理職の育成及び登用を	に加え、令和3年9	月、組織横断的な検討	対チームを立ち上げる	とともに、令和4年約	1織	配置を行い、女性管理職比率		登用を促進したことにより、
進め、年度末の管理職比率につ	目標の重点取組施策	に「女性活躍と働きる	方改革の推進」を掲げ	、女性職員が働きやす	-い	が向上しました。		女性管理職比率が増加した。
いて着実な増加を目指す。	環境を構築する取組	を推進しました。						
・ 女性職員を対象としたクラス別	〇女性管理職比率は、 <sup>4</sup>	令和4年4月時点の目	目標を 14.8%と設定し	ていましたが、結果と	:し			
研修及び健康管理研修を実施す	て 15.3% (対同期比	+0.7ポイント) とな	ったことから、一般事	『業主行動計画の目標	(令			
る。	和5年度末までに15	5.5%とする) の前倒	し達成を実現できる見	見込みです。				
・ 女性職員がより活躍できるよ	なお、令和3年度に	は新たに女性の管理	職39人及び所長7人	を登用しました。				
うサポートチームによる支援を	【女性管理職比率】							
継続実施する。	令和4年4月	(参考:令和3年	4月)					
	15. 3%	14. 6%						
	○管理職登用試験への	女性の応募者数は73	人(前年31人)に増	加しました。				

		市和 3 年度計画に対	付する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由	
	〇日経BP社(日経W	OMAN)が主催する企	業の女性活用度	調査 2022「女性が活	 5躍する			
	会社 BEST100」	において、機構は 535 社	中 27 位 (対前:	年比+22 位) との記	呼価を得			
	ました。							
	【女性が活躍する会	社 BEST100】		<b>.</b>	,			
		令和4年	令和3年	令和2年				
	ランキング	27 位/535 社	49 位/522 社	56 位/542 社				
	※調査は該当年	1月実施						
	〇女性管理職の育成及	び登用を促進する観点か	ら、主に以下の	)施策に取り組みま	した。			
	・管理職候補となる	る女性職員を対象としたる	<b>キャリアアップ</b>	研修及びキャリア配	談を実			
	施しました。							
	・若手職員向けに、	身近な管理職や同世代の	の職員との交流	を中心とした小規模	な意見			
		<b>尾施して、よりリアルに</b> 管	管理職やキャリ	ア形成への意識付け	けになっ			
	たと高評価を得る							
		(35・40 歳) の女性正規・						
		を描く上での不安解消や種	責極的な能力発	揮に向けた意識付け	けを図り			
	ました。							
		用試験応募前の応援メッ	セージとして、	理事長からのメッ1	<u>2</u> ージを			
	掲載しました。							
		卒採用者入構3年後で 88						
		に 41 人退職) で、厚生党						
		業所規模 1,000 人以上)						
		るための取組として、育児						
		ラム」により業務研修及						
		健康管理研修」についてに		官埋の必要性と埋制	手を促す			
		問わず管理職向けに実施		· · · · · · · · · · · · · ·	7 にの煙			
		は、サポートチームによった。	り引さ続さ人争	部や拠点長・地域は	いとの情			
	報連携を図り人材発 	畑を進めていまり。						
⑥ その他	⑥ その他							
・管理職の負担軽減と若手育成		スととまた 管理職の <b>台</b> :	<b>坦軽減を図る役</b>	割をおう理長代理	<b>全</b> 和	 │○管理職の負担軽減と若手育成		│ │○次期管理職の育成と管理職の
のため、「課長代理」については		人に配置を拡大しました				のため、課長代理の配置を拡		負担軽減を図るため、お客様
引き続き配置の拡大を図り、「主	. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	スに配置で拡入しなした 客様相談室に重点的に配		並和自由且未分の	(VCH1).0	大するとともに、主任につい		相談室等における課長代理等
任」については拠点の実態を踏	11 411211	長代理等を補佐し、基幹		進する役割を担う	チーチ	ても、引き続き職員を配置し		の配置を拡大した。
まえ、地域部が指定する職員を		月現在で 1,853 人配置し		~ / • \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	_ 1_1	ました。		
配置する。		71.71L ( ), ess 7 (III E S	配置人数					
	区分	一 令和4年4月1日現る	<u> </u>	: 令和3年4月1日	現在)			
	課長代理	883 人		831 人				
	主任	1,853 人		1,863人				

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
(2) 優秀な人材の確保	(2) 優秀な人材の確保			
将来の採用環境、現在及び将来の	〇これからの機構を担う人材や、地方拠点を支える人材等を確保するため、新卒採用活動	〇新卒採用活動体制を強化する	〇新規採用のほか、専門性が求	OW e b を活用したイベントな
人材ポートフォリオ等を総合的に勘	について、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での採用活動が制限される中	とともに、インターンシップ、	められる分野における外部人	ど、新卒採用活動体制を強化
案し、計画的な採用を図る。	で、Webを活用したイベント(インターンシップ、セミナー、若手職員との座談会)	Webセミナー等を実施し優	材の採用など、優秀な人材の	するとともに、外部からシス
・ 新規採用者の安定的な人材確保	の実施等により公的年金業務の意義や機構の業務内容等を理解してもらうとともに、よ	秀な人材の確保に努めまし	確保に取り組んだか。	テムの専門性を持つ人材を採
を図るため、Webを活用した日	り多くの学生に応募してもらえるよう採用活動を行い、令和3年10月1日に18人、令	た。		用するなど、優秀な人材の確
本年金機構を紹介する動画の配信	和4年4月1日に423人が入構しました。	〇大学生・大学院生を対象とし		保に努めた。
及びセミナーなどを実施するとと	また、32大学に対し個別にアプローチし、各大学との連携を深めることにより、優秀な	た就職希望企業調査で、以下		
もに、インターンシップの実施や	学生の紹介を依頼するなど、人材の確保に努めました。	のランキングを獲得すること		
採用パンフレットの充実等によ	なお、日本経済新聞社と就職情報大手のマイナビによる、令和5年3月卒業・終了予定	ができました		
り、公的年金業務の意義について	の大学生・大学院生を対象とした就職希望企業調査で、業種別ランキング(公社・団体	・業種別(公社・団体)… 1		
積極的に説明し、これを担う意欲	部門) で日本年金機構が 1 位、文系総合ランキングで 51 位 (文系女子ランキング 45 位、	位		
のある者を採用する。また、内定者	文系男子ランキング 62 位)を獲得することができました。	•文系総合51 位		
交流会の充実やWebを活用した		•文系女子45 位		
ネットワークにより、学生との積		•文系男子62 位		
極的な接触を図り、優秀な人材を				
確保する。				
<ul><li>専門性が求められる監査分野、調</li></ul>	〇専門性が求められるシステム分野及び監査分野の知識を有する人材の確保に向け、機構	〇ITガバナンスの強化を図る		
達分野及びシステム分野について	HP及びハローワークでの募集に加え、転職サイトを活用した募集を実施し、選考活動	ため、外部からシステムの専		
は、業務体制の強化のため、外部人	を行いました。その結果、システムの専門性を持つ人材4人を採用しました。	門性を持つ人材を採用しまし		
材を採用する。		た。		
・ 有期雇用職員の安定的な確保に	〇有期雇用職員(特定業務契約職員及びアシスタント契約職員)の安定的な確保に向けて、	〇有期雇用職員の安定的な確保		
向けては、同一労働同一賃金の観	最低賃金の引上げを契機として、処遇の見直しを実施しました。	に向けて処遇引上げを行いま		
点も踏まえ、必要な処遇の見直し		した。		
を引き続き実施する。				
   (3) 適正な人事評価制度の運用	(3) 適正な人事評価制度の運用		│ │ 〇適正な人事評価制度の運用を	○組織力強化の観点から、中央
人事評価の公平性・公正性・納得性			図ったか。	年金センター、障害年金セン
を高め、厳正で明確な人事評価制度				ター及び年金記録業務室の正
の運用を図る。				規職員の人事評価について、
・ 人事評価制度について、組織力強	│ │〇組織力強化の観点から、中央年金センター、障害年金センター及び年金記録業務室の正	〇中央年金センター、障害年金		それぞれが在籍する部署の事
ー 化の観点から、引き続き職員の納	   規職員の人事評価に、在籍するグループの事業実績を反映する仕組みを令和3年度下期	センター及び年金記録業務室		業実績を反映する仕組みを導
- 得性がより高い評価のあり方を検	   評価から導入しました。	の正規職員の人事評価に、在		入した。
討する。		籍するグループの事業実績を		
		<b>反映する仕組みを導入しまし</b>		
		た。		
・ 求められる役割を認識させ、「気	   ○意欲・実績ともに低い職員への対応として、求められる役割を果たさず低評価が続いて	〇低評価が続く職員に対して、		
づき」の醸成による改善を促すた	いる職員 87 人に対し、研修、指導、経過観察を含む「キャリア開発プログラム」を実施	効果的なキャリア開発に繋が		
め、低評価が続いている職員を対	しました。研修については職員の自信と意欲に繋がるカリキュラムとし、テレビ会議シ	るプログラムを実施し、一定		

令和3年度計画		令和3年度計画に	対する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
象にキャリア開発プログラムを引 き続き実施する。	ステムを活用して実施 なお、令和2年度に実施 【キャリア開発プログ <sup>-</sup>	拖した 94 人のうち、	26 人の人事評価が改善さ	れました。	の効果が得られました。		
		令和3年度	(参考:令和2年度)				
	受講者数	87 人	94 人				
<ul> <li>評価スキル向上のための評価者 研修を継続して実施する。</li> <li>制度の理解と定着促進を図るた めの若手・中堅職員を対象とした 被評価者研修を継続して実施す る。</li> </ul>	評価作業の留意点等に ステムを活用して評価を 〇人事評価制度の理解と第	ついて、拠点長(所 者研修を実施しまし 定着促進を図るため ( C 級昇格時研修))	長、事務センター長)に対 た。	し、テレビ会議シ 修、正規登用時研	〇評価スキル向上を図る観点から評価者研修を、評価制度の 理解と定着促進の観点から被 評価者研修をそれぞれ実施 し、適切な人事評価制度の運 用に努めました。		
(4) 人材の育成制度と実務の双方に精通した人材を育成するため、階層別・業務別研修の更なる充実を図るとともに、高い専門性を持った職員の育成や無期転換職員及び有期雇用職員に対する研修の強化を進める。また、研修の質を向上させるため、講師となる人材の育成を強化するとともに、講師体制の充実を図る。	活用して実施する研修を ビ会議システムを活用し	を整理して計画しま した階層別研修・業 と人材の育成強化に	したが、感染拡大の影響に 務別研修・専門別研修を実 取組むとともに、専門性の	より、大半をテレ 施しました。制度	〇新型コロナウイルス感染症の 拡大に対応し、テレビ会議シ ステムを活用した研修に変更 した場合においても、双方向 性のある研修を実施するな ど、工夫しながら研修内容の 充実を図りました。	〇制度と実務の双方に精通した 人材を育成するため、研修の 充実を図ったか。	
① 階層別研修・業務別研修の見直	① 唯民山开传 类多叫	TIKの巛へいた日本	ı				
・ 階層別研修については、職責に	① 階層別研修・業務別で 	川廖の秘古的は兄世	C				
	求められる役割を果たす人材を O階層別研修については、職責に求められる能力開発のためのカリキュラムを設定し、23 育成するための研修を引き続き コース、延べ3,726人に対し実施しました。テレビ会議システムを活用した研修に変更				に求められる役割や心構えを		〇階層別研修について、テレビ会議システムを活用しても、 双方向性を確保するととも に、業務別研修について、職 員の知識水準・経験に応じた
	【階層別研修実施状況】				720		カリキュラムを受講できる体
		令和3		<del></del>			系とした。
	延べ受講者数		3, 726 人	2,975 人			
・ 業務別研修については、全職員 (無期転換職員、有期雇用職員 含む)を対象とした研修を、テレ			、39 コース、延べ 18, 599 実施し、Cクラス、無期転		〇業務別研修については、39 コ ース、延べ 18,599 人に対し実		

令和3年度計画	令和3年	<b>産計画に対する取組</b>	I状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由	
ビ会議システムにより実施す		 に応じたカリキュラ <i>』</i>		を図	施しました。また、新たに選		計画公石口
る。有期雇用職員について、研修	りました。入構間もない有期雇用	職員に対しては、講師	<b>示が対面で講義する体制と</b>	、ょ	択コースを導入し、職員個々		
体制、内容の充実を図る。	り丁寧な研修により早期育成に努	めました。			に必要な知識を習得する環境		
また、研修内容については、オ	また、オンラインビジネスモデル	の推進を踏まえ、電子	子申請推進研修を6回実施	まし	を整備しました。		
ンラインビジネスモデルの推進	<i>t</i> =.						
を踏まえるものとする。	【業務別研修実施状況】						
		令和3年度	(参考:令和2年度)				
	延べ受講者数	18,599 人	18, 572 人				
	(うち無期転換職員数)	3, 663 人	2,647 人				
	(うち有期雇用職員数)	5, 707 人	6,061 人				
② 専門人材の育成	② 専門人材の育成						
	② 専門人物の育成 〇高い専門性が求められる分野(年	全終付分野以外)のほ	#修け 从部の研修機関わる	明謙	〇4コース、延べ310人に対し、		
(年金給付、徴収、調達、システ	師を活用して、4コース、310人				グループディスカッションや		
(中亜福内、徴収、調建、フステーム及び情報セキュリティ)の研	研修(座学中心)と集合研修(討				情報共有が必要なものは、集		
修については、外部講師、外部機		戦中心)を私のログ	2 (划未的) 划平的(关地)	, <del>,</del> , ,	情報共有が必要なものは、業 合研修(討議中心)により効		
関を積極的に活用する。	た。 【専門別(年金給付分野以外)実	体化温 <b>】</b>			果的に行いました。		
因で慎極切ら右用する。	【等门劢(牛亚帕的刀部以外)关	令和3年度	(参考:令和2年)		未明に打いました。		
	延べ受講者数(正規職員のみ)			人 人			
	是、文曲有数(正 <u>烷</u> 碱頁007/	310	X   1				
・ 年金相談窓口を担当する職員	〇年金給付分野においては、年金相	談窓口を担当する職員	員を対象に、入門編及び基码	編に	○年金相談窓口を担当する職員 ○		   ○専門別研修について、年金給
に対しては、入門、基礎及び応用	ついて少人数制によるロールプレ				延べ 1,708 人を対象として、		付分野では、審査業務の担当
の各研修を実施するとともに、	し実施しました。応用編について				合計 299 回の実践型研修等を		職員や年金センター職員を対
審査業務を担当する職員や中央	た研修を8回、1,077人に対し実				行い、スキル向上を図りまし		象とするものも新たに実施し
年金センター職員及び障害年金	対して審査ポイントを重点的に取	り入れた研修を実施し	しました。また、中央年金 <sup>-</sup>	ンタ	<i>t</i> =。		た。
センター職員についても、職員	ーや障害年金センターに配置され	ている給付業務正規則	戦員 113 人についても専門5	]研修	更に、審査業務の担当職員		720
のレベルに応じたきめ細かい研	として、新たに実施しました。				817 人や年金センター職員		
修を実施する。	【専門別研修(年金給付分野)】				113 人を対象とした研修も行		
		令和3年度	(参考:令和2年度)		いました。		
	延べ受講者数	2,638 人	1,854 人				
	(うち無期転換職員数)	848 人	706 人				
	(うち有期雇用職員数)	349 人	229 人				
③ 研修の質の向上	③ 研修の質の向上						
	○ 研修の員の向工 ○外部講師による講師養成研修を実	施  テレビ会議シア	マテムを活田した効果的なス	修が	〇講師養成研修や教材等の拡充		○知識と経験をもったエルダー
研修を行うため、講師には講師	の外部連門による連門後成研修で表 できるような講義手法を学び、よ				などを行い、集合研修・テレ		職員を人材育成指導員として
養成研修を引き続き実施しスキー	給付業務研修については、全国統				ビ会議システムを活用した研		活用するなど、研修の質の向
後	新り 未務 研修に うい とは、 主国 析 師を務める上席年金給付専門職が				修それぞれの質の向上に努め		上に努めた。
/v/ / / c 区 の。	師を務める工席年並結り専門戦か に努めました。	火用する教的で士順記	ョッルルで凶ッ、ហ修り貝(	/ I™J 土	ました。		

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
・ 研修の更なる充実を図るため、	〇研修の実施体制強化のため、人材育成指導員を5人増員配置し、14人体制により有期雇	〇研修の実施体制強化のため、		
知識と経験をもった優秀なエル	用職員に対して研修を実施しました。	知識と経験をもったエルダー		
ダー職員を研修講師に活用する		職員を人材育成指導員として		
		活用しました。		
(5) 働きやすい職場環境の確立	(5) 働きやすい職場環境の確立		│ │○職員が健康で働きやすい職場	│ │ ○メンタルヘルス対策、ハラス
職員が、健康で、仕事と生活の両立	職員が、健康で働きやすい職場環境を確立するため、メンタルヘルス対策、ハラスメン	〇職員の健康で働きやすい職場	環境の確立に取り組んだか。	メント対策、時間外勤務の縮
ができる働きやすい職場環境を確立	ト対策及び長時間労働の是正を中心とした取組を実施しました。	環境を確立するための取組を		減、年次有給休暇の取得促進、
するとともに、働き方改革の更なる		実施しました。		育児休業の取得促進等に取り
推進と、メンタルヘルス対策、ハラス				組んだ。
メント防止対策等の取組を進めてい				
< ∘				
① メンタルヘルス対策	① メンタルヘルス対策			
「心の健康づくり計画」に基づ	「   「心の健康づくり計画」に基づき、メンタルヘルス研修及び衛生委員会の開催、外部相	○メンタルヘルス研修の実施、		
く「4つのケア」の実施のため、「職	   談窓口の利用を案内するなど、4つのケアの実施について、以下のとおり取り組みまし	産業医面談を希望する高スト		
員の教育研修」、「職場環境等の把	<i>t</i> =。	レス者又は長時間勤務者に対		
握と改善」、「メンタルヘルス不調	「職員の教育研修」	し、産業医との面談を実施し、		
への気付きと対応」、「職場復帰に	   ○ラインケア対策として管理者(拠点長及び人材育成推進者、本部管理職)を対象に、今	メンタル不調者の減少に努め		
おける支援」の取組を積極的に推	- - - 年度は研修テーマを「部下職員へのより良い指導方法」と定め、より細やかな説明と事	ました。		
進し、職員のメンタルヘルス不調	例や演習問題を多く取り入れるなど内容の充実を図りました。			
の発症や深刻な事態の未然防止を	また、本研修を1,038名が受講しました。			
図るとともに、病気休職者の職場	○セルフケア対策として採用3年目の職員を対象に、「ストレスをコントロールする対処			
復帰を円滑かつ実効あるものとす	法」をテーマとして定め、研修を実施しました。			
る。	また、本研修を379名が受講しました。			
<ul><li>拠点長等に対するラインケア</li></ul>	「職場環境の把握と改善」			
を実行させるための研修及び一	○全職員対象のストレスチェックを実施した結果、高ストレス者と判定された職員につい			
般職へのセルフケアの研修の更	て、拠点長から産業医への面接指導を受けるように指導しました。			
なる充実を図る。	また、ストレスチェックによる集団分析結果に基づき、拠点の衛生委員会において職場			
<ul><li>各拠点の衛生委員会において、</li></ul>	環境の改善に向けた取組を実施しました。			
ストレスチェックの集団分析を	「メンタルヘルス不調への気付きと対応」			
活用した職場環境改善を図る。	〇メンタルヘルスに関する知識を高め、職員のストレス要因の軽減や未然防止を目的とし			
	て「メンタルヘルスハンドブック」を作成し、新任課長研修等に活用することとしまし			
	<i>t</i> =。			
<ul><li>「こころとからだの健康相談」</li></ul>	〇外部の健康相談窓口である「こころとからだの健康相談」事業について、人事異動時等			
事業の活用など、職員・家族・上	に機構内報や職員向け LAN ポータルを利用して同事業を案内するとともに、拠点長が長			
司が外部の健康相談窓口への相	時間勤務者又は高ストレス者を理由に産業医面談を受ける者に対し、外部の健康相談窓			
談や面接カウンセリングを受け	口の活用を周知しました。			
られる仕組みを充実する。	また、電話・メール・対面による相談に加えて、新たにリモート相談を令和4年1月に			

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	導入し、カウンセリングを受けやすい相談体制の充実を図りました。			2.2.
	【こころとからだの健康相談件数の状況】			
	令和3年度 (参考:令和2年度)			
	433 件 425 件			
・ 職場復帰支援プログラムを活	「職場復帰における支援」			
用し、早期復職並びに確実な職	〇専門医を活用した職場復帰支援プログラムを実施するとともに早期復職並びに確実な			
場復帰の強化を図るとともに職				
場復帰後のフォローアップを強				
化する。	令和3年度は、復帰に向けた職場復帰支援を72件実施しました。(令和2年度:49件)			
② ハラスメントの防止	② ハラスメントの防止			
· ハラスメントの防止について	○   〇全職員対象の職場内研修、新任課室長研修、全国拠点長研修においてハラスメント防止	   ○ハラスメント防止に係る研修		
職員研修等を通じて周知徹底す		や自己点検対象者を拡大し、		
るとともに、管理職に対するハ	また、ハラスメント防止に対する更なる意識の醸成及び教育啓発を図るため、管理職を	ハラスメントの禁止行為を周		
ラスメント防止自己点検を実施	対象としたハラスメント防止研修では、新たに部下職員に対する指導方法の留意点につ	知することによりハラスメン		
し、ハラスメント禁止事項等に	いての研修を実施しました。	ト防止に対する意識を高めま		
ついて更なる意識の醸成を図る	更に今年度は、新たに拠点長及び本部グループ長以上に対して事例を踏まえたセクハラ	した。		
ことにより、ハラスメントの根	研修を実施しました。			
絶を目指し、働きやすい職場を	〇ハラスメント防止対策に関する自己確認と継続的な意識の醸成を図るため、四半期ごと			
実現する。	に管理職向けのハラスメント防止に関する自己点検を実施しました。			
	また、今年度は全職員に対し、ハラスメント防止重点自己点検を令和3年 12 月に実施			
	し、ハラスメント防止に対する意識を高めた結果、相談件数が23件減少しました。			
・ 気軽に相談できる外部相談窓	〇機構内報等の職員向け媒体を利用したハラスメント相談窓口を周知した結果、外部相談	〇機構内報を通じて外部相談窓		
口の周知及び各拠点の相談員に	窓口相談件数が増加しました。また、拠点のハラスメント相談員の迅速かつ適切な相談	口を周知するほか、拠点の相		
対する研修の充実により、相談	対応を目的とした研修を実施し相談窓口の強化を図り、職員が相談しやすい体制を整備   1 + 1 +	談員に対する研修を実施し、		
窓口の強化を図り、迅速かつ適	しました。	職員が相談しやすい相談体制		
正な相談対応を行う。		を整備しました。		
   ③ 長時間労働の是正	③ 長時間労働の是正			
	○全拠点に対して、ノー残業デーの徹底や「時差通勤」を推奨するとともに、毎月最終水	│ │○完全消灯による一斉退社や管│		
底、「一斉退社」等の促進などの	曜日には、一斉退社による完全消灯を実施しました。	理職を含む拠点の時間外勤務		
取組を推進することに加え、一	また、夏季集中取組期間として週2日のノー残業デー及び定時退社の促進に加え、令和	縮減を人事評価に導入するな		
斉消灯への取組を強化する。	3年8月10日から8月13日の間、一斉退社による完全消灯を実施しました。	どした結果、機構全体におい		
・ 時間外勤務が多い拠点などに	〇特に時間外勤務が多い職員がいる拠点に対し、適正な勤務時間管理の徹底のため、ログ	ては、対前年度で1時間23分		
対し、調査を強化し、その調査結	調査や個別ヒアリングを実施して、実態を踏まえた指導を行いました。	一般職で1時間59分の時間		
果を踏まえ具体的な施策を検討	〇時間外勤務時間が月 40 時間を超える見込みの一般職が所属する拠点長に対し、注意喚	外勤務が減少しました。		

令和3年度計画		令	↑和3年度計画に対す	<sup>-</sup> る取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
し、管理職に対して職場実態や 業務面を考慮した部下職員の時間外勤務の削減に関する意識の 徹底を図る。 ・ 管理職の長時間勤務の抑制に 取り組む。 ・ 時間外勤務が一定時間を超え た職員の健康状態を把握し、必 要に応じて上長による面談や業	〇時間外勤務 減時間を人 務の要因に により、管理 まいります。 〇時間外勤務 た上長など。	時間の縮減を目事評価指標に導ついて報告する理職の時間外勤。時間が月 60 時との面談に加え	減や適正な勤務管理的として、管理職を行入するとともに、月よう徹底しました。 一番時間は増加しました。 間を超えた職員に対する。 に産業医と面談する。	含めた拠点ごとの時 60時間を超える管 なお、新型コロナウ たが、今後、縮減に する自己診断(健康 た管理職や急激に時	理職に対し時間外勤 イルス感染症対応等 向けて対策を進めて チェック)を踏まえ			H Im S≥s∓FI
務を軽減するなど、健康障害防 止の推進を図る。	【時間外勤	カ務の状況】		(時間	間:分)			
	年	度	令和3年度	(参考:令和2年	:度)			
	機	構全体	20 : 02	21 : 25				
	内訳	管理職	31 : 12	30 : 41				
	Net 4	一般職	16 : 16	18 : 15				
<ul><li>④ 年次有給休暇の確実な取得 計画的な年次有給休暇の取得促 進を行い、取得実績の低い職員へ 時季指定による計画的な取得促進 に取り組む。</li></ul>	〇仕事と生活( 勤務管理シ 次有給休暇( また、拠点)	ステムに休暇管 の取得を促進し ごとの年次有給	ライフバランス)を( 理簿を追加し、休暇の	の取得実績が低い職 び取得促進の好取組	員への時季指定や年 事例を各拠点へ提供	の観点から、年次有給休暇等 の取得促進や育児休業等の取		
⑤ 子育てや介護との両立	⑤ 子育てや	介護との両立						
・ 次世代育成支援対策推進法に						〇安心して仕事と家庭の両立が		
基づく一般事業主行動計画により、職員が安心して仕事と子育			)」に基づき、職員 <i>た</i> :おいて職場内研修を			できる職場を目指し、職場内 研修や機構内報を通じて制度		
ての両立ができる職場を目指			周知のうえ、各種休日					
し、男性職員の育児への参加促			171 名出産し、育児(			業の取得率は、第5期一般事		
進、育児休業から復帰しやすい 受け入れ体制に取り組む。			に取得予定です。現 期一般事業主行動計			業主行動計画の目標である女 性は90%以上、男性は30%以		
文リス化学中川におり相合。	16、万庄、	メ任と 0、第5	汾 似乎未工门刻门	当の日保と廷族でき	<b>勿光达07</b> C 9 。	上となっています。		
	【女性の育」	児休業取得状況	!]					
		年	度	令和3年度	令和2年度			
		育児休業	取得率	97. 66%	104. 93%			
	内訳	育児休業	取得した職員数	167 名	149 名			

令和3年度計画		令和3年度計画に対す	る取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
		本人が出産した職員数	171 名	142 名			
	(※)育児休業	* 東田得率=育児休業取得した職員数/	/本人が出産した職	 員数			
	分母が当	当該年度の出産者数、分子が当該年度	度の育児休業の取得	者数として集計して			
	いるため	り、出産した年度と育児休業を取得	した年度にずれが	生じることがありま			
	す。						
	【男性の育」	見休業取得状況】					
		年 度	令和3年度	令和2年度			
		育児休業取得率	44. 23%	31. 88%			
	<b>.</b>	育児休業取得した男性職員数	46 名	44 名			
	内訳	配偶者が出産した男性職員数	104 名	138 名			
い、仕事と介護の両立がしやすい環境整備に取り組む。	暇制度の周知	双得しやすい環境づくりの観点から板口を行いました。 木暇に係る給与の支給割合の改善に応 大戦に係る給与の支給割合の改善に応					
民間労働法制下における健全で安			組合と締結している	「労使間の取扱いに	   ○労使関係については、労使間		
定した労使関係を引き続き維持す	関する基本協約	<b>り」(労働協約)に基づき、良好な労</b>	使関係の構築に努め	かました。	のルール(労働協約)に基づき		
る。					団体交渉を行うなど、健全で		
					安定した労使関係を維持して		
					きました。		

令和3年度計画		令和3年度計画に対す	る取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理湯
<ul> <li>IV 予算、収支計画及び資金計画</li> <li>V 不要財産又は不要財産となることが</li> <li>見込まれる財産の処分に関する計画</li> <li>VI Vの財産以外の重要な財産の譲渡又</li> <li>は担保に関する計画</li> </ul>							評価:B
(IV 予算、収支計画及び資金計画)							
1. 予算については、別紙1のとおり。 2. 収支計画については、別紙2のとおり。	〇令 		Ţ	1	算等を作成しました。また、予	〇令和3年度予算を適正に執行 したか。	ついては、事業内容の見直しや
3. 資金計画については、別紙3のとおり。		区分	予算額	決算額	算執行については、事業内容の		入札によるコスト削減に努め
		<b>条経費</b>	2, 187. 1 億円	1,932.4億円	見直しや入札によるコスト削		│ るなど、適正な予算執行がされ │
	1	<b>保険事業経費</b>	958.8億円	835.6億円	減により、343億円を削減しました。		た。
		国民年金の適用関係業務 厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用関係 業務	310.0 億円	295.1億円	○監査法人による監査報告にお いて、機構の財政状態、運営状		〇令和3年度の財務内容につい ては、機構の財政状態、運営状
		国民年金の収納関係業務	297. 4 億円	243.3 億円	況及びキャッシュ・フローの状		況等すべての重要な点におい
		厚生年金保険・健康保険・船員保険の徴収関係 業務	78.9億円	75.3 億円	況を全ての重要な点において 適正に表示しているものと認		て、適正な内容となっていた。 なお、監査法人による監査報告
		年金給付関係業務	146.8億円	120.6 億円	められています。		においても適正に表示してい
	;	オンラインシステム経費	677.6億円	598.7億円			るものと認められた。
		<b>年金相談等経費</b>	488.9億円	451.3 億円			
	l⊢⊢	年金生活者支援給付金事業経費	61.8億円	46.8億円			
	<u>一</u> 角	设管理費 	1,069.1億円	981.0 億円			
	※金	計 額については、端数整理のため合計が一致し	3,256.2億円 しない場合がある。	2,913.4億円			

令和3年度計画	令和3年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
(V 不要財産又は不要財産となることが				
見込まれる財産の処分に関する計画)				
「日本年金機構の資産管理の在り方	〇「日本年金機構の資産管理の在り方に関する会議」において、「速やかに廃止す	〇「速やかに廃止することが適	〇速やかに廃止することが適当	〇所在する市区町村による国土
に関する会議」において、速やかに廃止	ることが適当」とされた 22 宿舎のうち、令和3年3月末時点で 21 宿舎の国庫納	当」	とされ、令和3年度までに国庫	調査が行われているが、調査終
することが適当とされた宿舎について	付が完了しました。	とされ令和3年度までに国庫	納付が完了していない1宿舎	了後円滑に国庫納付を行える
は、速やかに国庫納付を行う。	残る1宿舎については、所在する市区町村による国土調査が行われております	納付が完了していない1宿舎	について、速やかに国庫納付を	よう、準備を進めた。
今後廃止することが適当と見込まれ	が、令和4年度中の国庫納付に向けて手続を進めております。	については、国庫納付に向けた	行ったか。	
る宿舎については、令和元年度に実施		手続を進めています。		
した宿舎保有、広域住居手当、借上宿舎	〇今後廃止することが適当と見込まれる宿舎について、「日本年金機構の資産管理	〇令和3年度計画のとおり、今後		
についてのコスト比較結果を踏まえ、	の在り方会議」で承認された宿舎存廃判定手法により、現時点で推計できる拠点	廃止することが適当と見込ま	込まれる宿舎について、令和3	込まれる宿舎」について、宿舎
新たに宿舎需要予測を実施し、引き続	別定員配置人数及び広域異動者数を用いた 10 年後 20 年後の入居者数に基づく	れる宿舎について、需要予測と	年度計画に沿ったコスト比較	保有、広域住居手当、借上宿舎
き廃止すべき時期を検討する。	宿舎需要の予測を行い、宿舎保有、広域住居手当、借上宿舎についてのコスト比	コスト比較を実施し、現地調査	及び需要予測を実施し、廃止対	についてのコスト比較及び需
また、耐震補強工事の未実施等によ	較を実施し、現地調査結果を踏まえ廃止すべき宿舎の検討を行いました。 	と廃止対象候補宿舎の選定を	象候補宿舎の選定を行ったか。	要予測を行い、廃止対象候補宿
り仮移転中の年金事務所及び将来にわ		行いました。		舎の選定を行った。
たり宿舎の需要が見込まれる地域にお	○多様な手法による建替等及び現有資産を活用した宿舎の戸数増加手法の検討に	〇保有年金事務所建物の建築年		
いて、老朽化等により使用できない状	ついては、従来方法による建替について将来的な計画の策定に着手しました。	次、敷地面積、建蔽率、容積率、		
態の宿舎で、建替の方がコスト面で有		現定員を基準にした必要延べ		
利となる場合について、引き続き多様		床面積等についての調査や試		
な手法による建替等の検討を行う。		算を実施しました。その結果を		
特に、都市部における宿舎について		基に建替えについての将来的		
は、現有資産を活用した宿舎の戸数増		な計画の策定に着手しました。		
加手法について検討することで、都市				
部における宿舎不足の解消を目指す。				
VI Vの財産以外の重要な財産の譲渡又				
は担保に関する計画				
なし				

# 令和3年度予算

区 別	金額
収入	
運営費交付金	324, 965
運営費交付金	106, 252
事業運営費交付金	212, 528
年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金	6, 185
その他の収入	653
計	325, 618
支出	
業務経費	218, 713
保険事業経費	95, 877
オンラインシステム経費	67, 760
年金相談等事業経費	48, 891
年金生活者支援給付金支給業務事務費	6, 185
一般管理費	106, 905
計	325, 618

#### 令和3年度収支計画

(単位:百万円)

区 別	金額
費用の部	325, 618
経常費用	325, 618
業務経費	218, 713
保険事業経費	95, 877
オンラインシステム経費	67, 760
年金相談等事業経費	48, 891
年金生活者支援給付金支給業務事務費	6, 185
一般管理費	106, 905
人件費	95, 674
その他一般管理費	11, 232
収益の部	325, 618
経常収益	325, 618
運営費交付金収益	324, 965
運営費交付金収益	106, 252
事業運営費交付金収益	212, 528
年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金収益	6, 185
その他の収入	653
純利益(△純損失)	0
総利益(△総損失)	0

<sup>(</sup>注記) 当法人における退職手当については、その全額について、運営費交付 金を財源とするものと想定している。

※金額は四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

### 令和3年度資金計画

区 別	金額
資金支出	
業務活動による支出	325, 618
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
計	325, 618
資金収入	
業務活動による収入	325, 618
運営費交付金による収入	106, 252
事業運営費交付金による収入	212, 528
年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金による収入	6, 185
その他の収入	653
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
計	325, 618

# 令和3年度業務実績報告書<別表>目次

	資料名称	ページ
【別表 1】	国民年金保険料の納付率等の状況	1
【別表 2】	収納対策のスキーム(概念図)	2
【別表 3】	厚生年金保険等の適用促進等に係る令和3年度行動計画の取組状況	3
【別表 4】	厚生年金保険適用関係指標の推移(年度別)	4
【別表 5】	厚生年金保険の適用促進対策に係る取組状況	5
【別表 6】	事業所調査関係内訳(年度別)	6
【別表 7】	厚生年金保険料等の収納対策に関する指標の推移(年度別)	7
【別表 8】	未統合記録(5,095万件)の解明状況	9
【別表 9】	年金事務所の来訪相談件数	10
【別表 10】	コールセンター(全体)月別応答状況(令和3年4月~令和4年3月)	11
【別表 11】	厚生年金保険手続の電子申請利用状況について(令和4年3月末時点)	12
【別表 12】	提言(運営評議会)	13
参考資料	令和3年度予算の執行(決算)状況	14

### 国民年金保険料の納付率等の状況

事項	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第1号被保険者数※1	1,864 万人 (-2.1%)	1,805 万人(-3.1%)	1,742 万人 (-3.5%)	1,668 万人(-4.3%)	1,575 万人 (-5.5%)	1,505 万人 (-4.5%)	1,471 万人 (-2.3%)	1, 453 万人 (-1.2%)	1,449 万人 (-0.3%)	1,431 万人 (-1.3%)
納付月数 (対前年度比)	9,010 万月	8,817 万月	8,607 万月	8,291 万月	7,835 万月	7,406 万月 (-5.5%)	7,287 万月	7,114 万月 (-2.4%)	7,074 万月	7,128 万月 (+0.8%)
全額免除者数 (対前年度比)	587 万人 (+3.3%)	606 万人 (+3.2%)	602 万人	576 万人 (-4.3%)	583 万人 (+1.2%)	574 万人 (-1.5%)	574 万人	583 万人 (+1.5%)	609 万人 (+4.5%)	612 万人 (+0.6%)
全額免除率 (対前年度比)	32. 0% ( +1. 6% )	34. 1% ( +2. 1% )	35. 1% ( +1. 0% )	35. 0% ( -0. 0% )	37. 5% ( +2. 5% )	38. 7% ( +1. 1% )	39. 5% ( +0. 9% )	40. 6% ( +1. 1% )	42. 6% ( +1. 9% )	43. 4% ( +0. 8% )
強制徴収の着実な実施※2	最終催告送付 68,974 件 督促状送付 34,046 件 差押実施 6,208 件	78,030 件 督促状送付 46,274 件 差押実施	督促状送付 46,586 件 差押実施	督促状送付 43,757 件 差押実施	85, 342 件 督促状送付 50, 423 件 差押実施	最終催告送付 103,614 件 督促状送付 66,270 件 差押実施 14,344 件	133,900 件 督促状送付 81,597 件 差押実施	最終催告送付 142,871 件 督促状送付 89,615 件 差押実施 20,590 件	督促状送付 <b>0 件</b> 差押実施	督促状送付 15 件 差押実施
最終納付率 (現年度からの伸び幅)	64. 5% ( +5. 2% )	65. 1% ( +6. 4% )	67. 8% ( +8. 8% )	70. 1% ( +9. 2% )	72. 2% ( +9. 1% )	73. 1% ( +9. 8% )	74. 6% ( +9. 6% )	76. 3% ( +10. 0% )	77. 2% ( +9. 0% )	78. 0% ( +8. 7% )
過年度1年目 (現年度からの伸び幅)	62. 6% ( +3. 9% )	63.5% ( +4.5% )	67. 2% ( +6. 3% )	68. 6% ( +5. 5% )	69. 9% ( +6. 5% )	71. 5% ( +6. 5% )	73. 4% ( +7. 1% )	74. 9% ( +6. 8% )	75. 6% ( +6. 4% )	77. 8% ( +6. 3% )
現年度納付率 (対前年度比)	59. 0% ( +0. 3% )	60. 9% ( +1. 9% )	63. 1% ( +2. 2% )	63. 4% ( +0. 3% )	65. 0% ( +1. 7% )	66. 3% ( +1. 3% )	68. 1% ( +1. 8% )	69. 3% ( +1. 1% )	71. 5% ( +2. 2% )	73. 9% ( +2. 4% )
口座振替実施率 (対前年度比)	35. 3% ( -0. 3% )	35. 6% ( +0. 3% )	35. 7% ( +0. 1% )	35. 1% ( -0. 6% )	35. 7% ( +0. 6% )	35. 5% ( -0. 3% )	34. 6% ( -0. 9% )	33. 5% ( -1. 1% )	33. 9% ( +0. 4% )	34. 3% ( +0. 4% )
クレジット実施率 (対前年度比)	1. 5% ( +0. 1% )	1.8%	1.8%	1.9%	2. 3% ( +0. 4% )	2. 9% ( +0. 5% )	3. 7% ( +0. 8% )	4. 5% ( +0. 8% )	5. 5% ( +1. 0% )	6. 5% ( +1. 0% )
マルチペイメント利用状況 (コンピニ、クレジットカード、 インターネット、ペイジー)	1,482 万件 (+7.2%)	1,615 万件 (+9.0%)	1,835 万件 (+13.6%)	1,982 万件 (+8.0%)	2,064 万件 (+4.1%)	1,978 万件 (-4.2%)	2,003 万件 (+1.3%)	2,036 万件 (+1.6%)	2,099 万件 (+3.0%)	2,121 万件 (+1.0%)

<sup>※1</sup> 第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。※2 令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、強制徴収に関する手続を一部停止した。

令和3年度

合計

3,342万件

2,669万件

3.139万件

2,117件

15件

46件

不公平感の解消と波及効果

42件

O件

41件

戸別訪問

412万件

223万件

〇万件

令和2年度

# 収納対策のスキーム(概念図)

# 納めやすい環境づくりの整備

- 〇 口座振替の推進
  - 口座振替割引制度の導入
  - $(H17.4\sim)$

・任意加入者の口座振替の原則化  $(H20.4\sim)$ 

(口座振替率)

291万人

(利用状況)

R1年度末 R2年度末 R3年度末 34% → 34% 34%

○ □座振替による2年前納制度の導入

285万人

281万人

 $(H20.2\sim)$ 

(利用状況)  $(H26.4\sim)$ R1年度 R2年度 R3年度

28万件 → 26万件 → 29万件

#### 〇 クレジットカード納付の導入

R3年度 R1年度 R2年度 229万件 → 261万件 → 301万件

〇 コンビニ納付の導入  $(H16.2\sim)$ 

(利用状況) R1年度

R2年度 R3年度 1,528万件 → 1,542万件 → 1,517万件

〇 インターネット納付の導入

(利用状況)  $(H16.4\sim)$ 

R1年度 R2年度 R3年度

280万件(※) → 296万件(※) → 303万件(※) ※ゆうちょ銀行(郵便局)におけるマルチペイメント処理

への切り替え分を含む。

〇 現金及びクレジットカードでの2年

前納制度の導入 (H29.4~)

(利用状況)

R1年度 R2年度 R3年度 10万件 → 12万件 → 15万件

### 納付督励の実施

・質の向上 •効率化

強

制

徴

収対

象

付

督励

対

象

免除等対

市町村か

B

の

所得情報

(令和2年度以降は、

情報提供ネ

ÿ

クシステムから取

未

納

者

文書

R 1年度 3,272万件

R 2年度 R 3年度

にも応じない度重なる督励

3.531万件 3,657万件

○国税庁への強制徴収委任

〇納付督励の外部委託(H17.10~)

582万件

617万件

848万件

文書

強制徴収の実施

最終催告状

督 促 状

財産差押

「基準」所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上(H27,10~) [実績] R1年度 79件 → R2年度 0件 → R3年度 0件

電話

2.348万件

2.052万件

2.068万件

最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

令和元年度

142,871件

89.615件

20,590件

R 1年度 2,350万件 2.089万件 R 2年度

R 3年度 2.102万件

### 戸別訪問(面談)

話

R 1年度 419万件

R 2年度 1万件 R 3年度 229万件

免除等の周知・勧奨

年金(社会保険)事務所単位での行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

○ ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知(H16.10~)

R 1

年度

R 2

年度

R 3

年度

○ 若年者納付猶予制度の導入(H17.4~)・納付猶予対象者の拡大(H28.7~)

免除や学生納付特例(学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組)を周知・勧奨し、

- 免除基準の緩和・免除の遡及承認(H17.4~)
- 免除の遡及期間の見直し(H26.4~)
- 申請免除の簡素化(①継続意思確認H17.7~ ②申請免除手続きの簡素化H21.10~ ③所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26.10~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化(H20.4~)
- 免除委託制度開始(H28.4~)

(注)国民年金保険料徴収100円当たりの徴収コストを試算すると、国民年金保険料の徴収コスト 100円当たり約3円(令和2 年度実績)。なお、強制徴収コストについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により強制徴収業務を停止したこと から、算出していない。

#### 普及• 啓発活動等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

### 厚生年金保険等の適用促進等に係る令和3年度行動計画の取組状況

	項目			目	年	間	目 標	値 (A)		実	績	(B)	達	成 率 (B/A)
	新規適用事業所数			<b>「規適用事業所数</b>						133, 305 📱	事業所			
		職員の加入指導により、 適用に結び付いた事業所数				88,	000 事訓	<b></b> 上			104, 225 📱	事業所		118.4 %
1		新規通		数				/			312, 545	7		
	適用促進	職員の加入指導により、 資格取得した被保険者数				/			217, 762 人					
	促進	加入排	旨導実施回数	Ţ						1, 760, 581 ը	回			
2		内訳 (1)電話・文書による加入指導							内訳	(1)	1, 657, 126 [			
			(2) 来所要請	情による加入指導						(2)	45, 771 <u>[</u>			
			(3) 戸別訪問	別による加入指導					(3) 57,684 回					
		調査事	事業所数								242, 793 특	事業所		
	事	調査被	皮保険者数		8,	, 240,	000 人				9, 983, 365	<b>ل</b>		121.2 %
3	事業所調査	<u> </u>	<b></b> 指状況	資格得喪関係					16, 241 📱	事業所				
	査	報酬関係									79, 681 <b>=</b>	事業所		
		事業所調査により、適用となった 被保険者数									27, 252	ι .		

# 【別表4】

#### 〇 厚生年金保険適用関係指標の推移(年度別)

項番	指標名	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度と 令和3年度と の比較
1	新規適用事業所数	事業所	67, 300	69, 719	74, 677	91, 457	113, 430	157, 184	182, 422	165, 007	157, 818	146, 533	120, 898	133, 305	110. 3%
2	全喪事業所数	事業所	54, 629	56, 845	49, 974	31, 309	40, 391	41, 173	39, 957	41, 644	41, 414	42, 279	40, 314	38, 769	96. 2%
3	適用事業所数(年度末現在)	事業所	1, 748, 578	1, 745, 027	1, 758, 192	1, 800, 619	1, 867, 185	1, 974, 655	2, 109, 345	2, 227, 353	2, 336, 872	2, 435, 755	2, 509, 333	2, 598, 341	103. 5%
4	適用調査対象事業所数(年度末現在)	事業所	107, 935	246, 165	387, 840	357, 303	245, 335	647, 786	513, 332	421, 377	361, 481	276, 960	207, 060	185, 385	89. 5%
5	被保険者数(資格取得分)	人	5, 971, 161	6, 064, 813	6, 298, 001	6, 535, 050	6, 697, 394	6, 913, 401	7, 476, 219	7, 333, 746	7, 432, 648	7, 325, 594	6, 515, 985	6, 654, 025	102. 1%
6	被保険者数(資格喪失分)	人	5, 808, 127	6, 019, 435	6, 124, 748	6, 053, 223	6, 031, 851	6, 038, 882	6, 148, 007	6, 401, 556	6, 743, 903	6, 760, 819	6, 442, 871	6, 482, 594	100. 6%
7	被保険者数(年度末現在)	人	34, 411, 013	34, 514, 836	34, 717, 319	35, 272, 821	35, 985, 388	36, 863, 741	38, 217, 576	39, 112, 169	39, 806, 245	40, 374, 470	40, 472, 127	40, 645, 172	100. 4%
8	職員による加入指導事業所数(文書・電話・ 来所要請・訪問指導ののべ事業所数)	事業所	34, 252	57, 453	113, 112	65, 163	490, 619	1, 131, 194	1, 515, 661	1, 215, 093	1, 590, 536	1, 660, 482	1, 800, 095	1, 760, 581	97. 8%
9	適用対策を講じた結果、適用した事業所数	事業所	4, 808	6, 685	8, 322	19, 099	39, 704	92, 550	115, 105	99, 064	100, 727	91, 342	99, 682	104, 225	104. 6%

# 厚生年金保険の適用促進に係る取組状況

#### 未適用事業所に対する適用促進

- 〇 従来より、雇用保険適用事業所情報(平成14年度~)、法人登記簿情報(平成24年度~)を活用し、未適用の可能性がある 事業所を把握し、加入指導に取り組んできた。
- 平成27年度からは、国税庁より、従業員を雇い給与を支払っている法人事業所の情報の提供を受け、これを加入指導に 活用することにより、更なる適用促進の取組を進めており、引き続き雇用保険被保険者情報等を活用して効果的な対策を講ずる。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
新規適用事業所数	91,457	113,430	157,184	182,422	165,007	157,818	146,533	120,898	133,305
うち、加入指導により適用した事業所数	19,099	39,704	92,550	<u>115,105</u>	99,064	100,727	91,342	99,682	104,225
加入指導により適用した被保険者数	56,329	123,649	239,024	265,002	228,970	200,155	175,774	232,406	217.762

#### 適用事業所に対する事業所調査

○ 被保険者の資格や標準報酬等の詳細な確認等を総合的に行う総合調査を実施しており、引き続き雇用保険被保険者情報等 を活用して効果的に取り組むことにより、未適用従業員に係る適用漏れの防止及び届出の適正化を推進する。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
総合調査実施数	98,106	185,856	210,959	297,777	323,986	326,474	263,468	234,321	242,793
調査により適用した被保険者数	18,178	14,713	13,170	9,007	19,241	38,072	28,365	19,725	27,252

#### これまでの取組による適用状況

厚生年金保険の適用の可能性がある者(国民年金被保険者実態調査における推計)

[H26.3末時点]

約200万人程度 → 約156万人程度(※) [H29.3末時点]

※短時間労働者約12万人程度 を含む

約105万人程度(※) [R2.3末時点]

※短時間労働者約13万人程度

厚生年金保険の適用の可能性がある法人事業所(国税庁情報に基づく調査対象)

約97万件 [H27.3末時点] 約51万件

約18.5万件 [R4.3末時点]

[この間に新たに厚生年金保険の適用の可能性があると判明した法人事業所]

### 【別表6】

#### 〇 事業所調査関係内訳(年度別)

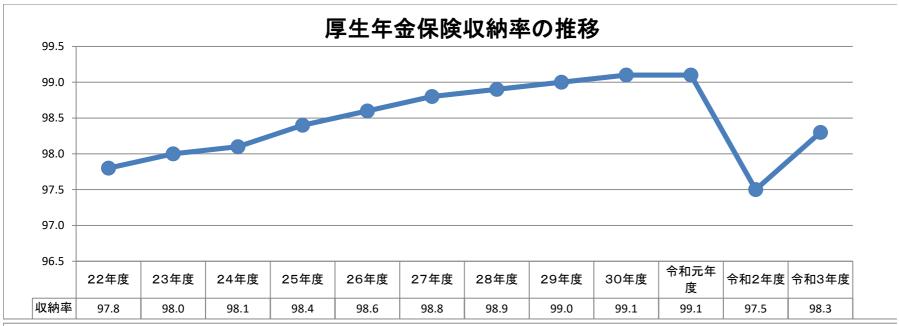
項番	指標名	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	2年度と3年 度との比較
1	事業所調査実施事業所数 ①	事業所	157,477	437,325	491,188	463,075	474,098	492,001	565,356	481,848	326,474	263,468	234,321	242,793	103.6%
2	①のうち、総合調査事業所数 ②	事業所	32,030	80,003	94,561	98,106	185,856	210,959	297,777	323,986	326,474	263,468	234,321	242,793	103.6%
3	総合調査実施割合(②/①)	-	20.3%	18.3%	19.3%	21.2%	39.2%	42.9%	52.7%	67.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4	被保険者からの情報提供事業所調査	事業所	1,483	1,508	1,343	1,071	496	385	489	445	521	460	484	1,264	261.2%
5	のきっかけ となった 地方運輸局等からの情報提供	事業所	970	703	671	482	242	168	169	123	138	118	76	83	109.2%
6	情報提供数都道府県労働局からの情報提供	事業所	679	251	164	91	60	70	120	191	161	185	238	299	125.6%

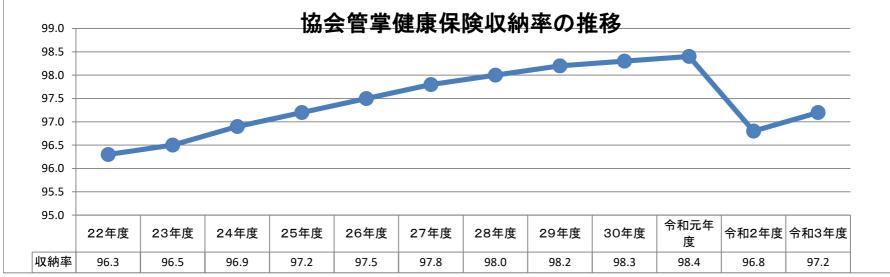
厚生年金保険料等の収納対策に関する指標の推移(年度別)

指	標名	単位	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
/2	厚生年金保険	億円	232,430	239,581	246,116	254,629	266,941	281,830	297,992	312,525	322,267	329,209	328,717	339,149
保険料決定額 (過年度分を含む)①	協会管掌健康保険	億円	74,985	76,722	81,192	82,950	86,312	89,104	93,068	97,667	101,063	106,997	107,665	111,806
(Z) IZMEBOTO	船員保険	億円	387	378	374	366	372	370	373	374	374	376	375	385
	厚生年金保険	億円	227,253	234,699	241,549	250,472	263,196	278,362	294,754	309,442	319,287	326,197	320,612	333,535
保険料収納額 (過年度分を含む)②	協会管掌健康保険	億円	72,243	74,074	78,653	80,606	84,183	87,121	91,211	95,891	99,340	105,249	104,235	108,700
(Z + Z) C I O / ®	船員保険	億円	344	341	340	337	345	348	355	359	363	365	357	371
	厚生年金保険	億円	407	380	362	369	323	338	285	240	267	234	233	235
不納欠損額③	協会管掌健康保険	億円	201	191	188	199	178	189	163	137	157	137	137	136
	船員保険	億円	5	4	4	1	3	3	2	3	1	1	0.3	0.6
in 4h + :文호	厚生年金保険	億円	4,770	4,502	4,205	3,788	3,422	3,130	2,952	2,843	2,713	2,778	7,872	5,379
収納未済額 ①-②-③	協会管掌健康保険	億円	2,541	2,457	2,351	2,145	1,951	1,793	1,693	1,639	1,566	1,611	3,293	2,970
	船員保険	億円	38	33	30	29	23	18	16	12	10	10	18	14
但吸收加速	厚生年金保険	%	97.8	98.0	98.1	98.4	98.6	98.8	98.9	99.0	99.1	99.1	97.5	98.3
保険料収納率 ②/①	協会管掌健康保険	%	96.3	96.5	96.9	97.2	97.5	97.8	98.0	98.2	98.3	98.4	96.8	97.2
<b>3</b> 7 ©	船員保険	%	88.9	90.1	91.0	92.0	92.9	94.1	95.2	95.9	97.1	97.1	95.1	96.3
滞納事	業所数	事業所	162,461	162,735	154,013	141,284	138,162	135,860	134,940	135,306	133,807	142,139	160,308	147,750
差押え	事業所数	事業所	13,707	17,798	22,556	24,626	25,094	24,300	25,174	27,581	30,978	33,142	3,357	6,781
	厚生年金保険	%	81.6	82.7	83.0	83.3	83.1	83.2	83.0	82.7	82.8	81.8	81.0	81.4
口座振替実施率	協会管掌健康保険	%	82.1	82.9	83.2	83.2	83.4	83.5	83.2	83.0	83.3	81.9	80.7	80.8
	船員保険	%	68.4	68.9	68.7	69.3	70.6	71.3	72.0	72.3	73.5	74.4	74.8	75.5

<sup>(</sup>注1)協会管掌健康保険とは、全国健康保険協会が運営している主に中小企業の従業員を対象とした健康保険のことです。 同健康保険の保険料については、年金保険料と併せて、機構が一括して徴収を行っています。 (注2)滞納事業所数は、延滞金のみ滞納している事業所数を除いた事業所数を計上しています。

<sup>(</sup>注3)厚生年金保険料徴収100円当たりの徴収コストを試算すると、厚生年金保険料の徴収コスト 100円当たり0.08円(令和2年度実績)。 なお、強制徴収コストについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により滞納処分業務を停止したことから、算出していない。

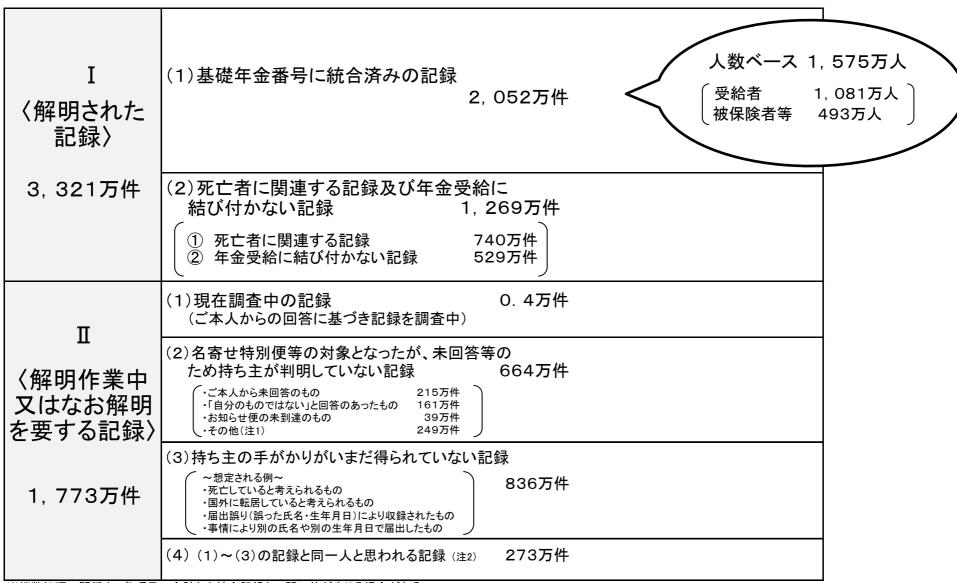




※なお、保険料決定額から納付猶予特例及び法定猶予制度の許可中の金額を除いて計算した収納率は以下のとおりです。 令和2年度厚生年金保険料99.3%、協会管掌健康保険料98.8%。令和3年度厚生年金保険料99.4%、協会管掌健康保険料98.9%。

# 未統合記録(5,095万件)の解明状況

<令和4年3月時点>

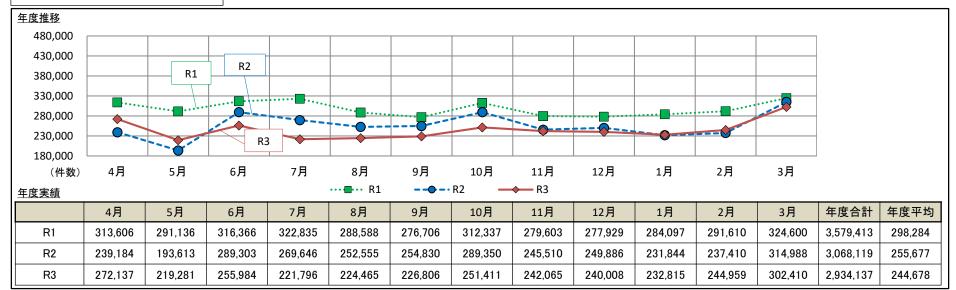


※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。

(注1)「その他」は、「「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの」、「基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり 特別便の対象からはずれたもの」、「黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの」等 (注2)(4)は、(1)~(3)の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録

g

#### 年金事務所の来訪相談件数

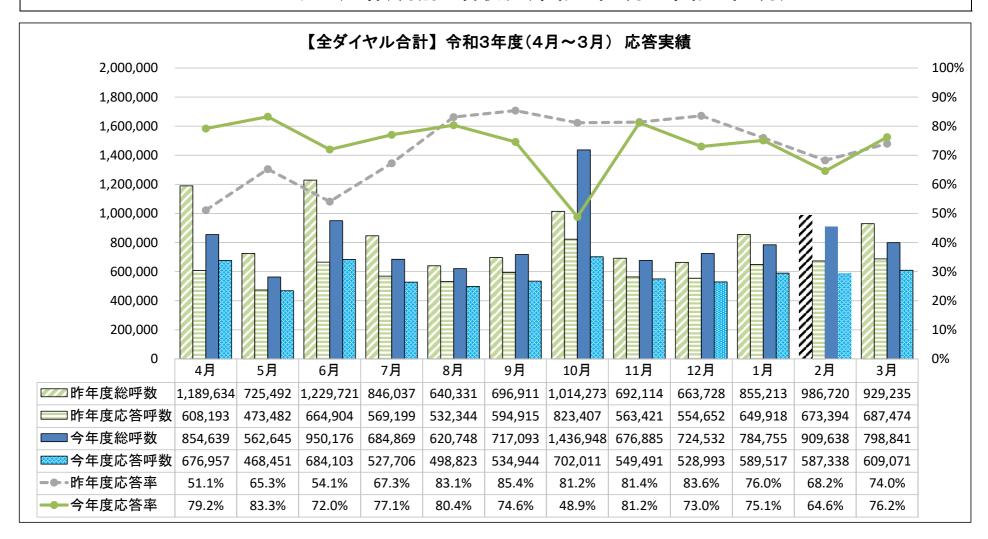


#### 年金事務所の予約件数



### 【別表10】

# コールセンター(全体)月別応答状況(令和3年4月~令和4年3月)



#### 【別表11】

# 厚生年金保険手続の電子申請利用状況について(令和4年3月末時点)

### 〇規制改革実施計画に基づくオンライン利用率引上げの基本計画 スコアカード

手続名(目標値を定める主要なもの)	法令	手続の種類	年間手続件数(令和元年度)	オンライン利用率(令和元年度)	オンライン利用率 (現在値)	オンライン利用率目標	達成期限
健康保険・厚生年金保険被保険者 賞与支払届	厚生年金保険法 厚生年金保険法 施行規則	民間事業者等⇒ 独立行政法人等	62,459,395	25%	60%		令和5年度末 (令和3年度から 3か年計画)
健康保険·厚生年金保険被保険者 報酬月額算定基礎届	厚生年金保険法 厚生年金保険法 施行規則	民間事業者等⇒ 独立行政法人等	39,488,393	23%	58%		令和5年度末 (令和3年度から 3か年計画)
健康保険·厚生年金保険被保険者 資格取得届	厚生年金保険法 厚生年金保険法 施行規則	民間事業者等⇒ 独立行政法人等	7,413,414	31%	50%	50%	令和5年度末 (令和3年度から 3か年計画)
健康保険·厚生年金保険被保険者 資格喪失届	厚生年金保険法 厚生年金保険法 施行規則	民間事業者等→ 独立行政法人等	6,704,541	30%	50%		令和5年度末 (令和3年度から 3か年計画)
健康保険·厚生年金保険被保険者 報酬月額変更届	厚生年金保険法 厚生年金保険法 施行規則	民間事業者等→ 独立行政法人等	6,288,472	29%	64%		令和5年度末 (令和3年度から 3か年計画)

令和 4 年 2 月 10 日

日本年金機構 理事長 水島 藤一郎 殿

> 日本年金機構運営評議会 座長 菊池 馨実

#### 提言

長期化するコロナ禍において、日本年金機構は、年金制度の適切な業務運営を通じ、社会の安定・安心への貢献をするべく、無年金・低年金の防止や厳しい経済環境の中にある企業の経営を支えるための諸施策について取り組んできた。

令和4年を迎え、未だ社会はコロナ禍にあるが、このコロナ禍を克服し、その先の新たな時代に向けて歩み出そうとする社会にとって、多くの国民の生活基盤を支えている公的年金の役割は以前にも増して重要なものとなる。

そのため、日本年金機構においては、コロナ禍において実施してきた諸施策を含む基幹業務の対応やオンラインビジネスモデルに係る対応について、引き続き着実に実施するとともに、制度改正事項にも適時適切に対応することが求められる。さらに昨年の「年金振込通知書」の印刷誤り事案を踏まえた、業務の正確性とサービスの質の向上を重視する外部委託のあり方の検討も求められる。

なお、この対応に当たっては、厚生労働省と連携し、増加する業務量に応じた必要な予算・人員を確保し、又地域を基盤とした包括的相談支援体制の機能の一端を担うために、市区町村や他の相談支援機関との連携の更なる強化に引き続き取り組むことが肝要である。

これらを踏まえ、私たち運営評議会として下記について提言する。

記

- 1. 年金制度の安定した運営のため、国民年金の適用・収納対策や厚生年金保険の適用・徴収対策等の基幹業務について、これまでの取組を更に推進し、着実に実績を積み上げること。特に、コロナ禍において実施してきた国民年金の臨時特例免除承認者に対する納付・免除勧奨や厚生年金保険の法定猶予制度許可事業所に対する計画的な履行管理等の施策については、必要な対応を継続すること。また、無年金・低年金の防止に向けた対策についても、引き続き推進すること。
- 2. 長期化するコロナ禍を背景として、オンラインサービスに対する国民のニーズは更に高まりを見せている。こうしたことから、電子申請の利用促進、各種通知等の電子化やオンライン相談の環境整備など、非対面型のオンラインサービスの環境整備等を引き続き推進するとともに、オンラインサービスに不慣れな被保険者や年金受給者等に対する対面型サービスの重要性も踏まえつつ、チャネル体系の整理に更に取り組むこと。
- 3. 年金制度の正確な理解を深めてもらうため、地域、企業、教育等の様々な場において、本年施行される繰下げ受給の上限年齢の引上げや厚生年金保険の被保険者資格の範囲拡大等の制度改正事項も含めた制度理解の促進に更に取り組むこと。この取組に当たっては、オンラインによる年金制度説明会等を引き続き開催することに加え、市区町村や社会保険労務士会などの関係機関との効果的な連携方法について検討すること。

さらに、年金委員活動の活性化を図るため、Web 会議ツールを活用した研修等の更なる充実に取り組むとともに、年金相談事業が様々な生活への不安を抱えている方を地域の相談支援のネットワークへつなげるための端緒となりうることから、引き続き市区町村や他の相談支援機関との連携強化等に努めること。

4. 年金制度改正関係法への対応について、制度を実務として正確かつ円滑に行うためにも、引き続き必要なシステム改修などに万全を期すとともに、働き方改革や女性職員の更なる活躍等を推進する観点から、度重なる制度改正により複雑化し、増大の一途を辿る業務量に応じた人員・予算等について厚生労働省と連携し確保すること。

以上

#### 令和3年度予算の執行(決算)状況【経費別・要因別】

	一般	管理費		業務経費		年金生活者	支援給付金事業経費
	人件費 (税)	物件費 (税)	保険事業経費 (保険料)	オンラインシステム (保険料)	年金相談等事業経費 (保険料)	人件費 (税)	物件費 (税)
	956.7億円	112.3億円	958.8億円	677.6億円	488.9億円	16.2億円	45.7億円
3256.2億円	1,069	9.1億円		2,125.3億円			61.9億円
·算額	888.9億円	92.1億円	835.6億円	598.7億円	451.3億円	15.9億円	30.9億円
2913.4億円	981.	0億円		1,885.6億円			46.8億円
下用額	67.9億円	20.2億円	123.2億円	78.9億円	37.6億円	0.3億円	14.8億円
342.9億円	不用額:	88. 1億円		不用額: 239. 7億円		不用	頁:15.1億円
	_	不用額:2.1億円	不用額:77.9億円	不用額:11.1億円	不用額:18.8億円	_	不用額:2.6億円
①入札による減少 112.5億円	-	かる入札滅 (0.9億円) 〇 経理業務委託経費の入札滅 (0.4億円) 〇 年金個人情報を取り扱う外部委託 管理にかかるアドバイザー経費の 入札滅 (0.2億円)等	○ 事務センターにおける入力業務・ 共同処理委託経費の入札減(30.7 億円) ○ 国民年金保険料納付書作成経費の 入札減〔14.3 億円) ○ 納付替励業務委託経費の入札減 〔5.9 億円〕 ○ 源泉徴収票等作成経費の入札減 (4.3億円)等	びに更改に伴うデータ移行業務の 入札減 (4.5億円) ○ 源泉徴収サブシステム機器更改の ハードウェアリース及び保守業務	<ul> <li>○振込通知書・統合通知書等作成経費の入札減(12.7億円)</li> <li>○ねんきん定期便作成経費の入札減(2.5億円)</li> <li>○年金請求書(TA)の作成経費の入札減(1.4億円)等</li> </ul>	_	○ 統合通知書作成経費の入札減(1. 億円) ○ 支給額変更通知書・不該当通知 作成経費の入札減(0.5億円)等
	_	不用額:5.7億円	不用額:1.6億円	不用額:5.6億円	不用額:0.7億円	_	-
②事務の効率化、努力・ 精査によるもの 13.6億円	-	○ TV会議システムの活用による研修 旅費等の減 (5.3億円) ○ 監査経典向上によるフォローアッ ブ監査旅費の減 (0.1億円)等	○ 源泉徴収票郵送料の割引制度の活用による減(0.8億円) ○ 臨時特例免除に関する周知リーフレットについて、既存分の変更により新規調達を行わなかったことによる減(0.3億円)等	○ 年金業務システムに係る拠点設備 の實借・保守業務の必要台数精査 による減(2.6億円) ○ 源泉徴収サプシステム機器更改の システム開発における工数精査に よる減(2.1億円)等	○ 事務処理機器購入経費の必要台数 精査による滅(0.7億円)	-	-
③事業内容の変更、延 期、見直し等によるもの 116.0億円	-	不用額:12.3億円	不用額:19.6億円	不用額:62.2億円	不用額:11.7億円	-	不用額:10.2億円
	_	不用額:9.1億円	不用額:17.4億円	不用額:50.1億円	不用額:8.9億円	_	不用額:10.2億円
(ア)内的要因 95.7億円	_	込みを下回ったことによる滅(1.1 億円) 〇 広域異動者数が見込みを下回った ことによる赴任旅費の滅(0.5億 円)	○ 国民年金納付書発送にかかる送料単価及び件数の減 (7.9億円) ○ 特別催告状の発送件数の減 (3.7億円) ○ 加入者ダイヤルオペレーター委託費の減 (3.0億円) ○ J-Lis照会手数料の減 (2.7億円)等	○ 年金業務システム(フェーズ2) の支援等業務に必要な経費の滅 (11.5億円) ○ システム開発の延期(要件整理) による開発経費の滅(10.1億円) ○ オンライン相談(ねんきんネット)にかかるシステム構築実施時期見直しによる滅(5.6億円)等	<ul> <li>□ ールセンターの音声認識ツールの機能拡大経費経費の減(5.3億円)</li> <li>□ ねんきんダイヤルオペレーター委託費の減(2.6億円)</li> <li>□ ねんきんダイヤル電話料金の減(2.5億円)</li> <li>□ J-LIS照会手数料が見込みを上回ったことによる増(▲0.8億円)等</li> </ul>	_	○ 支援給付金ダイヤルのオペレータ 委託費の減(5.2億円) ○ 改定通知書の発送件数の減(1.1億円) ○ 変更通知書・不該当通知書の発送 件数の減(0.6億円) ○ 支援給付金ダイヤル電話料金の減 (0.3億円)等
	_	不用額:3.2億円	不用額:2.2億円	不用額:12.1億円	不用額:2.8億円	-	_
(イ)外的要因 20.3億円	-	高崎年金事務所の土地購入経費の	○ 金融機関調査手数料の減(0.6億円) ○ 同時通訳サービス業務委託経費の減(0.6億円)等	○ 厚生労働省統合ネットワークの回線・機器にかかる経費の入札滅(5.6億円) ○ オンラインビジネスモデルにおける一部機能の実施時期延伸による滅(3.5億円) ○ システム開発の延期(対外調整に時間を要したため)による開発経費の滅(3.0億円)	め、席数を間引き運用したことに よるねんきんダイヤルオペレー ター委託費の滅(2.8億円)	-	-
	不用額:67.9億円	不用額:0.1億円	不用額:24.1億円	_	不用額:6.4億円	不用額:0.3億円	不用額:2.0億円
④人件費等によるもの 100.8億円	<ul><li>○ 休業・休職者及び欠員に伴う減(51.9億円)</li><li>○ 退職手当の減(16.0億円)等</li></ul>		特定業務契約職員等にかかる給与及 び賞与の滅(24.1億円)	_	特定業務契約職員等にかかる給与及 び賞与の滅(6.4億円)	-	特定業務契約職員等にかかる給与及 び賞与の滅(2.0億円)
				14			

#### 令和3年度予算の執行(決算)状況【事項別表】

						令和3年度			(単位:白万円)
項			事項	事項の概要	予算額(A)	決算額(B)	差(A-B)		主な増減要因と不用額
一般管理費	ア.	-;	設管理に必要な経費		106, 905	98, 098	8, 807		
		1	職員人件費	機構職員の基本給及び諸手当	95, 674	88, 888	6, 786	<b>④人件費等</b>	・休業・休職者及び欠員による滅(5,212百万円) ・退職手当の滅(1,574百万円)
		2	施設整備費	機構が保有管理する年金事務所 建物及び宿舎等の改修等を行う ために必要な経費	3, 114	2, 731	383	①入札による減少 ③事業内容の見直し等	・高崎年金事務所の土地購入経費の減(270百万円) ・世田谷年金事務所の改築工事にかかる入札減(87百万円)
		3	上記以外の物件費	機構の内部管理事務や各種会議 等を実施するために必要な経費 (旅費、土地建物借料、雑役務 費等)	8, 117	6, 479	1, 638	①入札による減少 ②事務の効率化等 ③事業内容の見直し等	・研修方法の変更等(TV会議システム活用)による研修旅費等の減(525百万円) ・年金事務所等の内部管理経費の減(107百万円) ・赴任旅費の減(52百万円) ・厚生労働省統合ネットワーク回線・機器経費の減(51百万円)
保険事業 経費					95, 877	83, 558	12, 319		
	イ.	<b>国</b> .	民年金の適用業務に必要な経費		12, 566	10, 124	2, 442		
			適用対策の実施に必要な経費 (未加入者に対する届出勧奨 等)	国民年金未加入者や国民年金への種別変更を要する者に対するお知らせ位作成・郵送経費扱及び住民基本台帳本小トワークの使用料、年金制度の説明及び福本出動架(資格県 口座振替、免除申請等)のため戸別訪問を行う有期雇用職員に要する経費	2, 889	2, 457	432	③事業内容の見直し等 ④人件費等	・J-Lis照会手数料の減(267百万円) ・特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(150百万円)
		2	事務センターに必要な経費(国 年適用)	国民年金適用の各種届書の入 力、通知書作成及び発送準備等 業務の委託に要する経費、事務 センター建物の賃借料	4, 439	2, 941	1, 498	①入札による減少	・入力業務・共同処理委託の入札減(1,427百万円)
		3		市区町村の国民年金担当、国民年金 被保険者等からの年金加入記録、保 険料納付等に係る電話照会業務( ねらきん加入者ダイヤル)の外部委託 経費	1, 249	806	443	③事業内容の見直し等	- 加入者ダイヤルの外部委託費の減(303百万円) - 同時通訳サービス業務委託費の減(63百万円) - 加入者ダイヤルの電話料金の減(62百万円)
			その他(年金事務所等における 事業運営費等:国年適用)	年金事務所等において国民年金 の適用関係業務を実施するため の帳票印刷経費等の事業運営費 等	3, 989	3, 920	69	③事業内容の見直し等	・データセンタ土地借料の減(61百万円)

					令和3年度			
項		事項	事項の概要	予算額(A)	決算額(B)	差 (A-B)		主な増減要因と不用額
保険事業 経費(続き)	ウ. 🛭	国民年金の徴収業務に必要な経費		29, 741	24, 329	5, 412		
	1	納付督励業務の委託に要する経 費	公共サービス改革法に基づき国 民年金保険料の収納業務を民間 企業に委託するための経費	5, 604	4, 926	678	①入札による減少	<ul><li>・納付督励業務委託経費の入札減(585百万円)</li><li>・納付特例業務委託の成功報酬支払いが見込みを下回ったことによる減(54百万円)</li></ul>
	2	免除等の勧奨に必要な経費(免 除等申請書の送付等)	免除等制度の周知や手続きの案 内に必要な文書、申請書等の印 刷経費、郵送経費及び免除等申 請書の作成委託経費	752	554	198	①入札による減少 ②事務の効率化等 ④人件費等	- 免除猶予申請書作成・発送経費の入札減(95百万円)     - 特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(24百万円)     - 臨時特例免除印刷製本費の効率化による減(25百万円)
	3	国民年金保険料の収納対策に必 要な経費	国民年金の収納に係る制度周知、申請書、督促状等の印刷、発送、郵送経費及 び文書の封入封線、電話・窓口における 納付督励業務や関係書類作成補助等を行 う有期雇用職員に要する経費	9, 295	8, 618	677	①入札による減少 ④人件費等	・特別催告状作成経費の入札・作成件数の減(704百万円)
	4		国民年金保険料の納付書、催告 状等の帳票印刷経費、郵送費、 納付書の作成、印字及び封入封 緘委託経費	6, 497	4, 136	2, 361	①入札による減少 ③事業内容の見直し等	・納付書作成経費の入札・作成件数の減(1,495百万円) ・納付書発送にかかる郵便料金の減(785百万円)
	5	事務センターに必要な経費(国 年徴収)	国民年金徴収の各種届書の入 力、通知書作成及び発送準備等 業務の委託に要する経費	2, 924	1, 869	1, 055	①入札による減少 ③事業内容の見直し等	・入力業務・共同処理委託の入札減(978百万円) ・通知書作成・発送準備業務委託経費の減(80百万円)
	6	その他(年金事務所等における 事業運営費等:国年徴収)	年金事務所等において国民年金 の収納関係業務を実施するため の帳票印刷経費等の事業運営費 等	4, 669	4, 226	443	①入札による減少 ④人件費等	<ul> <li>特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(105百万円)</li> <li>控除証明書作成・発送経費の入札減(137百万円)</li> <li>業務用車両購入経費の入札減(87百万円)</li> <li>クレカ情報等の入力業務の入札減(35百万円)</li> <li>還付金振込通知書の作成・発送経費の入札減(31百万円)</li> </ul>

						令和3年度			(単位:日月日)
項			事項	事項の概要	予算額(A)	決算額(B)	差 (A-B)		主な増減要因と不用額
	エ.	厚	生年金保険等の適用業務に必要な績	経費	30, 998	29, 508	1, 490		
		1	適用対象事業所の適用促進に必 要な経費 (加入勧奨業務委託)	社会保険未加入事業所に対する加入 勧奨業務に必要な旅費、勧奨用チラ シ等の印刷経費、郵送経費、文書・ 電話による加入勧奨業務の外部委託 経費	107	42	65	③事業内容の見直し等	・令和3年度就労状況調査中止に伴う調査票作成経費等の減(49百万円)
		2	国税庁源泉義務者情報等を活用 した適用調査対象事業所対策に 係る経費	国税情報等により把握した社会保険 未加入事業所に対する訪問による加入	7, 887	7, 301	586	③事業内容の見直し等 ④人件費等	<ul><li>特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(543百万円)</li><li>出張時における旅費交通費の減(26百万円)</li></ul>
			事務センターに必要な経費(厚 年適用)	厚生 年金適用の各種届書の入 力、通知書作成及び発送準備等 業務の委託に要する経費、事務 センター建物の賃借料	9, 756	9, 485	271	①入札による減少 ③事業内容の見直し等	・入力業務・共同処理委託の入札滅(415百万円) ・事務センターパンチ委託経費の増(▲123百万円)
保険事業		4	算定基礎届等の事務処理に要す	標準報酬の定時決定を行うための算 定基礎届等の印刷経費、郵送経費、 事業所向けの説明会会場賃借料、書 類の受付、入力業務等を行う派遣職 員に必要な経費	1, 856	1, 729	127	③事業内容の見直し等	・事務センター業務に係る派遣経費の減(63百万円) ・算定基礎届書の発送件数の減(36百万円)
経費(続き)			電話照気対応果務の外部安託に	事業主、厚生年金被保険者等からの 厚生年金適用関係に係る電話照会対 応業務経費	525	515	10	③事業内容の見直し等	・加入者ダイヤルの電話料金の減(10百万円)
		6	その他(年金事務所等における 事業運営費等 : 厚年適用)	年金事務所等において厚生年金 保険等の適用関係業務を実施す るための帳票印刷経費等の事業 運営費等	10, 867	10, 436	431	<b>④人件費等</b>	・特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の滅(428百万円)
	才. _	厚:	生年金保険等の徴収業務に必要な創	经費	7, 888	7, 533	355		
			健康保険・厚生年金保険の保険 料徴収対策に必要な経費	厚生年金保険料の滞納処分に係 る旅費、帳票類の印刷経費、戸 籍謄本の手数料等に要する経費	1, 424	1, 257	167	①入札による減少 ③事業内容の見直し等 ④人件費等	・特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(82百万円) ・債務承認書作成経費の入札減(61百万円) ・出張時における旅費交通費の減(33百万円)
			その他(年金事務所等における 事業運営費等:厚年徴収)	年金事務所等において厚生年金の徴 収関係業務を実施するための帳票印 刷経費や滞納事業所から納付受託し た証券を金融機関へ委託する経費等 の事業運営費	6, 464	6, 276	188	③事業内容の見直し等 ④人件費等	・特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(87百万円) ・金融機関調査手数料の減(58百万円) ・出張時における旅費交通費の減(35百万円)

						令和3年度			
項			事項	事項の概要	予算額(A)	決算額(B)	差 (A-B)		主な増減要因と不用額
	<b>カ</b> .	年	金給付業務に必要な経費		14, 684	12, 064	2, 620		
保険事業		1	年金の裁定及び支払等給付事務 に必要な経費	牌書認定医への謝金、年金証書等の印刷経費、 郵送経費、年金支払いに係る漏泉微収票等の作 成及び残送準備委託経費、扶養親族等申告書の データ入力業務等の外部委託経費等の年金の載 定及び支払に要する経費	7, 936	6, 190	1, 746	①入札による減少 ③事業内容の見直し等	- 源泉徴収票作成経費の入札減(427百万円) - 扶養親族等申告書の受付・入力・審査業務委託費の入札減(311百万円) - 中央年金センターにおける年金給付業務の入札減(276百万円) - 支給額変更通知書作成経費の入札減(135百万円) - 中央年金センターにおける労働者派遣等経費の入札減(95百万円)
経費(続き)		2	事務センターに必要な経費(国 年・厚年給付)	各種届書の入力、通知書作成及 び発送準備等業務の委託に要す る経費	921	669	252	①入札による減少	- 入力業務・共同処理委託の入札減(252百万円)
		3	その他(年金事務所等における 事業運営費等:国年・厚年給 付)		5, 827	5, 205	622	②事務の効率化等 ③事業内容の見直し等 ④人件費等	・特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(217百万円) ・障害年金センターにおける年金給付業務の入札減(110百万円) ・「返納申出書」の提出勧奨(訪問)旅費の減(64百万円) ・出張時における旅費交通費の減(57百万円)
オンライン システム 経費	+.	社	会保険オンラインシステムに必要な	な経費	67, 760	59, 866	7, 894		
		1	住気体吹インフィンンステムの   海田笙に必要か経典	年金保険事業を適切に行うため の社会保険オンライシステムの 運用等に要する経費		48, 347	5, 100	③事業内容の見直し等	・年金給付周辺サーバ等にかかるシステム開発の延期による開発経費の減 (1,316百万円) ・厚生労働省統合ネットワークの回線・機器経費の入札減(568百万円) ・オンライン相談(ねんきんネット)にかかるシステム構築実施時期見直 しによる減(555百万円)
		2	社会保険オンラインシステムの 見直しに必要な経費	公的年金業務の業務・システム 最適化計画に基づき、社会保険 オンラインシステムを見直すた めに要する経費	14, 313	11, 519	2, 794	①入札による減少 ③事業内容の見直し等	・年金業務システム (フェーズ2) の支援等業務実施時期変更による譲(1,153百万円)     ・年金業務システムに係る更改、データ移行業務の入札減(448百万円)     ・年金業務システムに係る拠点設備の賃借・保守業務の必要台数精査による減(260百万円)

					令和3年度			
項		事項	事項の概要	予算額(A)	決算額(B)	差 (A-B)		主な増減要因と不用額
年金相談等 事業経費	ク. 年	F金相談等に必要な経費		48, 891	45, 134	3, 757		
	1	年金事務所及び年金相談セン ター等における相談対応経費	年金相談センター建物の賃借料、年 金事務所、年金相談センターにおけ る相談業務委託経費、臨時の出張相 談所の設置等に要する経費	5, 926	5, 441	485	③事業内容の見直し等	<ul><li>・年金事務所窓口における社労士配置人数実績による委託経費の減(282百万円)</li><li>・年金相談センター借料の減(119百万円)</li></ul>
	2	常に年金記録が確認できる仕組 みに必要な経費 (「ねんきん ネット」サービス)	いつでも年金記録が確認できる ねんきんネットの利用促進を図 るためのシステム開発の企画等 の支援経費等の運営経費	124	92	32	②事務の効率化等	・「ねんきんネット」周知用HPを既存HP対応としたことによる減(32百万円)
	3	ねんきん定期便に必要な経費	加入期間、保険料納付実績及び将来 の年金給付に関する情報をわかりや すくお知らせするねんきん定期便の 作成、送付に必要な経費	4, 416	4, 186	230	①入札による減少	・ねんきん定期便作成経費の入札減(248百万円)
	4		コールセンター建物の賃借料、年金 受給者等からの電話相談、各種書類 の送付依頼の受付等を行うコールセ ンター、予約受付専用ダイヤルに要 する経費	6, 882	5, 468	1, 414	③事業内容の見直し等	<ul> <li>・ねんきんダイヤルの外部委託費の減(539百万円)</li> <li>・コールセンターの音声認識ツールの機能拡大経費の減(522百万円)</li> <li>・ねんきんダイヤル電話料金の減(251百万円)</li> <li>・チャットボットサービス構築経費の減(60百万円)</li> </ul>
	5		年金請求書(事前送付)、年金 振込通知書等の印刷経費、郵送 経費、作成及び発送準備委託経 費等	9, 458	8, 052	1, 406	①入札による減少	- 振込通知書作成経費の入札減(524百万円) - 統合通知書等作成経費の入札減(405百万円) - 扶養親族申告書作成経費の入札減(247百万円) - 年金請求書作成経費の入札減(135百万円)
	6	個人番号導入に必要な経費	個人番号制度の導入に伴い、個 人番号収録に際して必要となる 経費(各種通知の作成・発送経 費やJ-Lisへの情報照会手数料 等)	5, 108	4, 979	129	③事業内容の見直し等	・個人番号収録状況のお知らせ等の作成経費の減(201百万円) ・J-Lis照会手数料の増(▲84百万円)
	7	ての他(平面争務所寺における	年金事務所等において年金相談 業務を実施するための物件費等 の事業運営費等	16, 977	16, 916	61	①入札による減少	・年金相談センター防犯カメラ購入経費の入札減(81百万円)

(単位:百万円)

	Т								(単位・日ガロ)	
						令和3年度				
項			事項	事項の概要	予算額(A)	決算額(B)	差(A-B)	主な増減要因と不用額		
年金生活者 支援給付金 事業経費	E活者 が、年金生活者支援給付金事業に必要な経費 経費					4, 679	1, 506			
		1		機構職員(年金生活者支援給付金業 務従事者)の基本給及び諸手当	1, 619	1, 589	30	④人件費等	・退職手当の滅(33百万円)	
		2	物件費	給付金請求書 (TA) の作成及び発送、請求に係る相談、請求書の受付・審査、支給決定・振込通知書の作成及び発送、並びに給付金専用ダイヤル等に要する経費		3, 090	1, 476	①入札による減少 ③事業内容の見直し等 ④人件費等	・支援給付金専用ダイヤル委託費及び電話料金の減(544百万円) ・特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(204百万円) ・統合通知書発送件数の減(113百万円) ・改定通知書発送件数の減(113百万円) ・支給額変更通知書・不該当通知書の作成・発送件数の減(62百万円)	
			総合計		325, 618	291, 336	34, 282			

注:金額については、端数処理の関係で合計に一致しない場合がある。

項	事項		令和元	元年 <b>度</b>	令和:	2 年度	(単位:白万円) <b>令和3年度</b>		
- 4		争填		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
一般 管理費	ア	_	般管理に必要な経費	105, 855	99, 660	107, 314	99, 070	106, 905	98, 098
		1	職員人件費	95, 649	90, 242	96, 240	89, 547	95, 674	88, 888
		2	施設整備費	1, 957	1, 916	2, 835	2, 833	3, 114	2, 731
		3	上記以外の物件費	8, 249	7, 502	8, 239	6, 690	8, 117	6, 479
保険事業 経費				89, 986	85, 071	97, 079	86, 750	95, 877	83, 558
	1.	. 国	民年金の適用業務に必要な経費	11, 936	10, 950	13, 298	11, 369	12, 566	10, 124
		1	適用対策の実施に必要な経費 (未加入者に対する届出勧奨等)	2, 444	2, 184	2, 906	2, 714	2, 889	2, 457
		2	事務センターに必要な経費 (国年適用)	4, 003	4, 017	4, 442	3, 817	4, 439	2, 941
		3	電話照会対応業務の委託に必要な経費	1, 369	944	1, 796	791	1, 249	806
		4	その他(年金事務所等における事業運営費等) (国年適用)	4, 120	3, 805	4, 154	4, 047	3, 989	3, 920

項			事項	令和元	<b>元年度</b>	令和2年度		令和3年度	
块			<b>李</b> 坝	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
保険事業 経費 (続き)	ウ. 国民年金の徴収業務に必要な経費			26, 868	25, 369	29, 517	26, 172	29, 741	24, 329
		1	納付督励業務の委託に要する経費	4, 704	4, 365	5, 453	5, 055	5, 604	4, 926
		2	免除等の勧奨に必要な経費 (免除等申請書の送付等)	416	396	412	440	752	554
		3	国民年金保険料の収納対策に必要な経費	8, 939	8, 091	9, 524	8, 436	9, 295	8, 618
		4	納付書の作成等に必要な経費	6, 553	5, 916	6, 649	5, 493	6, 497	4, 136
		5	事務センターに必要な経費 (国年徴収)	1, 898	2, 380	2, 980	2, 580	2, 924	1, 869
		6	その他(年金事務所等における事業運営費等) (国年徴収)	4, 358	4, 221	4, 499	4, 168	4, 669	4, 226

項			事項	令和元	<b>元年度</b>	令和:	2 年度	令和3年度	
坝			<b>学</b> 供	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
	Ι.	エ. 厚生年金保険等の適用業務に必要な経費		33, 093	31, 856	33, 971	31, 291	30, 998	29, 508
		1	適用対象事業所の適用促進に必要な経費 (加入勧奨業務委託)	75	43	75	8	107	42
		2	国税庁源泉義務者情報等を活用した適用調査対象 事業所対策に係る経費	8, 424	7, 333	8, 827	7, 977	7, 887	7, 301
		3	事務センターに必要な経費 (厚年適用)	12, 601	13, 292	11, 334	10, 195	9, 756	9, 485
保険事業		4	算定基礎届等の事務処理に要する経費	1, 489	1, 462	1, 959	2, 314	1, 856	1, 729
経費 (続き)		5	電話照会対応業務の委託に必要な経費	499	363	597	377	525	515
		6	その他(年金事務所等における事業運営費等) (厚年適用)	10, 005	9, 363	11, 179	10, 420	10, 867	10, 436
	才.	厚	生年金保険等の徴収業務に必要な経費	4, 317	4, 194	5, 823	5, 672	7, 888	7, 533
		1	健康保険・厚生年金保険の保険料徴収対策に必要 な経費	155	153	250	107	1, 424	1, 257
		2	その他(年金事務所等における事業運営費等) (厚年徴収)	4, 162	4, 041	5, 573	5, 565	6, 464	6, 276

項			事項	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
<b>4</b>			李纨	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
保険事業 経費 (続き)	カ、年金給付業務に必要な経費		13, 772	12, 702	14, 470	12, 246	14, 684	12, 064	
		1	年金の裁定及び支払等給付事務に必要な経費	8, 076	7, 030	8, 507	6, 820	7, 936	6, 190
		2	事務センターに必要な経費 (国年・厚年給付)	922	922	918	742	921	669
		3	その他(年金事務所等における事業運営費等) (国年・厚年給付)	4, 774	4, 750	5, 045	4, 684	5, 827	5, 205
オンライン システム 経費	+.	社	会保険オンラインシステムに必要な経費	68, 732	62, 769	62, 724	58, 472	67, 760	59, 866
		1	社会保険オンラインシステムの運用等に必要な経 費	55, 844	52, 249	49, 637	48, 178	53, 447	48, 347
		2	社会保険オンラインシステムの見直しに必要な経 費	12, 888	10, 520	13, 087	10, 294	14, 313	11, 519

(単位:百万円)

項			事項	令和元	年度	令和 2	2 年度	(単位:百万円) <b>令和3年度</b>		
垻			争填	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	
年金相談等 事業経費	ク.	年	金相談等に必要な経費	48, 835	44, 059	49, 480	46, 118	48, 891	45, 134	
		1	年金事務所及び年金相談センター等における相談 対応経費	6, 018	5, 771	5, 986	5, 596	5, 926	5, 441	
		2	常に年金記録が確認できる仕組みに必要な経費 (「ねんきんネット」サービス)	104	75	124	92	124	92	
		3	ねんきん定期便に必要な経費	6, 141	5, 485	5, 761	4, 473	4, 416	4, 186	
		4	コールセンターの運営、電話相談体制拡充に必要な経費、相談予約受付専用窓口の運営に必要な経 費	5, 171	4, 793	6, 142	5, 764	6, 882	5, 468	
		5	被保険者記録提供及び年金振込通知書等に必要な 経費	9, 429	8, 467	9, 754	8, 444	9, 458	8, 052	
		6	個人番号導入に必要な経費	5, 499	4, 483	5, 284	4, 977	5, 108	4, 979	
		7	その他(年金事務所等における事業運営費等) (年金相談)	16, 473	14, 985	16, 429	16, 772	16, 977	16, 916	
年金生活者 支援給付金 事業経費	ケ、年金生活者支援給付金事業に必要な経費			11, 233	8, 082	6, 434	5, 247	6, 185	4, 679	
		1	職員人件費	1, 642	1, 613	1, 612	1, 609	1, 619	1, 589	
		2	物件費	9, 591	6, 469	4, 822	3, 638	4, 566	3, 090	
			総合計	324, 641	299, 641	323, 031	295, 657	325, 618	291, 336	

注:金額については、端数処理の関係で合計に一致しない場合がある。